

# 赤井川村地域防災計画

【本 編】

令和4年3月

赤井川村防災会議



# 〔目 次〕

## 本 編

<b>第 1 章</b>	<b>総則</b> .....	<b>1</b>
第 1 節	計画策定の目的 .....	1
第 2 節	計画の位置づけ .....	1
第 3 節	計画の構成 .....	1
第 4 節	計画の修正要領 .....	2
第 5 節	防災ビジョン（計画の方針） .....	3
第 6 節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 .....	5
第 7 節	住民及び事業所の基本的責務 .....	11
第 8 節	村の自然条件と社会条件 .....	14
<b>第 2 章</b>	<b>防災組織</b> .....	<b>17</b>
第 1 節	組織計画 .....	17
第 2 節	動員配備計画 .....	26
第 3 節	住民組織等の活用 .....	28
<b>第 3 章</b>	<b>災害予防計画</b> .....	<b>29</b>
第 1 節	防災思想・知識の普及啓発及び防災教育の推進に関する計画 .....	29
第 2 節	防災訓練計画 .....	32
第 3 節	物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画 .....	34
第 4 節	相互応援（受援）体制整備計画 .....	35
第 5 節	自主防災組織の育成等に関する計画 .....	36
第 6 節	避難体制整備計画 .....	39
第 7 節	避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画 .....	44
第 8 節	情報収集・伝達体制整備計画 .....	49
第 9 節	建築物等災害予防計画 .....	50
第 10 節	消防計画 .....	52
第 11 節	水害予防計画 .....	55
第 12 節	風害予防計画 .....	57
第 13 節	土砂災害予防計画 .....	58
第 14 節	雪害予防、積雪・寒冷対策計画 .....	61
第 15 節	融雪災害予防計画 .....	64
第 16 節	複合災害に関する計画 .....	66
第 17 節	業務継続計画の策定 .....	67
<b>第 4 章</b>	<b>災害応急対策計画</b> .....	<b>69</b>

第1節	気象等に関する情報の収集・伝達計画	69
第2節	災害情報収集・伝達計画	85
第3節	災害通信計画	88
第4節	災害広報・情報提供計画	92
第5節	避難対策計画	95
第6節	応急措置実施計画	107
第7節	自衛隊派遣要請計画	111
第8節	広域応援・受援計画	115
第9節	ヘリコプター等活用計画	118
第10節	救助救出計画	120
第11節	医療救護計画	122
第12節	防疫計画	126
第13節	災害警備計画	129
第14節	交通応急対策計画	130
第15節	輸送計画	138
第16節	食料供給計画	140
第17節	給水計画	143
第18節	衣料、生活必需物資供給計画	145
第19節	石油類燃料供給計画	148
第20節	電力施設災害応急計画	149
第21節	ガス施設災害応急計画	149
第22節	上下水道施設対策計画	150
第23節	応急土木対策計画	151
第24節	被災宅地安全対策計画	153
第25節	住宅対策計画	155
第26節	障害物除去計画	159
第27節	文教対策計画	160
第28節	行方不明者の捜索及び遺体の収容・処理・埋葬計画	164
第29節	家庭動物等対策計画	167
第30節	応急飼料計画	168
第31節	廃棄物等処理計画	169
第32節	災害ボランティアとの連携計画	171
第33節	労務供給計画	173
第34節	災害救助法の適用と実施	175
<b>第5章</b>	<b>地震災害対策計画</b>	<b>179</b>
第1節	赤井川村における地震の想定	179
第2節	地震災害予防対策	183
第3節	地震災害応急対策計画	191

<b>第 6 章</b>	<b>事故災害対策計画</b> .....	<b>203</b>
第 1 節	道路災害対策計画 .....	203
第 2 節	危険物等災害対策計画 .....	208
第 3 節	大規模な火事災害対策計画 .....	214
第 4 節	林野火災対策計画 .....	218
第 5 節	大規模停電災害対策計画 .....	223
<b>第 7 章</b>	<b>災害復旧・被災者援護計画</b> .....	<b>227</b>
第 1 節	災害復旧計画 .....	227
第 2 節	被災者援護計画 .....	229



# 第1章 総則

## 第1節 計画策定の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「基本法」という。）第42条の規定に基づき、赤井川村防災会議が作成する計画であり、赤井川村の地域に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧等の災害対策を実施するに当たり、防災関係各機関がその機能のすべてを挙げて、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するための事項を定め、防災の万全を期する事を目的とする。

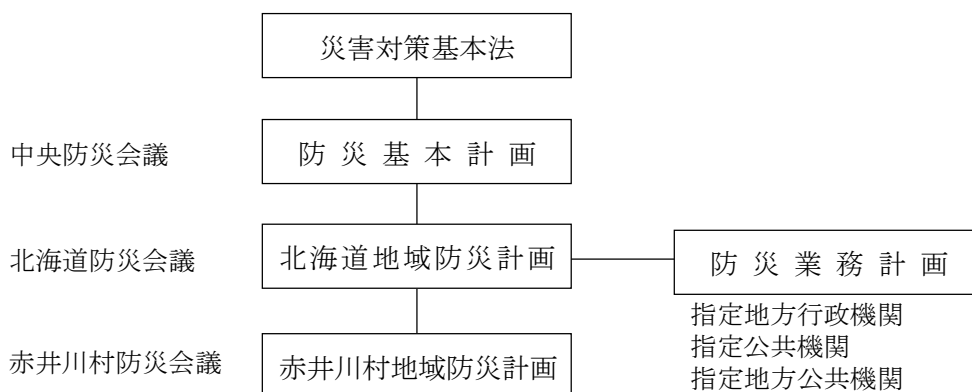
なお、本計画は、「持続可能な開発目標（SDGs）」の主にゴール1、11、13の達成に資するものである。



## 第2節 計画の位置づけ

赤井川村地域防災計画は、基本法をはじめ、中央防災会議が定める「防災基本計画」、北海道防災会議が定める「北海道地域防災計画」と密接に関連し、これら上位計画と整合性を有している。

### ■計画の位置づけ■



## 第3節 計画の構成

赤井川村地域防災計画は、本編、原子力防災計画編、資料編及び原子力防災計画資料編から構成する。本編は7章からなり、地震災害対策計画は第5章として掲載する。

## 第4節 計画の修正要領

---

赤井川村防災会議は、基本法第42条に定めるところにより赤井川村地域防災計画に随時検討を加え、おおむね次に掲げるような事項について必要があると認めるときは、修正の基本方針を定めこれを修正するものとする。

- 1 社会、経済の発展に伴い計画が社会生活の実態と著しく遊離したとき。
- 2 防災関係機関が行う防災上の施策によって計画の変更（削除）を必要とするとき。
- 3 新たな計画を必要とするとき。
- 4 防災基本計画及び北海道地域防災計画の修正が行われたとき。
- 5 その他、赤井川村防災会議会長が必要と認めたとき。



## 第5節 防災ビジョン（計画の方針）

### 1. 計画推進に当たっての基本となる事項

この計画の推進に当たっては、北海道防災対策基本条例（平成21年北海道条例第8号）第3条の基本理念等を踏まえ、次の事項を基本とする。

- (1) 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。
- (2) 自助（住民が自らの安全を自らで守ることをいう。）、共助（住民等が地域において互いに助け合うことをいう。）及び公助（村及び防災関係機関が実施する対策をいう。）のそれぞれが効果的に推進されるよう、住民等並びに村及び防災関係機関の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。
- (3) 災害時は住民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、災害教訓の伝承や防災教育の推進、住民主体の取組の支援・強化により、防災意識の向上を図らなければならない。
- (4) 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により、地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程等における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女平等参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図らなければならない。
- (5) 新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図らなければならない。

### 2. 赤井川村の防災ビジョン

赤井川村は、緑豊かな「カルデラの里」として知られており、厳しい気候条件を生かした果菜類の栽培とともに、キロロ・スノーワールドの例に見るように農業観光共生型の村である。住む人も訪れる人も、本村ならではの『美しいカルデラ』の自然の中で、『やすらぎと感動』を実感できる心豊かで躍動感に満ちたふるさとの創造が進められている。

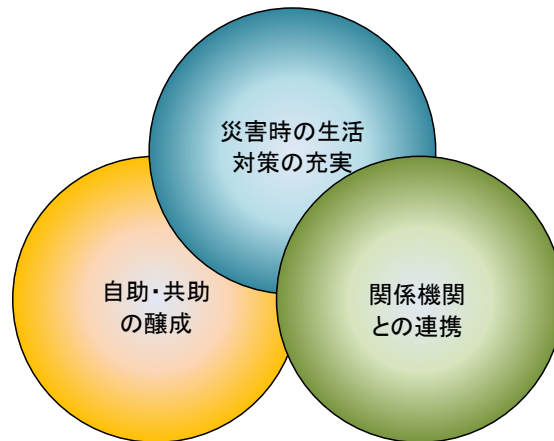
災害に関しては、過去、地震や風水害など自然災害の被災経験の少ない地域であるが、急速な高齢化に伴い、これからは、後志管内関係機関との連携のもとに災害に強い体制づくりとともに、「赤井川村国土強靱化地域計画」による減災に向けた地域づくりを進めていくことが必要となっている。

上記を踏まえ、村では、以下の防災ビジョンを掲げ、日頃の防災意識を高めるため「自助・共助の醸成」を図り、「関係機関との連携」を強化し、いざという時の「災害時の生活対策の充実」を図ることで災害に強い村づくりを推進する。

■ 村の防災ビジョン ■

「美しいカルデラ」の自然の中で、住む人も訪れる人も、いつでも安心して「やすらぎと感動」を実感できる体制づくりを目指します。

「日本で最も美しい村」をいつまでも保ち続けるための体制づくり



**災害時の生活対策の充実**

- ◇交通の確保
- ◇食料・飲料水及び生活必需物資の緊急調達体制の確立
- ◇迅速・円滑な除排雪体制整備

**自助・共助の醸成**

- ◇各地区の避難ルールづくり
- ◇要配慮者の支援体制の検討
- ◇事業所等との協力体制の確立

**関係機関との連携**

- ◇資機材の調達方法の確立
- ◇災害医療救護体制の整備
- ◇近隣市町村との広域体制づくり

## 第6節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

防災関係機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者の防災上処理すべき事務又は業務の大綱は次に定めるところによる。

なお、事務又は業務を実施するに当たり、防災関係機関の間、住民等の間、住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずる。

### 1. 赤井川村

事務又は業務の大綱	
1. 赤井川村防災会議に関する事務を行うこと。 2. 赤井川村災害対策本部の設置及び組織の運営を行うこと。 3. 防災に関する組織の整備を図り、物資及び資材の備蓄等、村内災害予防、応急対策の総合調整を行うこと。 4. 自主防災組織の充実及び住民の自発的な防災活動の促進を図ること。 5. 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援すること。 6. 赤井川村の所掌に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策を行うこと。	

### 2. 消防機関

機関名	事務又は業務の大綱
北後志消防組合 (赤井川支署) (赤井川消防団)	1. 災害時における被害の拡大防止、災害の鎮圧等の消防活動に関すること。 2. 火災警報等の住民への周知に関すること。 3. 住民の避難誘導と人命救助に関すること。 4. 緊急時における病人、負傷者急患の輸送に関すること。 5. 被災地の警戒体制に関すること。 6. その他村が行う災害に係る業務の全般的な協力に関すること。

### 3. 指定地方行政機関

機関名	事務又は業務の大綱
北海道開発局 (小樽開発建設部) (小樽道路事務所)	1. 災害に関する情報の伝達、収集に関すること。 2. 被害の拡大及び二次災害防止のための緊急対応の実施による市町村への支援に関すること。 3. 緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)の派遣に関すること。 4. 災害対策用機材等の地域への支援に関すること。 5. 直轄ダムの整備並びに災害復旧に関すること。 6. 直轄砂防施設の整備並びに災害復旧に関すること。 7. 国道の整備並びに災害復旧に関すること。 8. 国営農業農村整備事業に係る施設の災害復旧に関すること。 9. 補助事業に係る指導、監督に関すること。
北海道農政事務所	農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等に関すること。

機関名	事務又は業務の大綱
北海道森林管理局 (石狩森林管理署)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国有林につき保安林の配置の適正化と施業の合理化に関する こと。</li> <li>2. 林野火災の予防対策及び未然防止に関すること。</li> <li>3. 国有林の復旧治山及び予防治山の実施に関すること。</li> <li>4. 災害時に村が要請した場合に、可能な範囲において緊急対策及 び復旧資材の供給を行うこと。</li> </ol>
北海道運輸局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害時における陸上輸送の連絡調整に関すること。</li> <li>2. 自動車輸送事業の安全の確保に関すること。</li> </ol>
札幌管区気象台	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 気象、地象及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関 すること。</li> <li>2. 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動 に限る。）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解 説に関すること。</li> <li>3. 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関するこ と。</li> <li>4. 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関 すること。</li> <li>5. 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。</li> </ol>
北海道労働局 (小樽労働基準監督署)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 事業場、工場等の産業災害の防止対策に関すること。</li> <li>2. 災害時における労働者の確保と失業者の救済についての連絡 調整、援助に関すること。</li> </ol>
北海道財務局 (小樽出張所)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 公共土木施設、農林水産施設等の災害復旧事業費の査定立会に 関すること。</li> <li>2. 災害時における有価証券の喪失及び売買取引に伴う受渡し遅 延等に対する特例措置の要請に関すること。</li> <li>3. 地方公共団体の災害復旧事業債及び災害つなぎ資金の融通に 関すること。</li> <li>4. 災害時における預貯金の払戻し、手形交換、災害関係融資及び 保険金の支払保険料の払込みの猶予期間の延長、罹災金融機関 の早期営業、営業時間の延長並びに休日臨時営業等の特例措置 に係る金融機関への要請に関すること。</li> <li>5. 災害時における地方公共団体等への国有財産の無償使用を許 可し、又は無償貸付に関すること。</li> </ol>
北海道総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害時における通信の確保及び非常通信の訓練、運用、管理に 関すること。</li> <li>2. 非常通信協議会の運営に関すること。</li> </ol>
北海道地方環境事務所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 油等の大量流出による防除の協力に関すること。</li> <li>2. 災害廃棄物の処理等に関すること。</li> <li>3. 環境モニタリングに関すること。</li> <li>4. 家庭動物の保護等に関すること。</li> </ol>

機関名	事務又は業務の大綱
北海道経済産業局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 救援物資の円滑な供給と確保に関する事。</li> <li>2. 電気・ガス・石油製品等の円滑な供給確保に関する事。</li> <li>3. 商工鉦業の事業者の業務の正常な運営の確保に関する事。</li> <li>4. 被災中小企業の振興に関する事。</li> </ol>
北海道産業保安監督部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 電気事業者、ガス事業者、鉦山の防災上の措置の指導に関する事。</li> <li>2. 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス等の保安及び事業者の指導に関する事。</li> </ol>

## 4. 陸上自衛隊北部方面隊第11旅団

事務又は業務の大綱
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害派遣要請権者の要請に基づき部隊等を派遣する事。</li> <li>2. 防災訓練の協力、災害情報の収集・伝達に関する事。</li> </ol>

## 5. 北海道

機関名	事務又は業務の大綱
後志総合振興局 地域創生部地域政策課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 後志総合振興局地域災害対策連絡協議会の事務に関する事。</li> <li>2. 防災に関する組織の整備並びに物資及び資材の備蓄等その他災害予防措置に関する事。</li> <li>3. 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関する事。</li> <li>4. 災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関する事。</li> <li>5. 村及び指定地方公共機関の処理する防災に関する事務又は業務の調整に関する事。</li> <li>6. 自衛隊の災害派遣要請に関する事。</li> <li>7. 災害救助法の適用に関する事。</li> </ol>
後志総合振興局 小樽建設管理部事業室事業課	所管する道路、河川の維持管理及び災害予防、災害応急、災害復旧等の対策の実施に関する事。
後志総合振興局 小樽建設管理部事業室治水課	所管する河川、砂防施設の維持管理及び災害予防、災害応急、災害復旧等の対策の実施に関する事。
後志総合振興局 保健環境部余市地域保健支所	災害時における医療、防疫について必要な連絡調整、援助及び指導に関する事。
北海道警察 札幌方面余市警察署 (赤井川駐在所)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 住民の避難誘導及び救助並びに緊急交通路の確保に関する事。</li> <li>2. 災害情報の収集に関する事。</li> <li>3. 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒に関する事。</li> <li>4. 交通規制等応急対策の実施に関する事。</li> <li>5. 犯罪の予防、その他被災地における社会秩序の維持に関</li> </ol>

機関名	事務又は業務の大綱
	<p>すること。</p> <p>6. 危険物に対する保安対策に関すること。</p> <p>7. 広報活動に関すること。</p> <p>8. 村等防災関係機関が行う防災業務の協力に関すること。</p>

## 6. 指定公共機関

機関名	事務又は業務
東日本電信電話(株) 北海道事業部	非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電報電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。
(株)NTTドコモ北海道支社	非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。
KDDI(株)北海道総支社	非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。
ソフトバンク(株)	非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。
日本銀行札幌支店	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害時における通貨の円滑な供給を確保すること。</li> <li>2. 災害時における金融機関の業務運営の確保に係る措置を行うこと。</li> <li>3. 災害時における金融機関による金融上の措置の実施に係る要請を行うこと。</li> </ol>
日本赤十字社北海道支部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害救助法が適用された場合における医療、助産、遺体の処理等の救助業務を実施すること。</li> <li>2. 防災ボランティア（民間団体及び個人）の行う救助活動連絡調整を行うこと。</li> <li>3. 北海道災害義援金募集委員会の運営を行うこと。</li> </ol>
日本放送協会札幌放送局 (NHK)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 防災に係る知識の普及に関すること。</li> <li>2. 予報（注意報を含む。）、特別警報・警報、情報等並びに被害状況等に関する報道を実施し、防災広報に関する業務を行うこと。</li> </ol>
日本通運(株)小樽支店	災害時における救援物資の緊急輸送等について関係機関の支援を行うこと。
北海道電力(株) 送配電カンパニー 余市ネットワークセンター	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 電力供給施設の防災対策に関すること。</li> <li>2. 災害時における電力の円滑な供給の確保に関すること。</li> </ol>
日本郵便(株) (赤井川郵便局、都郵便局)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害時における郵便輸送の確保及び郵便業務運営の確保を図ること。</li> <li>2. 郵便の非常取扱いを行うこと。</li> <li>3. 郵便局の窓口掲示板等を利用した広報活動を行うこと。</li> </ol>

## 7. 指定地方公共機関

機関名	事務又は業務
民間放送事業者	1. 防災に係る知識の普及に関すること。 2. 気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等及び被害状況等に関する報道を実施し、防災広報に関する業務を行うこと。
一般社団法人北海道医師会 (余市医師会)	災害時における救急医療を行うこと。
一般社団法人北海道歯科医師会	災害時における歯科医療に関すること。
一般社団法人北海道薬剤師会	災害時における調剤、医薬品の供給に関すること。
公益社団法人北海道獣医師会	災害時における家庭動物の対応に関すること。
北海道土地改良事業団体連合会	1. 土地改良施設の防災対策に関すること。 2. 農業水利施設の災害対応策及び災害復旧対策を行うこと。
一般社団法人北海道バス協会 公益社団法人北海道トラック協会	災害時における人員、緊急物資及び災害対策用資材等の緊急輸送について関係機関の支援を行うこと。
一般社団法人北海道警備業協会	災害時における交通誘導業務及び避難所の警備について関係機関の支援を行うこと。
公益社団法人北海道看護協会	災害時における看護業務の支援を行うこと。
一般社団法人北海道LPガス協会	災害時におけるLPガス供給活動の支援を行うこと。
一般社団法人北海道建設業協会	災害時における応急対策業務を行うこと。
社会福祉法人 北海道社会福祉協議会	1. 被災地域におけるボランティアセンターの支援に関すること。 2. 北海道災害派遣ケアチームの派遣に関すること。 3. 赤井川村社会福祉協議会の処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け総合調整を図ること。

## 8. 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	事務又は業務
新おたる農業協同組合 ようてい森林組合	1. 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧策を行うこと。 2. 被災組合員に対する融資及びその斡旋を行うこと。 3. 共済金支払いの手続きを行うこと。
北しりべし廃棄物処理広域連合	災害時におけるごみ処理に関すること。
北後志衛生施設組合	災害時におけるし尿のくみ取り及び処理に関すること。
社会福祉法人 赤井川村社会福祉協議会	1. 被災生活困窮者に対する融資及びあっせんに関すること。 2. 被災者救護支援及び保護についての協力に関すること。

機関名	事務又は業務
	3. 防災ボランティア（民間団体及び個人）の行う救助活動連絡調整に関する事。
赤井川村商工会	災害時における物価の安定及び救援物資、復旧資材の確保について協力すること。
赤井川診療所	災害時において医療及び防疫対策について協力すること。
一般運送業者	災害時における救援物資及び応急対策用物資の緊急輸送等の協力に関する事。
危険物関係施設の管理者	災害時における危険物の保安に関する措置に関する事。
電気通信事業者	災害時における電気通信の確保について関係機関の支援に関する事。



## 第7節 住民及び事業所の基本的責務

いつでもどこでも起こりうる災害に対し、人的被害、経済被害を軽減する減災の取組を推進し、安全・安心を確保するためには、行政による災害対策を強化し「公助」を充実させていくことはもとより、住民一人ひとりや事業者等が自ら取り組む「自助」や、身近な地域コミュニティにおいて住民等が力を合わせて助け合う「共助」が必要となることから、個人や家庭、民間の事業者や団体等、様々な主体が連携して、災害に関する知識と各自の防災・減災対応に習熟し、その実践を促進する住民運動を展開するものとする。

### 1. 住民の責務

#### (1) 平常時の備え

住民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に自覚を持ち、平常時から、防災に関する知識の習得や食品、飲料水、生活必需物資の備蓄、各家庭の状況を考慮した準備品など、災害に対する備えを行うとともに、自発的な防災活動への参加や災害教訓の伝承に努めるものとする。

- ア 避難の方法(避難路、指定緊急避難場所等)及び家族との連絡方法の確認
- イ 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレ用トイレットペーパー、女性用品、ポータブルストーブ等の備蓄、
- ウ 非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器等)の準備
- エ 自動車へのこまめな満タン給油及び自宅等の暖房・給湯用燃料の確保
- オ 隣近所との相互協力関係の醸成
- カ 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握
- キ 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得
- ク 要配慮者への配慮
- ケ 自主防災組織の結成、備蓄や訓練の実施
- コ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等

#### (2) 災害時の対策

住民は、災害が発生した場合、まず、自らの身の安全を守るように行動した上で、近隣の負傷者や避難行動要支援者への支援、避難所における自主的活動、村、道及び防災関係機関が実施する防災活動への協力など、地域における被害の拡大防止や軽減への寄与に努めるものとする。

- ア 地域における被災状況の把握
- イ 近隣の負傷者や避難行動要支援者に対する救助・支援
- ウ 初期消火活動等の応急対策
- エ 避難場所での自主的活動や住民が主体となった避難所運営体制の構築
- オ 村・道・防災関係機関の活動への協力
- カ 自主防災組織の活動

(3) 災害時緊急事態の布告があったときの協力

国の経済や公共の福祉に重大な影響を及ぼすような異常で激甚な非常災害が発生し、基本法第105条に基づく災害緊急事態の布告が発せられ、内閣総理大臣から社会的・経済的混乱を抑制するため、生活必需品等国民生活との関連性が高い物資や燃料等国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等の協力を求められた場合、住民はこれに応ずるよう努めるものとする。

2. 事業者の責務

災害応急対策や災害復旧に必要となる、食料、飲料水、生活必需品等の物資・資材又は役務の供給・提供に関する者をはじめとする各事業者は、日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、村、道、防災関係機関及び自主防災組織等が行う防災対策に協力しなければならない。

このため、従業員や施設利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生等、災害時に果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するとともに、防災体制の整備や防災訓練の実施、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなどの取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

(1) 平常時の備え

- ア 災害時行動マニュアル及び事業継続計画（BCP）の策定
- イ 防災体制の整備
- ウ 事業所の耐震化の促進
- エ 予想被害からの復旧計画策定
- オ 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施
- カ 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応
- キ 取引先とのサプライチェーンの確保

(2) 災害時の対策

- ア 事業所の被災状況の把握
- イ 従業員及び施設利用者への災害情報の提供
- ウ 施設利用者の避難誘導
- エ 従業員及び施設利用者の救助
- オ 初期消火活動等の応急対策
- カ 事業の継続又は早期再開・復旧
- キ ボランティア活動への支援等、地域への貢献

3. 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

(1) 村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（要配慮者利用施設等の施設管理者を含む。）（以下「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、協働により、防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難支援体制の構築等の自発的な防災活動の推進に努めるものとする。

(2) 地区居住者等は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、村との連携に努めるものとする。

- (3) 赤井川村防災会議は、地区防災計画の提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて本計画に地区防災計画を定める必要性について判断し、必要があると認めるときは、本計画に地区防災計画を定めるものとする。
- (4) 村は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。
- (5) 村は、自主防災組織の育成、強化を図るとともに、住民一人ひとりが自ら行う防災活動の促進により、村における地域社会の防災体制の充実を図る。

#### 4. 住民運動の展開

災害に関する知識と各自の防災対策に習熟し、その実践を促進する住民運動が継続的に展開されるよう、村をはじめ、住民個人や家庭、事業者や団体等、多様な主体の連携により、防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等のあらゆる機会を活用し、防災意識を高揚するための様々な取組を行い、広く住民の参加を呼び掛けるものとする。

## 第8節 村の自然条件と社会条件

### 1. 地勢と気候

本村は、北海道の南西部、後志管内北部に位置し、四方を山に囲まれたカルデラ状の地形をなし、稜線を境に札幌市、小樽市、余市町、仁木町、倶知安町及び京極町の2市4町と隣接する。

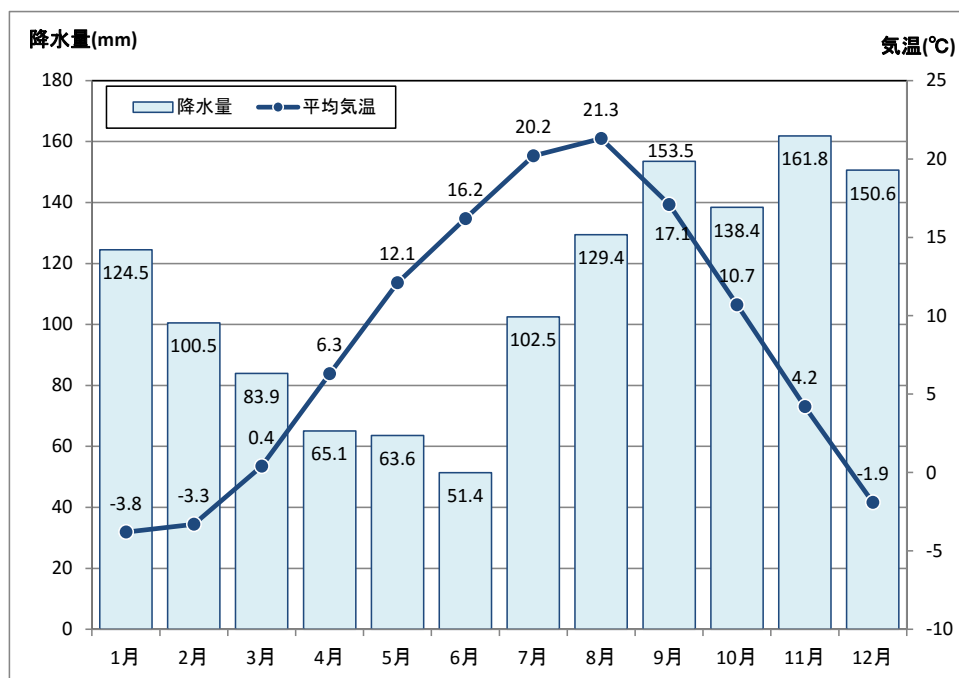
総面積は280.09km<sup>2</sup>（東西26km、南北17km）でその8割が山林で占められている。

地域は、東方の最高峰余市岳（標高1,488m）に源を発し、日本海に流入する余市川上流域の小樽川・白井川・余市川流域地帯と西側の赤井川流域からなり、赤井川流域の大半が火山山麓並びに砂礫台地であり、農地・宅地に利用され集落の中心をなす。

気候は、盆地特有の内陸型気候で、冬の積雪は多く、北海道内で有数の豪雪地帯である。

年間平均気温は8.3℃で最高気温は8月上旬に26℃前後となる反面、冬期は1月下旬から2月にかけて約-8℃である。降水量は、4月から6月までは少ない傾向にあり、おおむね8月から11月にかけて多くなり、年間では1,300mm程度である。

■平均気温と降水量（1991年～2020年の月別平均値、地点：余市）■



資料：気象庁ホームページ (<https://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/index.php>) を編集

### 2. 災害履歴

本村の災害は、「資料3-1 赤井川村災害履歴」のとおりであり、その特性は、低気圧、台風等に伴う風水害による被害が多く、以下、山林火災、冷害の順となっている。風水害は昭和29年の台風第15号災害（洞爺丸台風）が災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「救助法」という。）の適用となる大災害であり、以降、昭和年代は毎年のごとく家屋浸水、土木構造物被害等各所で発生している。近年の顕著な災害は、平成16年9月7日の台風第18号がもたらした強風による農業及び林業被害が挙げられる。総雨量が150mm程度であれば、河川の増水、場所によって内水氾濫が発生する可能性がある。

また、本村周辺の地震災害は、平成5年（1993年）北海道南西沖地震による数箇所の土

木被害が挙げられるが、過去遡っても地震による被害は、ほとんど見受けられない。

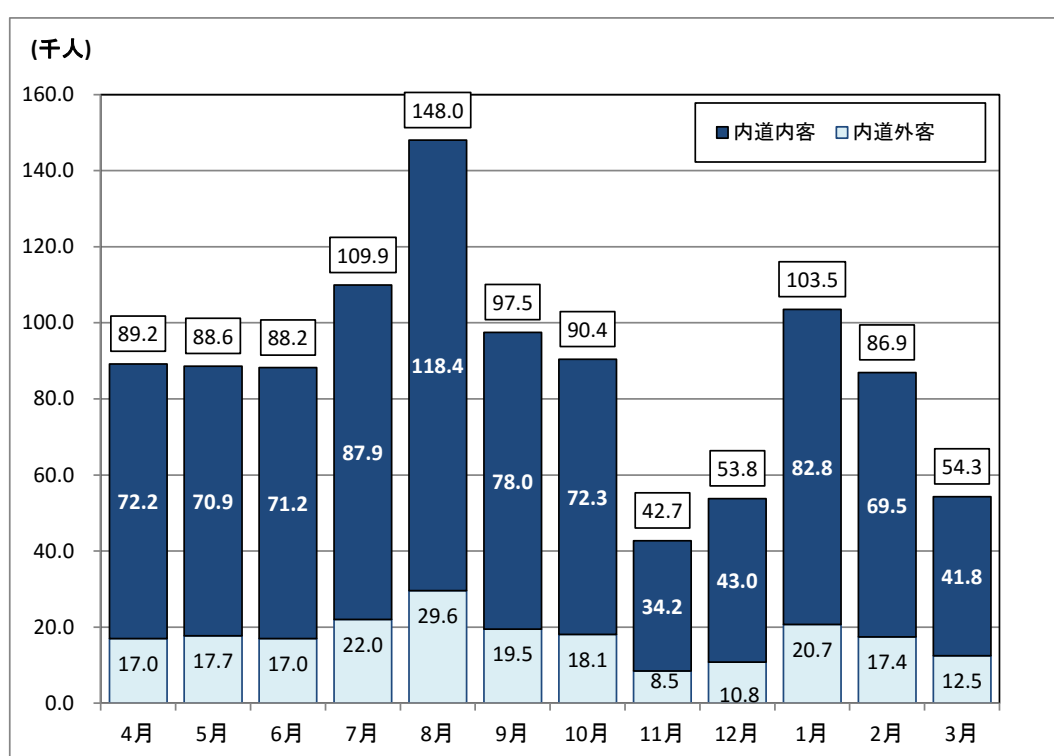
### 3. 社会条件

#### (1) 産業

本村の主産業は、農業及び観光業である。農産物の品目は多岐にわたり、米、馬鈴薯、南瓜、スイートコーンなどの作付面積が多いが、近年はハウス栽培を中心に野菜の占める割合が高まっている傾向にある。

観光面では、平成3年にスキー場を中心としたキロロリゾートがオープンし、冬期間のウィンタースポーツだけでなく、テニス、パークゴルフ、トレッキングなど夏期アウトドアレジャーの観光客も増加している。令和元年度における本村の観光入込客数の推移は、以下のとおりである。

■ 令和元年度 月別観光入込客数 ■



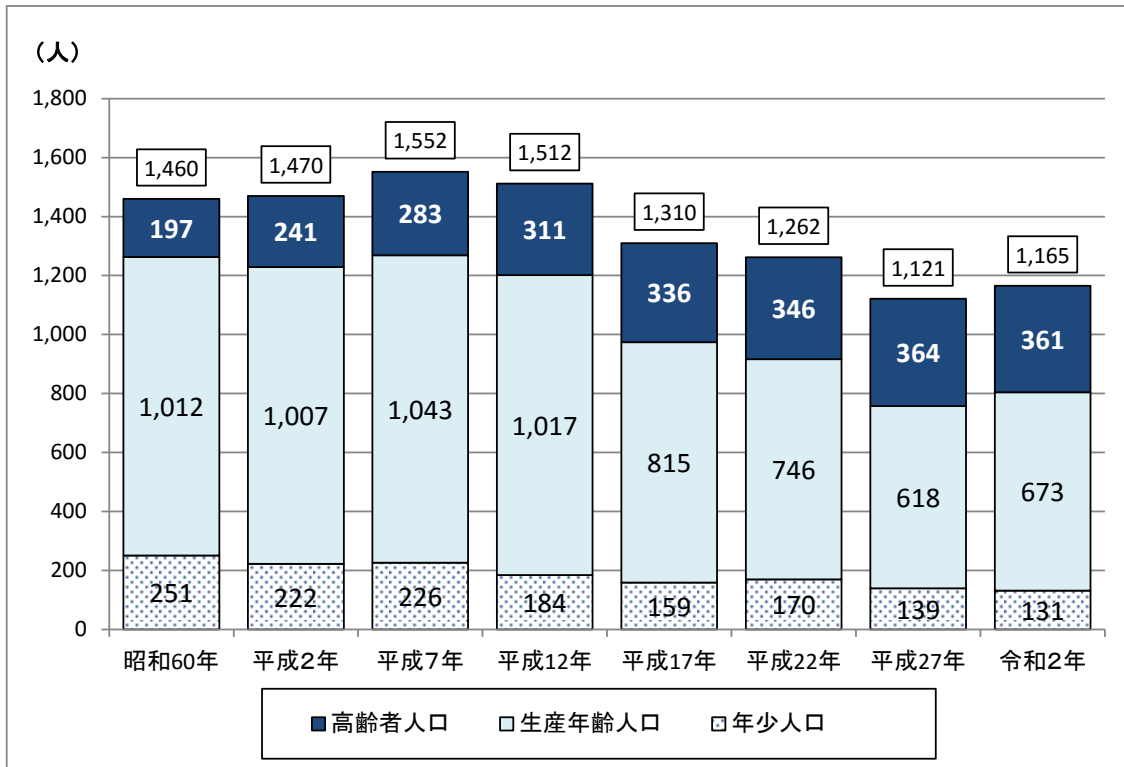
出典：北海道観光入込客数調査報告書（令和元年度（令和元年4月～2年3月））

(2) 人口動態

本村の人口の推移は以下のようになっており、平成7年をピークに減少傾向で推移している。

令和2年の国勢調査によると、年少人口（0～14歳）131人、生産年齢人口（15～64歳）673人、高齢者人口（65歳以上）361人となっており、少子高齢化の中、生産年齢人口の微増がうかがわれる。

■人口の推移■



(注) 総数は、不詳を含むため、各年齢区分の合計値と一致しない。

出典：国勢調査（各年10月1日現在）

資料3-1 赤井川村災害履歴

## 第2章 防災組織

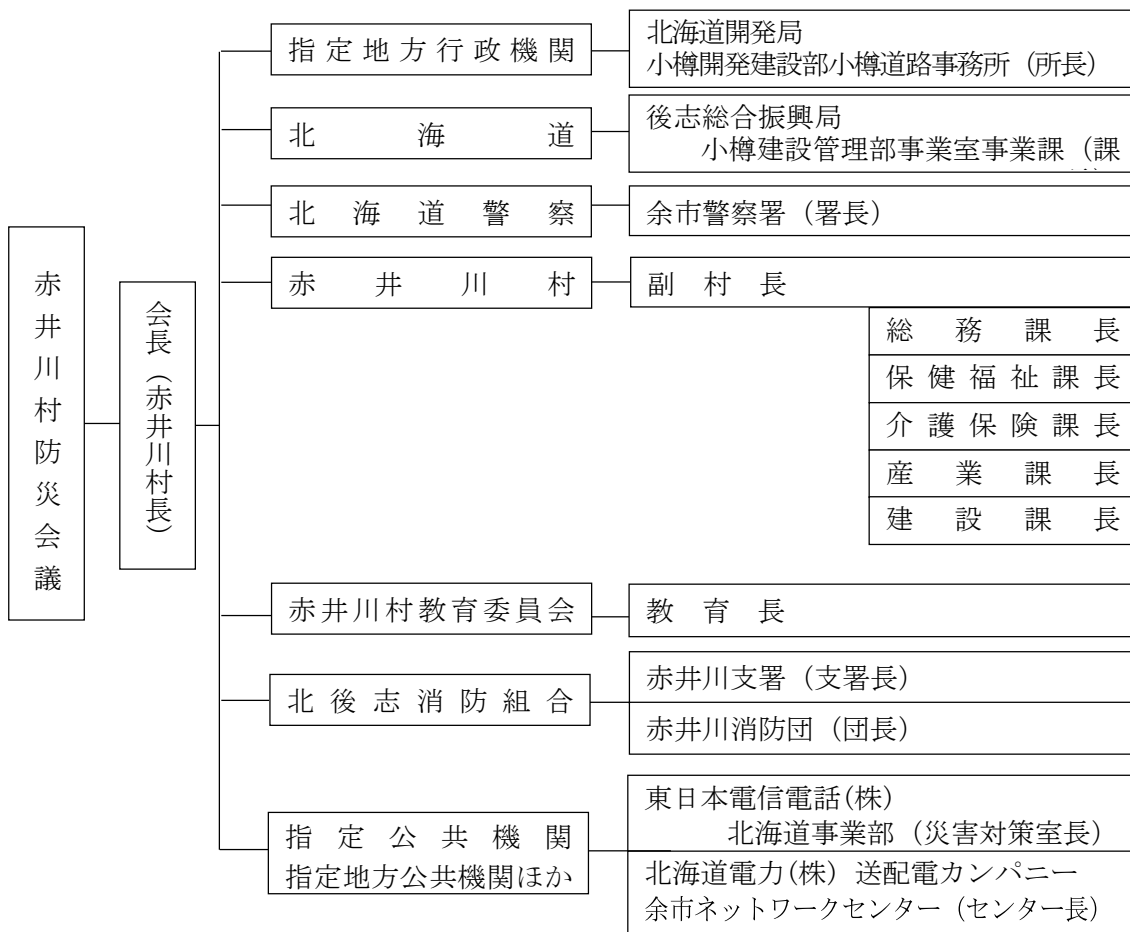
災害の予防、応急及び復旧対策等の防災諸活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合的運営を図るため、本章においては防災に関する組織及びその運営等に関する事項を定め、災害対策の実施体制の確立を図るものとする。

### 第1節 組織計画

#### 第1項 防災会議

赤井川村防災会議は、基本法第16条第6項の規定に基づき規定された赤井川村防災会議条例（昭和37年12月条例第16号）により、村長を会長として同条例に定められた委員をもって組織するものであり、当村における地域防災計画の作成及び実施の推進を図るとともに、本村地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に係る災害復旧に関し、関係機関相互間の連絡調整を図ることを任務とするものである。

■赤井川村防災会議組織図■



資料1-1 赤井川村防災会議条例

資料1-2 赤井川村防災会議運営規程

## 第2項 災害対策本部

本村地域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）で必要があると認めるとき、村長は、基本法第23条の2の規定に基づき赤井川村災害対策本部を設置し、本部長に村長、副本部長に副村長、本部員に各対策部長等を充て、応急対策に当たるものとする。

なお、村は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、適切な対応がとれるよう努めるとともに、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

### 1. 設置基準等

#### (1) 設置基準

災害対策本部は、災害・事故が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、次の基準の一に該当したときに設置する。

#### ■災害対策本部の設置基準■

災害の種類	設置基準	災害対策本部設置に当たっての判断基準
風水害	総合的な対策を講ずるため、特に村長が必要と認めるとき。	① 本村に、気象警報や土砂災害警戒情報等が発表され、その対策が必要な場合 ② 本村に、特別警報（大雨、暴風、暴風雪、大雪）が発表されたとき ③ 本村の全部又は一部が台風の暴風圏内に入ることが確実と予測されるとき ④ 災害が発生するおそれ、若しくは発生し、その規模及びその範囲から特に対策が必要な場合 ⑤ その他、本部長が必要と認めるとき。
地震	自動設置	① 村内で震度5弱以上の地震が発生した場合
	総合的な対策を講ずるため、特に村長が必要と認めるとき。	① その他、本部長が必要と認めるとき。
その他	突発的な事故等による災害が発生し、その被害が相当大規模に及ぶおそれがあり、かつ、これに対する総合的な対策を講ずるため、村長が必要と認めるとき。	

#### (2) 設置場所

災害対策本部の設置場所は、原則として赤井川村役場とする。ただし、役場庁舎が被災し、使用できない場合等は、本部長の決定・指示により、被災を免れた他の公共施設に設置する。

#### (3) 設置の通知及び公表

災害対策本部を設置したときは、電話、メール、口頭、防災行政無線等により直ちに全職員に通知するとともに、知事、防災関係機関、住民等に対し、電話、FAX、北海道総合行政情報ネットワーク、防災行政無線、広報車、村ホームページ、Lアラート等を活用し、それぞれ迅速な方法をもって周知する。



(4) 廃止基準

災害対策本部の廃止の時期は、本部長が以下の廃止基準に基づいて行う。

■災害対策本部の廃止基準■

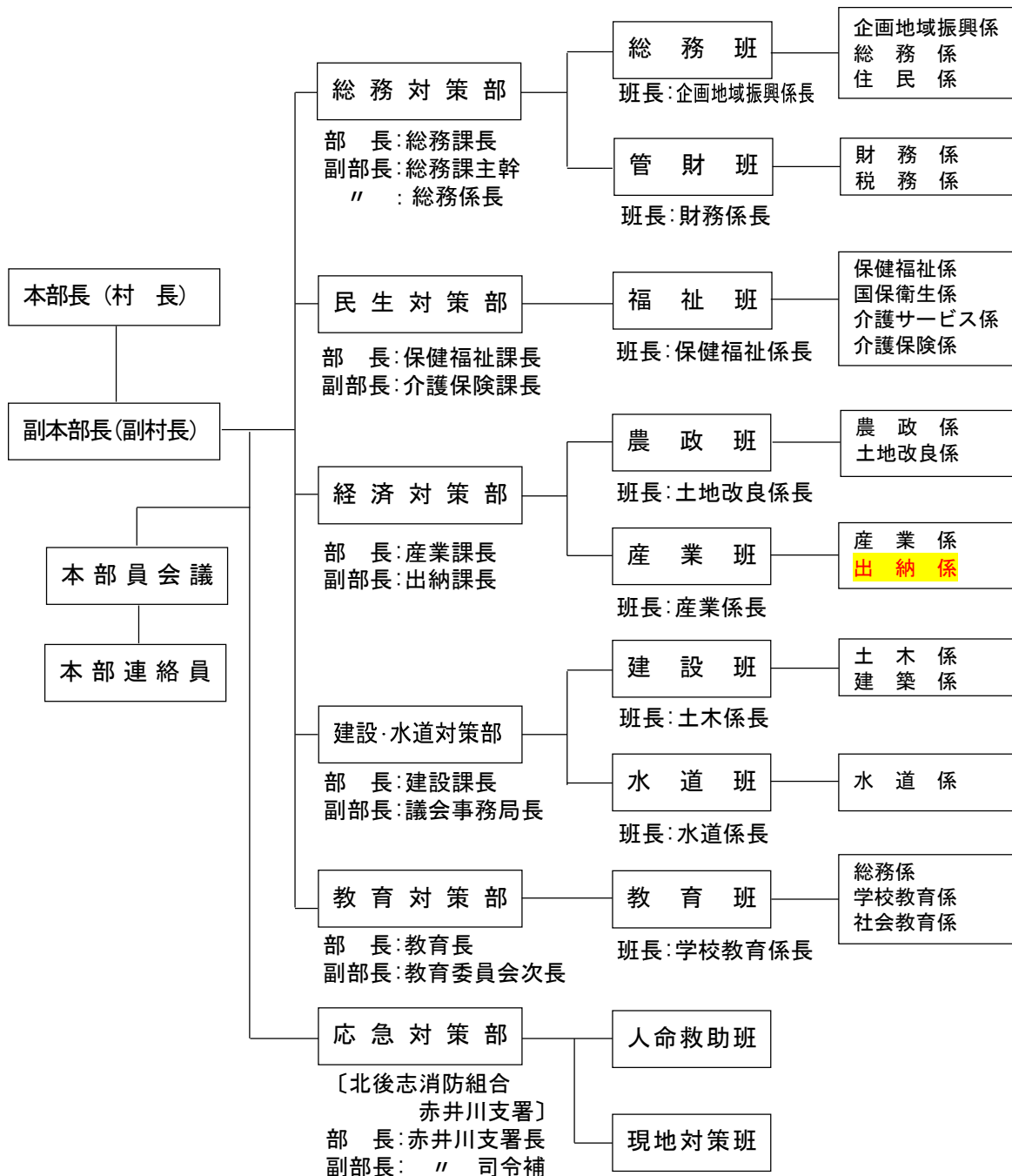
- ① 予想された災害の危険性が解消したと認められるとき。  
 ② 災害発生後における応急措置が完了したと認められるとき。

2. 組織等

(1) 組織

災害対策本部の組織については次のとおりとする。

■災害対策本部組織図■



(2) 所掌事務

災害対策本部の所掌事務は以下のとおりとする。

■災害対策本部（各対策部・班）の所掌事務■

部名	班名	所掌業務
総務対策部	総務班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害対策の総括に関する事。</li> <li>2. 災害対策本部の設置（廃止）及び運営、本部会議に関する事。</li> <li>3. 職員の動員配備に関する事。</li> <li>4. 通信連絡機能の確保に関する事。</li> <li>5. 気象通報等の受理・伝達、避難指示等の発令・解除に関する事。</li> <li>6. 災害広報に関する事。</li> <li>7. 防災関係機関等や他の自治体への要請及び連絡調整に関する事。</li> <li>8. 被害状況、対策状況等取りまとめ、報告に関する事。</li> <li>9. 災害記録の取りまとめ編集に関する事。</li> <li>10. 報道機関との連絡調整に関する事。</li> <li>11. 住民組織との連絡に関する事。</li> <li>12. 輸送車両の確保に関する事。</li> <li>13. 災害に係る国・道への報告に関する事。</li> <li>14. 自衛隊の派遣要請に関する事。</li> <li>15. 安否情報の提供に関する事。</li> <li>16. 特命事項に関する事。</li> <li>17. 職員及び職員の家族の安否確認に関する事。</li> <li>18. 職員への飲料水・食料の配布及び健康管理等の支援に関する事。</li> <li>19. その他、他の班に属さない事項</li> </ol>
	管財班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害対策収支経理に関する事。</li> <li>2. 村有財産（教育施設を除く。）の被害調査に関する事。</li> <li>3. 災害見舞金等の保管及び支払資金の調達に関する事。</li> <li>4. 家屋の被害調査に関する事。</li> <li>5. 被災納税者の被災資産の調査に関する事。</li> <li>6. 被災納税者の村税の減免に関する事。</li> <li>7. 住民の財産保護に関する事。</li> <li>8. 罹災証明の交付に関する事。</li> <li>9. 被災者生活再建支援に関する事。</li> </ol>

部名	班名	所掌業務
民生 対策部	福祉班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害救助法に基づく救助の実施の総括に関する事。</li> <li>2. 生活必需物資の調達及び供給に関する事。</li> <li>3. 見舞金、義援金品の受付及び配分に関する事。</li> <li>4. 被災者の救護に関する事。</li> <li>5. 避難所の開設及び避難者の誘導・受入れに関する事。</li> <li>6. 被災者・避難者の緊急輸送に関する事。</li> <li>7. 日赤、社会福祉協議会との連絡調整に関する事。</li> <li>8. ボランティアの受入れ等に関する事。</li> <li>9. 救援記録に関する事。</li> <li>10. 応急医療に関する事。</li> <li>11. 被災者及び救援活動者の炊き出し等食料調達に関する事。</li> <li>12. 災害廃棄物処理（ごみ、し尿の処理等）及び清掃に関する事。</li> <li>13. 感染症予防等防疫の実施に関する事。</li> <li>14. 仮設トイレの設置に関する事。</li> <li>15. 死体の収容処理及び埋葬に関する事。</li> <li>16. 被災者の相談に関する事。</li> <li>17. 家庭動物の保護に関する事。</li> <li>18. 住民の安否確認及び被災者台帳の作成・管理に関する事。</li> <li>19. 避難所の運営に関する事。</li> <li>20. 避難所における心と身体の健康管理に関する事。</li> <li>21. 避難行動要支援者の安否確認及び避難支援に関する事。</li> <li>22. 要配慮者の支援に関する事。</li> <li>23. 福祉避難所の開設・運営に関する事。</li> </ol>
	農政班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 農林対策の連絡調整に関する事。</li> <li>2. 被害農家の営農指導に関する事。</li> <li>3. 被害農家の災害融資に関する事。</li> <li>4. 農地及び農業用施設の被害調査及び復旧対策に関する事。</li> <li>5. 家畜及び畜産施設の被害調査及び復旧対策に関する事。</li> </ol>
経済 対策部	産業班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 商業及び鉱工業の災害対策に関する事。</li> <li>2. 商業及び鉱工業の被害調査に関する事。</li> <li>3. 被害商工業者に対する融資に関する事。</li> <li>4. 観光施設等の災害対策に関する事。</li> <li>5. 観光施設等の被害調査及び復旧対策に関する事。</li> <li>6. 林産物及び林業施設の災害対策に関する事。</li> <li>7. 林産物及び林業施設の被害調査に関する事。</li> <li>8. 林業の災害融資に関する事。</li> <li>9. 村内滞在観光客等の被害状況の把握、避難誘導及び支援に関する事。</li> </ol>

部名	班名	所掌業務
建設・水道対策部	建設班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 障害物の除去に関する事。</li> <li>2. 被災地の交通確保に関する事。</li> <li>3. 道路・橋りょう・河川、公共施設等の災害調査及び復旧に関する事。</li> <li>4. 応急仮設住宅の設置及び住宅の応急修理に関する事。</li> <li>5. 被害住宅復興資金に関する事。</li> <li>6. 建設対策の連絡調整に関する事。</li> <li>7. 国道・道道の災害対策の要請及び災害状況の把握に関する事。</li> <li>8. 建築物の被害認定調査に関する事。</li> <li>9. ヘリコプター離着陸場の開設等に関する事。</li> </ol>
	水道班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 上下水道施設の災害対策に関する事。</li> <li>2. 上下水道施設の被害調査に関する事。</li> <li>3. 被災地における飲料水の確保・供給に関する事。</li> </ol>
教育対策部	教育班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 児童生徒の避難誘導及び救護に関する事。</li> <li>2. 指定避難所の応急対策に関する事。</li> <li>3. 教育施設の応急対策に関する事。</li> <li>4. 災害時における応急教育に関する事。</li> <li>5. 教育関係義援金品の受付に関する事。</li> <li>6. 学用品の支給に関する事。</li> <li>7. 社会教育施設の被害調査に関する事。</li> <li>8. 災害活動に協力する婦人会、青年団等の連絡調整に関する事。</li> <li>9. 文化財等応急対策に関する事。</li> <li>10. 被災時における教職員の動員に関する事。</li> </ol>
応急対策部	人命救助班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 負傷者の応急措置に関する事。</li> <li>2. 負傷者の搬送に関する事。</li> <li>3. 避難勧告・伝達・誘導に関する事。</li> <li>4. 行方不明者の捜索に関する事。</li> <li>5. その他人命救助に関する事。</li> </ol>
	現地対策班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 障害物の除去に関する事。</li> <li>2. 火災の消火等、消防活動に関する事。</li> <li>3. 災害地における飲料水の供給に関する事。</li> <li>4. その他災害復旧等に関する事。</li> </ol>

## (3) 本部員会議

災害対策の実施上必要があるときは、本部員会議を開催する。本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員で構成し、災害対策の基本的な事項について協議する。

また、会議の決定事項のうち、本部長が職員に周知する必要があると認めたものについては、速やかにその徹底を図る。

## ■本部員会議の協議事項■

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>① 職員の配備体制の変更及び解除に関すること。</li> <li>② 災害情報の分析と、それに伴う対策活動の基本方針に関すること。</li> <li>③ 各部間の調整事項に関すること。</li> <li>④ 関係機関に対する応援の要請に関すること。</li> <li>⑤ 災害救助法適用協議に関すること。</li> <li>⑥ その他災害対策に関する重要な事項に関すること。</li> </ul> |
|---|

## (4) 本部連絡員

本部長が必要と認めたときは、本部員会議に本部連絡員を置くものとし、各部長がそれぞれ所属職員のうちから指名する者をもって充てる。

本部連絡員は、各部の災害に関する情報及び応急対策の実施状況を取りまとめて本部長に報告するとともに、本部長からの連絡事項を各部に伝達する。

## 資料1-3 赤井川村災害対策本部条例

## 第3項 災害対策現地合同本部

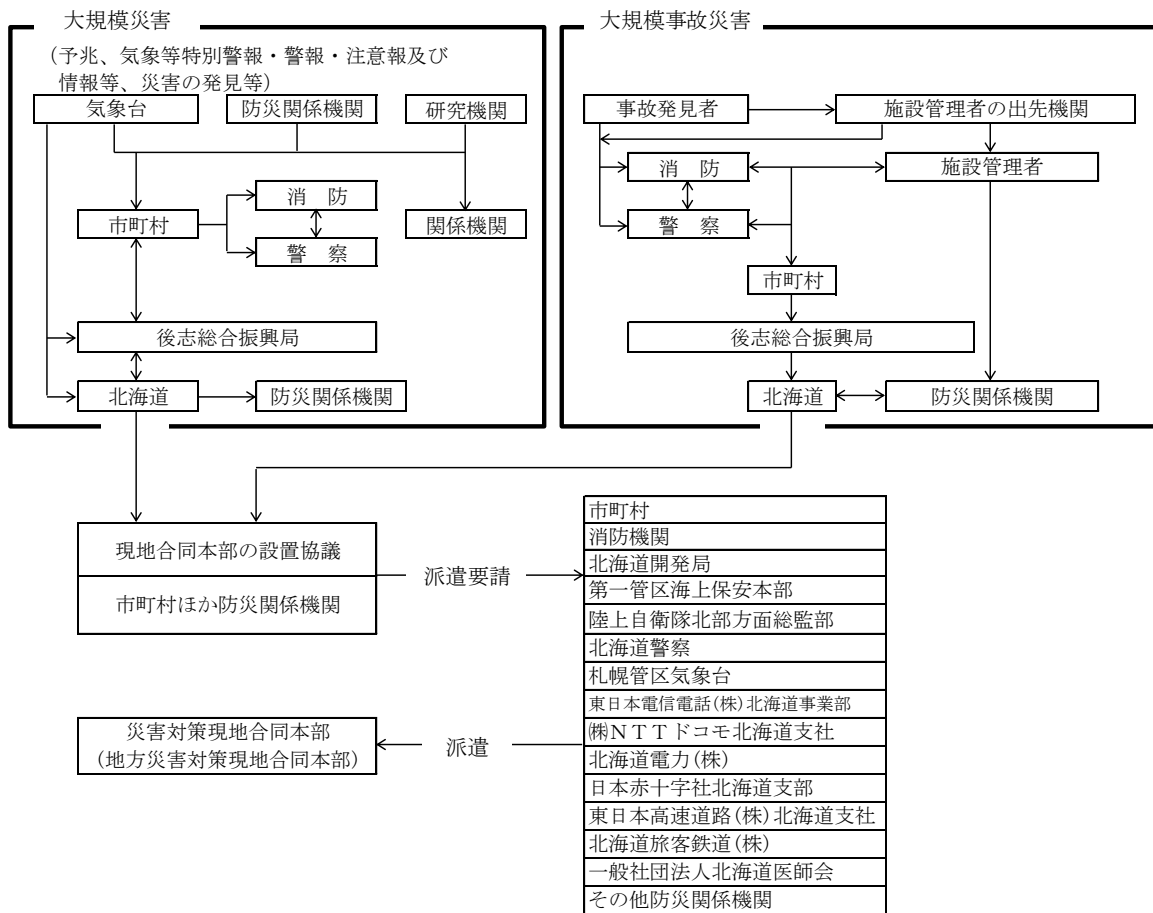
## 1. 設置

災害対策現地合同本部は、大規模な災害が発生した際に、道を中心とした防災関係機関が相互に協議し、現地において災害対策を連携して行うことが必要なときに設置する。

また、災害の状況等により必要な場合は、災害発生地域の防災関係機関による地方災害対策現地合同本部を設置することができ、村は、必要に応じてこれらの本部に参画する。

なお、災害対策現地合同本部等設置に関する情報伝達系統は、次のとおりである。

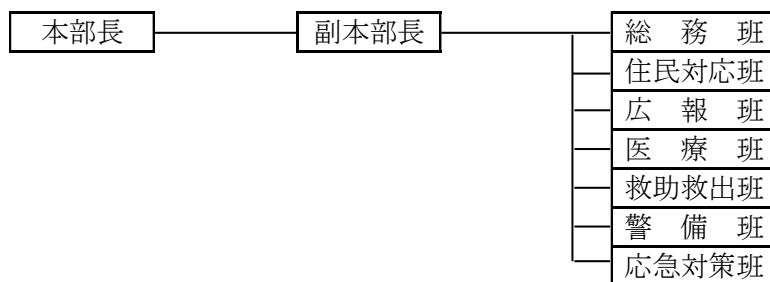
■北海道における災害対策現地合同本部等設置に関する情報伝達系統■



(1) 組織

災害対策現地合同本部等の組織は、次のとおりである。

■災害対策現地合同本部等の組織■



## ■現地合同本部等の業務分担（基準）■

班	担 当	内 容	主な担当機関
総 務 班	総務担当	現地合同対策本部の庶務	道、市町村、通信関係機関、施設管理者
	調整担当	関係機関の調整 (応援・協力の要請)	道、市町村、気象台
住民対応班		被災者家族への対応等	道、市町村、施設管理者
広 報 班		報道対応、住民への情報提供	道、市町村、防災関係機関、施設管理者
医 療 班	応急措置対応	被災者のトリアージ・応急処置等	道、消防、医師会、日赤
	健康管理対応	被災者家族等の健康管理・対応等	道、市町村、医師会、日赤
救助救出班		救助救出方法の検討、調整、実施	警察、消防、施設管理者、市町村 (自衛隊、海保 …派遣があった場合)
警 備 班		被災現場の交通規制、立入制限等	警察、海保、施設管理者、市町村
応急対策班		災害応急措置等	道、市町村、防災関係機関、施設管理者 (自衛隊、海保 …派遣があった場合)

(注) 施設管理者は、事故災害の場合のみ

## (2) 運営等

災害対策現地合同本部設置要綱の定めるところによる。

## 2. 廃止

災害対策現地合同本部等は、災害応急対策がおおむね完了したときに、防災関係機関が相互に協議し、廃止する。

## 第2節 動員配備計画

### 第1項 非常配備体制

災害時、村は、非常配備体制をとり、被害の防除及び軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進を図るものとする。なお、災害対策本部の設置に至らない場合においては、平常時の組織により応急対策活動を実施する。

#### 1. 非常配備体及び配備の基準

非常配備体制及び配備の基準は次のとおりとする。

なお、夜間・休日等勤務時間外に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、下記の配備基準に照らし、相当の配備体制が発令されると考えられる状況のときは、当該配備体制の配備要員は自発的に連絡をとり、参集しなくてはならない。

また、原子力災害については、赤井川村地域防災計画（原子力防災計画編）において定めるものとする。

#### ■災害対策本部設置前の配備体制及び配備の基準■

種 別	対策部 (班)	配備基準	主な対応内容
第1非常配備 (準備体制)	総務班 福祉班 建設班 水道班	1. 気象注意報等が発表され配備が必要なとき。 2. 村内で震度4の地震が観測されたとき。 3. その他、災害が発生するおそれがあるとき。	1. 災害情報及び被害情報の収集・伝達 2. パトロール及び警戒 3. 災害予防措置 4. 避難準備 5. 次の配備体制への移行準備

#### ■災害対策本部設置後の配備体制及び配備の基準■

種 別	対策部 (班)	配備基準	主な対応内容
第2非常配備 (警戒体制)	全対策部	1. 気象警報や土砂災害警戒情報等が発表され配備が必要なとき。 2. 風水害等により局地的に災害の発生が予想される場合又は災害が発生したとき。 3. 村内で震度5弱又は5強の地震が観測されたとき。 4. その他、本部長が必要と認めるとき。	1. パトロール及び警戒 2. 被害の把握と公表 3. 応急措置 4. 高齢者等避難 5. 避難所の開設等 6. 必要に応じた応援要請 7. 次の配備体制への移行準備
第3非常配備 (非常体制)	全対策部	1. 特別警報（大雨、暴風、暴風雪、大雪）が発表されたとき 2. 風水害等により広域にわたる災害の発生が予想される場合又は被害が特に甚大であると予想される時 3. 村内で震度6弱以上の地震が観測されたとき。 4. その他、本部長が必要と認めるとき。	1. パトロール、避難指示 2. 避難指示及び緊急安全確保 3. 避難所の開設と運営 4. 迅速な応援要請 5. 救助救出、医療救護活動 6. 応急復旧 7. その他、住民の生命の



			安全のための必要な 応急対策
--	--	--	-------------------

(備考) 災害の発生規模及び特性に応じ、上記基準によりがたいと認められる場合は、臨機応変の配備体制を整えるものとする。

## 2. 職務の代理

応急対策に係る本部長の職務に関し、村長の不在等で、村長による実施が困難な場合は、次の順位で本部長の職務を代理する。なお、避難指示等の発令、災害対策本部の設置、自衛隊への災害派遣要請等、緊急を要する災害対策本部設置前段階の判断についても、同様の対応とする。

第1順位：副村長

第2順位：教育長

第3順位：総務課長

## 3. 配備計画の作成

各課長は、災害の種類・規模に応じて適切な職員配置を行うため、連絡体制、配備する人員などをあらかじめ配備計画として定めるものとする。

## 4. 長期化への配慮

災害対応の長期化に備え、ローテーションを組んで対応に当たるなど、災害対応へ従事する職員の心身の健康確保に留意する。

## 第2項 職員の動員及び参集

### 1. 動員方法

#### (1) 動員伝達等

各配備体制が発令された場合の動員配備の連絡は、総務課長（災害対策本部設置後は総務班長）が各課長等（各対策部長）へ配備体制と発令の理由を伝達する。

動員配備の連絡を受けた各課長等（各対策部長）は直ちに部員・班員に連絡し、動員を実施する。

#### (2) 夜間・休日等勤務時間外の伝達

各課長等（各対策部長）は、所属部員の住所及び連絡方法を把握しておき、直ちに動員できるよう措置する。

### 2. 職員の非常登庁

#### (1) 緊急参集要領

職員は、夜間・休日等勤務時間外に登庁の指示を受けたとき、又は災害が発生し、若しくは発生のおそれがある情報を察知したときは、災害の状況により所属の長と連絡の上、又は自らの判断により登庁する。

#### (2) 被害状況の報告等

職員は、参集途上において、被災状況、災害情報の収集に努め、その情報を動員先の上司に報告する。

なお、火災、人身事故等に遭遇したときは、消防又は警察等へ通報連絡するとともに、

直ちに人命救助、近隣住民の協力を求めた消火活動など適切な措置をとり、職員本人はできる限り迅速な参集を行うものとする。

### 3. 参集状況の報告と安否確認

各課長等（各対策部長）は、職員の参集状況、所管に係る配備体制を把握するとともに、職員や家族の安否確認を併せて行い、直ちに総務課長（総務部長）を通じて村長（本部長）に報告する。

## 第3節 住民組織等の活用

---

災害時において、応急活動を円滑かつ迅速に実施するため、村長は、災害の状況により必要と認められた場合は、各住民組織等に対し協力を求めるものとする。

各住民組織等に対し協力を要請する事項は、おおむね次のとおりである。

- 1 避難所内の支援及び被災者の世話
- 2 応急炊き出し
- 3 救援物資の支給、飲料水の供給、清掃及び防疫
- 4 在宅の要配慮者、避難行動要支援者の安否確認及び避難誘導
- 5 その他救護活動に必要で村長が協力を求めた事項

### 資料2-3 協力団体等

## 第3章 災害予防計画

災害対策の目標は、災害の発生又は拡大を未然に防止することであり、災害予防は、あらゆる防災の基礎をなすものである。

村は、それぞれの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図るものとする。

村は、防災関係機関と相互に協力し、災害発生又は拡大の未然防止のため、必要とする施策を誠実に実施し、災害発生原因の除去及び施設の改善に努めるとともに、科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえ、絶えず改善を図るものとする。

特に災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、防災関係機関との防災対策の検討等を通じて、お互いに平常時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し、信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

また、円滑な災害応急対策及び災害復旧に資するよう、物資供給等の事業者と協定を締結しておくなど協力体制を構築するとともに、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。

さらに、村内において災害が発生するおそれのある区域（以下「災害危険区域等」という。）を把握し、警戒避難体制の整備等を行うとともに、災害危険区域等における災害予防策を講ずるものとする。

### 第1節 防災思想・知識の普及啓発及び防災教育の推進に関する計画

村は、災害を予防し、又はその拡大を防止するため、職員に対して防災に関する教育、計画的かつ継続的な研修、実践的な訓練を行うとともに、住民等に対する防災思想・知識の普及啓発及び防災教育の推進により、防災意識の高揚を図り、地域における防災活動の的確かつ円滑な実施が推進されるよう努めるものとする。

#### 第1項 実施事項及び配慮すべき事項

##### 1. 実施事項

- (1) 教育機関、民間団体等との密接な連携のもと、防災に関する教育を実施する。
- (2) 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。
- (3) 災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行う。

- (4) 過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する検証結果や調査分析結果等の各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。
- (5) 地域の防災活動におけるリーダーの育成に努める。

## 2. 配慮すべき事項

- (1) 東日本大震災をはじめとする大規模災害の教訓等を踏まえ、複合災害時における住民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及啓発に努めること。
- (2) 要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めること。
- (3) 社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及・推進を図ること。
- (4) 各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図ること。
- (5) 防災と福祉の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図ること。
- (6) 防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進すること。

## 第2項 普及啓発及び教育の方法

防災思想・知識の普及啓発及び防災教育の推進は、次の方法により行う。

- 1 各種防災訓練の参加普及
- 2 ラジオ、テレビ、有線放送施設の活用
- 3 インターネット、SNSの活用
- 4 新聞、広報紙等の活用
- 5 映画、スライド、ビデオ等の作成及び活用
- 6 広報車両の利用
- 7 テキスト、マニュアル、パンフレットの配布
- 8 研修、講習会、講演会等の開催
- 9 学校教育の場の活用
- 10 その他

## 第3項 普及啓発及び教育を要する事項

- 1 赤井川村地域防災計画の概要
- 2 災害に対する一般的知識
- 3 災害の予防措置
  - (1) 自助（身を守るための備えや備蓄）・共助の心得
  - (2) 防災の心得
  - (3) 火災予防の心得
  - (4) 台風襲来時の家庭の保全方法
  - (5) 農作物の災害予防事前措置
  - (6) その他

- 4 災害の応急措置
  - (1) 災害対策の組織、編成、分掌事項
  - (2) 災害の調査及び報告の要領・方法
  - (3) 防疫の心得及び消毒・清潔方法の要領
  - (4) 災害時の心得
    - ア (家庭内、組織内の) 連絡体制
    - イ 気象情報の種別と対策
    - ウ 避難時の心得
    - エ 被災世帯の心得
- 5 災害復旧措置
  - (1) 被災農作物に対する応急措置
  - (2) その他
- 6 その他必要な事項

#### 第4項 学校等教育関係機関における防災思想・知識の普及啓発及び防災教育の推進

- 1 学校においては、児童生徒等に対し、災害の現象、災害の予防等の知識の向上及び防災の実践活動（災害時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。
- 2 学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努める。
- 3 学校において、外部の専門家や保護者等の協力のもと、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。
- 4 児童生徒等に対する防災教育の充実に努めるため、教職員等に対する防災に関する研修機会の充実に努める。
- 5 防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階などの実態に応じた内容のものとして実施する。
- 6 社会教育においては、PTA、成人学級、青年団体、女性団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及啓発に努める。

#### 第5項 普及啓発の時期

防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及啓発の内容により最も効果のある時期を選んで行う。

## 第2節 防災訓練計画

村は、災害応急対策を円滑に実施するため、職員の防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の普及を図ることを目的とした防災訓練を実施する。

訓練の実施に当たっては、単独又は他の防災関係機関と共同し、訓練計画を作成して実施する。

また、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施するよう努めるものとする。

さらに、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施に努め、訓練後においてその評価を行って防災上の課題等を明らかにし、必要に応じて体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。

なお、北海道防災会議が主唱する以下の訓練については、北海道防災会議構成機関及び関係市町村と協働のもとで実施する。

- 1 防災総合訓練
- 2 災害通信連絡訓練
- 3 防災図上訓練

### 第1項 訓練の種別

防災訓練は、それぞれ災害応急対策の万全を期するため、次に掲げる訓練を実施する。

#### 1. 水防訓練

水防工法、樋門等の操作、水位、雨量観測、一般住民の動員、水防資器材の輸送、広報・通報伝達などのほか、消防機関に要請して職員・団員の動員を織り込んだ訓練を実施する。

#### 2. 土砂災害に係る避難訓練

住民の早めの積極的な避難を促進するため、土砂災害（特別）警戒区域及び急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所及び土石流危険渓流（以下「土砂災害危険箇所等」という。）を重点とし、次の事項に留意の上、土砂災害に備えたより実践的な訓練を実施する。

- (1) 避難指示等の早期判断（道等からの情報提供・助言を含む。）及び情報の受伝達
- (2) 天候や時間帯などの状況に応じた住民の的確な避難行動（避難場所の選択、外出が危険な場合の屋内安全確保措置等）
- (3) 避難誘導體制及び救助体制の整備

#### 3. 消防訓練

消防機関の出動、隣接市町村の応援要請、避難のための立ち退き、救出救助・消火の指揮系統の確立、広報・情報連絡などを織り込んだ訓練を実施する。

#### 4. 救難救助訓練

水防訓練又は消防訓練と併せて、避難の指示、伝達方法、避難の誘導、避難所等の防疫、給水・給食などを織り込んだ訓練を実施する。

#### 5. 情報通信訓練

主通信・副通信をそれぞれ組み合わせ、あらゆる想定のもとに訓練を実施する。

#### 6. 非常招集訓練

災害対策本部職員の招集訓練を行う。

## 7. 総合訓練

あらゆる災害を想定して、村及び防災関係機関が住民と一体になって総合的な訓練を実施する。

## 8. 防災図上訓練

各種災害に対処するため、図上において災害応急対策訓練を実施する。

## 9. その他災害に関する訓練

林野火災、地震、その他火災時における連絡、消火及び救助等を想定し、所掌する事務に関する訓練を実施する。

- (1) 広報訓練
- (2) 指揮統制訓練
- (3) 火災防ぎょ訓練
- (4) 緊急輸送訓練
- (5) 公共施設復旧訓練
- (6) 警備・交通規制訓練
- (7) 炊き出し、給水訓練
- (8) 災害偵察訓練等

## 第2項 訓練の評価

村は、訓練終了後、関係機関と連絡調整を図り、成果等について評価・検討を行う。

## 第3項 相互応援協定に基づく訓練

村は、協定締結先機関と共同で、相互応援の実施についての訓練の実施に努める。

### 資料2-2 災害応援協定

## 第4項 民間団体等との連携

村は、防災の日や防災週間等を考慮しながら、自主防災組織、非常通信協議会、ボランティア及び要配慮者を含めた地域住民等の地域に係る多様な主体と連携した訓練を実施するよう努める。

### 資料2-3 協力団体等

## 第5項 複合災害に対応した訓練の実施

村は、地域特性に応じ、発生する可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえ、職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実に努める。

## 第3節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画

村は、災害時において住民の生活を確保するための食料、その他の物資の確保及び災害発生時における応急対策活動を円滑に行うための防災資機材等の整備に努めるとともに、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量の把握に努めるものとする。その際、要配慮者向けの物資等の確保に努めるものとする。

また、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協力を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

### 第1項 食料その他の物資の確保

村は、応急飲料水の確保及び応急給水資機材の整備（備蓄）に努めるとともに、あらかじめ民間事業者等と物資の供給、調達に関する協定を締結するなど、食料、飲料水、燃料及び生活必需品、衛生用品等物資の備蓄・調達体制を整備し、災害時における食料その他の物資の確保に努める。

また、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対して「最低3日間、推奨1週間」分の食料及び飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー、ポータブルストーブ等の備蓄に努めるよう啓発を行う。

[備蓄品の例]	
食料	米類、乾パン、麺類、缶詰、乳幼児用ミルク
飲料水	ペットボトル水
生活必需品	毛布、哺乳びん、生理用品、おむつ（小児用・大人用）
衛生用品	マスク、消毒液
燃料	ガソリン、灯油
その他	トイレ、発電機、投光器、水袋、扇風機、ストーブ、段ボールベッド、パーティション、ブルーシート、土のう袋

### 第2項 防災資機材、備蓄倉庫等の整備

村は、災害時に必要とされる資機材の整備・充実を図るとともに、積雪・寒冷期において発生した場合の対策として、暖房器具・燃料等の整備に努める。

また、防災資機材倉庫の整備に努める。

さらに、災害により停電した場合又は停電が予想される場合、災害対策本部や避難所の活動、水道等にも影響が予想されることから、計画的に発電機を確保し、必要箇所に配置をするものとする。

資料6-7 救援物資集積拠点

資料6-8 水道施設・給水資機材・炊き出し施設・発電機必要台数



## 第4節 相互応援（受援）体制整備計画

村は、所管する事務又は業務について、災害応急対策若しくは災害復旧の実施に際して他の者を応援する、又は他の者の応援を受けることを必要とする事態に備え、平常時から相互に協定を締結するなど、連携強化に努めるものとする。

また、災害時におけるボランティア活動が果たす役割の重要性を踏まえ、平常時からボランティアとの連携に努めるとともに、企業、NPO等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、そのノウハウや能力等の活用にも努めるものとする。

なお、応援・受援体制の整備に当たっては、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体や防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援・受援に関する連絡・要請の手順や応援機関の活動拠点、資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるよう努めるものとする。

あわせて、応援や受援に関する計画や災害の種類、被災地域に応じた対応マニュアルを策定し、本計画等に位置づけるよう努めるとともに、総合防災訓練などにおいて応援・受援体制を検証し、さらなる連携の強化を図るものとする。

### 第1項 相互応援（受援）体制の整備

村は、道や他市町村への応援要求又は他市町村に対する応援が円滑かつ迅速に行えるよう、日頃から道や他市町村と災害対策上必要な資料の交換を行うほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整備する。

また、必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、後方支援基地として位置づけるなど、必要な準備に努める。

なお、相互応援協定の締結に当たっては、近隣の市町村に加えて大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との間の協定締結も考慮する。

#### 資料2-2 災害応援協定

### 第2項 災害時におけるボランティア活動の環境整備

村は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、道、日本赤十字社、赤井川村社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、関係機関・団体とのネットワークを構築するとともに、ボランティア活動に関する住民への受援・支援等の普及啓発を行う。

また、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、赤井川村社会福祉協議会と連携し、災害ボランティアセンターの設置・運営に関する規定等の整備やコーディネーター等の確保・育成に努める。

村は、道、赤井川村社会福祉協議会等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するとともに、地域住民やボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

## 第5節 自主防災組織の育成等に関する計画

村は、災害発生の防止並びに災害発生時の被害軽減を図るため、「自分たちの地域は自分たちで守る」という精神のもと、地域住民、事業所等における自主防災体制の整備、育成を推進する。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

### 第1項 自主防災組織の設置及び育成

#### 1. 地域住民による自主防災組織

村は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して消防団と連携を行い、初期消火活動や救出救護活動をはじめ、要配慮者の避難誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。

なお、自主防災組織の設置及び育成については、女性の参画に配慮するとともに、女性リーダーの育成に努める。

#### 2. 事業所等の防災組織

多数の者が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所において、自衛消防組織が法令により義務づけられている一定の事業所については、消防関係法令の周知・徹底を図るとともに、防災要員等の資質の向上に努めるものとする。

また、その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置など、組織の育成を図り、積極的な防災体制の整備・強化に努めるものとする。

### 第2項 自主防災組織の編成

自主防災組織は、その機能を十分に発揮するため、あらかじめそれぞれの組織内において役割分担を定めておくこととする。

なお、組織の編成に当たっては、地域の実情に応じて次の点に留意する。

- 1 自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携のもとに活動することが必要とされるため、住民が連帯感を持てるよう適正な規模で編成するものとし、大規模な組織にあつては、いくつかのブロックに分けること。
- 2 他地域への通勤者が多い地域は、昼夜間の活動に支障のないよう組織を編成すること。

### 第3項 自主防災組織の活動

#### 1. 平常時の活動

自主防災組織は、平常時において次のとおり防災対策の推進に努める。

##### (1) 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切であるため、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

##### (2) 防災訓練の実施

災害発生時において、住民一人ひとりが適切な措置をとることができるようにするため、日頃から繰り返し訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得する。

なお、訓練には、以下に掲げるような個別訓練と、これらをまとめた総合訓練があり、訓練を計画する際には、各地域の特性を考慮する。

##### ア 情報収集伝達訓練

防災関係機関から情報を正確かつ迅速に地域住民に伝達し、地域における被害状況等を関係機関へ通報するための訓練を実施する。

イ 消火訓練

火災の拡大・延焼を防ぐため、消火設備を使用して消火に必要な技術等を習得する。

ウ 避難訓練

避難の要領を熟知し、指定緊急避難場所や指定避難所まで迅速かつ安全に避難できるように実施する。

エ 救出救護訓練

家屋の倒壊やがけ崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。

オ 図上訓練

村の一定区域内における図面を活用し、想定される災害に対して地区の防災上の弱点等を発見し、それに対処する避難方法等を地域で検討する。

(3) 防災点検の実施

家庭及び地域においては、災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられるので、住民各自が点検を実施するほか、自主防災組織としては、期日を定めて一斉に防災点検を行う。

(4) 防災用資機材等の整備・点検

活動に必要な資機材の整備に努めるとともに、これら資機材は災害時に速やかな応急措置をとることができるよう、日頃から点検を行う。

## 2. 非常時及び災害時の活動

自主防災組織は、応急対策活動を円滑に実施し、災害発生時の被害軽減を図るため、次のとおり活動体制の整備に努める。

(1) 情報の収集伝達

災害時において、地域内で発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して村等へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施する。このため、あらかじめ次の事項を定めておくものとする。

また、避難場所や避難所等へ避難した後についても、地域の被災状況、救助活動の状況等を必要に応じて報告し、混乱・流言飛語の防止に当たる。

ア 連絡をとる防災関係機関

イ 防災関係機関との連絡のための手段

ウ 防災関係機関の情報を地域に伝達する責任者及びルート

(2) 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の始末など出火防止のための措置を講ずるよう呼び掛けるとともに、火災が発生した場合、消火器などを使い、初期消火に努める。

(3) 救出救護活動の実施

がけ崩れ、建物の倒壊などにより下敷きになった者を発見したときは、村等に通報するとともに、二次災害に十分注意し、救出活動に努める。

また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とする者があるときは、救護所等へ搬送する。

(4) 避難の実施

村長等から緊急安全確保、避難指示及び高齢者等避難（以下「避難指示等」という。）が発令された場合には、住民に対して周知・徹底を図り、大雨・暴風、火災、がけ崩れ、地すべり等に注意しながら円滑かつ迅速に避難場所や避難所等へ誘導する。特に避難行動要支援者に対しては、地域住民の協力のもと、早期に避難誘導を実施する。

(5) 指定避難所の運営

指定避難所の運営に関し、被災者自らが行動し、助け合いながら指定避難所を運営することが求められていることから、自主防災組織等が主体となるなど、地域住民による自主的な運営を進める。

また、こうした避難所運営体制を発災後速やかに確立し、円滑に運営するため、日頃から避難所運営ゲーム北海道版（D oはぐ）等を活用するなど、役割・手順などの習熟に努める。

(6) 給食・救援物資の配付及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊き出しや救援物資の支給が必要となってくる。これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が必要となるため、村等が実施する給食・救援物資の配付活動に協力する。

## 第6節 避難体制整備計画

村は、災害から住民の生命及び身体を保護するための指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の確保及び整備並びに避難誘導體制の構築等に努めるものとする。その際、要配慮者について十分配慮する。

### 第1項 避難誘導體制の構築

村は、避難者の誘導を安全かつ迅速に行うことができるよう、次のとおり避難誘導體制の整備に努める。

- 1 災害から、住民の安全を確保するために必要な避難路をあらかじめ指定し、その整備を図るとともに、避難経路や指定緊急避難場所、指定避難所等に案内標識を設置するなど、緊急時の速やかな避難が確保されるよう努める。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

また、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

- 2 指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般凶記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるとともに、災害種別一般凶記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。
- 3 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保できる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合など、やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、日頃から住民等への周知・徹底に努める。
- 4 大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、道と連携のもと、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の輸送に関する運送事業者等との協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。
- 5 村は、保健所との連携の下、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるとともに、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行い、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。
- 6 学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促す。
- 7 小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における保育所等の施設間と村との連絡・連携体制の構築に努める。
- 8 村は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

## 第2項 指定緊急避難場所の確保等

1 村は、災害の危険が切迫した緊急時において住民の安全を確保するため、地域の地形・地質・施設の災害に対する安全性等を勘案し、必要があると認めるときは、異常な現象の種類ごとの基準に適合し、災害時に迅速に開設することが可能な管理体制等を有する施設又は場所を、あらかじめ当該施設等の管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所として指定する。その際、観光地や昼夜の人口変動の大きさなどの地域特性や要配慮者の利用等についても考慮するとともに、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるよう努める。

また、指定緊急避難場所については、災害の種別に応じて指定していること及び避難の際には発生するおそれがある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知・徹底に努める。特に指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害発生時には当該施設に避難することが不相当である場合があることについて、日頃から住民等への周知・徹底に努める。

2 村は、学校を指定緊急避難場所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

3 指定緊急避難場所の管理者は、廃止、改築等により当該指定緊急避難場所の現状に重要な変更を加えようとするときは、村長に届け出なければならない。

4 村は、当該指定緊急避難場所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、指定緊急避難場所の指定を取り消す。

5 村長は、指定緊急避難場所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに、公示しなければならない。

## 第3項 避難所の確保等

1 村は、災害時に被災者を滞在させるため、次の基準に適合する施設を、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得た上で、指定避難所として指定するとともに、住民等への周知・徹底を図る。なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

### ■指定避難所の指定基準■

区分	指定基準
規模	被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。
構造	速やかに被災者等を受け入れ、生活関連物資を配付することが可能な構造・設備を有すること。
立地	想定される災害による影響が比較的少ない場所にあること。
交通	車両等による災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。

- 2 村は、主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、上記に加えて次の基準に適合する施設を指定福祉避難所として指定する。
  - (1) 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。
  - (2) 災害時において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。
  - (3) 災害時において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。
- 3 村は、指定避難所の指定に当たっては、次の事項について対応するよう努める。
  - (1) 施設を指定する際、併せて広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくこと。
  - (2) 老人福祉施設、障害者支援施設等の施設、保健センター等の施設や指定避難所の一部のスペースを活用し、一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮を受けられるなど、要配慮者の状態に応じ、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定すること。
  - (3) 学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図ること。
  - (4) 指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めること。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。
  - (5) 指定管理施設や民間の施設が指定避難所となっている場合には、施設管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めること。
- 4 指定避難所の管理者は、廃止、改築等により当該指定避難所の現状に重要な変更を加えようとするときは、村長に届け出なければならない。
- 5 村は、当該指定避難所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、指定避難所の指定を取り消す。
- 6 村長は、指定避難所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに、公示しなければならない。

#### 資料6-3 避難施設

### 第4項 避難計画の策定等

#### 1. 避難指示等の具体的な発令基準の策定及び住民等への周知

村長は、適時・適切に避難指示等を発令するため、あらかじめ避難指示等の具体的な判断基準（発令基準）を策定するとともに、住民等の円滑かつ迅速な避難を確保するため、避難指示等の意味と内容の説明、避難すべき区域や避難指示等の判断基準（発令基準）について、日頃から住民等への周知に努める。また、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時において優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、庁内を挙げた体制の構築に努める。

## 2. 防災マップ、ハザードマップ等の作成及び住民等への周知

村長は、住民等の円滑な避難を確保するため、浸水想定区域や土砂災害警戒区域など、災害発生時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等、必要となる事項を記載した防災マップ、ハザードマップ等を作成し、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努める。

ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

## 3. 避難計画の策定

村は、主に次の事項に留意して避難計画を策定するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努める。

また、要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時から情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、個別避難支援プランの作成等、避難誘導體制の整備に努める。

- (1) 避難指示等を発令する基準及び伝達方法
- (2) 指定緊急避難場所・指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- (3) 指定緊急避難場所・指定避難所への経路及び誘導方法（観光地などについては、観光入り込み客対策を含む。）
- (4) 避難誘導を所管する職員等の配置及び連絡体制
- (5) 避難場所・避難所の開設に伴う被災者救護措置に関する事項
  - ア 給水及び給食措置
  - イ 毛布、寝具等の支給
  - ウ 衣料及び日用必需品の支給
  - エ 暖房及び発電機用燃料の確保
  - オ 負傷者に対する応急救護
- (6) 指定緊急避難場所・指定避難所の管理に関する事項
  - ア 避難中の秩序保持
  - イ 住民等の避難状況の把握
  - ウ 避難住民等に対する災害情報や応急対策実施状況の周知・伝達
  - エ 避難住民等に対する各種相談業務
- (7) 避難に関する広報
  - ア 防災行政無線等による周知
  - イ 緊急速報メールによる周知
  - ウ 広報車（消防、警察車両の出動要請を含む。）による周知
  - エ 避難誘導者による現地広報
  - オ 住民組織を通じた広報



#### 4. 被災者の把握

被災者の避難状況の把握は、被災者支援、災害対策の基本となるが、発災直後は避難誘導や各種災害応急対策等の業務が錯綜し、居住者や指定避難所への受入状況などの把握に支障を来すことが想定される。

このため村は、指定避難所における入所者登録などの重要性について、避難所担当職員や避難所管理者に周知・徹底を図るとともに、個人データの取扱いに十分留意しつつ、災害時用の住民台帳（データベース）の作成など、避難状況を把握するためのシステムの整備について検討する。

#### 第5項 防災上重要な施設の管理等

1 学校、医療機関及び社会福祉施設の管理者は、主に次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知・徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより避難の万全を期する。

- (1) 避難の場所（指定緊急避難場所・指定避難所）
- (2) 経路
- (3) 移送の方法
- (4) 時期及び誘導並びにその指示伝達の方法
- (5) 保健、衛生及び給食等の実施方法
- (6) 暖房及び発電機の燃料確保の方法

2 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法等の関係法令などにに基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。

#### 第6項 公共用地等の有効活用への配慮

村は、避難場所、避難施設、備蓄など防災に関する諸活動の推進に当たり、道等関係機関と相互に連携しつつ、公共用地等の有効活用に配慮する。

## 第7節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

災害時には、特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等が、被害を受けやすい、情報を入力しにくい、避難所における良好な環境を得にくいなどの状況におかれる場合がある。このため、村は、道及び社会福祉施設等と協力体制を構築し、要配慮者の安全の確保等を図る。

また、住民等の協力を得ながら、平常時から要配慮者の実態把握、緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努めるものとする。

### 第1項 安全対策

村は、防災担当部局や福祉担当部局をはじめとする関係部局の連携のもと、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者の避難支援、安否確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）及び個別避難計画の作成並びに定期的な更新を行うとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても要配慮者の安全の確保等に支障が生じないように、電子媒体と紙媒体の両方で保管する等、名簿情報及び個別避難計画情報の適切な管理に努める。

また、消防、警察、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している赤井川村社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉事業者、障がい者団体等の福祉関係者など、避難行動要支援者の避難支援等を実施する関係機関（以下「避難支援等関係者」という。）と協力して、要配慮者に関する情報の共有、避難行動支援に係る地域防災力の向上等、避難支援体制の整備を推進する。

なお、被災後の避難所や在宅での避難生活に配慮して、支援が必要だと思われる状態の者を要配慮者という。

- ① 移動が困難な者
- ② 日常生活に介助が必要な者
- ③ 情報を受けたり伝えたりすることが困難な者
- ④ 急な状況変化に対応できない者
- ⑤ 薬や医療装置が常に必要な者
- ⑥ 精神的に著しく不安定な状態になりやすい者
- ⑦ 言語、文化、生活習慣への配慮が必要な者
- ⑧ その他避難に当たって支援が必要な者

#### 1. 地域防災計画の策定

村は、名簿情報及び個別避難計画情報の取扱いや個別避難計画の作成・活用方針等を整理し、そのうち、重要事項を地域防災計画に定める。

#### 2. 避難行動要支援者名簿の作成、更新及び情報提供

村は、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要するものについて、要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮した要件を設定した上で、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者の心身の状況や生活実態の変化の把握に努め、避難行動要支援者名簿の更新サイクルや仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つ。

## (1) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲（基本法第49条の10）

生活の基盤が、自宅にある者（病院、施設等長期間在留していない方）のうち、以下の要件に該当する住民を対象範囲とする。

## ア 直接避難行動要支援者（何らかの手助けを必要とする者）

- (ア) 要介護2以上の認定を受けている者
- (イ) 身体障害者手帳1・2級で下肢、体幹、視覚及び聴覚の者
- (ウ) 療育手帳Aの者
- (エ) 精神障害者保健福祉手帳1級の者

## イ 避難行動要支援者（声掛け、呼び掛け程度を要する者）

- (ア) 要介護1の者
- (イ) 身体障害者手帳1・2級で下肢と体幹以外の者及び3級で視覚及び聴覚の者
- (ウ) 療育手帳Bの者
- (エ) 精神障害者保健福祉手帳2級の者

## ウ 高齢者等で上記ア、イに準ずる者

施設入所者や乳幼児については、当該施設の職員等あるいは父母等の保護者が存在していることから、対象者からは除く。

## (2) 名簿の記載に関する事項（基本法第49条の10第2項）

名簿の記載事項は、次のアからキの掲げる事項とする。

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居所
- オ 電話番号その他連絡先
- カ 避難支援等を必要とする事由
- キ 上記に掲げたもののほか、避難支援等の実施に関し村長が必要と認める事項

## (3) 名簿に掲載する個人情報の入手

## ア 村における情報の集約（基本法第49条の10第3項）

村長は、基本法第49条の10第3項に基づき、避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外のために内部で利用することができる。

避難行動要支援者名簿の作成に当たっては、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、要介護高齢者や障がい者等の情報を集約するよう努めるものとし、その際は、要介護状態区分別や障がい種別、支援区分別に把握する。

## イ 道等からの情報の取得（基本法第49条の10第4項）

難病患者に係る情報等、村で把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認められるときは、知事その他の者に対して、情報提供を求め、必要な情報の取得に努める。

なお、情報提供の依頼及び提供に際しては、法令に基づく依頼又は提供であることを、書面をもって明確にする。

(4) 避難支援等関係者の範囲

避難支援等関係者となるものは、以下に掲げる団体及び個人とする。

ア 北後志消防組合赤井川支署、赤井川消防団

イ 余市警察署

ウ 民生委員・児童委員

エ 赤井川村社会福祉協議会

オ 区会

カ その他「赤井川村避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）」（以下「全体計画」という。）に定める団体等

(5) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供（基本法第49条の11）

名簿情報の提供について、村の条例の定め、又はあらかじめ平常時から名簿情報を提供することに避難行動要支援者の同意を得られた場合に避難支援等関係者に名簿を提供する。

避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供については、同意を得る際に十分な説明を行うほか、同意能力のない者に対しては、家族等の第三者による意思確認等、必要な配慮を行う。

(6) 名簿の更新

住民の転入・転出、介護認定、身体障害者手帳等の事務を通じて避難行動要支援者名簿を定期的に更新し、最新の情報を保管する。

(7) 個人情報情報の漏えいを防止するための措置（基本法第49条の12、同第49条の13）

村において、名簿情報の漏えいを防止するために必要な措置を講ずるとともに、避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、次に掲げる措置を講ずる。

ア 当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。

イ 基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを説明する。

ウ 避難行動要支援者名簿については、施錠可能な場所へ保管するなど、厳重なる保管を行うよう指導する。

エ 避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導する。

オ 避難行動要支援者名簿の提供先が個人でなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導する。

カ 個人情報の適正管理について、避難支援等関係者と協定を締結する。

2. 円滑な避難のための通知又は警告の配慮（基本法第56条第2項）

要配慮者が円滑に避難のための立ち退きを行うことができるよう、様々な情報伝達手段を活用して対処する。

(1) 正確な情報をわかりやすく伝えていくこととし、FAXやメールの一斉送信やポスティング等、文字情報を優先的に活用する。

(2) 視覚障がい者は、文字情報での伝達が困難なことから、防災行政無線の活用を基本とする。

(3) 情報内容が混乱しないよう、あらかじめ情報伝達系統等を定める。

(4) 要支援者の円滑な避難行動に向け、支援団体や区会等の避難支援等関係者を經由した情報伝達手段（いわゆる「住民の声掛け」）を確立する。

### 3. 避難支援等関係者の安全確保（基本法第50条2項）

避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提である。このため、避難支援等関係者等が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に配慮した支援を徹底する。

### 4. 避難行動要支援者避難支援プラン

#### (1) 全体計画の策定・見直し

避難行動要支援者に係る全体的な考え方を整理し、重要事項については本計画に定めるとともに、細目的な部分も含めて別に定めた全体計画を本計画の下位計画として位置づけ、必要に応じて見直しを行う。

#### (2) 個別避難計画の策定

村は、庁内の防災・福祉・保健・医療・地域づくりなどの関係する部署、これらの部署による横断的な組織のほか、避難支援等関係者と連携しながら作成に取り組む。

### 5. 避難支援等関係者への事前の個別避難計画の提供

村は、避難支援等関係者が避難行動要支援者の災害時における避難方法や避難支援の内容等を事前に把握・検討し、個々の要支援者ごとに個別避難計画の実効性を高めるため、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、避難支援等関係者に提供する。ただし、条例に特別の定めがある場合を除き、避難行動要支援者及び避難支援等実施者の同意が得られない場合は提供しない。

### 6. 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者への対応

村は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、災害時にどのように避難支援等を実施するかを計画し、避難支援等関係者に事前に人数やおおよその居住地を連絡するなどして備え、災害時には事前に計画した内容に基づき避難支援等関係者等に名簿情報を提供し、避難支援等を実施する。

### 7. 避難行動支援に係る地域防災力の向上

地域の実情に応じ、要配慮者に対する災害時に主体的に行動できるようにするための研修や防災知識等の普及啓発等の実施に努めるとともに、地域ぐるみの協力のもと、全体計画において避難情報の伝達体制、避難誘導体制等を定め、避難行動要支援者の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

### 8. 福祉避難所の指定

社会福祉施設等や指定一般避難所の一部のスペースの施設を活用し、一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の指定に努める。

## 第2項 社会福祉施設等の対策

### 1. 防災設備等の整備

施設管理者は、社会福祉施設等の利用者や入所者が、寝たきりの高齢者や障がい者等の要配慮者であるため、施設の災害に対する安全性を高めることが重要である。

また、電気・水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水・医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備に努める。

### 2. 組織体制の整備

施設管理者は、災害時において迅速かつ的確に対処するため、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担・動員計画・緊急連絡体制等を明確にしておく。特に、夜間における消防機関等への通報連絡や入所者の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確保する。

また、平常時から、村、施設相互間並びに他の施設、近隣住民及びボランティア組織との連携のもとに、入所者の実態等に応じた協力が得られるような体制の整備に努める。

### 3. 緊急連絡体制の整備

施設管理者は、災害の発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど、緊急時における情報伝達の手段・方法を確立するとともに、施設相互の連携協力の強化に資するため、村の指導のもとに緊急連絡体制を整える。

### 4. 防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、施設の職員や入所者が災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を深めるため、防災教育を定期的実施する。

また、施設の職員や入所者が災害時においても適切な行動がとれるよう、各々の施設の構造や入所者の判断能力・行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。特に、自力避難が困難な者等が入所している施設においては、夜間における防災訓練も定期的実施するよう努める。

## 第3項 外国人に対する対策

村及び道は、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人を要配慮者として位置づけ、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような条件・環境づくりに努めるとともに、在留管理制度における手続き等様々な機会を捉えて防災対策についての周知を図る。

また、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の実環境整備や、円滑な避難誘導體制の構築に努める。

- 1 多言語による広報の充実
- 2 指定緊急避難場所、道路標識等の災害に関する表示板の多言語化
- 3 外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施
- 4 外国人観光客等に対する相談窓口等の設置

## 第8節 情報収集・伝達体制整備計画

村は、災害時における情報の収集及び連絡を迅速かつ的確に行うため、平常時から関係機関との情報交換を密接に行うとともに、災害情報の収集・情報伝達体制の整備を図るものとする。

### 第1項 情報収集・伝達体制の整備

#### 1. 通信手段の多重化・多様化

村は、災害時において停電の発生も想定し、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・伝達を行うため、通信手段の多重化・多様化に努める。特に被災者等への情報伝達手段として、防災行政無線（戸別受信機を含む。）の整備を図るとともに、有線通信システムや携帯電話、衛星携帯電話等の無線通信システムも含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努める。

なお、耐災害性に優れている衛星系ネットワークは、大規模災害発生時におけるふくそうの回避に留意しつつ、国、道、村、消防本部等を通じた一体的な整備を図る。

#### 2. 要配慮者及び帰宅困難者並びに孤立地域への情報伝達体制の整備

村は、防災関係機関と連携のもと、要配慮者にも配慮した分かりやすい情報伝達と、要配慮者や災害により孤立する危険のある地域の被災者、帰宅困難者等、情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できる

よう必要な体制の整備を図る。特に災害時に孤立するおそれのある地域で停電が発生した場合に備え、当該地域の住民と村との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意する。

#### 3. 非常通信体制の整備

村は、非常通信体制の整備、有線・無線通信システムの一体的運用等により、災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、非常通信協議会との連携にも十分配慮する。

なお、無線通信システムの運用においては、混信等の対策に十分留意するため、関係機関の間で運用方法について十分な調整を図るものとし、この場合、周波数割当て等による対策を講ずる必要が生じた際は、北海道総合通信局と事前の調整を実施する。また、通信のふくそう時及び途絶時を想定した他の防災関係機関等との連携による通信訓練の参加に努める。

### 第2項 通信施設の点検・整備

村は、平常時から設備の機能を維持するための定期的な点検を実施するとともに、非常通信の取扱い及び機器の使用方法の確認を行うなどして、運用管理体制の整備を図る。

また、停電により、これらの施設が使用できなくなることも想定して、通信設備用の非常電源の確認も併せて行う。

## 第9節 建築物等災害予防計画

村は、風水害、地震、火災等の災害から建築物を防ぎよするため、耐震化の促進、落下物の防止対策等の必要な措置を講ずる。特に市街地は火災の発生や延焼拡大のおそれが高いため、建築物の不燃化を図るなど、都市防火の効果を高める様々な対策の推進に努めるものとする。

### 第1項 建築物の防火対策

#### 1. 防火地域及び準防火地域の指定促進

村は、道からの情報提供を受け、必要に応じて建築物の密度が高く、火災危険度の高い市街地において防火地域・準防火地域を定め、地域内の建築物を防火構造・準防火構造として不燃化対策を講ずる。

#### 2. 木造建築物の防火対策の推進

村は、木造建築物について延焼のおそれがある外壁等の不燃化及び耐震化の促進を図る。

### 第2項 建築物等の耐震対策

#### 1. 既存建築物の耐震化の促進

村は、現行の建築基準法に規定される耐震性能を有さない既存建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するため、耐震診断及び耐震改修に対する支援や建築関係団体と連携した相談体制、情報提供の充実等、所有者等が安心して耐震化を行うことができる環境整備を図る。

また、住民にとって理解しやすく身近に感じられる地震防災マップや普及パンフレットを作成し、所有者等への普及啓発を図るほか、耐震診断や耐震改修技術に関する講習会の開催等、技術者の育成に努める。

さらに、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に基づく指導、助言、指示等の強化を図る。特に倒壊の危険性の著しく高い建築物については、建築基準法に基づく勧告、命令を実施するとともに、防災拠点や避難施設を連絡する緊急時の輸送経路として、地震時に通行を確保すべき道路沿道の建築物については、積極的に耐震化を促進する。

#### 2. ブロック塀等の倒壊防止

村は、地震によるブロック塀、石塀、自動販売機等の倒壊を防止するため、市街地で主要道路に面する既存ブロック塀等にあつては、点検、補強の指導を行うとともに、新規に施工、設置する場合には、施工、設置基準の遵守をさせるなど、安全性の確保について指導を徹底する。

#### 3. 被災建築物の安全対策

村は、道と連携のもと、応急危険度判定を迅速かつ的確に実施するための体制を整備する。

また、道と連携し、石綿の飛散防止に係る関係法令や「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）」（環境省）等に基づき、石綿使用建築物等の把握、住民等への石綿関連情報の普及啓発等を行う。



### 第3項 がけ地に近接する建築物の防災対策

村は、道と連携のもと、がけの崩壊等で危険を及ぼすおそれのある区域において、建築物の建築制限を行うとともに、既存の危険住宅については、がけ地近接住宅移転事業制度を活用し、安全な場所への移転促進を図る。

また、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表するよう努めるとともに、滑動崩落のおそれが大きい大規模盛土造成地において、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努める。

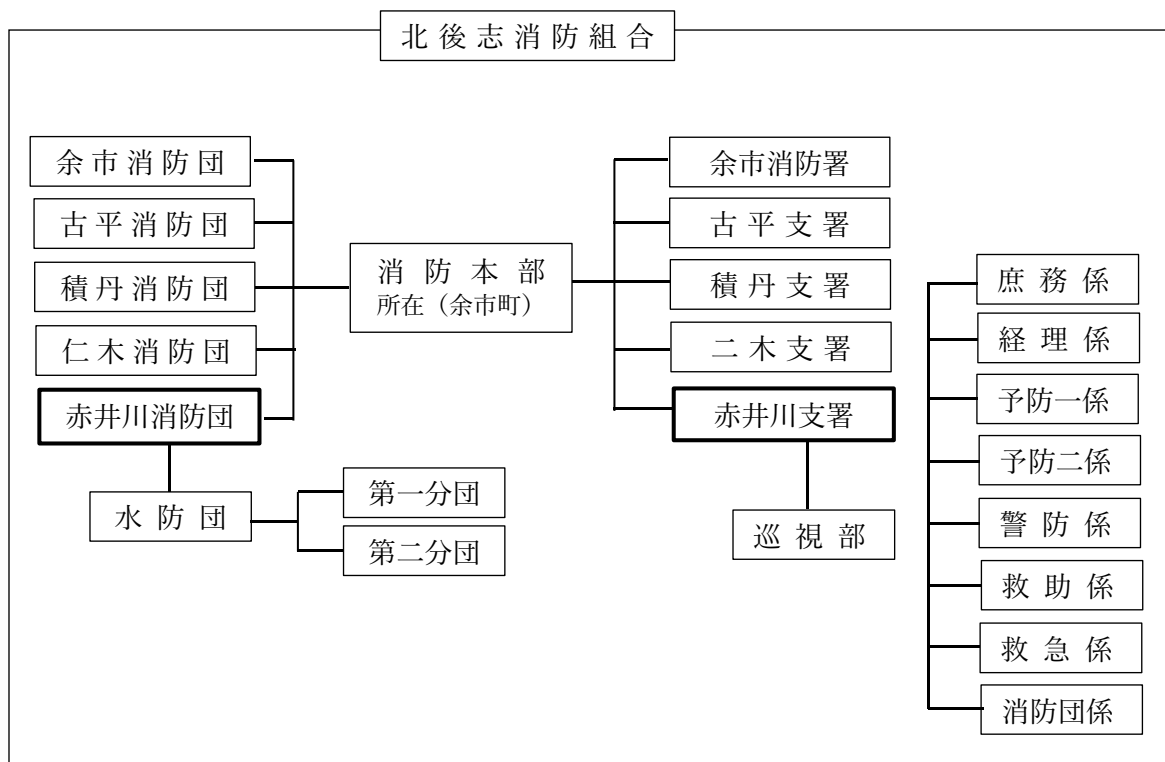
## 第10節 消防計画

村及び北後志消防組合は、その資機材と人員を活用し、火災その他の災害から住民の生命、身体及び財産を保護するため、消防体制、消防力等の整備に努め、その強化・拡充を図るものとする。なお、具体的活動については、北後志消防組合が定める計画によるものとする。

### 第1項 消防体制の整備

北後志消防組合は、消防の任務を遂行するため、赤井川村地域防災計画の内容を踏まえ、各種災害に対し、効果的な消防活動を行えるよう消防計画の一層の充実を図る。

なお、北後志消防組合赤井川支署及び赤井川消防団の組織は以下のとおりである。



### 第2項 消防力の整備

村及び北後志消防組合は、消防活動の万全を期するため、消防力の整備指針を参考に、実態に即応する消防施設並びに人員の整備・充実を図るとともに、大規模・特殊災害に対応するための高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進等に努める。

また、消防水利の基準に定める所要の水利の整備・充実を図るとともに、常にこれを有効に使用できるよう維持管理の適正を図る。

### 第3項 災害予防計画

北後志消防組合は、災害を未然に防止するため、予防査察、住民の自主的予防及び協力体制の確立、指導、防災思想の普及に努める。

## 1. 予防査察

査察については、防火対象物の防火管理体制の整備指導及び焼死者防止対策の徹底等を図るため、防火査察、指導を計画的に実施して火災等の未然防止を推進する。

## 2. 防火思想の普及

### (1) 諸行事による普及

火災予防運動を実施し、各事業所に対し防火に関する研究会及び消防訓練の指導、防火ポスター、パンフレット等の防火資料を配布して、防火思想の普及・徹底に努める。

### (2) 民間協力機関による普及

職場自衛消防組織等の結成促進を図るとともに、危険物安全協会等を通じ、積極的に防火思想の普及に努める。

## 第4項 広域消防応援体制

村及び北後志消防組合は、大規模な火災など単独では十分な災害応急対策を実施できない場合に備え、他の消防機関、近隣市町村等と相互に応援できる体制を整備する。

## 第5項 教育訓練

北後志消防組合は、消防職員及び消防団員に対し、職員、団員の質と能力の向上を図り、もって効率的な防災活動を遂行できるよう計画的に教育訓練を実施する。

## 第6項 火災警報の発令

### 1. 発令

村長は、道から火災気象通報を受け、又は気象の状況が火災警報発令条件（実効湿度70%以下にして、最小湿度40%以下となり、最大風速14m/s以上のとき。）若しくは自ら地域性を考慮し定めた火災警報発令条件となった場合、必要に応じて消防長、北後志消防組合赤井川支署長と協議し、火災予防上危険であると認めるときは、消防法第22条に基づく火災警報を発令する。

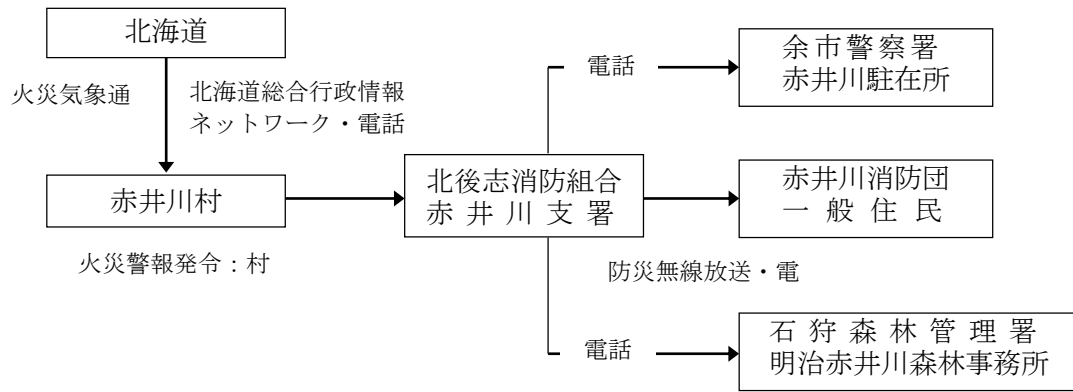
### 2. 通報

村長が火災警報を発令した場合、消防支署長は直ちに消防団及び一般住民に通報する。また、解除した場合も同様とする。

### 3. 処置

火災警報が発令されてから解除されるまでの間、北後志消防組合赤井川支署は条例で定める火の使用を制限するとともに、村内にある者は、これに従わなければならない。

■火災警報の伝達系統■



## 第11節 水害予防計画

村は、水害の発生を未然に防止し、又は被害の軽減を図るため、道等、各機関相互の円滑な連携のもと、予防対策上必要な措置等を講ずるものとする（融雪出水に係る水害の予防対策は「本章 第14節 融雪災害予防計画」に定めるところによる。）。

### 第1項 予防対策

#### 1. 治水事業の推進及び水防拠点の整備

村は、洪水等による災害を防ぎ、又は被害の軽減を図るとともに、流水の正常な機能を維持するため、河川改修事業等の治水事業を推進する。

また、特に水防上警戒を要する区域などについて、河川監視を随時実施するなど河川の管理に万全を期する。

さらに、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの開示に努める。

#### 2. 水防体制の確立等

村は、気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに情報等を迅速に住民に伝達するため、関係事業者の協力を得つつ、通信手段の多重化・多様化を図るとともに、水防上警戒を要する区域の指定及び水防資機材の備蓄等所要の措置を講じ、水防体制の確立を図る。

#### 3. 洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保

村は、村域内に洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域の指定があったときは、本計画において少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるとともに、住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずる。

- (1) 洪水予報、水位到達情報の伝達方法
- (2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- (3) 防災訓練として村長が行う洪水、雨水出水に係る避難訓練の実施に関する事項
- (4) 洪水浸水想定区域及び雨水出水浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地とそれぞれ〔 〕内に定める者への洪水予報等の伝達方法

ア 不特定かつ多数の者が利用すると見込まれる施設で、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの〔所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員〕

イ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの〔所有者又は管理者（自衛水防組織が置かれたときは、所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員）〕

ウ 大規模な工場その他の施設（上記ア又はイに掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）で、その洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申し出があった施設に限る。）〔所有者又は管理者（自衛水防組織が置かれたときは、所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員）〕

なお、浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保に関する事項は、本計画の各節で記載されている事項のほか、「資料6-4 浸水想定区域等における警戒避難体制」で示すとおりである。

#### 4. 局地的な大雨（ゲリラ豪雨）、集中豪雨等への対応

局地的な大雨（ゲリラ豪雨）については、現状では予測が難しく、基準となる降雨強度等の定義は確立されていないため、暫定的に記録的短時間大雨情報及び特別警報の発令時等には、緊急事態として、要配慮者対策に向けた体制の構築、村域の浸水危険箇所の通行止め等の措置をとる。

なお、6月から9月頃にかけて発生する前線の低気圧等による大雨又は集中豪雨等については、発生時の雨水流出抑制対策として、あらかじめ次のような対応を図る。

- (1) 集中豪雨等に対して、治水対策による整備のみでは、効果的な浸水抑制が見込めない場合も考えられるため、多様な主体と連携し、効果的に浸水被害の最小化を図る。
- (2) 水田等においては、集中豪雨等の際、洪水被害を軽減、あるいは抑制するために、水田等から雨水をゆっくり排水する等、田んぼダムによる河川への排出量の集中を避けるために、農業従事者及び関係団体等へあらかじめ協力を要請する。

#### 5. 雨水出水に係る水位情報の通知及び周知

村は、必要に応じて、水防法（昭和24年法律第193号）に基づき指定した排水施設等において、想定し得る最大規模の降雨により当該指定に係る排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該指定に係る排水施設（当該指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水範囲等を公表するとともに、関係市町村の長に通知する。

資料4-1 重要水防箇所

資料6-4 浸水想定区域等における警戒避難体制

## 第2項 水防計画

水防に関する計画は、水防法に基づき作成した「赤井川村水防計画」の定めるところによる。

## 第12節 風害予防計画

村は、風による公共施設、農耕地、農作物の被害の発生を未然に防止し、又は被害の軽減を図るため、関係機関と相互に連携し、予防対策上必要な措置等を講ずるものとする。

### 第1項 予防対策

村は、次のとおり暴風等による公共施設等の災害の予防措置を講ずるものとし、特に学校や医療機関等の応急対策上重要な施設の安全性の向上に配慮する。

- 1 台風による風害の予防は、その経路等により予想し得る気象状況を早期に把握して、臨機に対応できる措置を講ずる。
- 2 家屋その他建築物の倒壊等を防止するための緊急措置は、それぞれの施設管理者が行うものであるが、村は、状況に応じ、次のとおり施設管理者に対して看板やアンテナ等の固定など強風による落下防止対策等の徹底を図る。
  - (1) 戸、窓、壁等には、すじかい、支柱等の補強材による応急的な補強工事を行うこと。
  - (2) 倒壊のおそれがある建物は、ひかえ柱の取り付け、ロープ張り、大きなすじかいの打ち付け等を行うこと。
  - (3) 煙突、看板、塀、立木等を針金等で補強すること。
  - (4) 電灯引き込み線がたるんでいないか点検し、破損したものは直ちに電力会社に連絡すること。

### 第2項 農産物等の風害防止

台風による農産物等の風害防止のため、農業施設等の管理者や農業生産者に対して、風害防止のための管理方法の周知・指導を行う。

## 第13節 土砂災害予防計画

村は、降雨等による土砂災害の危険性が高いと判断された箇所については、治山、砂防等の事業による土砂災害対策を実施するとともに、関係機関や住民への周知や土砂災害に係る避難訓練の実施等、適切な警戒避難体制の整備など総合的な土砂災害対策を推進するものとする。

### 第1項 予防対策

土地の高度利用と開発に伴って、土砂災害が多発する傾向にあり、ひとたび土砂災害が発生すると、多くの住家、農耕地、公共施設等に被害が発生し、二次的被害では、山地の崩壊による土石流災害の発生、河川の埋没による冠水災害にもつながるため、村は、防災関係機関と連携のもと、次のとおり予防対策を実施する。

#### 1. 地すべり、急傾斜地崩壊（がけ崩れ）等防止対策

##### (1) 地すべり、急傾斜地崩壊（がけ崩れ）防止対策

住民に対し、土砂災害警戒区域、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険箇所の周知に努めるとともに、急傾斜地崩壊防止工事等の計画的な実施を推進する。

##### (2) 山腹崩壊防止対策

住民に対し、山腹崩危険地区の周知に努めるとともに、治山事業等の計画的な実施を推進する。

#### 2. 土石流予防対策

住民に対し、土砂災害警戒区域及び土石流危険渓流及び崩壊土砂流出危険地区の周知に努めるとともに、土石流危険渓流及び崩壊土砂流出危険地区に係る砂防・治山事業の計画的な実施を推進する。

#### 3. 土砂災害危険箇所等の警戒巡視

村は、異常降雨等により土砂災害が予想される場合は、土砂災害危険箇所等の巡視を行い警戒に当たる。

また、斜面等の異常・急傾斜地の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）、河川等の異常（山鳴、水位の急激な減少、急激な濁り）が発生した場合は、速やかに住民に周知し、避難を呼び掛けるとともに、住民自身による防災措置（異常報告、自主避難、不安定な土壌・浮石等の除去、水路の清掃等）などの周知・啓発を図る。

なお、警戒巡視に当たって注意する事項は、おおむね次のとおりである。

- (1) 表層の状況
- (2) 地表水の状況
- (3) 湧水の状況
- (4) 亀裂の状況
- (5) 樹木等の傾倒状況

資料4-2 土砂災害危険箇所等

資料4-3 山地災害危険地区



## 第2項 土砂災害警戒避難体制の整備

### 1. 土砂災害（特別）警戒区域の指定等

道は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、基礎調査を実施し、土砂災害（特別）警戒区域を指定する。

村は、土砂災害（特別）警戒区域の指定があったときは、土砂災害防止法第8条に基づき、当該区域ごとに次の事項を定めるとともに、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を進める。

- (1) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項
- (2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- (3) 基本法第48条第1項の防災訓練として村長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
- (4) 土砂災害警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地
- (5) 救助に関する事項
- (6) 上記(1)～(5)に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

また、本計画において、上記(4)に掲げる事項を定めるときは、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるものとする。

なお、警戒区域ごとの情報伝達、予報又は警報の発表及び伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項は、本計画の各節で記載されている事項のほか、「資料6-5 土砂災害警戒区域における警戒避難体制」で示すとおりである。

### 2. 土砂災害危険箇所等の周知

村は、土砂災害危険箇所等の土砂災害のおそれがある箇所について把握し、その状況や避難場所等について地域住民に周知するよう努める。特に土砂災害（特別）警戒区域においては、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項その他警戒区域等における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布その他の必要な措置を講ずる。

### 3. 土砂災害警戒情報等の収集・伝達

土砂災害に関する情報の収集・伝達に関する事項は「第4章 第1節 気象等に関する情報の収集・伝達計画」に定めるところによる。

なお、土砂災害警戒情報の対象とする災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち、土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については発表対象ではないことに留意する。

#### 4. 避難情報の発令判断・伝達マニュアルの作成

村は、道が策定した「避難情報の発令判断・伝達マニュアル」に基づき、災害事象の特性、収集できる情報を踏まえつつ、避難すべき区域や判断基準等を明確にしたマニュアルを整備する。

避難情報の発令判断・伝達マニュアルの作成に当たっては、土砂災害警戒情報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するとともに、土砂災害（特別）警戒区域を避難指示等の発令単位として事前に設定する。

また、避難指示等は、土砂災害の危険度分布（大雨警報（土砂災害）の危険度分布及び土砂災害危険度情報）において危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域・危険箇所等を基本に発令することを基本とする。

#### 5. 土砂災害緊急情報の活用

国土交通省及び道は、土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするため、土砂災害防止法第28条及び第29条に基づく緊急調査を行う。

また、土砂災害防止法第31条に基づき、その結果に応じて当該土砂災害が想定される区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を関係市町村へ通知するとともに、一般住民に周知する。

村は、この情報の周知に協力するとともに、避難の判断、警戒避難体制の整備等に活用する。

#### 資料6-5 土砂災害警戒区域における警戒避難体制

## 第14節 雪害予防、積雪・寒冷対策計画

村は、異常降雪等により予想される豪雪、暴風雪及び雪崩等の災害（以下「雪害」という。）に対処するため、防災関係機関と相互に連携し、必要な予防対策を講ずるとともに、応急対策実施体制の整備に努めるものとする。

また、積雪・寒冷期において災害が発生した場合、他の季節に発生する災害に比べて、積雪による被害の拡大や避難所、避難路の確保等に支障を生じることが懸念されるため、積雪・寒冷対策を推進することにより積雪・寒冷期における被害の軽減に努めるものとする。

### 第1項 雪害対策の推進

村は、積雪期には、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等、総合的、長期的な雪害対策の推進に努める。

このため、村及び防災関係機関は、「北海道雪害対策実施要綱」に基づき、相互に連携協力して雪害対策の確立と雪害の防止に努める。

### 第2項 雪害対策の体制整備

村は、雪害対策を積極的に実施するため、必要な体制を整備し、所要の対策を講ずる。その際、特に次の事項に十分留意する。

- 1 雪害対策の体制及び窓口を明確にすること。
- 2 雪害情報の連絡体制を確立すること。
- 3 災害危険区域等の警戒体制を擁立すること。
- 4 積雪時における消防体制を確立すること。
- 5 積雪・寒冷期に適切な避難指示等ができるようにしておくこと。
- 6 雪害発生時における避難、救出、給水、食糧供給及び防疫等の措置の体制を整えること。
- 7 孤立予想地域に対しては、次の対策を講ずること。
  - (1) 食料の供給対策
  - (2) 医療助産対策
  - (3) 応急教育対策
- 8 除雪機械、通信施設の点検・整備を行うこと。
- 9 雪捨場の設定に当たっては、交通障害及び氾濫等の連絡について十分な配慮をすること。

### 第3項 交通の確保

#### 1. 道路交通の確保

災害発生時には、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。このため村は、他の道路管理者と連携して次のとおり除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進する。

##### (1) 除雪体制の強化

ア 一般国道、道道、村道の整合のとれた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携のもとに除雪計画を策定する。

イ 除雪の向上を図るため、地形や積雪の状況等自然条件に適合した除雪機械の増強に努める。

ウ 雪害の規模等により村有の除雪機械等のみでは除(排)雪を実施することができないと認めるときは、必要な除雪機械等を確保するため、公共的団体、民有の除雪機械等の借上げについてあらかじめ協議する。

(2) 除(排)雪路線の実施分担

ア 一般国道 393 号 (小樽開発建設部)

イ 主要道道余市赤井川線、一般道道仁木赤井川線 (小樽建設管理部) : 第 1 種除雪区分

種類	標準交通量	除雪目標
第 1 種除雪	1,000 台/日以上	○ 2 車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は、交通を確保する。 ○ 異常降雪等においては、極力 2 車線確保を図る。

ウ 村道 (村建設課)

2. 航空輸送の確保

災害による道路交通の一時的な麻痺により、豪雪山間地では孤立する集落が発生することが予想されるため、村は、孤立が予想される集落のヘリポート確保を促進するとともに、除雪体制の強化を図る。

資料 5-4 村道除雪区間一覧

資料 5-6 ヘリコプター離着陸場

第 4 項 雪に強いまちづくりの推進

1. 家屋倒壊の防止

村は、道と相互に連携し、住宅の耐震性を確保するとともに、屋根雪荷重の増大による家屋倒壊等を防止するため、建築基準法等の遵守の指導に努める。

また、自力での屋根雪処理が不可能な世帯に対して、ボランティアの協力体制等、地域の相互扶助体制の確立を図る。

2. 積雪・寒冷期における指定避難所及び避難路の確保

村は、防災関係機関の協力のもと、積雪・寒冷期における指定避難所及び避難路の確保に努める。

3. 計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備等

村、道及び防災関係機関は、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪時においても、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備等を行うよう努めるものとする。

## 第5項 寒冷対策の推進

### 1. 被災者及び避難者対策

村は、被災者及び避難者に対する防寒用品の整備・備蓄に努める。

### 2. 避難所対策

積雪・寒冷期は避難所における暖房等の需要の増大が予想されるため、村は、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した器材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、救出用スノーボード等）の備蓄に努める。

また、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。

さらに、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等の借上げ等、多様な避難所の確保に努める。

なお、冬期における屋外トイレは、寒さなどにより利用環境が悪化するとともに、水道凍結も予想されることから、冬期間でも使用可能なトイレの調達方法を検討し、民間事業者との協定の締結などにより、必要な台数の確保に努める。

避難所の運営に関しては、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

### 3. 住宅対策

村は、避難者の健全な住生活の早期確保のため、道と相互に連携し、応急仮設住宅を迅速に提供できる体制整備に努めるほか、積雪のため応急仮設住宅の早期着工が困難となる場合を想定し、公営住宅や空き家等利用可能な既存住宅のあっせん等の方法について検討する。

## 第6項 孤立地域対策

村は、集落の立地条件からあらかじめ孤立が予想される地域の避難所の暖房、非常用食料等について、札幌管区気象台の発表する予警報等の情報に留意し、事前準備を図る。

また、孤立予想集落に通ずる道路の除雪には特に留意し、関係機関、地域住民等の協力を得て、避難交通に支障を及ぼさないよう万全を期する。

## 第7項 スキー客に対する対策

スキー場で雪崩等の災害が発生した場合、リフト、ゴンドラ施設等の破損などによる被災者の発生が懸念される。村は、施設管理者に対して、スキー場利用客の安全対策について定めるよう指導する。

## 第15節 融雪災害予防計画

村は、融雪による河川の出水（以下「融雪災害」という。）、雪崩等に対処するため、防災関係機関と相互に連携し、必要な予防対策を講ずるとともに、応急対策実施体制の整備に努めるものとする。

### 第1項 予防対策

村は、「北海道融雪災害対策実施要綱」に準じ、次のとおり予防対策を講ずる。

#### 1. 気象情報及び積雪状況の把握

融雪期においては、札幌管区気象台等関係機関と緊密な連絡をとり、地域内の降積雪の状況を、「積雪速報（現在の雪）」（積雪の深さや、1時間ごとに約5km四方の細かさで積雪の深さを推定した解析積雪深）等に的確に把握するとともに、低気圧の発生及び経路の状況又は降雨及び気温の上昇等気象状況に留意し、融雪出水の予測に努める。

#### 2. 融雪出水対策

災害危険区域等及びその他の地区の融雪による危険を事前に察知し、被害の拡大を防ぐため、次により万全の措置を講ずる。

##### (1) 水防区域内等の警戒

災害危険区域等及びその他の地区における災害の発生を未然に防止するため、赤井川村水防計画に定めるところによるほか、地域住民の協力を得て、巡視警戒を行う。

##### (2) 河道内の除雪

関係機関と密接な連絡をとり、危険区域の水防作業及び避難救出方法等を事前に検討しておくものとし、融雪、積雪、捨雪及び結氷等により、河道が著しく狭められ、出水による災害の発生が予想される場合には、融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破砕等を行い流下能力の確保を図る。

#### 3. 雪崩等対策

##### (1) 管理する道路において、雪崩発生の可能性が想定される箇所のパトロールを行うとともに、地域住民、児童生徒等及びドライバーに対する広報活動を積極的に行う。

また、気象情報を把握し、雪崩の発生が予想される場合は、関係機関との緊密な連絡を保ち、迅速に当該道路の通行規制等の措置を講ずる。

##### (2) 融雪期に警戒が必要ながけ崩れ及び地すべり等について、日頃から防災関係機関等と連携して住民に対する啓発に努めるとともに、必要な措置を講ずる。

#### 4. 道路の除排雪

管理する道路において、積雪、捨雪及びじん芥等により道路側溝の機能が低下し、溢水災害が発生するのを防止するため、融雪出水前に道路側溝内の障害物の除去に努め、排水能力の確保を図る。

#### 5. 広報活動

融雪出水に際し、住民の水防に対する協力が十分得られるよう、あらゆる広報媒体を通じ、水防思想の普及・徹底に努める。

## 資料4-2 土砂災害危険箇所等

## 第2項 融雪災害対策体制の整備

村は、融雪災害対策を積極的に実施するため、「北海道融雪災害対策実施要綱」に準じ、必要な体制を整備し、所要の対策を講ずる。その際、特に次の事項に十分留意する。

- 1 融雪災害対策の体制及び窓口を明確にすること。
- 2 気象情報及び融雪状況の把握に努め、連絡体制を確立すること。
- 3 融雪出水、雪崩、がけ崩れ、地すべり発生予想箇所の警戒体制を確立すること。
- 4 融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、流下能力の確保を図ること。
- 5 融雪災害時に適切な避難指示等ができるようにしておくこと。
- 6 災害の発生又は発生のおそれのある場合における連絡体制及び出動体制並びに避難・救助体制を確立すること。
- 7 水防資機材、通信連絡施設の点検・整備を行うこと。
- 8 道路側溝及び排水溝などの流下能力確保のため、住民協力による氷割デー、河道清掃デー等の設定に努めること。
- 9 融雪出水に際し、住民の水防に対する協力が得られるよう、水防思想の普及・徹底に努めること。

## 第16節 複合災害に関する計画

---

村は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる事象）が発生する可能性を認識し、備えを充実する。

### 第1項 予防対策

村は、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くの職員を動員し、後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意し、職員の派遣体制や資機材の輸送手段等の充実、防災関係機関相互の連携強化に努める。

また、複合災害時における住民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及啓発に努める。

### 第2項 訓練の実施及び対応計画等の作成

村は、地域特性に応じて発生する可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実に努める。



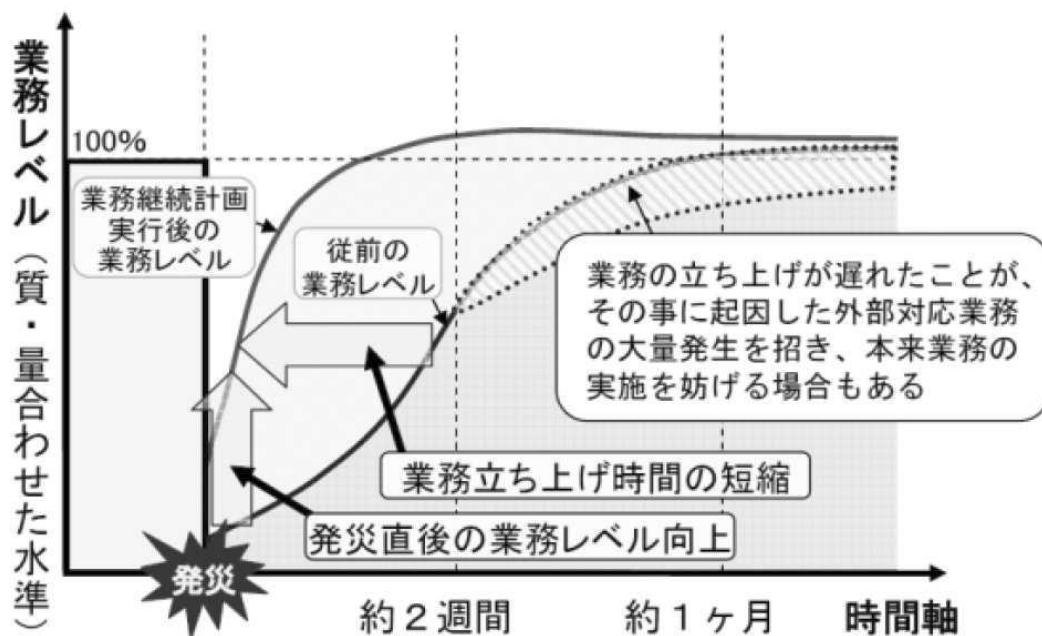
## 第17節 業務継続計画の策定

村は、災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）の策定等により、業務継続性の確保を図るものとし、事業者は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画を策定・運用するよう努める

### 第1項 業務継続計画（BCP）の概要

業務継続計画（BCP）とは、災害発生時に、村自身も被災し、人員、資機材、情報及びオンライン等利用できる資源に制約がある状況下においても、優先度の高い業務を維持・継続するために必要な措置を事前に講ずる計画として策定するものであり、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認、情報システムやデータの保護、代替施設の確保などを規定したものである。

#### ■業務継続計画の作成による業務改善のイメージ■



資料：大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き（平成28年2月、内閣府）

### 第2項 業務継続計画（BCP）の策定

#### 1. 赤井川村

村は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、全ての業務が早期に再開できるよう、災害時においても村の各部署の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめ、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講ずるための業務継続計画の策定並びに策定した計画の持続的改善に努める。

特に業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも村長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

## 2. 事業者

事業者は、事業の継続など災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時や非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講ずるための業務（事業）継続計画を策定・運用するよう努める。

### 第3項 庁舎等の災害対策本部機能等の確保

村は、特に災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。

また、災害対策の拠点となる庁舎及びその機能を確保するための情報通信設備や自家発電装置等の主要な機能の充実と災害時における安全性の確保を図るとともに、物資の供給が困難な場合を想定し、十分な期間に対応できるよう食料、飲料水、暖房及び発電用燃料等の適切な備蓄、調達、輸送体制の整備を図る。

## 第4章 災害応急対策計画

災害応急対策計画は、基本法第50条第1項の趣旨を達成するために、災害時に災害の発生を防止し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するための計画であり、基本法第50条第2項に定める災害応急対策実施責任者は、可能な限りの確に災害の状況把握に努め、人材、物資その他の必要な資源を適切に配分しつつ、生命及び身体の安全を守ることを最優先として災害応急対策を実施する。

また、その実施に当たっては、要配慮者に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応するとともに、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。

### 第1節 気象等に関する情報の収集・伝達計画

村は、暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水等による被害を未然に防止、又は軽減するため、気象、地象、水象等の特別警報・警報・注意報、気象情報等並びにこれらの異常現象発見者の通報を迅速かつ的確に処理し、防災対策の適切な実施を図るものとする。

なお、村及び国・道は、避難指示等の発令基準に活用する風水害に関する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。

#### 第1項 気象等に関する情報の発表

##### 1. 予報区

予報区は、予報および警報・注意報の対象とする区域であり、北海道においては、道全域を対象とする北海道地方予報区（札幌管区气象台担当）と、7つの府県予報区に分かれており、本村が該当する府県天気予報及び特別警報・警報・注意報に用いる細分区域名は、次のとおりである。

なお、気象に関する警報・注意報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

#### ■予報区と担当官署■

区 分	名 称
府県予報区名（担当気象官署）	石狩・空知・後志地方（札幌管区气象台）
一次細分区域名※ <sup>1</sup>	後志地方
市町村等をまとめた地域※ <sup>2</sup>	後志北部
二次細分区域名	赤井川村

※1 一 次 細 分 区 域：府県天気予報を定常的に細分して行う区域で、気象特性、災害特性及び地理的特性により府県予報区を分割して設定する。

※2 市町村等をまとめた地域：二次細分区域ごとに発表する特別警報・警報・注意報の発表状況を地域的に概観するために、災害特性や都道府県の防災関係機関等の管轄範囲などを考慮してまとめた区域

## 2. 気象等に関する特別警報・警報・注意報の種類、発表基準及び伝達

## (1) 種類及び発表基準等

## ア 気象等に関する特別警報

予想される現象が特に異常であるため重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報。発表は市町村単位で発表される。

現象の種類	基準
大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。

## イ 気象等に関する警報

現象の種類	概要
大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼び掛ける。

## ウ 気象等に関する注意報

現象の種類	概要
大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼び掛ける。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲のもとで発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼び掛ける。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれのあるときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のため、農作物等への著しい被害の発生や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれのあるときに発表される。

エ 洪水警報・注意報

現象の種類	概要
洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。

※地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行われる。

(2) 防災気象情報と警戒レベル・警戒レベル相当情報との関係

警戒レベル	状況	住民が取るべき行動	行動を促す情報(避難情報等)
5	災害発生又は切迫	命の危険 直ちに安全確保!	緊急安全確保 (必ず発令されるものではない)
<警戒レベル4までに必ず避難!>			
4	災害のおそれ高い	危険な場所から 全員避難	避難指示 (令和3年の災対法改正以前の避難勧告の対応で発令)
3	災害のおそれあり	危険な場所から 高齢者等は避難※	高齢者等避難
2	気象状況悪化	自らの避難行動を 確認する	洪水、大雨、 高潮注意報
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを 高める	早期注意情報

※高齢者等以外の人も、必要に応じ、普段の行動を見合わせたり、避難の準備をしたり、自主的に避難

市町村は、警戒レベル相当情報の他、暴風や日没の時刻、堤防や堰門等の施設に関する情報なども参考に、総合的に避難指示等の発令を判断する

警戒レベル相当情報	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる防災気象情報				
	洪水等に関する情報			土砂災害に関する情報 (下段：土砂災害の危険度分布)	高潮に関する情報
	水位情報がある場合 (下段：国管理河川の洪水の危険度分布)	水位情報がない場合 (下段：洪水警報の危険度分布)	内水氾濫に関する情報		
5相当	氾濫発生情報 危険度分布：黒 (氾濫している可能性)	大雨特別警報 (浸水害)		大雨特別警報 (土砂災害)	高潮氾濫発生情報
4相当	氾濫危険情報 危険度分布：紫 (氾濫危険水位超過相当)	危険度分布：うす紫 (非常に危険)	内水氾濫危険情報 (水位周知下水道において発表される情報)	土砂災害警戒情報 危険度分布：うす紫 (非常に危険)	高潮特別警報 高潮警報
3相当	氾濫警戒情報 危険度分布：赤 (避難判断水位超過相当)	洪水警報 危険度分布：赤 (警戒)		大雨警報(土砂災害) 危険度分布：赤 (警戒)	高潮警報に切り替える可能性に言及する高潮注意報
2相当	氾濫注意情報 危険度分布：黄 (氾濫注意水位超過)	危険度分布：黄 (注意)		危険度分布：黄 (注意)	
1相当					

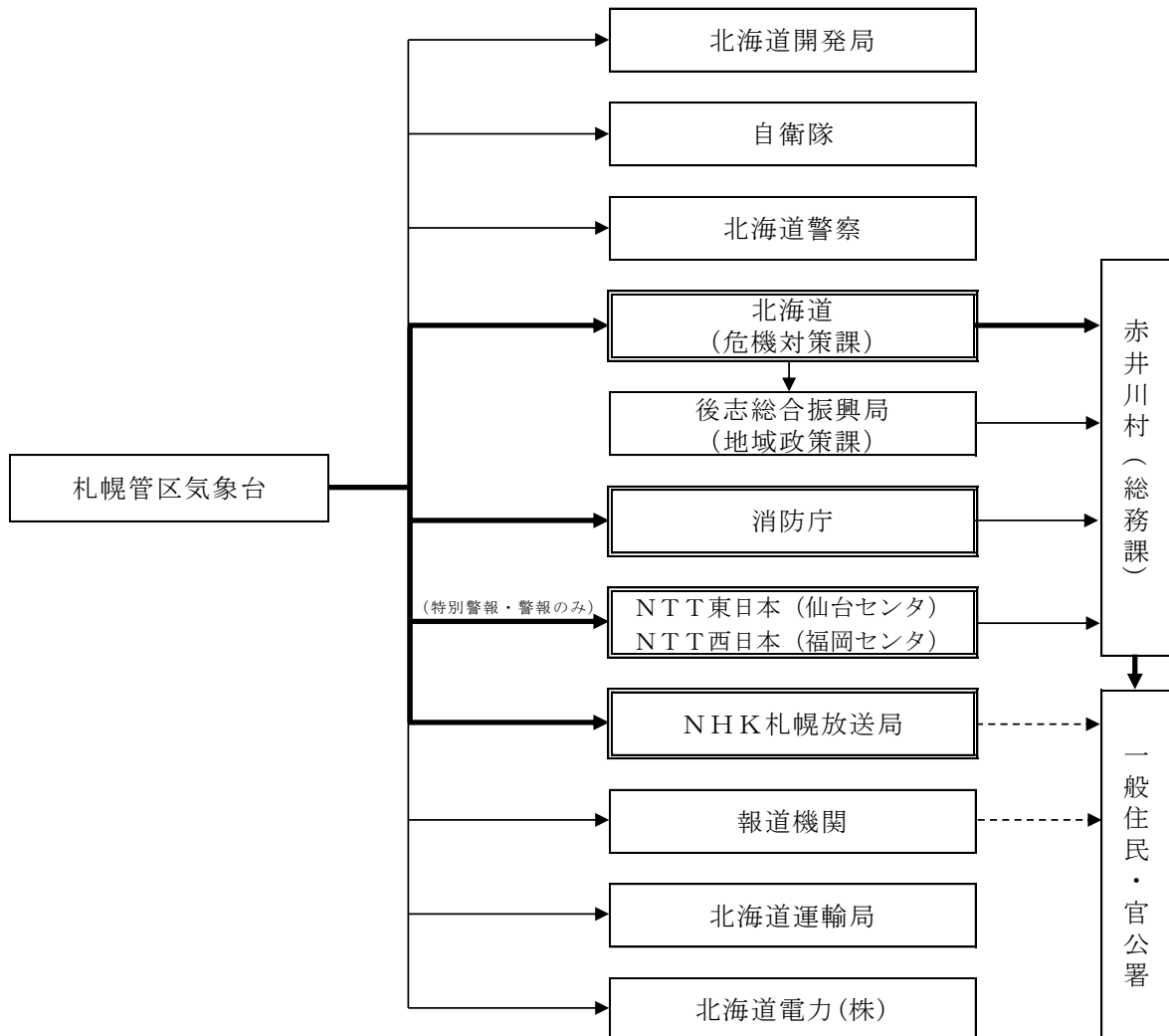
上段太字：危険性が高まるなど、特定の条件となった際に発表される情報（市町村に対し関係機関からプッシュ型で提供される情報）  
下段細字：常時、地図上での色表示などにより状況が提供されている情報（市町村が自ら確認する必要がある情報）

※「避難情報に関するガイドライン」（内閣府）

(3) 伝達系統

気象等に関する特別警報・警報・注意報の伝達系統は、次のとおりである。

■気象等に関する特別警報・警報・注意報の伝達系統図■



- (注)      (二重線) で囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく法定伝達先
- (注)  (太線) は、特別警報が発表された際の気象業務法の規定に基づく通知若しくは周知の措置が義務づけられている伝達
- (注)  (点線) は放送・無線

(備考) 「気象等に関する特別警報」が発表された場合、気象庁から携帯電話事業者を介して携帯電話ユーザーに「緊急速報メール」が配信される。  
 村は、道から気象等に関する特別警報を受けた場合、気象業務法第15条の2の規定に基づき、直ちに住民及び所在の官公署への周知の措置（広報車巡回、携帯メールサービス、消防団等による伝達、防災行政無線等）を講じなければならない（法定義務）。

## 3. キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）

## ■キキクルの種類と概要■

種類	概要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）※	<p>大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「非常に危険」（うす紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</li> <li>・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</li> </ul>
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	<p>短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p>
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 km ごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「非常に危険」（うす紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</li> <li>・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</li> </ul>

※「極めて危険」（濃い紫）：警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用



#### 4. 水防活動用気象等警報・注意報

##### (1) 種類等

水防活動の利用に適合する警報・注意報は、次の表の左欄に掲げる種類ごとに、同表の右欄に掲げる注意報・警報により代行される。

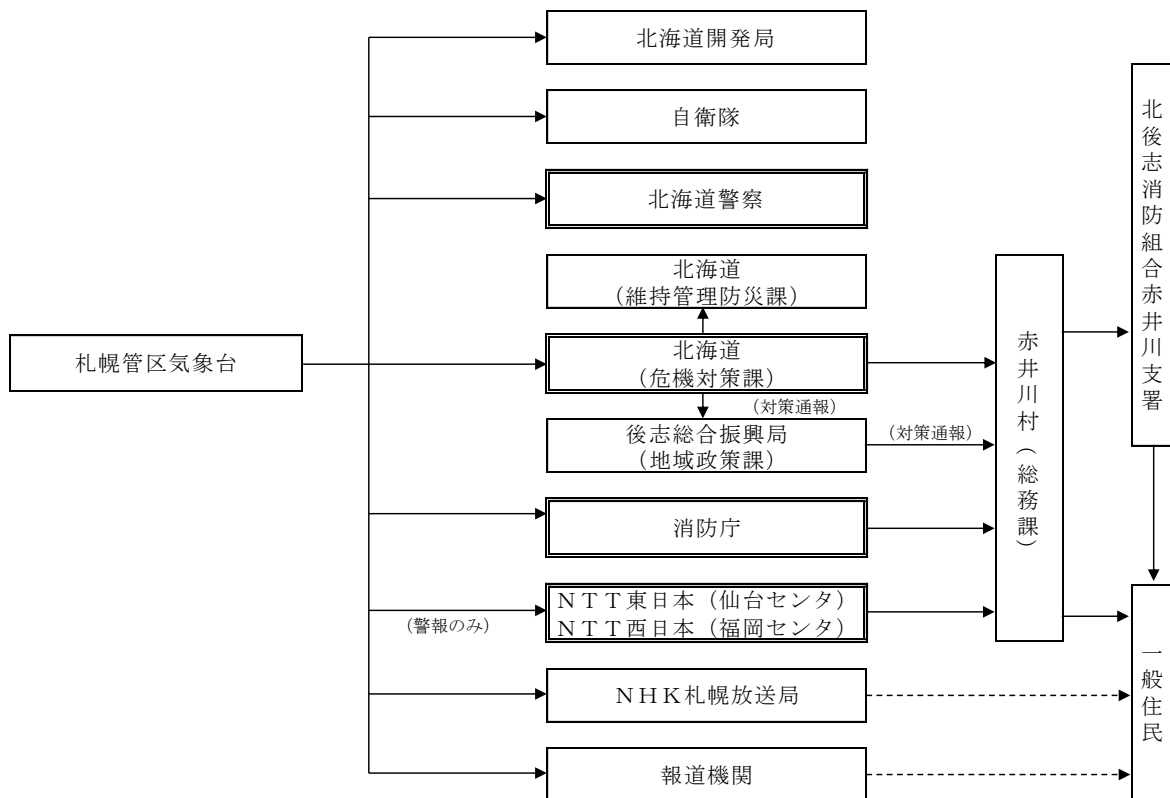
■水防活動用気象等警報・注意報の種類■

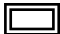
水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報
水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報・大雨特別警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報

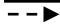
##### (2) 伝達系統

水防活動の利用に適合する警報・注意報の伝達系統は、次のとおりである。

■水防活動用気象等警報・注意報の伝達系統図■



(注)  (二重線) で囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく法定伝達先

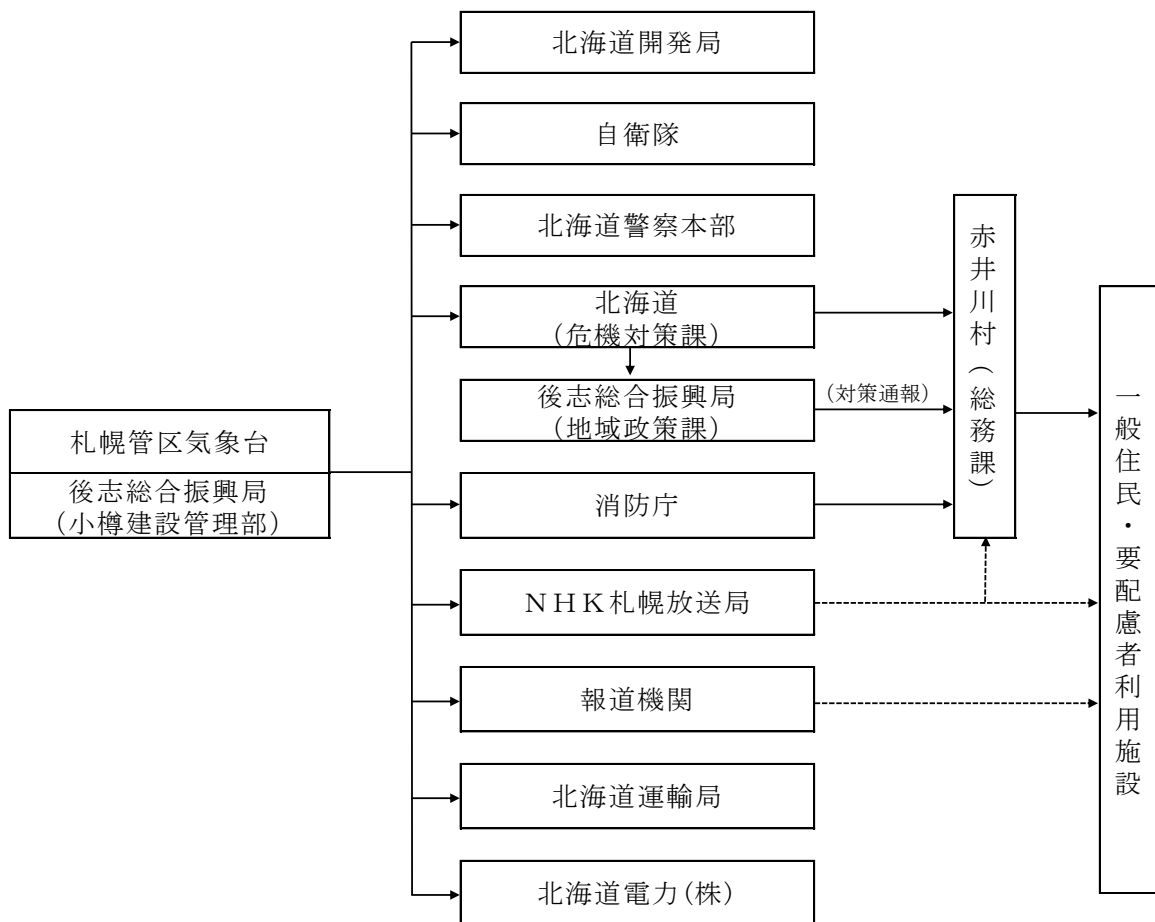
(注)  (点線) は放送・無線

### 5. 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難情報の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、総合振興局又は振興局と気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる（<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land>）。

危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

■土砂災害警戒情報の伝達系統図■



(注) --▶ (点線) は放送・無線

## 6. 水防警報

水防法第16条第1項の規定により、知事が指定した河川（余市川）について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知する。

### (1) 種類等

水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。

#### ■水防警報の種類、内容及び発表基準（洪水時の河川に関する水防警報）■

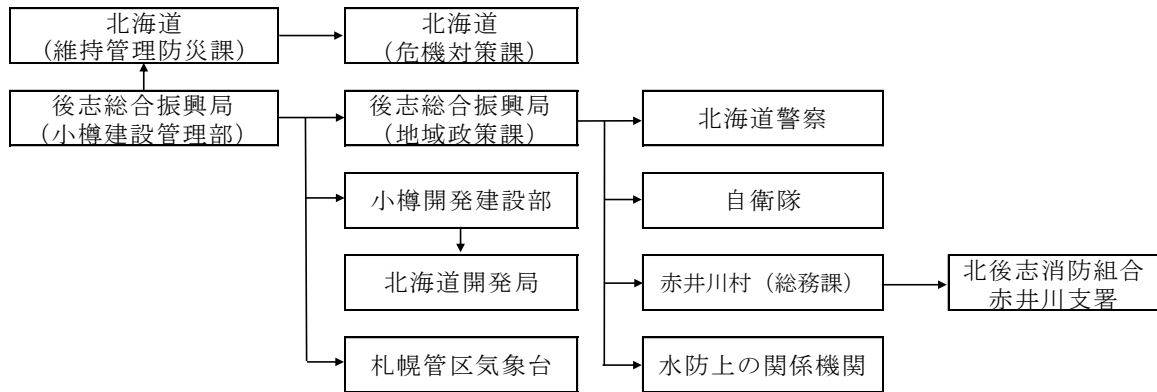
種類	内 容	発表基準
待機	出水あるいは水位の再上昇等が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、又は、水防機関の出動期間が長引くような場合に出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの	気象予報・警報等及び河川状況等により、特に必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの	雨量、水位、流量その他河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	河川氾濫注意情報等により、又は水位、流量その他の河川状況により氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。
警戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに水防活動上必要な越水（水があふれる。）、漏水、法崩（堤防斜面の崩れ）、亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの	氾濫警戒情報等により、又は既に氾濫注意水位（警戒水位）を超え、災害のおこるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨、及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

(注) 地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。

(2) 伝達系統

余市川における水防警報（知事指定）の伝達系統は次のとおりである。

■水防警報（知事指定）の伝達系統図■



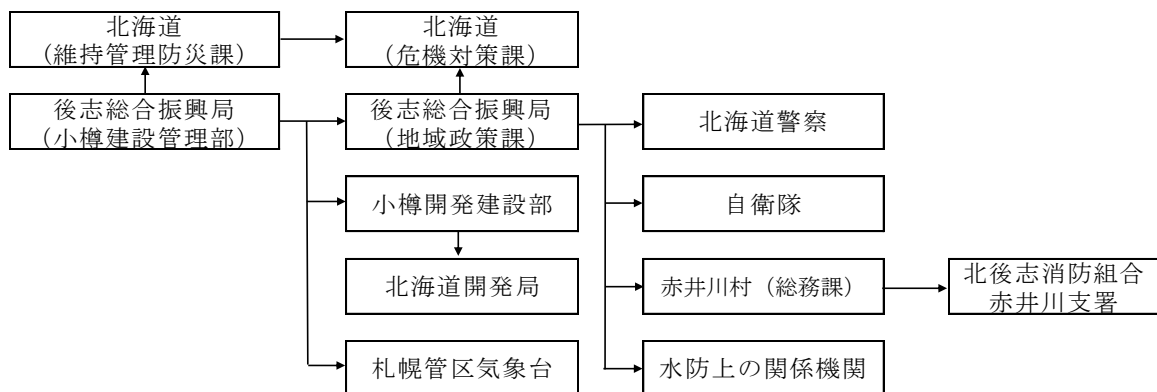
7. 水位情報の通知

知事は、水防法第13条第2項の規定により指定した河川（水位周知河川）について、水位が洪水特別警戒水位<sup>\*</sup>に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者等に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させる。

余市川における水位情報の伝達系統は次のとおりである。

<sup>\*</sup>河川の洪水特別警戒水位は、天端から住民への情報伝達、避難準備及び避難所への避難に要する時間の水位上昇を差し引いた水位（氾濫危険水位）

■水位情報（知事指定）の伝達系統図■



## ■指定河川、基準水位観測所、水防警報区、水位周知区間■

指定河川		水系	余市川
		河川	余市川
基準水位観測所		名称	余市川都
		位置	海から 29.1km
		所在地	余市郡赤井川村都
水防警報区間（洪水）		左岸	自：余市郡赤井川村字明治 4 番地 1 地先の金橋 至：海
		右岸	自：余市郡赤井川村字都 181 番地 3 地先の金橋 至：海
水防警報区間（津波）		津波予報区	北海道日本海沿岸北部
		津波観測点	小樽市忍路
		左岸	自：余市郡赤井川村字明治 4 番地 1 地先の金橋 至：海
		右岸	自：余市郡赤井川村字都 181 番地 3 地先の金橋 至：海
水位周知区間		自：余市郡赤井川村明治 4 番地 1 地先の金橋下流端 至：余市郡仁木町大江 3 丁目 684 番地地先の大江橋 上流端	
水位	水防団待機水位	—	138.31m
	—	水防警報 （待機）	138.63m
	氾濫注意水位	水防警報 （準備）	138.95m
	避難判断水位	水防警報 （出動）	139.03m
	氾濫危険水位	水防警報 （指示）	139.65m
	計画高水位	—	139.73m
実施機関		後志総合振興局小樽建設管理部	

## 8. 火災気象通報

札幌管区気象台は、消防法（昭和23年法律第186号）第22条の規定に基づき、道に対し、火災気象通報の発表及び終了の通報を行い、通報を受けた道は、管内市町村に通報する。

村長は、この通報を受けたとき、又は気象の状況から火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発することができる。

なお、火災気象通報は林野火災気象通報を兼ねる。

### (1) 通報基準

#### ■後志地方における火災気象通報の通報基準■

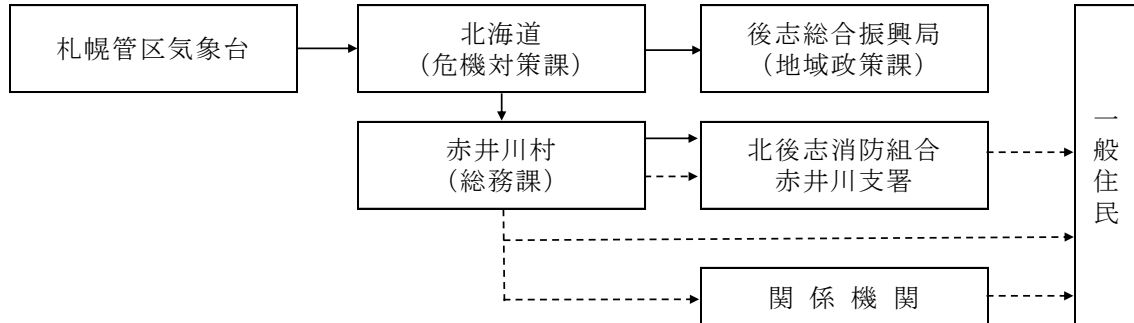
発表官署	地域名 (一次細分区域名)	通報基準
札幌管区気象台	後志地方	実効湿度が60%以下で最小湿度が30%以下、若しくは、平均風速が13m/s以上と予想される場合

(注) 平均風速が基準以上の予想であっても降雨及び降雪の状況によっては、火災気象通報を行わない場合がある。

### (2) 伝達系統

火災気象通報の伝達系統は次のとおりである。

#### ■火災気象通報の伝達系統図■



(注) - - - -▶ (点線) は村長が火災に関する警報を発した場合

#### 資料3-2 気象等に関する警報・注意報発表基準

## 9. 気象情報等

種 類	概 要
早期注意情報（警報級の可能性）	5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（石狩地方など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（石狩・空知・後志地方など）で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。
地方気象情報、府県気象情報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。
台風に関する気象情報	北海道地方への台風の影響が予想される場合に、住民に対して、台風の状態の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表される。
記録的短時間大雨情報	<p>大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクル（危険度分布）の「非常に危険」（うす紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な1時間降水量が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに、気象庁から発表される。</p> <p>この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水、中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、キキクル（危険度分布）で確認する必要がある。</p> <p>後志地方の発表基準：80mm</p> <p>※土砂キキクル(危険度分布)：  <a href="https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land">https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land</a></p> <p>※浸水キキクル(危険度分布)  <a href="https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund">https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund</a></p> <p>※洪水キキクル(危険度分布)  <a href="https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood">https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood</a></p>
竜巻注意情報	<p>積乱雲のもとで発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼び掛ける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに発表される。</p> <p>なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。</p> <p>また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺でさらなる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨が発表される。</p> <p>この情報の有効期間は、発表から1時間である。</p> <p>※雨雲の動き（降水・雷・竜巻ナウキャスト）：  <a href="https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/">https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/</a></p>

第2項 異常現象を発見した者の措置等

1. 発見者の通報義務（基本法第54条第1項及び第2項）

災害が発生するおそれがある異常な現象（局地的な豪雨、林野火災、異常水位、河川の氾濫又は堤防の決壊、頻発地震、異常音響、地変等）を発見した者は、速やかに村長又は警察官に通報しなければならない。この場合においては、何人もこの通報が最も迅速に到着するように努めなければならない。

2. 警察官等の通報（基本法第54条第3項）

異常現象発見者から通報を受けた警察官は、その旨を速やかに村長に通報しなければならない。

3. 村長の通報（基本法第54条第4項）

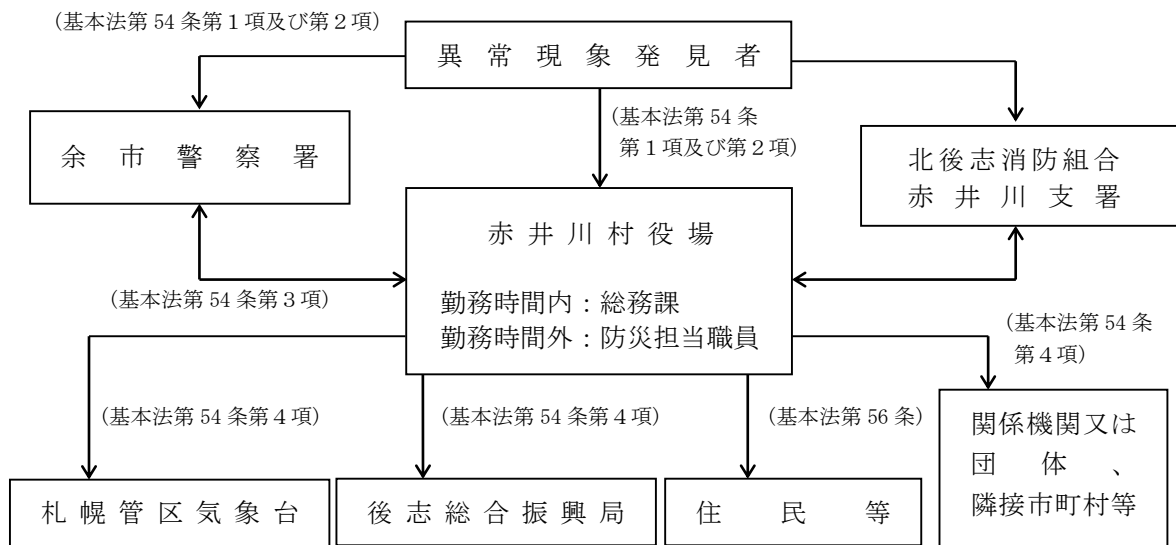
村長は、異常現象に関する通報を受けたときは、直ちに情報を確認し、必要な措置を講ずるとともに、札幌管区气象台に通報する。

また、災害の規模、内容等により、必要に応じて防災関係機関に通報するとともに、住民に周知する。

4. 伝達系統

異常現象発見通報時の伝達系統は次のとおりである。

■異常現象発見通報時の連絡系統図■





### 第3項 気象通報等の受理及び伝達

村は、気象通報等（後志総合振興局が発する対策通報を含む。以下同様とする。）を受理したときは、電話、広報車、その他最も有効な方法により迅速かつ的確に通報、伝達する。

#### 1. 気象通報等の受理及び処理

- (1) 気象通報等は、勤務時間中は総務課が、勤務時間外は警察、消防からの連絡により総務課防災担当職員が受理する。
- (2) 受理した気象通報等は、総務課長へ報告し、その指示により事務処理に当たる。
- (3) 勤務時間外に防災担当職員が次のような気象通報等を受けたときは、直ちに総務課長に連絡する。
  - ア 気象等に関する情報
  - イ 緊急地震速報
  - ウ 災害が発生した場合
  - エ 災害発生のおそれのある異常現象の通報があった場合
- (4) 総務課長は、気象通報等を受理した場合、速やかに村長、副村長に報告するとともに、必要に応じて関係課長等に当該気象通報等を連絡し、必要な措置について協議する。

#### 2. 気象通報等の伝達及び周知

##### (1) 関係機関への伝達

村は、法令の規定により災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、自ら災害に関する予報若しくは警報を覚知したとき、自ら災害に関する警報をしたとき、又は知事から災害に関する通知を受けたときは、当該予報若しくは警報又は通知に係る事項を関係機関に伝達する。

##### (2) 住民等への周知

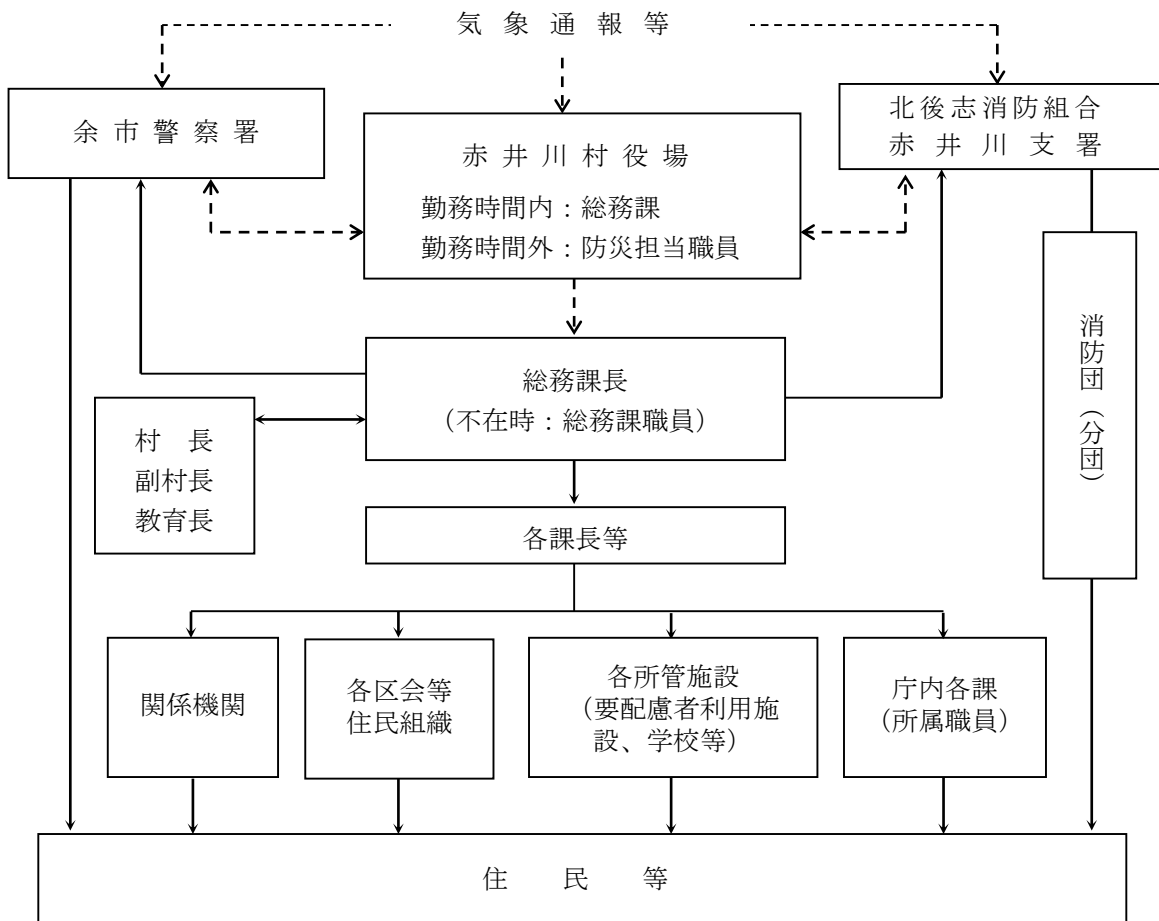
村は、気象通報等を受理した場合、その現象によって災害が予想される地域の住民及び関係者に対し、その状況の周知・徹底を図る。この場合、必要があると認めるときは、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について必要な通報又は警告を行う。

なお、特別警報を受けた場合、気象業務法第15条の2の規定に基づき、直ちに住民及び所在の官公署への周知の措置を講じなければならない（法定義務）。

#### 3. 気象通報等の伝達系統

気象通報等は、次の系統により、北海道総合行政情報ネットワーク、広報車、村ホームページ、防災行政無線、緊急速報メール、Lアラート、消防サイレン、口頭（必要に応じて各区会長等の協力を得て）等、最も有効な方法を用いて伝達又は周知を図る。

■気象通報等の伝達系統図■



資料2-1 関係機関等の連絡先

## 第2節 災害情報収集・伝達計画

災害情報の収集・伝達は、災害の予防及び応急対策の実施の基本となるものである。

村は、災害に際し、防災対策の適切な実施を図るため、地理空間情報の活用などのほか、防災関係機関等が有する情報組織、情報収集手段、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速かつ的確に災害情報の収集・伝達を行い、防災関係機関と相互に情報交換するとともに、所要の応急対策を講じ、その状況を後志総合振興局長に報告するものとする。

### 第1項 災害情報の収集・処理

災害時に、村は、次の要領で災害情報の収集・処理を行う。

また、災害応急対策を円滑かつ的確に推進するため、必要に応じ防災共通地図\*の使用等により、関係機関相互の連携を図る。

#### ※防災共通地図

道内において防災関係機関が連携し、災害対応を行う際に利用する共通地図。地図には、防災拠点などの必要な情報（関係市町村、災害箇所、救護・救助活動地点、物資輸送経路、避難所、避難経路等）を記載

#### 1. 災害情報の収集

各対策部長は、直ちに所属職員を現地に派遣するなどして現地の実態を的確に把握し、道が定める「災害情報等報告取扱要領」に準じて所管に係る災害情報を収集するとともに、所管する関係機関との連絡・調整を行う。

また、災害時の情報収集に万全を期すため、地域内の住民と協力して警戒に当たり、情報の早期把握に努める。

#### 2. 災害情報の処理

(1) 各対策部長は、収集した情報（災害発生状況、被害状況、応急対策実施状況（関係機関を含む。）等）を部内で取りまとめ、道が定める「災害情報等報告取扱要領」に準じて総務対策部に報告する。

(2) 総務対策部は、各対策部からの情報を取りまとめ、総務対策部長を通じて本部長へ報告するとともに、本部長からの応急対策措置等の指示を各対策部に伝達する。

なお、この際必要に応じて本部連絡員を配置する。

### 第2項 災害情報の伝達・報告

村は、防災関係機関と相互に連携して災害応急対策を的確かつ円滑に推進するため、次のとおり災害情報の伝達・報告を行う。

#### 1. 災害情報の連絡責任者

本村における関係機関に対する災害情報等連絡責任者は、総務対策部長とする。

#### 2. 災害等の内容及び通報の時期

(1) 防災関係機関への通報

災害対策本部を設置したときは、その状況及びその他の情報等について、関係する防災関係機関へ通報する。また、災害情報について密接な相互連絡を図るため、必要に応じて災害対策本部への連絡要員の派遣を要請する。

(2) 道（後志総合振興局）への通報

発災後の情報等について、次により後志総合振興局を通じて道（危機対策課）に通報する。特に人的被害の数については、道が一元的に集約、調整を行うこととしているため、村は、人的被害の数について積極的に収集し、道に連絡する。

なお、災害発生場所の報告においては、地図等、場所の特定ができる資料を添付する。

- ア 災害の状況及び応急対策の概要・・・発災後速やかに
- イ 災害対策本部等の設置・・・・・・・・災害対策本部等を設置したとき直ちに
- ウ 被害の概要及び応急復旧の見通し・・・被害の全貌が判明するまで、又は応急復旧が完了するまで随時
- エ 被害の確定報告・・・・・・・・被害状況が確定したとき。

(3) 国（消防庁経由）及び道への通報

- ア 119番通報が殺到したときには、その状況等を国（消防庁経由）及び道に報告する。
- イ 自らの対応力のみでは十分な災害対策を講ずることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、国（消防庁経由）及び道への迅速な当該情報の報告に努める。

3. 被害状況報告

村は、災害が発生したときは、「災害情報等報告取扱要領」に基づき道に報告するものとし、道は、「災害報告取扱要領」及び「火災・災害等即報要領」に基づき国（消防庁経由）に報告する。ただし、消防庁即報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの（直接即報基準に該当する火災・災害等）を覚知した場合、第一報については、直接消防庁にも報告する。なお、消防庁長官から要請があった場合については、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に報告するものとし、通信の途絶等により道に報告することができない場合は、直接、国（消防庁経由）に報告する。

また、確定報告については、応急措置完了後20日以内に、内閣総理大臣宛て及び消防庁長官宛ての文書を消防庁へ提出する。

■被害状況等の報告先【北海道・後志総合振興局】■

回線	区分	北海道 危機対策課	後志総合振興局 地域政策課
	NTT回線		011-204-5008 011-231-4314 (FAX)
北海道総合行政情報ネットワーク (衛星専用電話機 (FAX) を使用)		6-210-22-729	6350-4893

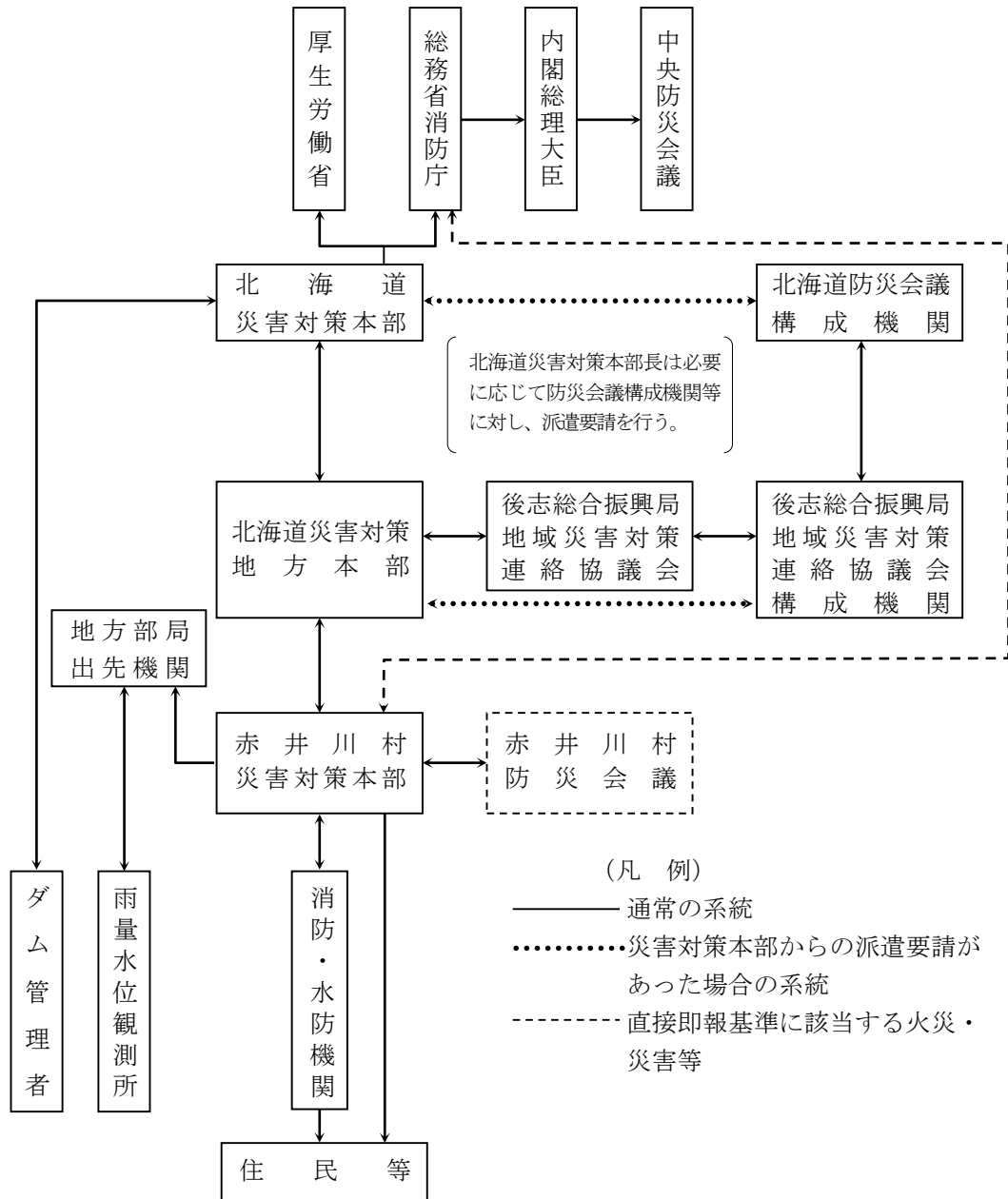
■被害状況等の報告先【消防庁】■

回線	区分	平日 (9:30~18:15)	平日 (左記時間帯以外)・休日	消防庁災害対策本部設置時
		消防庁応急対策室	消防庁宿直室 (消防防災・危機管理センター内)	情報集約班 (消防防災・危機管理センター内)
NTT回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777	03-5253-7510
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553	03-5253-7553
地域衛星通信	電話	*-048-500-90-43423	*-048-500-90-49102	*-048-500-90-49175

ネットワーク	F A X	*-048-500-90-49033	*-048-500-90-49036	*-048-500-90-49036
--------	-------	--------------------	--------------------	--------------------

(注) \*は各団体の交換機の特番

■災害情報連絡系統図■



#### 4. 情報の分析整理

村は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

#### 資料5-1 災害情報等報告取扱要領

## 第3節 災害通信計画

村は、災害が発生し、又は発生するおそれがあると予想される場合、速やかに保有する通信施設の確認及び応急復旧を行うとともに、関係機関と連携のもと、多様な通信手段を活用することにより、災害時における通信の確保を図るものとする。

なお、災害時の防災関係機関相互の通信連絡は、東日本電信電話(株)等の公衆通信設備、防災関係機関が設置した通信設備及び衛星携帯電話等の移動通信回線を活用する。

### 第1項 通信手段の確保

村は、災害発生直後において、災害情報連絡用の通信手段を確保するため、直ちに保有する情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設及び設備の復旧を行う。

#### 1. 電話及び電報の優先利用

##### (1) 電話による通信

電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用する。

なお、災害時優先電話は、発信は優先扱いされるが、着信については通常電話と同じ扱いとなることに留意する。

##### (2) 電報による通信

###### ア 非常扱いの電報（非常電報）

天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な内容を事項とする電報

###### イ 緊急扱いの電報（緊急電報）

非常扱いの電報を除くほか、公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする電報で、非常扱いの電報は緊急扱いの電報より優先する。

###### ウ 非常電報・緊急電報の利用方法

(ア) 115番（局番なし）をダイヤルし、NTTコミュニケータを呼び出す。

(イ) NTTコミュニケータが出たら

- a 「非常又は緊急扱いの電報の申込み」と告げる。
- b あらかじめ指定した登録電話番号と通話責任者名等を告げる。
- c 届け先、通信文等を申し出る。

###### エ 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）及び東日本電信電話(株)の契約約款に定める電報内容、機関等

非常扱いの電報及び緊急扱いの電報は、それぞれ次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱う。

## ■非常扱いの電報の内容と機関■

電報の内容	機関等
①気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの	気象機関相互間
②洪水、津波、高潮等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警報若しくは予防のため緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防機関と消防機関相互間
③災害の予防又は救援のため緊急を要する事項	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防機関と災害救助機関相互間
④鉄道その他の交通施設（道路、港湾等を含む。）の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間
⑤通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間
⑥電力設備の災害の予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間
⑦秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関（海上保安機関を含む。）相互間 防衛機関相互間、警察機関と防衛機関相互間
⑧災害の予防又は救援のため必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と前各欄に掲げる機関との間

## ■緊急扱いの電報の内容と機関■

電報の内容	機関等
①気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの	気象機関相互間
②火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項	ア 非常扱いの電報を取り扱う機関相互間（非常扱いの電報の内容と機関表中⑧欄に掲げるものを除く。） イ 緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者とアの機関との間
③治安の維持のため緊急を要する事項	ア 警察機関相互間 イ 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間
④国会議員又は地方公共団体の長若しくはその議会の議員の選挙の執行又はその結果に関し、緊急を要する事項	選挙管理機関相互間
⑤天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	別に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間
⑥船舶内の傷病者の医療について指示を受け、又は指示を与えるために必要な事項	船舶と別に定めた病院相互間
⑦水道、ガス等の国民の日常生活に必要不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	ア 水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 イ ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 ウ 預貯金業務を行う金融機関相互間 エ 国又は地方公共団体の機関（非常扱いの電報の内容と機関表及びこの表の①欄からこの欄のウまでに掲げるものを除く。）相互間

## 2. 専用通信施設

公衆通信設備以外の通信として災害時緊急に利用できる通信施設は、おおむね次のとおりである。

- (1) 北海道開発局関係無線による通信  
北海道開発局及び開発建設部を経る行う。
- (2) 陸上自衛隊の通信施設  
北部方面総監部、師団、駐屯部隊等の有線・無線通信電話を経る行う。
- (3) 警察の通信施設
  - ア 警察電話による通信  
専用電話をもって通信相手機関に最も近い警察署等を経る行う。
  - イ 警察無線電話装置による通信  
北海道警察本部及び各警察署、同移動局（パトカー）等を経る行う。
- (4) 北海道総合行政情報ネットワークによる通信  
道本庁、総合振興局若しくは振興局、又は市町村等を経る行う。
- (5) 北海道電力(株)の専用電話による通信  
北海道電力(株)本店・支店、営業所、電力センター等を経る行う。
- (6) 北海道地方非常通信協議会加入無線局等による通信  
上記(1)から(5)までに掲げる各通信系を使用して通信を行うことができないとき、若しくは通信を行うことが著しく困難であるときは、北海道地方非常通信協議会加入無線局を利用して行う。

#### 資料5-2 災害時優先電話

### 第2項 通信途絶時等における措置等

#### 1. 通信途絶時の連絡方法

村は、上記に掲げる通信系統をもって連絡を行うことができないとき又は著しく困難であるときは、北海道総合通信局へ通信を要請するほか、車両、徒歩等により連絡員を派遣し、口頭による連絡やトランシーバーを活用するなど、臨機の措置を講ずる。

また、災害の状況に応じては、アマチュア無線を使用する。

#### 2. 北海道総合通信局への要請方法

村は、必要に応じ、北海道総合通信局による臨機の措置を要請する。

- (1) 北海道総合通信局の対応
  - ア 村の要請に基づく移動通信機器、移動電源車及び臨時災害放送局（災害が発生した場合に、その被害を軽減するために、村等が開設する臨時かつ一時の目的のためのFMラジオ局）用機器の貸出し
  - イ 無線局の免許等の臨機の措置（無線局の免許等に必要な申請手続き及び当該申請に係る処分について、口頭又は電話等迅速な方法で行い、所定の様式による手続きは、後刻可及的速やかに遡及処理する措置）



## (2) 村の対応

村が移動通信機器の借受けを希望する場合は、次の事項を北海道総合通信局に連絡する。

## ア 移動通信機器の借受けを希望する場合

- (ア) 借受申請者の氏名又は名称及び住所
- (イ) 借受希望機種及び台数
- (ウ) 使用場所
- (エ) 引渡場所及び返納場所
- (オ) 借受希望日及び期間

## イ 移動電源車の借受けを希望する場合

- (ア) 借受申請者の氏名又は名称及び住所
- (イ) 台数
- (ウ) 使用目的及び必要とする理由
- (エ) 使用場所
- (オ) 借受期間
- (カ) 引渡場所

## ウ 臨時災害放送局用機器の借受けを希望する場合

- (ア) 借受申請者の氏名又は名称及び住所
- (イ) 希望エリア
- (ウ) 使用目的
- (エ) 希望する使用開始日時
- (オ) 引渡場所及び返納場所
- (カ) 借受希望日及び期間

## エ 臨機の措置による手続きを希望する場合

- (ア) 早急に免許又は許可等を必要とする理由
- (イ) 上記(ア)に係る申請の内容

## (3) 連絡先

総務省北海道総合通信局防災対策推進室（直通電話） 011-747-6451

## 第4節 災害広報・情報提供計画

村は、災害時において、住民等に対して正確かつ分かりやすい情報を迅速に提供することにより、流言等による社会的混乱の防止を図り、被災地の住民等の適切な判断による行動を支援する。

また、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

### 第1項 災害広報及び情報等の提供の方法

村は、次の要領で災害広報及び情報等の提供を行う。

#### 1. 災害情報等の収集方法

災害情報等の収集については「本章 第2節 災害情報収集・伝達計画」に定めるところによるほか、次の収集方法によるものとする。

- (1) 総務対策部員の派遣による災害現場の取材及び記録写真の収集
- (2) 一般住民、報道機関その他関係機関の取材による写真の収集
- (3) その他災害の状況に応じ、関係職員の派遣による資料の収集

#### 2. 災害情報等の発表及び広報の方法

- (1) 発表責任者

災害情報等の発表及び広報は、本部長の承認を得て、総務対策部長がこれに当たる。

- (2) 住民に対する広報の方法及び内容

##### ア 広報手段

住民及び被災者に対して災害時の状況を見極めながら、地域の実情に応じ、次に掲げるあらゆる広報媒体を組み合わせ、迅速かつ適切な広報を行う。この際、誤報等による混乱の防止に万全を期する。

また、実施に当たっては、要配慮者への伝達に十分配慮する。

- (ア) 報道機関（コミュニティFMを含むラジオ、テレビ、有線放送、ワンセグ放送、新聞）への情報提供
- (イ) 広報紙、チラシ等印刷物の利用
- (ウ) 防災行政無線の利用
- (エ) 広報車・消防車両の利用
- (オ) 村ホームページ、SNSの利用
- (カ) 緊急速報メールの利用
- (キ) 北海道防災情報システムのメールサービスや災害情報共有システム（Lアラート）の活用
- (ク) ポータルサイト・サーバー運営業者への協力要請

## イ 広報事項

防災関係機関との連絡を密にするとともに、被災者のニーズを十分把握した上で、被災者をはじめとする住民等に対し、直接的に、被害の区域・状況、二次災害の危険性、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難、避難場所・避難所、医療機関等の生活関連情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、交通規制、被災者生活支援に関する情報等について、正確かつきめ細かな情報を適切に提供する。

- (ア) 災害に関する情報及び注意事項
- (イ) 災害応急対策、復旧対策とその状況
- (ウ) 被災地を中心とした交通に関する状況
- (エ) その他必要な事項

## (3) 報道機関に対する情報の発表

収集した被害状況、災害情報等は状況に応じ、通常発表（2時間から3時間ごと）と緊急発表（緊急の場合）に区分し、報道機関に対して次の事項を発表する。

また、災害時には、報道機関からの災害報道のための取材活動に対し、資料の提供等について協力する。

- ア 災害の種別及び発生日時
- イ 災害発生 の場所及び被害状況
- ウ 応急対策の状況
- エ 一般住民に対する避難指示等の指示及び被災者に対する協力並びに注意事項
- オ 災害対策本部の設置及び解散

## 3. 庁内連絡

災害対策を円滑にするため、庁内における広報活動は連絡を兼ねて、必要に応じてメール及びグループウェアあるいは直接の呼び掛けを通じて行うなど、適切な方法で実施する。

## 4. 各関係機関に対する周知

関係機関との連携を図るため、必要に応じて防災関係機関・公共的団体及び重要な施設の管理者等に対して、災害情報を提供する。

## 第2項 安否情報の提供

## 1. 安否情報の照会手続き

- (1) 安否情報の照会は、村に対し、照会者の氏名・住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）や照会に係る被災者の氏名・住所・生年月日・性別、照会理由等を明らかにさせて行う。
- (2) 安否情報の照会を受けた村は、当該照会者に対して運転免許証、健康保険の被保険者証、外国人登録証明書、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の44第1項に規定する住民基本台帳カード等の本人確認資料の提示又は提出を求めることなどにより、照会者が本人であることを確認する。
- (3) 安否情報の照会を受けた村は、当該照会が不当な目的によるものと認めるときなどの一定の場合を除き、次の照会者と照会に係る者との間柄に応じて、適当と認められる範囲の安否情報の提供をすることができる。

- (4) 村は、上記(3)にかかわらず、照会に係る被災者の同意があるときなどの一定の場合には、必要と認められる照会に係る被災者の居所、死亡・負傷等の状況等、安否の確認に必要と認められる限度において情報を提供することができる。

■安否情報の提供に関する照会者と照会に係る者との間柄■

照会者と照会に係る被災者との間柄	照会に係る被災者の安否情報
<ul style="list-style-type: none"> <li>被災者の同居の親族 (婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災者の居所</li> <li>被災者の負傷若しくは疾病の状況</li> <li>被災者の連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>被災者の親族（前記に掲げる者を除く。）</li> <li>被災者の職場の関係者その他の関係者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災者の負傷又は疾病の状況</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>被災者の知人その他の被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災者について保有している安否情報の有無</li> </ul>

2. 安否情報を回答するに当たっての村の対応

村は、安否情報を回答するときは、次のとおり対応する。

- (1) 被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防・救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲において回答するよう努める。
- (2) 安否情報の適切な提供のために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- (3) 安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係市町村、警察等と協力して被災者に関する情報の収集に努める。
- (4) 被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第3項 災害相談窓口の開設

村は、災害の状況により必要と認めるときは、被災者のための相談窓口を開設して問い合わせに対応する体制を整え、被災者及びその家族、住民等からの意見、要望、相談等を広聴し、災害対策への反映に努める。

第4項 災害対策現地合同本部等の広報

災害対策現地合同本部等が設置されたときは、必要に応じ、道において、各防災関係機関の情報を取りまとめて広報を実施することとしており、村はこれに協力する。

## 第5節 避難対策計画

村は、災害の発生が予測される中、迅速かつ的確な避難活動を行う必要があるため、避難のため可能な限りの措置をとることにより、生命、身体の安全の確保に努めるものとする。その際、要配慮者について十分配慮する。

### 第1項 避難実施責任者及び措置内容

風水害、火災、山（がけ）崩れ、地震等の災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要があると認められる場合、村長等の避難実施責任者は、次により避難指示等を発令する。特に村は、住民の円滑かつ迅速な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ、高齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化する必要があるため、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対してその避難行動支援対策と対応しつつ早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を伝達する。

なお、避難指示等を発令するに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間や暴風警報発表時に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

#### 1. 村長（基本法第60条）

(1) 村長は、災害時、警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案し、住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために必要があると認めるときは、直ちに必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、次の指示を行う。

ア 避難のための立ち退きの指示

イ 必要に応じて行う立ち退き先としての指定緊急避難場所等の避難場所の指示

ウ 緊急安全確保措置の指示

(2) 村長は、避難のための立ち退きの指示又は緊急安全確保措置の指示を行うことができない場合は、警察官にその指示を求める。

(3) 村長は、前記の指示を行ったときは、その旨を速やかに後志総合振興局長を通じて知事に報告する（これらの指示を解除した場合も同様とする。）。

#### 2. 水防管理者（水防法第29条）

(1) 水防管理者は、洪水等により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため、立ち退くべきことを指示する。

(2) 水防管理者である村長が避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を後志総合振興局長に速やかに報告するとともに、余市警察署長にその旨を通知する。

## 3. その他の機関

実施責任者	設定の要件・内容	根拠法令
知事(後志総合振興局長)又はその命を受けた道の職員	<p>○洪水若しくは地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき、又はその可能性が大きいと判断されるときは、避難のための立ち退きが必要であると認められる区域の居住者に対し立ち退きの指示をすることができる。また、洪水、地すべり以外の災害の場合においても、村長が行う避難、立ち退きの指示について必要な指示を行うことができる。なお、救助法が適用された場合の避難所の開設、避難者の受入れ等については村長に委任する。</p> <p>○知事は、災害の発生により村長が避難のための立ち退き又は緊急安全確保措置の指示に関する措置ができない場合は、村長に代わって実施する。また、村長から遠距離、その他の理由により必要な輸送手段の確保の要請があった場合は、関係機関に協力を要請する。</p>	基本法第60条・第72条、水防法第29条、地すべり等防止法第25条
警察官	<p>○村長から要求があったとき、又は村長が指示できないと認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立ち退き又は緊急安全確保措置の指示を行うものとし、避難のための立ち退きを指示する場合には必要があると認めるときには、その立ち退き先について指示することができる。この場合、直ちにその旨を村長に通知する。</p> <p>○災害による危険が急迫したときは、その場の危害を避けるため、その場にいる者を避難させることができる。この場合、所属の公安委員会にその旨を報告する。</p>	基本法第61条、警察官職務執行法第4条
自衛隊	<p>○災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、村長等、警察官がその場にいないときに限り、次の措置をとることができる。この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を村長に通知しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民等の避難等の措置等（警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第4条）</li> <li>・他人の土地等への立ち入り（警察官職務執行法第6条第1項）</li> <li>・警戒区域の設定等（基本法第63条第3項）</li> <li>・他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等（基本法第64条第8項）</li> <li>・住民等への応急措置業務従事命令（基本法第65条第3項）</li> </ul>	自衛隊法第94条等

## 第2項 避難措置における連絡、助言、協力及び援助

### 1. 連絡

村、道（後志総合振興局）、北海道警察（余市警察署）及び自衛隊は、避難の措置を行った場合には、法律又はそれぞれの計画の定めるところにより、その内容について相互に通報・連絡する。

### 2. 助言

村は、避難のための立ち退き又は緊急安全確保措置の指示を行うに際して、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有している札幌管区气象台、河川事務所等、国や道の関係機関から、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができる。このため、避難指示等を発令する際に必要な助言を求めることができるよう、国や道の関係機関との間でホットラインを構築するなど、災害発生時における連絡体制を整備するよう努める。

### 3. 協力及び援助

村は、避難の措置について、北海道警察等関係機関と協議し、避難者の誘導や事後の警備措置等に必要な協力を要請する。

## 第3項 避難指示等の周知

村は、別途定める「避難指示等の判断・伝達マニュアル」に基づき、高齢者等避難、避難のための立ち退きの指示、又は緊急安全確保を発令する。

避難指示等の発令に当たっては、関係機関の協力を得つつ、次の事項について、複数の手段を有機的に組み合わせ、迅速かつ的確に当該地域の住民等に対して伝達し、住民等の円滑かつ迅速な避難を図る。この際、生命や身体に危険が及ぶおそれがあることを認識できるように避難指示等の伝達文の内容を工夫することや、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動について、住民にとって具体的でわかりやすい内容とするよう配慮する。

特に避難行動要支援者の中には、避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいることから、障がいの状態等に応じ、適切な手段を用いて情報伝達を行うとともに、民生委員・児童委員等の避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早期の避難行動の開始を促進できるよう配慮する。

### 1. 周知内容

- (1) 避難指示等の理由及び内容
- (2) 避難場所等及び経路
- (3) 火災、盗難の予防措置等
- (4) 携行品等その他の注意事項

ア 携行品は、2～3日間はしのげる必要最小限の物にとどめること。

イ 服装は軽装とし、帽子、雨合羽、防寒用具を携行すること。

ウ 火気等の消火、電気の消灯を確認し、窓等を閉めて施錠すること。 等

## 2. 伝達方法

次に掲げるもののうち、災害の状況及び地域の実情に応じて最も迅速かつ的確に伝達することができる方法により行うものとし、場合によっては2つ以上の方法を併用する。

(1) 防災行政無線による伝達

防災行政無線により住民に広く伝達する。

(2) 災害情報共有システム（Lアラート）を活用した伝達（テレビ・ラジオ、緊急速報メール）

北海道防災情報システム（北海道総合行政情報ネットワーク）を通じ、災害情報共有システム（Lアラート）に避難勧告等の情報を提供することによりテレビ・ラジオ放送及び緊急速報メールで伝達する。

(3) 電話等による伝達

電話等により、住民組織、官公署、会社等に連絡する。

(4) 広報車による伝達

村・北後志消防組合等の広報車を利用し、関係地区を巡回して伝達する。

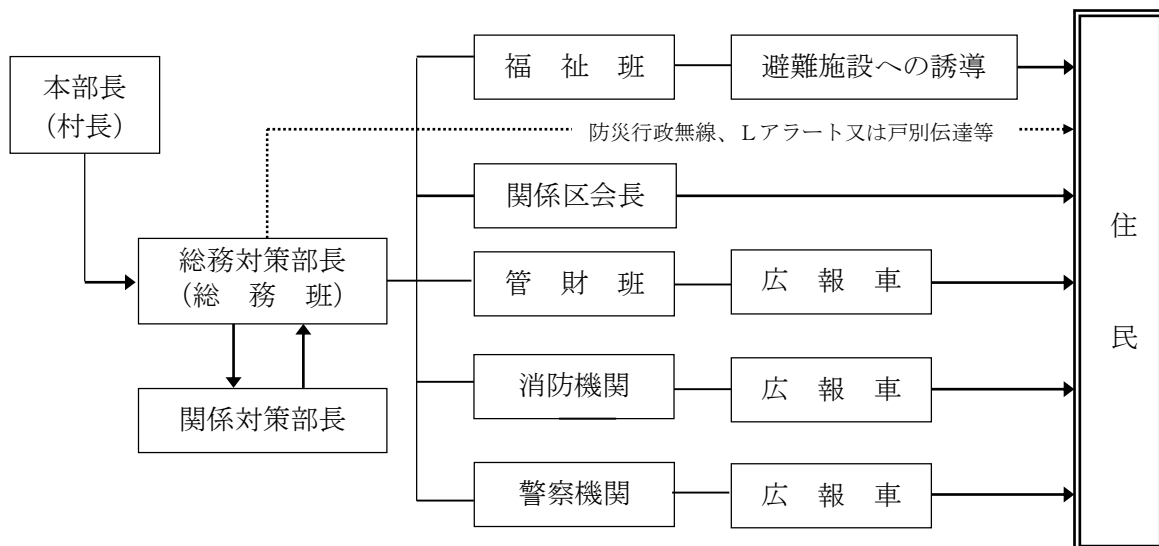
(5) 関係区会長による伝達

関係区会長を通じ、地域住民に伝達する。

(6) 伝達員の戸別訪問による伝達

夜間、停電時、放送施設の被害時や村・北後志消防組合等の広報車の運行が交通遮断等により伝達が不可能な場合は、村職員、消防団員等で班を編成し、戸別訪問による伝達をする。

■避難勧告等の周知系統■





### 3. 関係機関への連絡

村長が避難指示等を発令したとき、又は他の避難実施責任者から避難の指示を行った旨の連絡を受けたとき、総務対策部長は、次の要領により必要に応じて関係機関に対して連絡する。

- (1) 道の出先機関、警察署又は駐在所に連絡して協力を得る。
- (2) 避難所の責任者に連絡して協力を求める。
- (3) 状況によっては地域住民が避難のため隣接市町村の施設を利用することもあり、避難の誘導、経路等の協力を求める場合があるので、必要に応じて隣接市町村に対して必要事項を連絡する。

警戒レベル	住民がとるべき行動	住民に行動を促す情報
		避難情報等
警戒レベル5	・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。	緊急安全確保 ※必ず発令される情報ではない
警戒レベル4	・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。	避難指示
警戒レベル3	・高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。	高齢者等避難
警戒レベル2	・災害に備え自らの避難行動を確認する。	大雨・洪水注意報
警戒レベル1	・災害への心構えを高める。	早期注意情報

## 第4項 避難方法

### 1. 避難路及び避難場所の安全確保

村の職員、警察官、その他避難措置の実施者は、住民等の避難に当たって、避難路及び避難場所の安全確保のために支障となるものを排除する。

### 2. 避難誘導

避難誘導は、村の職員、消防職員・消防団員、警察官及びその他指示権者の命を受けた職員が当たるものとし、人命の安全を第一に、円滑な避難のための立ち退きについて適宜指導する。その際、自力避難の困難な避難行動要支援者に関しては、その実態を把握しておくとともに、事前に援助者を定めておく等の支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮する。

また、災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、指定避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「近隣の安全な場所」への避難や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努める。特に台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

さらに、村の職員、消防職員・消防団員、警察官など避難誘導に当たる者の安全の確保に努める。

### 3. 移送の方法

- (1) 避難は、避難者が各個に行うことを原則とするが、自力での避難が不可能な場合、村は、協定を締結した運送事業者等と連携し、村において確保した車両等によって移送する。
- (2) 村は、避難者移送の実施が困難な場合、他市町村又は道に対し、応援を求める。
- (3) 道は、上記(2)の要請を受けた場合、関係機関に対する要請や協定を締結した運送事業者等との連携により被災者の移送について必要な措置を行う。

また、被災者保護の実施のため、緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人・場所・期日を示して、被災者の運送を要請する。運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく要請に応じないときは、被災者保護の実施の必要性に鑑み、当該機関に対し、被災者の運送を行うべきことを指示する。

## 第5項 指定緊急避難場所の開設

村は、災害時は、必要に応じ、高齢者等避難の発令等と併せて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対して周知・徹底を図る。

### 資料6-3 避難施設

## 第6項 指定避難所の開設等

### 1. 避難施設の開設

村は、災害時は、開設する避難所に避難所責任者を配置し、指定避難所を開設するとともに、住民等に対して周知・徹底を図る。

避難所責任者は、直ちに避難所の開設を行い、災害対策本部との情報伝達手段の確保及び避難者の確認が円滑に実施されるよう万全の体制を整える。

また、要配慮者のため、指定福祉避難所を開設するとともに、次の事項に留意の上、必要に応じてあらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。

- (1) 指定避難所だけでは避難所が不足する場合には、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するように努めるものとする。特に要配慮者に配慮し、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。また、必要に応じ、可能な場合は避難者に対して、親戚や友人の家等への避難を促す。
- (2) 避難所において収容人数を超過することがないように、平時からホームページや防災メール等を含め、効果的な情報発信の手段について検討する。
- (3) ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。

- (4) 著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所が著しく不足し、特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所の設置についてスプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用除外措置があることに留意する。

## 2. 道（後志総合振興局）に対する報告

村は、避難所を開設したときは、次の事項を記録して知事（後志総合振興局長）に報告する。

- (1) 避難所開設の日時、場所及び施設名
- (2) 開設期間の見込み
- (3) 受入状況、受入人員
- (4) 炊き出し等の状況

### 資料6-3 避難施設

## 第7項 指定避難所の運営管理等

### 1. 指定避難所の運営管理

指定避難所の運営は、関係機関の協力のもと、村が適切に行うものとし、指定避難所における情報の伝達、食料、水等の配付、清掃等については、避難者、住民組織、自主防災組織、地域住民及び避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他市町村やボランティア団体等に対して協力を求める。

また、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

このため、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。

#### (1) 避難所責任者

避難所責任者は、避難所における受入状況及び物資等の受払いを明確にするため、必要な帳簿類を備える。

また、避難所ごとに受け入れている避難者に係る情報及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報を早期に把握するとともに、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者等に係る情報の把握に努め、災害対策本部への報告を行う。

なお、避難所の閉鎖に関しては、清掃、火気点検等を実施し、施設管理者の確認を受けるものとする。

#### (2) 施設管理者

当該施設の管理者は、村長あるいはその命を受けた職員の指示に従い、速やかに避難所の開設及び管理運営に協力する。

(3) 留意事項

避難所における食事や物資の配布など生活上の情報提供について、障がい特性に応じた情報伝達手段を用いて、情報伝達がなされるよう努める。

また、指定避難所ごとに受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者、車中泊の被災者等に係る情報を早期に把握するとともに、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者等に係る情報の把握に努める。

2. 被災者の生活環境の整備

村は、次の事項に留意の上、各避難所の生活環境の向上に努める。

(1) 避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう実態とニーズ把握に努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずる。その際、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、道や村、医療・保健関係者等は連携して、段ボールベッドの早期導入や、衛生面において優れたコンテナ型のトイレの配備等の支援を行うとともに、専門家等との定期的な情報交換に努める。

(2) 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿・ごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努める。

また、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

(3) 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配付、巡回警備や防犯ブザーの配付等による避難所における安全性の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努める。

(4) 指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

(5) やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配付、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報提供等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

(6) 災害の規模、被災者の避難及び受入状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

(7) 災害の規模等に鑑み、必要に応じて避難者の健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、指定避難所の早期解消に努めることを基本とする。

- (8) 車中泊による避難を受け入れる場合は、トイレの確保や医療・保健関係者等と連携して、エコノミークラス症候群や一酸化炭素中毒等への予防対処策の周知、冬期間の寒さ対策など健康への配慮を行う。また、安全対策や避難所施設の利用ルール、各種情報や食事等支援物資の提供方法などについてあらかじめ規定し、円滑な避難所運営ができる体制の構築に努める。
- (9) 避難所における食事については、食物アレルギー等に配慮し、避難生活が長期化した場合には、メニューの多様化や栄養バランス等を考慮して、適温食を提供できるよう、管理栄養士等の協力を得ながら、ボランティア等による炊き出しや地元事業者からの食料等の調達の他、給食センターを活用するなど、体制の構築に努める。
- (10) 指定避難所における感染症対策のため、避難者等の健康状態を確認するとともに、十分な避難スペースを確保し、定期的に換気を行うなど避難所の衛生環境を確保するよう努める。
- (11) 避難所において感染症が発生又はその疑いがある場合の対応については、感染者の隔離や病院への搬送方法など、事前に防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、適切な対応を検討しておくものとし、感染者又は感染が疑われる者が現れた場合は、専用スペースを確保し、他の避難者とは区域と動線を分けるなど必要な措置を講じる。

## 第8項 避難行動要支援者の避難行動支援

村は、平常時から避難行動要支援者名簿や個別避難計画の情報を提供することに同意した者については、個別避難計画に基づいて避難支援を行うとともに、平常時から避難行動要支援者名簿や個別避難計画を提供することに不同意であった者や個別避難計画が作成されていない者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、民生委員・児童委員等の避難支援等関係者に協力を求める。

なお、避難支援を行うに当たっては、以下に定める事項のほか、避難支援等関係者の安全確保の措置、名簿情報や個別避難計画の提供を受けた者に係る守秘義務等に留意する。

### 1. 避難行動要支援者の安否確認

避難行動要支援者名簿を有効に活用し、災害発生後、直ちに在宅避難者を含む避難行動要支援者の所在、連絡先を確認し、安否の確認を行う。

### 2. 避難場所以降の避難行動要支援者への対応

地域の実情や特性を踏まえつつ、あらかじめ定めた地域防災計画等に基づき、避難行動要支援者及びその名簿情報が避難支援等関係者から避難場所等の責任者に引き継がれるよう措置するとともに、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して次の措置を講ずる。

- (1) 指定避難所（必要に応じて福祉避難所）への移動
- (2) 医療機関への移送
- (3) 施設等への緊急入所

### 3. 応急仮設住宅への優先的入居

応急仮設住宅への入居者の選定に当たり、要配慮者の優先的入居に努める。

#### 4. 在宅者への支援

要配慮者が在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行う。

#### 5. 応援の要請

救助活動の状況や要配慮者の状況を把握し、必要に応じて道、隣接市町村等へ応援を要請する。

### 第9項 広域避難

#### 1. 広域避難の協議等

村は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合は、広域避難に係る協議等を行う事ができるものとする。

#### 2. 道内における広域避難

村は、道内の他の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、当該市町村に対して直接協議を行うものとする。

#### 3. 道外への広域避難

- (1) 村は、他の都府県の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、道に対し当該他の都府県との協議を求めるものとする。
- (2) 道は、村から協議の求めがあった場合、他の都府県と協議を行うものとする。また、村から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行うものとする。
- (3) 村は、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、(1)によらず、知事に報告した上で、自ら他の市町村に協議することができるものとする。

#### 4. 避難者の受け入れ

村は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

#### 5. 関係機関の連携

道、村、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的な手順を定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

### 第10項 広域一時滞在

#### 1. 道内における広域一時滞在

- (1) 村長は、災害発生により、被災住民について、道内の他市町村における一時的な滞在（以下「道内広域一時滞在」という。）の必要があると認めるときは、道内の他の市町村長（以下「協議先市町村長」という。）に被災住民の受け入れについて、協議を行う。

なお、適当な協議の相手方を見つけられない場合等は、知事に助言を求める。

- (2) 道内広域一時滞在の協議をしようとするとき、村長は、あらかじめ後志総合振興局長を通じて知事に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに報告する。
- (3) 村長又は知事から、道内広域一時滞在の協議を受けた協議先市町村長は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、避難所を提供し、被災住民を受け入れるものとし、受入れを決定したときは、直ちに避難所の管理者等、被災住民への支援に係る機関に通知するとともに、速やかに村長に通知する。  
 なお、協議先市町村長は、必要に応じて知事に助言を求める。
- (4) 村長は、協議先市町村長から受入決定の通知を受けたときは、その内容を公示する。また、被災住民への支援に係る機関等に通知するとともに、知事に報告する。
- (5) 村長は、道内広域一時滞在必がなくなると認めるときは、速やかにその旨を協議先市町村長及び避難所の管理者等の被災住民への支援に係る機関に通知し、内容を公示するとともに、知事に報告する。
- (6) 協議先市町村長は、村長から道内広域一時滞在必がなくなると認めるときは、速やかにその旨を避難所の管理者等の被災住民への支援に係る機関に通知する。
- (7) 知事は、災害の発生により村が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道内広域一時滞在必があると認めるときは、村長の実施すべき措置を代わって実施する。

また、村が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに事務を村長に引き継ぐものとする。なお、前記の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示するとともに、代行を終了したときは代行した事務の措置について、村長に通知する。

## 2. 道外への広域一時滞在

- (1) 村長は、災害発生により、被災住民について、道外における一時的な滞在（以下「道外広域一時滞在」という。）の必要があると認める場合、知事に対し、他の都府県知事（以下「協議先知事」という。）との被災住民の受入れについて協議することを求めることができる。
- (2) 知事は、村長から道外広域一時滞在に関する要求があったときは、協議先知事と協議を行うとともに、必要に応じて内閣総理大臣に助言を求める。また、協議先知事から受入決定の通知を受けたときは、速やかに村長に通知するとともに、内閣総理大臣に報告する。  
 なお、道外広域一時滞在必の協議をしようとする場合は、あらかじめ内閣総理大臣に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに報告する。
- (3) 村長は、知事から受入決定の通知を受けたときは、速やかにその内容を公示し、避難所の管理者等の被災住民への支援に係る機関に通知する。

- (4) 村長は、道外広域一時滞在の必要がなくなると認めるときは速やかにその旨を知事に報告する。また、その内容を公示するとともに、避難所の管理者等の被災住民への支援に係る機関に通知する。
- (5) 知事は、村長から道外広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかにその旨を協議先知事に通知し、また、これを公示するとともに、内閣総理大臣に報告する。
- (6) 知事は、災害の発生により村が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道外広域一時滞在の必要があると認めるときは、村長から要求がない場合にあっても、協議先知事との協議を実施する。

### 3. 広域一時滞在避難者への対応

村は、広域一時滞在により居住地以外の市町村に避難した被災住民に必要な情報や物資等を確実に送り届けられるよう、被災住民の所在地等の情報を共有するなど、避難元と避難先の市町村における連携に配慮する。

### 4. 内閣総理大臣による協議等の代行

内閣総理大臣は、災害の発生により村及び道が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について、道内広域一時滞在又は道外広域一時滞在の必要があると認めるときは、村長又は知事の実施すべき措置を代わって実施する。

また、村長又は知事が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに村長又は知事との事務の引き継ぎを行う。



## 第6節 応急措置実施計画

村は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、防災関係機関と連携のもと、法令の定めるところにより、消防、水防、救助等の災害の発生の防ぎよ又は災害の拡大を防止するための所要の措置を講ずる。

### 第1項 実施責任者

法令上の実施責任者として定められている者は、次のとおりである。

- 1 村長又はその委任を受けて村長の職権を行う村の職員
- 2 消防機関の長及びダム管理者その他法令の規定に基づきその責任を有する者
- 3 警察官等
- 4 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官
- 5 知事
- 6 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長
- 7 指定公共機関の長及び指定地方公共機関の長

### 第2項 村等の実施する応急措置

村長及びその所轄のもとに行動する消防機関の長及び防災に関係ある施設の管理者等は、基本法第62条に基づき、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令及び本計画に定めるところにより、消防、水防、救助等の災害の発生の防ぎよ又は災害の拡大を防止するための所要の措置を講ずる。

また、村長は、応急措置をはじめとする災害応急対策を実施するため、必要に応じて、道及び他の市町村、関係機関等の協力を求める。

#### 1. 警戒区域の設定（基本法第63条第1項、地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条）

- (1) 村長又はその委任を受けて村長の職権を行う村の職員（以下、本節において「村長等」という。）は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。
- (2) 村長等は、上記(1)の規定により警戒区域を設定しようとする場合、基本法第61条の2の規定に基づき、必要があると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は知事に対し、当該指示に関する事項について、助言を求めることができる。
- (3) 村長等は、警戒区域を設定したときは、退去又は立入禁止の措置を講ずる。
- (4) 村長等は、住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。
- (5) 村長等以外の者が代わって警戒区域設定等の職務に当たる場合の設定要件・内容は、次のとおりである。

## ■村長等以外の者による警戒区域の設定要件■

設定権者	設定の要件・内容	根拠法令
知事	○災害が発生した場合、当該災害により村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、村長に代わって警戒区域を設定する。	基本法第73条
消防吏員又は消防団員	○火災又は水災を除く他の災害の現場においては、警戒区域を設定し、救護従事者その他総務省令で定める者以外の者に対して、当該区域からの退去を命じ、又はその区域への出入りを禁止し、若しくは制限することができる。	消防法第28条 第36条
消防機関に属する者	○水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。	水防法第21条
警察官	○村長又はその委任を受けて村長の職権を行う村の職員が現場にいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警戒区域を設定できるとともに、直ちに警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域の立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。この場合、直ちに、警戒区域を設定した旨を村長に通知する。 ○火災（水災を除く他の災害について準用する。）の現場において、消防職員又は消防団員が火災の現場にいないとき、又は消防職員又は消防団員の要求があったときは、消防警戒区域を設定して、消防警戒区域内にある消防対象物又は居住者及びその親族でこれらに対して救援をしようとする者その他総務省令で定める者以外の者に対して、その区域からの退去を命じ、又はその区域への出入りを禁止し、若しくは制限することができる。また、火災現場の上席消防員の指揮により消防警戒区域を設定する場合、現場の警察官は、これを援助する。 ○水防上緊急の必要がある場所において、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。	基本法第63条 地方自治法第153条 消防法第28条 第36条 水防法第21条
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	○村長又はその委任を受けて村長の職権を行う村の職員がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定することができる。この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を村長へ通知する。	基本法第63条

## 2. 応急公用負担の実施（基本法第64条第1項）

村長等は、本村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、本村区域内の他人の土地、建物その他工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。

## 3. 災害現場の工作物及び物件の除去、保管等の実施（基本法第64条第2項）

村長等は、本村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるもの（以下「工作物等」という。）の除去その他必要な措置をとることができる。この場合において、工作物等を除去したときは、当該工作物等を保管しなければならない。

## 4. 応急措置を実施するための従事命令の実施（基本法第65条第1項）

村長等は、本村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、本村の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。

## 5. 従事命令等の実施

基本法第71条第2項の規定に基づき、従事命令等を発し、応急措置を実施する場合は、公用令書等を交付して行う。この場合、施設及び土地、家屋又は物資の保管する場所に立ち入ろうとする職員は、公用令書等に定める証票を携帯しなければならない。

また、従事命令等に伴う損失等が発生した場合、次のとおりその損失補償等を行う。

- (1) 施設、土地、家屋又は物資を管理し、使用し、若しくは収用した場合は、そのことにより通常生じる損失を補償する。
- (2) 従事命令により応急措置の業務に従事した者に対する費用弁償は、救助法による救助が実施された場合の例による。
- (3) 従事命令により応急措置の業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、若しくは、疾病にかかり、又は障がいの状態となったときは、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償する。

資料6-1 従事命令、協力命令等の種類と執行者及び命令対象者

資料6-2 従事命令等の実施手続き

### 第3項 村の実施する応急措置の代行

#### 1. 道（基本法第73条）

知事（後志総合振興局長）は、災害が発生し、当該災害により村が実施する次に掲げる事項に関する事務の全部又は大部分を行うことができなくなったときは、村長の実施する応急措置の全部又は一部を、村長に代わって実施しなければならない。

- (1) 警戒区域の設定（基本法第63条第1項）
- (2) 応急公用負担の実施（基本法第64条第1項）
- (3) 災害現場の工作物及び物件の除去並びに保管等の実施（基本法第64条第2項）
- (4) 応急措置を実施するため、当該区域内住民及び現場にある者への従事命令の実施（基本法第65条第1項）

#### 2. 指定行政機関・指定地方行政機関（基本法第78条の2）

指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、災害が発生し、当該災害により村及び道がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、村長の実施する応急措置の全部又は一部を、村長に代わって実施しなければならない。

- (1) 応急公用負担の実施（基本法第64条第1項）
- (2) 災害現場の工作物及び物件の除去並びに保管等の実施（基本法第64条第2項）
- (3) 応急措置を実施するため、当該区域内住民及び現場にある者への従事命令の実施（基本法第65条第1項）

### 第4項 救助法の適用

救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動は「本章 第34節 災害救助法の適用と実施」に定めるところによる。

## 第7節 自衛隊派遣要請計画

村は、自衛隊派遣要請を行う場合の必要事項、手続き等を明らかにし、災害発生時において円滑かつ迅速に災害派遣要請の要求を行い、自衛隊による効果的な派遣活動の実施に努めるものとする。

### 第1項 派遣活動等

#### 1. 支援活動内容

災害派遣時における自衛隊の支援活動は、次のとおりである。

- (1) 被害状況の把握
- (2) 避難の援助
- (3) 遭難者等の捜索救助活動
- (4) 水防活動
- (5) 消防活動
- (6) 道路又は水路の啓開
- (7) 応急医療、救護及び防疫
- (8) 人員及び物資の緊急輸送
- (9) 炊飯及び給水
- (10) 物資の無償貸付又は譲与
- (11) 危険物の保安及び除去
- (12) その他

#### 2. 災害派遣時の権限

災害派遣時の自衛官の権限行使は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）及び基本法並びにこれに基づく政令、総理府令及び訓令の規定による。

知事等の要請により派遣された自衛隊は、警察官等職権を行う者がその場にはいない場合に限り、次の措置を行うことができる。

なお、職権を行う場合、指揮官の命令によるものとするが、緊急を要し、指揮官の命令を待ついとまがない場合にはこの限りではない。

- (1) 住民等の避難等の措置等（警察官職務執行法第4条）
- (2) 他人の土地等への立ち入り（警察官職務執行法第6条第1項）
- (3) 警戒区域の設定等（基本法第63条第3項）
- (4) 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等（基本法第64条第8項）
- (5) 住民等への応急措置業務従事命令（基本法第65条第3項）
- (6) 自衛隊用緊急運行車両の通行の確保のための車両等の移動等の措置命令等（基本法第76条の3第3項）

## 第2項 災害派遣要請等

### 1. 派遣要請権者

- (1) 知事（後志総合振興局長）
- (2) 海上保安庁長官
- (3) 第一管区海上保安本部長
- (4) 空港事務所長（丘珠、新千歳、稚内、函館、釧路）

### 2. 要請手続き

- (1) 村長は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、自衛隊の活動が必要かつ効果的であると認めたときは、基本法第 68 条の 2 の規定に基づき、次の事項を明らかにした文書をもって派遣要請権者に自衛隊の災害派遣を要求する。この場合、必要に応じてその旨及び本村の地域に係る災害の状況を要請先である指定部隊等の長に通知する。

また、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により依頼し、事後速やかに文書を提出する。

ア 災害の状況及び派遣を要請する事由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ 派遣部隊が展開できる場所

オ 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

- (2) 要請権者は上記(1)の要請手続きにより派遣要請を受理し、その適否を審査して必要と認めた場合は速やかに指定部隊等の長に部隊の派遣を要請する。
- (3) 村長は、人命の緊急救助に関し、要請権者に依頼するいとまがないとき、又は通信の途絶等により要請権者と指定部隊との連絡が不能である場合等については、直接指定部隊等の長に通知することができる。ただしこの場合、速やかに要請権者に連絡し、上記(1)の手続きを行う。

#### ■派遣要請先（指定部隊等の長）■

区分	指定部隊等の長	担当部課	担当地域
陸上自衛隊	北部方面総監	防衛部運用室	北海道全域
	第 11 旅団地区 第 11 旅団長 (真駒内駐屯地)	第 3 部防衛班	石狩、渡島、檜山、後志、空知の各総合振興局又は振興局
海上自衛隊	大湊地方総監	防衛部 3 室	北海道全域
	函館基地隊司令	警備科	北海道全域
航空自衛隊	北部航空方面隊司令	防衛部	北海道全域
	第 2 航空団司令	防衛部	北海道全域

### 3. 受入体制の確立

村長は、知事（後志総合振興局長）から災害派遣の通知を受けたときは、次により措置する。

#### (1) 受入準備の確立

##### ア 宿泊所等の準備

派遣部隊の宿泊所及び車両、機材等の保管場所の準備その他受入れのために必要な措置を講ずる。

##### イ 連絡職員の指名

現地責任者を指名し、派遣部隊指揮官との協議、連絡等に当たる。

##### ウ 作業計画の準備

応援を求める作業の内容、所要人員、機材等の確保その他必要な計画を立て、派遣部隊の到着と同時に作業ができるよう準備する。

#### (2) 派遣部隊到着後の措置

##### ア 派遣部隊との救援活動計画等の協議

派遣部隊が到着した場合は、派遣部隊を目的地に誘導するとともに、派遣部隊の責任者と作業計画等について協議し、調整の上、必要な措置をとるものとする。

##### イ 道への報告

村長は、派遣部隊到着後及び必要に応じて次の事項を後志総合振興局長を經由して知事に報告する。

(ア) 派遣部隊の長の官職氏名

(イ) 隊員数

(ウ) 到着日時

(エ) 従事している救援活動の内容及び状況

(オ) その他参考となる事項

### 4. 自衛隊との連携強化

#### (1) 連絡体制の確立

村は、災害時に自衛隊との相互連絡が迅速に行えるよう、あらかじめ要請（通報）手順、連絡調整窓口、連絡方法を定めるなど、情報収集・連絡体制の確立に努める。

#### (2) 連絡調整

村長は、災害時に自衛隊の救援活動が適切かつ効率的に行われるよう、災害派遣を要請した指定部隊等の長と密接な連絡調整を行う。

### 5. 経費

(1) 次の費用は、派遣部隊の受入側（施設等の管理者、村等）において負担する。

ア 資材費及び機器借上料

イ 電話料及びその施設費

ウ 電気料

エ 水道料

オ くみ取り料

- (2) その他必要経費については、自衛隊及び関係機関において協議の上、定める。
- (3) 派遣部隊は、関係機関又は民間から宿泊・給食の施設、設備等の提供を受けた場合には、これを利用することができる。

#### 6. 撤収要請

村長は、災害派遣の目的を達成したとき又はその必要がなくなったときは、速やかに文書をもって知事（後志総合振興局長）に撤収要請を依頼する。ただし、文書による要請に日時を要するときは、電話等で依頼し、その後文書を提出する。

資料8-1 自衛隊の災害派遣要請

資料8-2 自衛隊の災害派遣部隊撤収要請



## 第8節 広域応援・受援計画

大規模災害が発生した場合、村単独では十分な応急対策の実施が困難となることが想定されるため、村は、防災関係機関等との相互協力体制を確立し、円滑な災害応急対策の実施を図るものとする。

### 第1項 相互応援協力等

#### 1. 応援協定による応援要請

村長は、大規模災害時に、村単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定」のほか、あらかじめ締結している相互応援協定等に基づき応援・受援の実施を図る。

#### 2. 基本法による応援要請

##### (1) 他の市町村長等に対する応援要請（基本法第67条）

村長は、本村の地域に係る災害時において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長等に対し応援を求めることができる。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた市町村長等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

##### (2) 知事に対する応援要請（基本法第68条）

村長は、本村の地域に係る災害時において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事（後志総合振興局長）に対し、応援又は応急措置の実施を要請することができる。この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された知事（後志総合振興局長）は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。

##### (3) 知事の指示等（基本法第72条）

知事（後志総合振興局長）は、道内（管内）の市町村の行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、特に必要があると認めるときは、道内（管内）の市町村長に対し、災害応急対策の実施を求め、又は他の市町村長を応援することを求めることができる。

#### 3. 他市町村長に対する応援活動

村長は、知事（後志総合振興局長）又は他の市町村長から応援を求められた場合、必要と認める事項について応援協力を努める。

なお、応援に従事する者は、応急措置の実施については、当該応援を求めた市町村長等の指揮のもとで行動する。

#### 資料2-2 災害応援協定

## 第2項 指定地方行政機関等の応援又は職員派遣要請等

### 1. 協定による応援要請

村長は、本村の地域に係る災害時ににおいて、応急措置を実施するため必要があると認めるときは「北海道地方における災害時の応援に関する申合せ（協定締結先：北海道開発局）」及び「災害時の応援に関する協定（協定締結先：北海道財務局）」に基づき、応援又は応急措置の実施を要請する。

### 2. 基本法による要請

村長等（村の委員会又は委員を含む。以下、本節において同様とする。）は、災害応急対策又は災害復旧対策のため必要があるときは、基本法第29条の規定に基づき、指定地方行政機関の長等に対して職員の派遣を要請し、又は基本法第30条の規定に基づき、知事に対して指定地方行政機関の職員の派遣のあっせんを求めることができる。

#### (1) 要請手続き等

##### ア 職員の派遣要請

村長等は、職員の派遣を要請しようとするときは、指定地方行政機関の長等に対して次の事項を明らかにした文書をもって行う。

- (ア) 派遣を要請する理由
- (イ) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (オ) 上記(ア)～(エ)に掲げるもののほか、職員の派遣についての必要な事項

##### イ 職員の派遣のあっせん要請

村長等は、職員の派遣のあっせんを求めようとするときは、知事に対して次の事項を明らかにした文書をもって行う。

なお、国の職員の派遣あっせんのみでなく、地方自治法第252条の17に規定する地方公共団体相互間の派遣についても含むものである。

- (ア) 派遣のあっせんを求める理由
- (イ) 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (オ) 上記(ア)～(エ)に掲げるもののほか、職員の派遣のあっせんについての必要な事項

#### (2) 派遣職員の身分取扱い

ア 派遣職員の身分取扱いは、原則として職員派遣側及び職員派遣受入側の双方の身分を有する。したがって、双方の法令・条例及び規則の適用がある。ただし、この場合、双方の関係規定に矛盾が生じた場合には、双方協議の上、決定する。

また、受入側はその派遣職員を定数外職員とする。

イ 派遣職員の給料等の双方の負担区分は、指定行政機関及び指定地方行政機関の職員については、基本法第32条第2項及び同法施行令第18条の規定により、また、地方公共団体の職員については地方自治法第252条の17の規定による。

- ウ 派遣職員の分限及び懲戒は派遣側が行う。ただし、地方自治法に規定する地方公共団体相互間の派遣については、双方協議の上、決定する。
- エ 派遣職員の服務は、派遣受入側の規定を適用する。
- オ 派遣受入側は、災害派遣職員に対して災害派遣手当を支給することができる。

### 第3項 受入体制の確保

大規模自然災害時において、村は、国からの災害対策現地情報連絡員（リエゾン）や道の職員派遣に対する受入体制を整備し、被災状況の迅速な把握、防災関係機関との調整等を円滑に進めるとともに、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の現地活動拠点施設を定め、被害の発生及び拡大の防止並びに災害応急対策に対する技術的な支援を受け、被災地の早期復旧に万全を期す。

また、国の食料・物資支援チームによる、支援物資の受入体制を確保する。この際、特に大規模災害発生直後に被災地の状況が把握できない段階において、被災地からの要請がなくても必要と見込まれる支援物資を国や他の地方公共団体が物資を確保して送り込む、いわゆる「プッシュ型」の物資確保・輸送を的確かつ円滑に行えるようにする必要があることに留意する。

#### 資料6-7 救援物資集積拠点

### 第4項 消防機関

北後志消防組合消防長は、大規模災害に対応するため、次のとおり広域応援・受援体制の確立を図る。

- 1 大規模災害時に、単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合、道等に応援を要請するほか、「北海道広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防機関に応援を要請する。

また、必要に応じて村長を通じて知事に対し、広域航空消防応援（ヘリコプター）、他都府県の緊急消防援助隊による応援等を要請するよう依頼する。

- 2 他の消防機関等の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の消防機関等の応援の受入体制を確立する。
- 3 大規模災害時における緊急消防援助隊の応援要請や受入れは、「緊急消防援助隊北海道隊応援等実施計画」及び「緊急消防援助隊受援計画」に基づき、迅速かつ的確に対処する。

## 第9節 ヘリコプター等活用計画

村は、救急救助活動や災害応急対策活動等において、ヘリコプター等の活用が有効と認められる場合、ヘリコプターの運航を要請し、広域かつ機動的な応急対策活動の実施を図るものとする。

### 第1項 ヘリコプター等の活動内容

#### 1. 災害応急対策活動

- (1) 被災状況調査などの情報収集活動
- (2) 救援物資、人員、資機材等の搬送

#### 2. 救急救助活動

- (1) 傷病者、医師等の搬送
- (2) 被災者の救助救出

#### 3. 火災防ぎょ活動

- (1) 空中消火
- (2) 消火資機材、人員等の搬送

#### 4. その他

ヘリコプター等の活用が有効と認める場合

### 第2項 ヘリコプターの運航要請等

#### 1. 緊急運航の要請手続き

村長は、災害時に、次の各号のいずれかに該当する場合、「北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領」等に基づき、知事に対し、ヘリコプターの出動を要請する。

- (1) 災害が隣接する市町村に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 村の消防力等によっては災害応急対策が著しく困難な場合
- (3) その他消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効と認められる場合

#### 2. 要請方法

村長から知事（危機対策局危機対策課防災航空室）に対する要請は、電話により次の事項を明らかにして行うとともに、FAXにより「北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票」を提出する。

- (1) 災害の種類
- (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (3) 災害現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職、氏名及び災害現場との連絡方法
- (5) 消防防災ヘリコプターの離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

### 3. 報告

村長は、災害が収束した場合には、「北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書」により、総括管理者（北海道総務部危機管理監）に報告する。

### 4. 救急患者の緊急搬送手続き

- (1) 村長は、医療機関等から救急患者の緊急搬送のためヘリコプターの出動要請を受けた場合、又は生命が危険な傷病者を搬送する必要があると認められる場合は「ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領」に基づき、知事（危機対策局危機対策課防災航空室）に対して消防防災ヘリコプターの出動を要請し、その後後志総合振興局長にその旨を連絡する。
- (2) 消防防災ヘリコプターの要請は、電話により行うとともに、FAXにより「救急患者の緊急搬送情報伝達票」を提出する。
- (3) 村長は、知事（危機対策局危機対策課防災航空室）から運航の可否、運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を依頼医療機関等に連絡する。

資料5-7 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領

資料5-8 ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領

## 第3項 受入体制等の確保

村は、ヘリコプター等の災害応急活動の円滑な対応のため、受入体制等を確保するとともに、活動に係る安全対策等を講ずる。

### 1. 離着陸場の確保

安全対策等の措置が常時なされている場所、又は災害発生時において迅速に措置できる離着陸場を確保するとともに、必要に応じて救急車等の手配を行う。

### 2. 安全対策

ヘリコプターの離着陸に支障が生じないための必要な措置、地上の支援等を実施する。

資料5-6 ヘリコプター離着陸場

## 第10節 救助救出計画

村をはじめとする救助救出機関は、各機関相互の情報交換、担当区域の割り振りなど、円滑な連携のもとで迅速な救助救出活動を実施する。また、地域住民や自主防災組織等は、可能な限り救助救出活動に協力し、被災者の保護に努めるものとする。

### 第1項 実施責任

#### 1. 赤井川村・北後志消防組合（救助法を適用された場合を含む。）

災害により生命又は身体に危険が及んでいる者等をあらゆる手段を講じて早急に救助救出し、負傷者については、速やかに医療機関又は日本赤十字社北海道支部の救護所に搬送する。

また、救助力が不足すると判断した場合には、隣接市町村、道（後志総合振興局）等に応援を求める。

#### 2. 北海道警察

被災地域において生命又は身体に危険が及んでいる者等の救助救出を実施する。

#### 3. 北海道

市町村を包括する機関として、広域的、総合的な調整を行うとともに、村から救助救出について応援を求められ、必要があると認めたときは、その状況に応じ、自衛隊等防災関係機関の協力を得て適切な措置を講ずる。また、村のみでは実施できない場合の救助救出を実施する。

### 第2項 救助救出活動

#### 1. 救出対象者

村は、災害が発生したときには、災害のため現に生命又は身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を速やかに捜索し、救出する。

#### 2. 被災地域における救助救出活動

村は、職員の安全確保を図りつつ、警察と緊密な連携のもとに被災地域を巡回し、救助救出を要する者を発見した場合は、資機材を有効活用するとともに、救助関係機関及び住民の協力を得て、救出班を編成し、被災者の救助救出活動を実施する。

特に発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

#### 3. 費用及び期間

救助法の定めに準じて行う。

#### 4. 救出状況の記録

村は、被災者を救出した場合は、「資料8-7 災害救助法関連様式」に準じてその状況を記録する。

## 5. 災害対策現地合同本部

大規模災害が発生し、被災者の救助救出等の応急対策を迅速かつ適切に実施するため必要と認められる場合は「第2章 第1節 第3項 災害対策現地合同本部」に定めるところにより、防災関係機関と相互に連携のもと、災害対策現地合同本部を設置する。

### 資料8-7 災害救助法関連様式

## 第11節 医療救護計画

村は、災害発生時において、住民の生命を守ることを最優先の目的として、次の方針に基づき、関係機関と緊密に連携して、医療救護活動を実施する。

### ■ 医療救護活動における基本的な方針 ■

- 1 医療救護活動は、原則として村又は道が設置する救護所において救護班が実施することを原則とするが、災害急性期（発災後おおむね48時間以内）においては、必要に応じて災害派遣医療チーム（DMAT）を被災地に派遣する。また、精神保健医療については、災害発生直後から中長期にわたり必要に応じて災害派遣精神医療チーム（DPAT）を派遣する。
- 2 救護班は、医師、薬剤師、看護師その他の要員により組織し、その編成は災害の状況に応じたものとする。
- 3 災害派遣医療チーム（DMAT）は、研修を受講した災害拠点病院等の医師、看護師等により組織する。
- 4 救護班及び災害派遣医療チーム（DMAT）の業務内容は、次のとおりである。
  - (1) トリアージ（重症度や緊急性などを判断し、医療救護等の優先順位を決定すること。）
  - (2) 傷病者に対する応急処置及び医療
  - (3) 傷病者の医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
  - (4) 災害時に都道府県が設置するSCU（広域搬送拠点臨時医療施設）における広域医療搬送や地域医療搬送に関する調整。
  - (5) 助産救護
  - (6) 被災現場におけるメディカルコントロール（災害派遣医療チーム（DMAT）のみ）
  - (7) 被災地の災害拠点病院、広域医療搬送拠点等での医療支援（災害派遣医療チーム（DMAT）のみ）
- 5 災害派遣精神医療チーム（DPAT）は、災害時における、こころの対応が可能な医師、看護師、臨床心理技術者等により組織する。
- 6 災害派遣精神医療チーム（DPAT）の業務内容は、次のとおりである。
  - (1) 傷病者に対する精神科医療
  - (2) 被災者及び支援者に対する精神保健活動

### 第1項 実施責任

#### 1. 赤井川村

- (1) 災害の程度により医療救護活動を必要と認めたときは、余市医師会と連携のもと、救護班を編成し、又は道その他の関係機関に協力を要請し、医療救護活動に当たる。
- (2) 被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行うため、保健師等による保健指導及び栄養指導を実施する。

#### 2. 北海道

- (1) 災害発生時に村等からの支援要請による保健医療福祉活動チーム（災害対策に係る保健医療福祉活動を行うチームをいう。）の派遣、受入れ等を円滑に実施するため、保健医療福祉活動の総合調整を行う「保健医療福祉調整本部」を設置し、保健医療福祉活動を円滑に行うための体制の整備に努める。



- (2) 救助法を適用した場合、又は村から医療救護に関する協力要請があった場合で医療救護活動を必要と認めるときは、適時適切な場所に救護所を設置する。

また、避難所の設置が長期間にわたる場合には、必要に応じて避難所に救護センターを併設する。

- (3) 被災地等の医療機関の診療状況等の情報を北海道救急医療・広域災害情報システム等により迅速に把握する。
- (4) 災害拠点病院及び協力機関等に災害派遣医療チーム（DMAT）、救護班の派遣を要請するとともに、道立医療機関の所属医師等により編成する救護班を派遣する。
- (5) 災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DMAT）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社等からの医療チーム派遣等の協力を得て、避難所、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たっては災害医療コーディネーターや災害時小児周産期リエゾンを活用する。その際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引き継ぎが適切に実施されるよう努める。
- (6) 必要に応じて精神科病院等に災害派遣精神医療チーム（DPAT）の編成に必要な医師、薬剤師、看護師、臨床心理技術者等の派遣を要請するとともに、派遣に係る調整を行う。
- (7) 被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理（こころのケアを含む。）を行うため、医師、薬剤師、保健師、管理栄養士等による保健指導及び栄養指導を実施する。
- また、被災したことによる心の健康のために、「災害時こころのケア活動ハンドブック」を関係機関に配布し、有効な活用を図るとともに、支援者向けの研修会等を開催する。

### 3. 災害拠点病院

- (1) 道の要請に基づき救護班、災害派遣医療チーム（DMAT）を派遣し、医療救護活動を行う。
- (2) 被災患者を受け入れるとともに、医薬品・医療材料等の応急用資材の貸出し等により地域の医療機関を支援する。

### 4. 協力機関等

関係協力機関は、道の要請等に基づき、救護班の派遣等により医療救護活動を行う。

## 第2項 医療救護活動の実施

### 1. 救護班の編成

村は、災害の程度により医療救護活動を必要と認めるときは、余市医師会に次の項目を通知し、救護班の編成及び派遣を要請して医療救護活動に当たる。この際、必要に応じて村内医療機関に協力を要請する。

救護班の編成に当たっては、余市医師会の指定する医療機関により編成するものとし、その基準（医師、看護師、事務局員等）は、余市医師会長の定めるところによる。

- (1) 災害発生の日時、場所、原因及び状況
- (2) 出動の時期及び場所
- (3) 出動を要する人員及び資機材
- (4) その他必要な事項

## 2. 応援の要請

村長は、災害規模等の状況に応じて知事に対し、次の機関の応援要請を行う。

- (1) 救護班の支援（日赤病院、国・道立病院）
- (2) 患者の移送（自衛隊）

## 3. 救護所の設置

救護所は、村内各医療機関とするが、必要により現地の公共施設等を使用する。

## 4. 医薬品等の確保

村は、医療救護活動に必要な医薬品・医療資機材、暖房用燃料等については、備蓄医薬品等の活用又は村内薬局等からの調達により確保する。ただし、医薬品等の不足が生じたときは、道又は関係機関にその確保について要請する。

## 5. 輸送体制の確保

- (1) 救護班等

救護班等の移動手段についてはそれぞれの機関で行うが、道路の損壊などにより移動が困難な場合、又は緊急を要する場合は、道等が所有するヘリコプター等により輸送を行う。

また、状況に応じて自衛隊のヘリコプターやドクターヘリ等の派遣を要請する。

- (2) 重症患者等

重症患者等の医療機関への搬送は、原則として消防機関が実施する。ただし、救急車両が確保できないときは、村、道又は他の救護班が確保した車両により搬送するものとし、道路の損壊などにより搬送が困難な場合、又は緊急を要する場合は、道等が所有するヘリコプター等により行う。

また、状況に応じて自衛隊のヘリコプターやドクターヘリ等の派遣を要請する。

## 6. 費用及び期間

救助法の定めに準じて行う。

## 7. 医療救護活動実施の記録

医療救護活動を実施したときは、「資料8-7 災害救助法関連様式」に準じてその状況を記録する。

資料6-6 医療機関

資料8-7 災害救助法関連様式

## 第3項 健康管理

村は、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行うため、保健師等による保健指導及び栄養指導を実施する。

#### 第4項 臨時の医療施設に関する特例

村は、著しく異常かつ激甚な非常災害により臨時の医療施設が著しく不足し、被災者に対して医療を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、臨時の医療施設の設置について病床等に関し、医療法（昭和23年法律第205号）の規定の適用除外措置があることに留意する。

## 第12節 防疫計画

村は、災害発生時において、生活環境の悪化を防ぎ、感染症の流行を防止するため、被災地域又は被災状況等を迅速に把握するとともに、関係機関と密接に連携して対策方針を定め、防疫活動を実施する。

### 第1項 実施責任

#### 1. 赤井川村

- (1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)に基づく、ねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の措置を知事の指示に従い実施する。
- (2) 余市地域保健支所の指導のもと、避難所等において住民に対する保健指導等を実施する。

#### 2. 北海道

- (1) 感染症の発生を予防し、又はまん延を防止するため必要と認めるときは、感染症法に基づく防疫措置を実施する。
- (2) 市町村が実施する防疫に関する業務を指導、支援し、かつその総合調整を行う。
- (3) 地域内における保健指導等を円滑に行うための総合調整に努める。

### 第2項 防疫体制の確立

#### 1. 防疫体制

ねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の実施のため、民生対策部福祉班が主体となって防疫体制を確立する。

防疫活動の範囲は主要箇所の外部消毒を主とし、家屋内部の消毒その他は被災家族で処理することを原則とする。

#### 2. 防疫用器材の調達

防疫を行うに当たり、村が所有する消毒機等の防疫用器材が不足した場合は、余市地域保健支所又は近隣市町村等に対し、応援を要請する。

### 第3項 感染症の予防

村は、次のとおり感染症の予防措置を講ずる。

#### 1. 検病調査及び保健指導等への協力

道が設置する検病調査班が実施する検病調査、保健指導等に協力するとともに、防疫情報の提供に努める。

#### 2. 予防接種

知事が感染症予防上必要と認め、対象者の範囲及び期日を指定して指示があったときは、予防接種を実施する。

### 3. 清潔方法

家屋周辺の清潔方法は、各個人において実施するものとし、村は、管内における道路溝渠、公園等の公共の場所を中心に実施する。

#### (1) ごみ

収集したごみ、汚染その他の汚物は焼却、埋め立て等衛生的に処分させる。この場合の取扱いは廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定するところによるものとする。

#### (2) し尿

し尿は、できる限りし尿処理施設又は終末処理施設を利用させるなどの方法により不衛生にならないよう処分する。

### 4. 消毒方法

感染症法第27条第2項の規定に基づく知事の指示があったときは、感染症法施行規則（平成10年厚生省令第99号）第14条及び「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引きについて（平成16年1月30日付け健感発第0130001号）」の規定に基づき、薬剤の所要量を確保した上で、速やかにこれを実施する。

なお、知事の指示がない場合でも村長が必要と認めた場合は、上記の措置に準じて実施する。

### 5. ねずみ族、昆虫等の駆除

感染症法第28条第2項の規定に基づく知事の命令があったときは、感染症法施行規則第15条の規定に基づき、薬剤の所要量を確保し、速やかにこれを実施する。

### 6. 生活用水の供給

感染症法第31条第2項の規定による知事の指示があったときは、その期間中継続して容器による搬送、ろ水機によるろ過給水等を実施するものとし、生活用水の供給に当たっては、特に配水器具等を衛生的に処理することに留意する。

なお、供給量は1日1人当たり約20リットルを目安とする。

### 7. 一般飲用井戸等の管理等

飲用水に飲用井戸等を利用している場合は、当該井戸等の設置者等に対し、「北海道飲用井戸等衛生対策要領」に基づく水質検査及び汚染が判明した場合の措置について十分指導する。

## 第4項 患者等に対する措置

村は、感染症法に規定する一類～三類感染症が発生した場合、又は四類感染症等の発生動向に通常と異なる傾向が認められる場合等は、速やかに余市地域保健支所に通知するとともに、知事が必要と認め実施する感染症法に基づく調査その他の防疫措置に協力する。

## 第5項 指定避難所等の防疫指導

村は、指定避難所等の施設について、次により防疫指導等を実施する。

### 1. 健康調査等

指定避難所等の管理者、村内の衛生管理組織等と連携し、避難者の健康状況を適宜把握するとともに、必要に応じて医療機関受診等の保健指導等を実施する。

### 2. 清潔方法、消毒方法等の実施

余市地域保健支所長の指導のもと、指定避難所等の清潔方法を指導するとともに、避難者に衣服等の日光消毒を行うよう指導する。

また、必要があるときは、消毒薬等により便所、炊事場、洗濯場等の消毒を実施するよう指導する。

### 3. 集団給食

給食従事者は、原則として健康診断を終了した者をもって充て、できるだけ専従するものとし、配膳時の衛生保持及び残廃物、塵芥等の衛生的処理についても十分指導を徹底させる。

### 4. 飲料水等の管理

飲料水の水質検査及び消毒については、十分指導を徹底させる。

## 第6項 家畜防疫

村は、家畜の伝染性疾病の発生予防とまん延防止のため、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に基づき、後志家畜保健衛生所長が家畜防疫上必要があると認めたときに実施する、家畜の飼養者に対する飼養衛生管理に関する助言・指導、家畜の飼養場所への立入検査・消毒等、防疫体制の整備等に協力する。

## 第13節 災害警備計画

村は、北海道警察が実施する警戒、警備に関し、必要な連携・協力をを行い、公共の安全と秩序の維持に努めるものとする。

### 第1項 災害に関する警察の任務

北海道警察（余市警察署）は、関係機関と緊密な連携のもとに災害警備諸対策を推進するほか、各種災害時は、早期に警備体制を確立して、災害情報の収集及び住民の生命、身体及び財産を保護し、被災地域における社会秩序の維持に当たることを任務とする。

#### 1. 災害警備体制の確立

各種災害が発生した場合、その災害の規模及び態様に応じ、別に定めるところにより災害警備本部等を設置する。

#### 2. 応急対策の実施

- (1) 災害警備活動に必要な情報を収集するとともに、収集した情報を関係機関と共有する。
- (2) 住民の避難に当たっては、村等と協力し、安全な経路を選定して誘導するとともに、被災後の無人化した住宅街、商店街等におけるパトロールを行い、犯罪の予防及び取締り等に当たる。
- (3) 各種災害時は、関係機関と密接な連携を図るとともに、災害の種別、規模及び態様に応じ、住民の避難、犯罪の予防、交通規制等の措置について迅速な広報に努める。
- (4) 防災関係機関と協力して、被災者の救助救出活動を実施するとともに、死体見分等に当たる。

### 第2項 事前措置に関する事項

#### 1. 村長が行う警察官の出動要請

村長が基本法第58条に基づき、警察官の出動を求める等応急措置の実施に必要な準備をすることを要請し、又は求める場合は、余市警察署長に対して行うものとする。

#### 2. 村長の要求により行う事前措置

余市警察署長は、村長からの要求により、基本法第59条に基づく事前措置について指示を行ったときは、直ちに村長に通知するものとし、当該措置の事後処理は村長が行うものとする。

## 第14節 交通応急対策計画

村は、災害時における道路交通等の混乱を防止し、消火、避難、救助、救護等の応急対策活動を迅速に実施するため、必要に応じて交通規制、緊急通行車両等の確認申請等を実施するとともに、速やかに放置車両対策を講じ、交通並びに輸送車両の確保に努めるものとする。

### 第1項 実施責任

#### 1. 赤井川村・北後志消防組合

(1) 村が管理している道路で災害が発生した場合は、道路の警戒に努めるとともに、交通の危険を防止するため必要と認めるときは、その通行を禁止し、又は制限する。

また、迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にして交通の確保に努める。

(2) 村が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努める。

(3) 消防職員は、警察官がその場にはいない場合に限り、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずる。

なお、この措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又は、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができ、この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

#### 2. 北海道公安委員会（余市警察署）

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、道路における危険を防止し、交通の安全と円滑化を図るため必要があると認めるとき、また、災害応急対策上緊急輸送を行うため必要があると認められるときは、区域及び道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限する。

また、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずる。

#### 3. 北海道

(1) 道が管理している道路が災害による被害を受けた場合、速やかに被害状況や危険箇所等を把握するとともに、障害物の除去に努める。

(2) 交通の危険を防止するため、必要と認めるときは、車両等の通行を禁止し、又は制限するとともに、迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にしながら、交通の確保に努める。

(3) 道が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるとともに、ガソリン等について、村長等の要請に基づきあっせん及び調達を行う。



#### 4. 自衛隊

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、村長、警察官等がその場にはいない場合、必要な措置を講じ、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行の確保、警戒区域の設定並びにそれに基づく立入制限・禁止、現場の被災工作物等の除去等を実施する。

#### 5. 一般社団法人北海道警備業協会

一般社団法人北海道警備業協会及び支部は、災害時における交通誘導業務及び避難所の警備について、「災害時における交通誘導業務等に関する協定」等により関係機関の支援を行う。

### 第2項 道路の交通規制

#### 1. 道路交通網の把握

災害が発生した場合、村は、他の道路管理者及び北海道公安委員会（余市警察署）と相互に綿密な連携を図るとともに、関係機関の協力を得て、次の事項を中心に被災地内の道路及び交通の状況について、その実態を把握する。

- (1) 損壊し、又は通行不能となった路線名及び区間
- (2) 迂回路を設定し得る場合はその路線名、分岐点及び合流点
- (3) 緊急に通行の禁止又は制限を実施する必要の有無

#### 2. 交通規制の実施

村は、他の道路管理者及び北海道公安委員会（余市警察署）と連携し、次の方法により交通規制を実施する。

- (1) 交通規制を実施するときは、道路標識等を設置する。
- (2) 緊急を要し道路標識等を設置するいとまがないとき、又は道路標識等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官等の指示によりこれを行う。

#### 3. 関係機関との連携

村は、交通規制により通行の禁止又は制限を行った場合には、他の道路管理者及び北海道公安委員会（余市警察署）と連携のもと、関係機関に連絡するとともに、あらゆる広報媒体を通じて広報の徹底を図る。

■規制の標識等■



備考

- 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、字を白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは1 cmとする。
- 3 図示の長さの単位は cm とする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の1/2まで縮小することができる。

第3項 緊急通行車両等の確認申請

北海道公安委員会は、災害が発生し、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認めるときは、区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両等以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。

1. 緊急通行車両の確認手続き

村は、基本法に規定する災害応急対策の実施のために使用する車両について、緊急通行車両確認証明書及び標章の交付を申請する。

(1) 確認場所

緊急通行車両の確認は、道庁（後志総合振興局）又は北海道警察本部、余市警察署及び交通検問所で行う。

(2) 証明書及び標章の受領

緊急通行車両であると確認を受けたものについては、車両ごとに緊急通行車両確認証明書及び標章の交付を受け、当該車両の前面に標章を掲示する。

(3) 緊急通行車両

ア 基本法に規定する災害応急対策を実施するために使用され、次の事項について行う車両であること。

- (ア) 特別警報・警報の発表及び伝達並びに避難指示等に関する事項
- (イ) 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- (ウ) 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- (エ) 災害を受けた児童生徒の応急の教育に関する事項
- (オ) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- (カ) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- (キ) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- (ク) 緊急輸送の確保に関する事項

(ケ) その他災害の発生の防ぎよ又は拡大の防止のための措置に関する事項

イ 指定行政機関等が保有し、若しくは、指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用で使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

(4) 事前届出制度の普及等

村は、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されるよう、輸送協定を締結した事業者等に対し、緊急通行車両確認証明書及び標章交付のための事前届出制度の周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図る。

■緊急通行車両確認証明書■

第 号		年 月 日
緊急通行車両確認証明書		
		知事 印 北海道公安委員会 印
番号標に表示されている番号		
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)		
使用者	住所	( ) 局
	氏名	
輸送日時		
輸送経路	出発地	目的地
備考		

(備考) 用紙は、日本工業規格A5とする。

■緊急通行車両標章■



(備考)

- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車番)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位はセンチメートルとする。

■緊急通行車両等事前届出書■

災害 地震防災応急対策用 原子力災害 国民保護措置用  緊急通行車両等事前届出書  北海道公安委員会 殿  届出者住所 (電話) 氏名		第 号  緊急通行車両等事前届出済証  左記のとおり事前届出を受けたことを証する  北海道公安委員会
番号標に表示 されている番号  車両の用途(緊急 輸送を行う車両に あつては、輸送人 員又は品名)	年 月 日  ( ) 局 番  氏 名	(注) 1. 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続を受けてください。 2. 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会(警察本部経由)に届け出て再交付を受けてください。 3. 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。 (3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。
出 発 地	(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察本部又は警察署に提出してください。	

- 備考 1 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。  
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

## 2. 規制除外車両

北海道公安委員会は、民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両については、緊急通行車両の通行に支障を及ぼさない限り、規制除外車両として通行を認める。

村は、通行規制の対象から除外される車両について、事前届出をしておくほか、災害発生時においては、規制除外車両確認証明書及び標章の交付を申請する。

なお、災害対策に従事する自衛隊車両等であって、自動車番号標により外形的に車両の使用者又は種類が識別できる車両については、規制除外車両として取り扱い、交通規制の対象から除外する。

### (1) 確認場所

規制除外車両の確認は、北海道警察本部、余市警察署及び交通検問所で行う。

### (2) 証明書及び標章の受領

規制除外車両であると確認を受けたものについては、車両ごとに規制除外車両確認証明書及び標章の交付を受け、当該車両の前面に標章を掲示する。

なお、自衛隊車両等であって、自動車番号標により外形的に車両の使用者又は種類が識別できる車両については、確認標章の交付を行わない。

### (3) 通行規制の対象から除外される車両等

事前届出制度の対象とする車両は、以下のとおりとする。

ア 医師・歯科医師・医療機関が使用する車両

イ 医薬品・医療機関・医療用資材等を輸送する車両

ウ 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）

エ 次に掲げる車両のうち規制除外車両として標章の交付を受け、かつ当該目的のため使用中の車両

(ア) 道路維持作業用自動車

(イ) 通学通園バス

(ウ) 郵便物の収集又は配達のため使用する車両

(エ) 電報の配達のため使用する車両

(オ) 廃棄物の収集に使用する車両

(カ) 伝染病患者の受入れ又は予防のため使用する車両

(キ) その他公益上又は社会生活上、特に通行させる必要があると認められる車両

■規制除外車両事前届出書■

災害応急対策用 原子力災害国民保護措置用 規制除外車両事前届出書 北海道公安委員会 殿 年 月 日 届出者住所 (電話) 氏名		第 号 災害応急対策用 原子力災害国民保護措置用 規制除外車両事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する 年 月 日 北海道公安委員会
番号標に表示されている番号	(注) 1 災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続を受けてください。 2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会（警察本部経由）に届け出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 規制除外車両に該当しなくなったとき。 (2) 規制除外車両が廃車となったとき。 (3) その他、規制除外車両としての必要性がなくなったとき。	
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
使用者	住所 ( ) 局 番	
	氏名	
出発地		
(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察本部又は警察署に提出してください。		

備考 1 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。  
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

第4項 放置車両対策

道路管理者は、管理する道路において、放置車両や立ち往生車両等が発生し、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるとき、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。

なお、運転者がいない場合等においては、道路管理者が自ら当該車両の移動等を行う。

また、北海道公安委員会からの要請若しくは道からの指示に基づき、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等を行う。

第5項 緊急輸送道路等の確保

緊急輸送道路は、地震直後から発生する緊急輸送を的確かつ円滑に実施するために必要な道路であり、耐震性を有し、地震時にネットワークとして機能することが重要である。ことから北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会において、緊急輸送を確保するため必要な「緊急輸送道路」を定め、緊急輸送道路のネットワーク化を図る北海道緊急輸送道路ネットワーク計画を策定している。

村は、災害時における円滑な避難、救急、消火活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から、防災関係機関と連携のもと、該当する緊急輸送道路の障害物等の除去等により緊急輸送道路の確保に努める。

## 緊急輸送道路の区分

緊急輸送道路ネットワーク	
第1次	道庁所在地(札幌市)、地方中心都市及び国際拠点港湾、重要港湾、地方港湾(耐震強化岸壁を有するもの)、拠点空港、公共用ヘリポート、総合病院、自衛隊、警察、消防等を連絡する道路〈道路延長 7,245 km〉
第2次	第1次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点(行政機関、公共機関、主要駅、地方港湾(耐震強化岸壁を有するものを除く)、第3種漁港、第4種漁港(耐震強化岸壁を有するもの)、地方管理空港、共用空港、その他の空港、災害医療拠点、備蓄集積拠点、広域避難地等)を連絡する道路〈道路延長 3,831 km〉
第3次	第1次及び第2次緊急輸送道路とその他の防災拠点を連絡する道路〈道路延長 295 km〉

## 資料5-3 緊急輸送道路

## 第15節 輸送計画

村は、災害応急対策、復旧対策等に万全を期すため、必要な措置を講じ、住民の避難、災害応急対策要員の移送及び救援若しくは救助のための資機材、物資の輸送（以下、本節において「災害時輸送」という。）を迅速かつ的確に行う。

また、村は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備や適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努める。

### 第1項 実施責任

#### 1. 赤井川村

防災関係機関の協力を得て災害時輸送を行う。

#### 2. 北海道運輸局

鉄道、軌道及び自動車輸送並びに海上又は港湾運送の調整及び確保を図る。

#### 3. 北海道

災害の救助その他公共の福祉を維持するため必要があるときは、運輸局等に輸送の措置を要請する。

#### 4. 北海道バス協会、北海道トラック協会、運送事業者等

北海道運輸局長からの要請又は災害事態が急迫し、北海道運輸局長からの輸送の措置を待ついとまのない場合において、知事から要請のあったとき、緊急輸送を実施する。

### 第2項 災害時輸送の実施

#### 1. 輸送の方法

村は、被災地の状況を総合的に判断し、次に掲げるもののうち、最も適切な方法により災害時輸送を実施する。

##### (1) 車両等による輸送

災害時において車両による輸送のための交通路が確保されている場合、緊急輸送は第一次的には車両により行う。

##### ア 配車の方法

(ア) 各対策部長は、災害時において車両を必要とするときは総務対策部長に配車の要請を行う。

(イ) 要請を受けた総務対策部長は、必要に応じて輸送計画を作成し、災害の状況等を勘案して適切な配車を行う。

##### イ 車両の状況

村が所有する車両は、「資料5-5 村有車両の現況」のとおりである。

被災地までの距離、被害の状況等により公用車では不足する場合、又は他機関の所有する輸送施設等を活用した方が効率的である場合は、防災関係機関への応援要請、又は協定による民間車両の借上げ等により車両の確保を図る。



#### ウ 緊急輸送車両の申請

災害時において公安委員会等が車両の通行を禁止又は制限した場合は、「本章 第14節 交通応急対策計画」に定めるところにより、緊急輸送車両であることの標章及び証明書の交付を申請する。

#### (2) 人力輸送

災害の状況により車両による輸送が不可能となったときは、労務者による人力輸送を行う。

#### (3) 空中輸送

陸上輸送の全てが不可能な事態が生じた場合、又は山間へき地などで緊急輸送の必要がある場合は「本章 第7節 自衛隊派遣要請計画」及び「本章 第9節 ヘリコプター等活用計画」に定めるところにより、航空機等を利用した輸送を要請し、輸送力の確保を図る。

### 2. 費用及び期間

救助法の定めに準じて行う。

### 3. 実施状況の記録

村は、緊急輸送を実施した場合は、「資料8-7 災害救助法関連様式」に準じてその状況を記録する。

資料5-5 村有車両の現況

資料8-7 災害救助法関連様式

## 第3項 輸送費用の支払

国の機関が保有する輸送手段を用いて行う災害時の輸送、要請により運送事業者が行う災害時輸送に要する経費の負担関係については、原則として次のとおりである。

### 1. 国の機関が保有する輸送手段を用いて行う災害時の輸送

国の機関が行う災害時の輸送に要する費用については、当該国の機関が負担する。

### 2. 要請により運送事業者が行う災害時輸送

知事からの要請により運送事業者が行う災害時輸送に要する経費については、当該災害時の輸送を要請した知事が支払う。

なお、道路運送法（昭和26年法律第183号）等の法令に基づく運送命令等による損失補償については、各法令の定めるところによる。

## 第16節 食料供給計画

災害発生時において、村は、関係機関と連携のもと、被災地の住民及び災害応急対策実働従事者に供給する食料を調達するとともに、迅速かつ的確に食料の供給、炊き出しを実施する。この場合において、避難所に避難している被災者のみならず、避難所以外に避難した被災者あるいは在宅の被災者への供給にも配慮する。

なお、食料の調達・供給に当たっては、要配慮者や乳幼児等のニーズに配慮する。

### 第1項 実施責任

#### 1. 赤井川村

被災者及び災害応急対策従事者に対する食料の調達、供給対策を実施する。

なお、村において調達が困難な場合、村は、その確保について後志総合振興局を通じて道に要請する。

#### 2. 北海道

必要に応じて、食料の調達・供給の決定と調整を図る。

#### 3. 北海道農政事務所

農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等を実施する。

### 第2項 食料の供給

#### 1. 供給対象者

食料の供給対象者は、次のとおりとする。

- (1) 避難指示等に基づき避難施設に避難している者
- (2) 住家が被害を受け、炊事が不可能な者（避難所以外に避難した被災者あるいは在宅の被災者を含む。）
- (3) 旅行者、村内通過者などで、他に食料を得る手段のない者
- (4) 施設で調理することができない社会福祉施設等の入所者
- (5) 災害応急活動従事者

#### 2. 需要の把握

村は、被災者及び災害応急活動従事者に対する食料の需要を把握し、食料等の調達計画を作成するとともに、必要な量の食料の調達を行う。この際、特に要配慮者に配慮して需要を把握することに努める。

#### 3. 食料の確保

村は、災害時の救助用として、食料を次のとおり確保する。

##### (1) 備蓄食料の活用

###### ア 個人の備蓄

「自らの身の安全は自らが守る」のが防災の基本であることから、住民等に対し、家庭内の食料備蓄について普及啓発を図り、災害時にはこれを活用する。

#### イ 村の備蓄

災害時の初期応急対策に対応できる一定の食料について、集中備蓄又は分散備蓄の両方により保管・管理し、応急時においてこれを供給する。

#### (2) 主要食料の調達

被災者等に対しての炊き出し等の給食に米穀等を必要とする場合は、村内業者及び協定締結業者から調達するものとし、必要量が確保できないときは、後志総合振興局長を経由し、知事に対して支援を要請する。

また、必要に応じて後志総合振興局長を経由し、知事に対して農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）への政府所有米穀の緊急の引渡要請を依頼する。ただし、通信機能不全等により手続きがとれない場合は、直接農産局長に要請する。

なお、当該米穀を買い受ける場合には「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）」の規定に基づき、農産局長と販売等業務委託契約を締結している受託事業者から当該米穀の引渡しを受ける。

#### (3) 副食及び調味料の調達

副食、調味料その他主食以外の食料は、原則として村が直接、村内業者及び協定締結業者から調達するものとし、調達が不可能なとき、又は必要量が確保できないときは、後志総合振興局長を経由して知事に対して支援を要請する。

#### (4) 乳児対策

乳児への給食は人工栄養とするが、その確保が困難な場合は、村内の取扱業者から調達する。

### 4. 炊き出し計画

#### (1) 現場責任者

炊き出しを実施する場合、民生対策部長は、当該班員の中から現場の責任者を指定し、指揮監督に当たらせる。

#### (2) 炊き出しの方法、場所

村は、炊き出しを実施する場合、「第2章 第3節 住民組織等の活用」に定める団体及び日本赤十字社北海道支部、ボランティア団体等の協力を得て、給食施設を有する避難所を利用して行うものとし、不足する場合は、村内の炊き出し可能な施設の協力を求める。

#### (3) 業者からの購入

村において直接炊き出しすることが困難な場合で、米飯提供業者に注文することが実情に即すると認められるときは、炊き出しの基準等を明示し、村内の米飯提供業者から購入し供給する。

また、必要がある場合は、後志総合振興局長に対して自衛隊の派遣要請を依頼する。

### 5. 食料の供給

被災者に対する食料の供給は、公平かつ円滑に実施できるよう配慮しつつ、各区会、住民組織等の協力を得て、次のとおり行う。

(1) 炊き出しその他による食料の供給は、原則として避難所において行う。

(2) 自宅等に残留する被災者に対しては、最寄りの避難所において供給する。

#### 6. 費用及び期間

救助法の定めに準じて行う。ただし、期間内において打ち切ることができないときは、期間を延長することができる。

#### 7. 供給状況の記録

村は、炊き出しその他による食料の供給を実施した場合は、「資料8-7 災害救助法関連様式」に準じてその状況を記録する。

資料6-8 水道施設・給水資機材・炊き出し施設・発電機必要台数

資料8-7 災害救助法関連様式

### 第3項 食料輸送計画

食料の輸送に当たって、車両等の輸送施設及び労務者を必要とする場合は「本章 第15節 輸送計画」及び「本章 第33節 労務供給計画」に定めるところにより措置する。

## 第17節 給水計画

村は、災害発生に伴う水道施設の損壊等により、飲料用水や生活用水を得ることができない者に対し、衛生的で清浄な飲料水及び生活用水を供給する。この場合において、避難所に避難している被災者のみならず、避難所以外に避難した被災者あるいは在宅の被災者への供給にも配慮する。

### 第1項 実施責任

#### 1. 赤井川村

給水活動を円滑かつ迅速に実施するための応急給水体制を確立し、地域住民の生活用水及び医療機関等の医療用水を確保するとともに、応急給水を実施する。

#### 2. 北海道

村の水道施設等が被災し広範囲にわたって断水となったときは、自衛隊その他関係機関の応援を得て応急給水についての調整を図るとともに、復旧資機材の調達の調整、給水開始の指導を行う。

### 第2項 給水の実施

村は、災害時における応急給水を次のとおり実施する。

#### 1. 給水対象者

災害のため飲料水及び生活用水を得ることができない者とする。

#### 2. 飲料水及び給水資機材の確保等

##### (1) 個人備蓄の推進

飲料水をはじめとする生活用水を災害発生後3日間分程度、個人において準備しておくよう住民に広報しておくものとする。

##### (2) 生活水の確保

災害時の生活水の水源として、被災地付近の浄水場の貯留水を主体とし、不足する場合は井戸水、自然水（川、ため池等の水）、プール、受水槽、防火水槽等の水をろ過、滅菌して供給する。

##### (3) 給水資機材の確保

災害時に使用できる応急給水資機材の確保に努め、保有状況を常時把握しておくとともに、災害時においては、水道事業指定業者から応急給水用・給水施設用応急復旧資機材を調達する。

また、被災地の給水人口に応じて給水車、散水車及び消防タンク車を所有機関から調達し、給水に当たる。

#### 3. 給水施設の応急復旧

在庫資材・発注資材をもって主要給配水管の配管工事を行い、共同で使用できる大口径の給水栓を適当な間隔に取り付け、被災者に飲料水を供給する。

#### 4. 給水方法

##### (1) 輸送による給水

被災地の近隣地域に適切な補給水源がある場合は、給水車（給水タンク車・散水車・消防タンク車等）により補給水源から取水し、被災地域内へ輸送の上、住民に給水する。この場合、散水車、消防タンク車等の使用に当たっては、事前にタンク内の清掃及び消毒を行う。

##### (2) 浄水装置による給水

輸送その他の方法による給水が困難であり、付近に利用可能な水源がある場合は、浄水装置その他の必要資材を用いてこれを浄化し、飲料水として住民に供給する。

##### (3) 家庭用井戸等による給水

被災地付近の家庭用井戸水について水質検査の結果、飲料水として適当と認めるときは、その付近の住民に飲料水として供給する。

なお、水質検査の結果、飲料に適さない水質のときは、消毒その他の方法により衛生上無害な水質とし、供給する。

#### 5. 応援の要請

村は、自ら飲料水の供給を実施することが困難な場合は、他市町村又は道へ飲料水の供給又はこれに要する要員及び給水資機材の応援を要請する。

なお、道は、その事態に照らして緊急を要し、村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たず村に対する応急給水について必要な措置を講ずる。

#### 6. 費用及び期間

救助法の定めに準じて行う。

#### 7. 給水の記録

村は、給水を実施した場合は、「資料8-7 災害救助法関連様式」に準じてその状況を記録する。

資料6-8 水道施設・給水資機材・炊き出し施設・発電機必要台数

資料8-7 災害救助法関連様式

## 第18節 衣料、生活必需物資供給計画

災害発生時において、村は、関係機関と連携のもと、被災者に供給する衣料、生活必需品その他の物資を調達するとともに、迅速かつ的確に供給する。この場合において、被災地の実情や男女のニーズの違いにも十分配慮するとともに、要配慮者、孤立状態、在宅、応急仮設住宅の避難者及び広域避難者に対しても物資等が円滑に供給されるよう努めるものとする。

### 第1項 実施責任

#### 1. 赤井川村

被災者に対する衣料、生活必需品その他の物資の調達、供給対策を実施する。

なお、村において調達が困難な場合、その確保について後志総合振興局を通じて道に要請する。

#### 2. 北海道

災害時における災害救助用物資について、村等の要請に基づき、あっせん及び調達を行うものとし、村における物資が不足し、災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らして緊急を要し、村等からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たず物資を確保し、輸送する。

また、災害時に迅速に調達できるよう、生活必需品その他の物資を取り扱う業者等と事前に連絡調整を行う。

なお、村に物資を配分するときは、配分計画表を作成し、この計画表に基づいて給与又は貸与するよう指導する。

さらに、社会福祉施設に対し、要配慮者に配慮した物資の備蓄を促進するよう啓発を行う。

#### 3. 指定地方行政機関

法令及び計画の定めるところにより、被災者への物資供給を図る。

なお、北海道経済産業局が救援物資の供給・確保を緊急に行う必要が生じた場合には、地方公共団体等と十分連絡をとりつつ被災地の物資調達状況を、供給・確保後はその到着状況等について確認する。

#### 4. 指定公共機関及び指定地方公共機関

法令及び計画の定めるところにより、被災者への物資供給を実施する。

### 第2項 物資の供給

村は、次のとおり災害により日常生活に必要な衣料、生活必需品等物資を失った者に対し、被害状況及び世帯構成人員に応じて、一時的に急場をしのぐ程度の衣料、生活必需品等物資を給与又は貸与する。

なお、給与等に際しては、要配慮者に優先的に配分するなどの配慮をする。

## 1. 物資の確保

「資料8-3 世帯構成員別被害状況」等により世帯別の被害状況を把握した上で、民生対策部長が被災者の状況に応じて「資料8-4 物資購入（配分）計画表」を樹立し、これに基づき、必要数量を次により調達する。

- (1) 地域内で調達できる生活必需品等物資の調達先及び集積場所等の状況を把握しておくものとし、災害発生時においては、その規模に応じて、村内の各衣料品店及び日用品取扱店を調達先とする。

また、生活必需品等物資を取り扱う小売、卸売業者等と事前に連絡調整を図っておくなど、迅速に調達できる方法をあらかじめ定め、村内業者及び協定締結業者等から調達する。

- (2) 日本赤十字社北海道支部が被災者の救援用物資として備蓄している毛布及び日用品セットについて、必要に応じ提供を要請する。

### ■日本赤十字社北海道支部における災害救援物資の備蓄■

① 毛布	② 緊急セット	③ 拠点用日用品セット	④ 安眠セット
------	---------	-------------	---------

(注) 災害救援物資の緊急輸送を円滑に行うため別に定める「赤十字災害救助物資備蓄（配分）要綱」及び「拠点における赤十字災害救援物資備蓄（配分）要綱」によりあらかじめ地区に備蓄

- (3) その他必要とする生活必需品等物資の調達が困難なとき、又は地域内において調達が不能になったときは、近隣市町村又は道に要請し、調達する。
- (4) 調達までの時間等を考慮して、応急的に対応できるだけの一定数量を村で備蓄保管する。

## 2. 給与又は貸与の方法

- (1) 給与責任者

給与責任者は、民生対策部長とする。

救援物資の給与又は貸与に当たっては、各区会等の協力を得て迅速かつ的確に行う。

- (2) 物資の給与又は貸与

「資料8-5 物資受払簿」等により、調達物資の受払状況を明確にしておくとともに、給与又は貸与に当たっては、物資購入の際作成する物資購入（配分）計画に基づき、住民組織等の協力を得ながら、迅速かつ的確に行う。

## 3. 費用の限度及び期間

救助法の定めに準じて行う。

## 4. 給与又は貸与に係る実施状況の記録

物資の給与又は貸与を実施した場合は、「資料8-6 物資給与及び受領簿」及び「資料8-7 災害救助法関連様式」に準じてその状況を記録する。



- 資料8-3 世帯構成員別被害状況
- 資料8-4 物資購入（配分）計画表
- 資料8-5 物資受払簿
- 資料8-6 物資給与及び受領簿
- 資料8-7 災害救助法関連様式

### 第3項 義援品の取扱い

村に送付された義援品の取扱いについては、民生対策部が担当するものとし、受付の記録、保管、被災者への配分等は、村長の指示するところにより、その状態に応じ適切かつ正確に行うものとする。

なお、救助法による救助物資とその他義援物資とは、明確に区分して処理する。

## 第19節 石油類燃料供給計画

---

村は、災害応急対策活動を円滑に実施するため、災害時の石油類燃料（LPGを含む。）の確保を図るとともに、被災者等に対する炊き出し等に必要な石油類燃料の供給又はあっせんを行う。

### 第1項 実施責任

#### 1. 赤井川村

村が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるとともに、災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設における暖房用燃料の確保に努める。

#### 2. 北海道

道が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるとともに、災害時における石油類燃料について、村長等の要請に基づきあっせん及び調達を行う。

また、村等の要請に応じて迅速に調達できるよう、北海道石油業協同組合連合会と連絡調整を行うとともに、石油の備蓄の確保に関する法律（昭和50年法律第96号）の規定に基づく経済産業大臣からの勧告がなされた場合、石油連盟に対し、道が指定する重要施設への円滑な供給が行われるよう要請を行う。

### 第2項 石油類燃料の確保

村は、次の事項に留意の上、石油類燃料の確保を図るものとし、確保に当たっては、卸売組合、協同組合、主要業者に対して協力を要請し、又はあっせんに求める。

- 1 地域内で調達できる石油類燃料の調達先及び集積場所等の状況を把握しておく。
- 2 地域の卸売組合、協同組合、主要業者と事前に協定を締結しておくなど、石油類燃料を迅速に調達できる方法を定める。
- 3 地域内において調達が不能になったときは、道に協力を求める。
- 4 LPG（液化石油ガス）については迅速に調達できるよう、北海道エルピーガス災害対策協議会と連絡調整を行う。

## 第20節 電力施設災害応急計画

災害時には、地震、風雨等により電柱の倒壊、電線の断線等が多数発生し、住民生活に多大な支障を及ぼす可能性があるため、迅速かつ的確な優先度を考慮した対応が必要である。このため村は、北海道電力(株)及び北海道電力ネットワーク株式会社が別に定める「防災業務計画」に基づいて実施する電力施設の防護、復旧活動等に協力し、早急な電力供給の確保に努めるものとする。

### 1. 電源確保等

村は、庁舎の電源確保に努める。

また、通信機能の確保を図るとともに、各対策部において保有する情報システムのデータ保全に努める。

### 2. 治安の維持等

村は、信号機の停止等に対処するため、必要に応じて余市警察署と協力して交通整理・交通規制を行うとともに、夜間においては、防犯パトロールを実施する。

### 3. 災害広報

村は、北海道電力(株)及び北海道電力ネットワーク株式会社と協力し、電力施設の被害状況、復旧の見通し等について、積極的な広報活動を実施するとともに、感電事故及び漏電等による出火を防止するための注意喚起を行う。

## 第21節 ガス施設災害応急計画

災害時には、プロパンガスの埋没や流出等の被害が予想され、供給停止による住民生活への支障が予想されるほか、ガス漏れ等による火災からの避難等も予想される。このため村は、北海道L Pガス協会による応急対策に協力し、災害から住民を保護する。

### 1. 協力体制の確立

災害によりガス施設等に被害が発生した場合は、二次災害の発生を防止するため、村は、北海道L Pガス協会に対する協力体制を確立する。

### 2. 広報活動

村は、ガス施設等の被害状況等について、積極的な広報活動を実施する。

### 3. 防災上重要施設への供給

村は、避難所等防災上重要施設への供給確保について、北海道L Pガス協会に要請する。

## 第22節 上下水道施設対策計画

上水道・下水道施設等に災害時、村は、当該施設を災害から防ぎよするとともに、災害が発生した場合には速やかに応急復旧を行い、上水道及び下水道の確保を図るものとする。また、必要な広報を実施し、住民の不安解消を図るものとする。

### 第1項 上水道

#### 1. 応急復旧

大規模災害等により長期間断水となることは、生活の維持に重大な支障が生じるものであるため、村は、被災した施設の応急復旧等についての計画をあらかじめ定めておくほか、災害に際しては、次の対策を講じて速やかに応急復旧し、住民に対する水道水の供給に努める。また、村単独では十分に災害応急対策を実施できない場合は、他の水道事業者等の協力を求める。

なお、水道施設の復旧については、医療施設等緊急を要するものを優先的に行うものとする。

- (1) 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。
- (2) 要員及び資材等の確保等復旧体制を確立する。
- (3) 被害状況により他市町村等へ支援を要請する。
- (4) 住民への広報活動を行う。

#### 2. 広報

村は、水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応について周知を図る。

### 第2項 下水道

#### 1. 応急復旧

村は、災害時における下水道施設の被害に対し、汚水の疎通に支障のないよう排水の万全を期するため、被災した施設の応急復旧等についての計画をあらかじめ定めておき、災害に際しては次の対策を講じて速やかに応急復旧を行う。

- (1) 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。
- (2) 要員及び資材等の確保等復旧体制を確立する。
- (3) 被害状況により他市町村等へ支援を要請する。
- (4) 管渠・マンホール内部の土砂の浚渫、可搬式ポンプによる緊急送水、仮管渠の設置等により、排水機能の回復に努める。
- (5) 処理場への流入水量の増大により、二次災害防止のためやむを得ずバイパス放流を行う等緊急的措置をとる場合は、速やかに関係機関等へ連絡する。
- (6) 住民への広報活動を行う

#### 2. 広報

村は、下水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の生活排水に関する不安解消に努める。

資料6-8 水道施設・給水資機材・炊き出し施設・発電機必要台数

## 第23節 応急土木対策計画

村は、災害時における公共土木施設及びその他土木施設（以下「土木施設」という。）の応急復旧対策のため、必要な措置を講ずる。

### 第1項 実施責任

災害時における土木施設の応急復旧等は、当該施設の管理者又はその他法令による当該施設の管理者以外の者により実施する。

区分	対策実施責任者
道路施設	国道：小樽開発建設部小樽道路事務所 道道：小樽建設管理部事業室事業課 村道：建設班土木係
河川施設	2級河川：小樽建設管理部事業室事業課 その他河川：建設班土木係
砂防・治山施設	砂防施設：小樽建設管理部事業室事業課 治山施設：後志森林管理署（国有林） その他：建設班土木係・産業班

### 第2項 応急土木復旧対策

#### 1. 被害種別

- (1) 道路路体の地形地盤の変動及び崩壊
- (2) 盛土及び切土法面の崩壊
- (3) 道路上の崩土堆積
- (4) トンネル、橋りょう及び道路と一体となって効用を全うする附属施設の被害
- (5) 河岸、堤防、護岸、水制、床止め及びその他施設の被害
- (6) 河川、砂防えん堤の埋塞
- (7) 砂防、地すべり及び急傾斜地の崩壊を防止する施設の被害
- (8) ダム、ため池等えん堤の流失及び決壊
- (9) ダム貯水池の流木等の堆積
- (10) 下水道管渠の蛇行、閉塞、亀裂及び処理場施設の被害

#### 2. 応急対策及び応急復旧対策

村は、災害時における被害の発生を予防し、また、被害の拡大を防止するため、所管する施設等の応急措置及び応急復旧対策を次のとおり実施する。

なお、村単独での実施が困難な場合は、関係機関に応援を要請する。

##### (1) 応急措置の準備

ア 所管施設について、あらかじめ防災上必要な調査を実施し、応急措置及び応急復旧を実施するための資機材の備蓄及び調達方法を定めておくものとする。

イ 災害の発生が予想されるときは、逐次所管施設を巡回監視し、周囲の状況及び推移等を判断して、応急対策の万全を期する。

(2) 応急措置の実施

所管施設の防護のため、逐次補強等の防護措置を講ずるとともに、状況により自己の能力で応急措置を実施することが困難と認められる場合、また、当該施設が災害を受けることにより、被害が拡大して、他の施設に重大な影響を与え、又は住民生活の安定に重大な支障を与えることが予想される場合は、応急公用負担等を実施する。

また、必要に応じて道、他市町村、関係機関、自衛隊等の協力を求める。

(3) 応急復旧

災害が終局したときは、速やかに現地の状況に即した方法により上記(2)で定めるところに準じ、応急復旧を実施する。

3. 関係機関等の協力

関係機関等は、法令及びそれぞれの計画の定めるところにより、必要な応急措置を実施するとともに、当該施設の管理者が実施する応急措置等が、的確かつ円滑に実施されるよう相互に協力する。

また、公共土木施設の管理者は、地域の関係団体や企業と協定を結ぶなどの連携を図ることにより、管理者が実施する応急措置等が的確かつ円滑に実施されるよう協力体制の確立を図る。

資料6-8 水道施設・給水資機材・炊き出し施設・発電機必要台数

## 第24節 被災宅地安全対策計画

災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、村は、被災宅地危険度判定士（以下「判定士」という。）を活用して被災宅地危険度判定（以下「危険度判定」という。）を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握して二次災害の軽減、防止に努めるものとする。

### 第1項 事前準備

村及び道は、災害の発生に備え、「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル」（以下「実施マニュアル」という。）に基づき、次の取組を推進する。

- 1 村と道は相互支援体制を充実し、連絡体制を整備する。
- 2 道は、国、近隣県、被災宅地危険度判定連絡協議会（全国協議会）及び北海道被災宅地危険度連絡協議会（以下「道協議会」という。）との相互支援体制を確保するため、連絡調整体制を整備する。
- 3 道は、村及び関係機関の協力を得て、被災宅地危険度判定実施要綱（全国要綱）で定める土木・建築又は宅地開発の技術経験を有する者を対象とした、判定士の養成、登録及び更新等に関する事務を行う。
- 4 村は、道と協力して危険度判定に使用する資機材の備蓄を行う。

### 第2項 応急危険度判定の実施

#### 1. 危険度判定の実施の決定

村長は、災害の発生後に宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定し、危険度判定実施本部を設置するとともに、知事に対して支援を要請する。

#### 2. 危険度判定の支援

知事は、村長から支援要請を受けたときは、危険度判定支援本部を設置し、道協議会等に対し、判定士の派遣等を依頼する。

#### 3. 判定士の業務

判定士は、次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

- (1) 「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごとに調査票へ記入し、判定を行う。
- (2) 宅地の被害程度に応じ「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3区分で判定する。
- (3) 判定結果は、当該宅地の見やすい場所（擁壁、法面等）に判定ステッカーを表示する。

#### ■被災宅地の危険度判定結果の表示区分等■

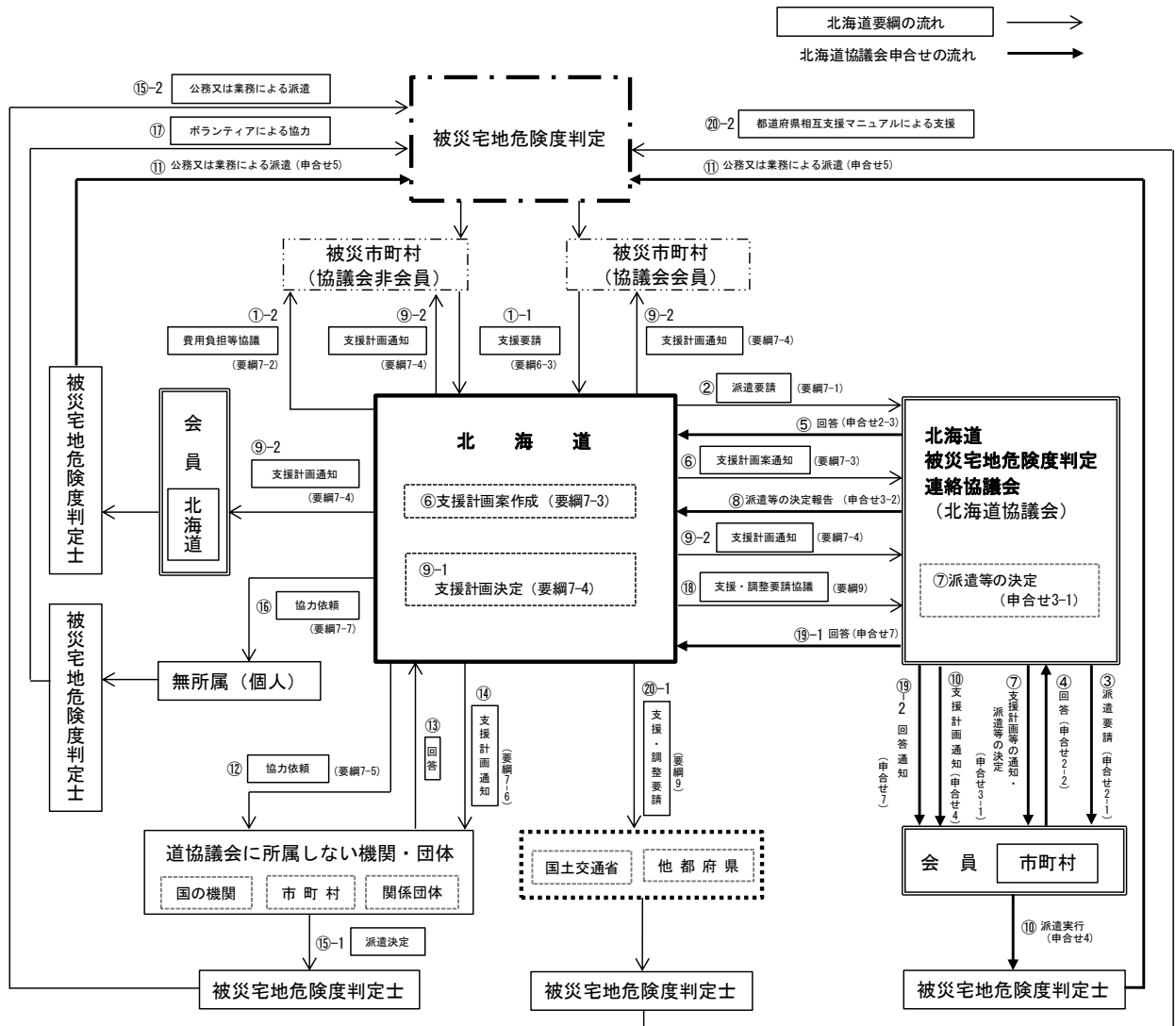
区 分	表 示 方 法
危険宅地	赤のステッカーを表示する。
要注意宅地	黄のステッカーを表示する。
調査済宅地	青のステッカーを表示する。

#### 4. 危険度判定実施本部の業務

危険度判定実施本部は、実施マニュアルに基づき、次の業務を行う。

- (1) 宅地に係る被害情報の収集
- (2) 判定実施計画の作成
- (3) 判定士・判定調整員の受入れ及び組織編成
- (4) 判定の実施及び判定結果の現地表示並びに住民対応
- (5) 判定結果の調整及び集計並びに関係機関への報告

■被災宅地危険度判定実施の流れ図■



資料：北海道地域防災計画



## 第25節 住宅対策計画

村は、道と連携のもと、災害により住宅を失い、又は破損のため居住ができなくなった世帯に対する応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理を実施するとともに、避難所の設置等を行う。

なお、応急仮設住宅の建設に当たっては、速やかに道と協議を行うとともに、二次災害に十分配慮する。

### 第1項 実施責任

#### 1. 赤井川村

災害のため住宅に被害を受け、自己の資力により住宅の応急修理をすることのできない被災者に対し、大工あるいは技術者を動員して応急修理を実施する。また、救助法が適用された場合の避難所の設置及び住宅の応急修理を実施する。

なお、村長が応急仮設住宅を設置しようとする場合は、事前に知事からの委任を受けて実施することができる。

#### 2. 北海道

救助法を適用し、応急仮設住宅の設置（賃貸住宅の居室の借上げを含む。）が必要な場合、その設置は原則として知事が行う。

### 第2項 実施の方法

#### 1. 避難所

村は、災害により住家が被害を受け、居住の場所を失った者を受け入れて保護するため、「本章 第5節 避難対策計画」に定めるところにより、公共施設等を利用し、避難所を開設する。

#### 2. 公営住宅等のあっせん

村は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅、村有住宅、民間賃貸住宅及び空き家等の把握に努め、災害時にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備する。

#### 3. 応急仮設住宅の建設等

##### (1) 入居対象者

応急仮設住宅への入居対象者は、原則として、次の条件に該当する者とする。

ア 住宅が全壊、全焼又は流失した者であること。

イ 居住する住家がない者であること。

ウ 自らの資力では住宅を確保できない者で、次に該当する者であること。

(ア) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の被保護者及び要保護者

(イ) 特定の資産のない失業者、寡婦、母子世帯、高齢者、病弱者、身体障がい者、勤労者、小企業者等

##### (2) 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選考については、村営住宅入居者選考委員会により、被災者の資力、その他の生活条件を十分調査の上、村が決定する。

##### (3) 建設型応急住宅の建設

建設型応急住宅の設置は、原則として知事が行う。

(4) 建設型応急住宅の建設用地

村及び道は、災害時に建設型応急住宅の設置が速やかに行われるよう、建設可能用地や建設可能戸数について、あらかじめ把握する。

(5) 建設戸数（借上げを含む。）

知事は、村長からの要請に基づき設置戸数を決定する。

(6) 規模、構造、存続期間及び費用

ア 応急仮設住宅の標準規模は、一戸(室)につき 29.7 m<sup>2</sup>を基準とする。

構造は、原則として軽量鉄骨組立方式による 2～6 戸の連続建て若しくは共同建てとし、その仕様は「応急仮設住宅仕様基準」のとおりとする。ただし、被害の程度その他必要と認めた場合は、一戸建て又は木造住宅により実施する。

イ 応急仮設住宅の存続期間は、その建築工事（又は借上げに係る契約を締結）を完了した後、3 か月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、2 年以内とすることができる。ただし、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成 8 年法律第 85 号）に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、さらに期間を延長することができる。

ウ 費用は救助法及び関係法令の定めるところによる。

(7) 維持管理

知事が設置した場合、その維持管理は、村長に委任する。

(8) 運営管理

村及び道は、応急仮設住宅の運営管理に当たって、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮する。

#### 4. 平常時の規制の適用除外措置

村は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所又は応急仮設住宅が著しく不足し、被災者に対して住居を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所又は応急仮設住宅に関し、スプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第 17 条の規定の適用の除外措置があることに留意する。

#### 5. 住宅の応急修理

(1) 応急修理を受ける者

ア 住宅が半壊又は半焼し、当面日常生活を営むことができない者であること。

イ 自らの資力で応急修理ができない者であること。

(2) 応急修理実施の方法

応急修理は、応急仮設住宅の建設に準じて行う。

## (3) 修理の範囲と費用

- ア 応急修理は、居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。
- イ 費用は、救助法及び関係法令の定めるところによる。

## 6. 災害公営住宅の整備

- (1) 災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次に掲げる項目の1以上に達した場合に滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するため、国から補助を受けて整備し、入居者の受入れを行う。

ア 地震、暴風雨、洪水その他の異常な天然現象による災害の場合

- (ア) 被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき。
- (イ) 1市町村の区域内の滅失戸数が200戸以上のとき。
- (ウ) 滅失戸数がその市町村の区域内の住宅戸数の1割以上のとき。

イ 火災による場合

- (ア) 被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき。
- (イ) 滅失戸数がその市町村の区域内の住宅戸数の1割以上のとき。

- (2) 整備及び管理者

災害公営住宅は村が整備し、管理する。ただし、知事が道において整備する必要を認めるときは道が整備し、整備後は公営住宅法（昭和16年法律第193号）第46条の規定による事業主体の変更を行って村に譲渡し、管理は村が行う。

- (3) 整備管理等の基準

災害公営住宅の整備及びその管理はおおむね次の基準によるものとする。

ア 入居者資格

- (ア) 当該災害発生の日から3年間は当該災害により住宅を失った者であること。
- (イ) 月当たり所得額214,000円を限度に、当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円を超えないこと。
- (ウ) 現に同居し、又は同居しようとする親族があること。
- (エ) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

イ 構造

再度の被災を防止する構造とする。

ウ 整備年度

原則として当該年度、やむを得ない場合は翌年度

エ 国庫補助

- (ア) 建設、買取りを行う場合は当該公営住宅の建設、買取りに要する費用の2/3。  
ただし、激甚災害の場合は3/4
- (イ) 借上げを行う場合は住宅共用部分工事費の2/5

## 7. 応急仮設住宅設置及び住宅応急修理の記録

村は、応急仮設住宅の建設及び住宅応急修理を実施した場合は、「資料8-7 災害救助法関連様式」に準じてその状況を記録する。

資料8-7 災害救助法関連様式

### 第3項 資材等の調達

村長は、建築資材、暖房用燃料等の調達が困難な場合は、知事にあつせんを依頼する。

### 第4項 住宅の応急復旧活動

村は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進する。

## 第26節 障害物除去計画

村は、災害時における緊急な応急措置の実施に障害となっている工作物や、山崩れやがけ崩れ及び浸水等により、道路、河川、住居又はその周辺に運ばれた土石や竹木等の住民の生命、身体及び財産等に危険を及ぼし、又は日常生活に著しい支障を及ぼしている障害物を除去し、応急対策の万全を図るものとする。

### 第1項 実施責任

道路及び河川に障害を及ぼしているものの除去は、道路法（昭和27年法律第180号）、河川法（昭和39年法律第167号）に定めるそれぞれの管理者が行うものとし、災害の規模及び障害の内容等により、各管理者は相互に協力して実施する。なお、住居又はその周辺については、本村に救助法が適用された場合は、村長が知事の委任により行う。

### 第2項 障害物除去の対象

災害時における障害物の除去は、住民の生活に著しい支障及び危険を与え、又は与えると予想される場合並びにその他公共的立場から必要と認めたときに行うものとするが、その概要は次のとおりである。

- 1 住民の生命、財産等を保護するために速やかにその障害の排除を必要とする場合
- 2 障害物の除去が交通の安全と輸送の確保に必要な場合
- 3 河川における障害物の除去は、それによって河川の流れをよくし、溢水の防止と護岸等の決壊を防止するため必要と認める場合
- 4 その他公共的立場から除去を必要とする場合

### 第3項 障害物の除去

#### 1. 実施方法

- (1) 実施責任者は、自らの応急対策資機材を用い、又は状況に応じ自衛隊及び土木業者の協力を得て、速やかに障害物の除去を行う。
- (2) 障害物除去の方法は、原状回復ではなく応急的な除去に限るものとする。

#### 2. 除去した障害物の集積場所

- (1) 除去した障害物は、それぞれの実施機関において付近の遊休地を利用し、集積する。
- (2) 村は、北海道財務局及び道と相互に連携しつつ、公共用地等の有効活用に配慮する。

#### 3. 費用の限度及び期間

救助法の定めに準じて行う。

#### 4. 実施状況の記録

障害物を除去した場合は、「資料8-7 災害救助法関連様式」に準じてその状況を記録する。

### 第4項 放置車両の除去

放置車両の除去については「本章 第14節 交通応急対策計画」に定めるところによる。

資料8-7 災害救助法関連様式

## 第27節 文教対策計画

村は、災害発生時において、児童生徒等の安全を確保するとともに、通常の教育活動に支障を来した場合の応急対策を講ずる。

また、文化財の保全等に努めるものとする。

### 第1項 実施責任

#### 1. 学校管理者等

##### (1) 防災上必要な体制の整備

災害発生時に迅速かつ適切な対応を図るため、各学校では平素から災害種別に応じた安全確保に努めるとともに、災害に備えた職員等の任務の分担、相互の連携、時間外における職員の参集等についての体制を整備する。

##### (2) 児童生徒の安全確保

###### ア 在校中の安全確保

在校中の児童生徒の安全を確保するため、児童生徒に対して防災上必要な安全教育を行うとともに、災害発生時に迅速かつ適切な行動をとることができるよう防災訓練等の実施に努める。

###### イ 登下校時の安全確保

登下校時の児童生徒の安全を確保するため、情報の収集や伝達の方法、児童生徒の誘導方法、保護者との連携方法、緊急通学路の設定及びその他登下校時の危険を回避するための方法等について計画を立てるとともに、あらかじめ教職員、児童生徒、保護者及び関係機関に周知・徹底を図る。

##### (3) 施設の整備

文教施設、設備等を災害から防護するため、日常点検や定期点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。

#### 2. 赤井川村・北海道

応急教育対策及び文化財保全対策を講ずる。

なお、救助法が適用された場合の児童生徒に対する教科書、文房具等の給与は村長が知事の委任により実施する。

### 第2項 応急対策実施計画

村及び学校管理者は、相互に連携のもと、次のとおり応急対策を実施する。

#### 1. 休校措置

##### (1) 授業開始後の場合

授業開始後において災害が発生し、又は発生が予想される気象条件となった場合、学校長は教育委員会と協議し、必要に応じて休校措置をとるものとする。この場合、下校についての注意事項を十分徹底させるとともに、必要な場合は教職員が地区別に引率するなどの措置を講ずる。

## (2) 登校前の場合

災害が発生し、又は発生が予想される気象条件となり、休校措置を登校前に決定した場合、学校長は直ちにその旨を各学校があらかじめ定める伝達方法に従い児童生徒に周知徹底する。

## 2. 施設の確保と復旧対策

災害により学校施設に被害があった場合は、被害の程度により、速やかに応急処理を行い、施設の確保に努めるものとするが、教室が授業に使用できない場合は、おおむね次の基準により応急授業を行う。

### (1) 校舎の一部が使用不能となった場合

特別教室、屋内体育施設等を利用し、なお不足するときは二部授業等の方法をとるなどして授業の確保に努める。

### (2) 校舎の大部分又は全部が使用不能となった場合

公民館等公共施設又は最寄りの学校の校舎等を利用し、授業の確保に努める。

### (3) 仮校舎等の建築

上記において施設の確保ができない場合は、仮校舎、仮運動場を建築するなどの対策を講ずる。

## 3. 教育の要領

(1) 災害状況に応じた特別教育計画を立て、できるだけ授業の確保に努める。特に授業の実施が不可能な場合にあっても家庭学習の方法等について指導し、学力の低下を防ぐように努める。

(2) 特別教育計画による授業の実施に当たっては、次の点に留意する。

ア 教科書、学用品等の損失状況又は支給状況を考慮し、学習の内容、方法が児童生徒の過度の負担にならないよう配慮する。

イ 公民館が避難所になっている場合など、教育活動の場所として学校以外の施設を利用する場合は、授業の効率化、児童生徒の安全確保に留意する。

ウ 通学路その他の被害状況に応じ、通学の安全について遺漏のないよう指導する（集団登下校の際は、地域住民、関係機関・団体、保護者の協力を得る。）。

エ 学校に避難所が開設された場合には、特に児童生徒の指導・管理に注意するとともに、避難の受入れが授業の支障とならないよう留意する。

オ 教育活動の実施に当たっては、被災による精神的な打撃によって児童生徒に生じやすい心理的な障がいにも十分配慮する。

(3) 災害復旧については、教育活動に支障のない限り可能な協力をする。

## 4. 教職員の確保

教職員の被災状況を把握するとともに、道教育委員会と緊密な連絡をとり、教職員の確保に努め、又管内の教職員の臨時配置計画を作成して、教育に支障を来さないように努める。

## 5. 授業料の減免、修学制度の活用援助

高等学校の生徒が被害を受けた場合は、道教育委員会が必要に応じて次の措置を講ずる。

- (1) 保護者又は本人の申請に基づく授業料等の減免
- (2) 公益財団法人北海道高等学校奨学会で実施する奨学金等の活用周知

## 6. 学校給食対策

- (1) 施設の復旧

給食施設設備が被災したときは、できるかぎり給食の継続が図られるよう応急措置を講ずる。

- (2) 食材の確保

給食用物資が被災したときは、米穀、小麦、脱脂粉乳及び牛乳について、関係機関と連絡の上、直ちに緊急配送を行うものとし、その他の物資については応急調達に努める。

- (3) 衛生管理

給食施設及び物資が被災した場合は、衛生管理には特に注意し、食中毒などの事故防止に万全の措置を講ずる。

## 7. 衛生管理対策

学校が避難所として使用される場合は、次の点に留意して保健管理の徹底に努める。

- (1) 校舎内、特に水飲み場、便所は常に清潔にして消毒に万全を期すること。
- (2) 校舎の一部に被災者を受け入れて授業を継続する場合、受入場所との間をできるだけ隔絶すること。
- (3) 受入施設としての使用が終わったときは、校舎全体の清掃及び消毒を行うとともに便槽のくみ取りを実施すること。
- (4) 必要に応じて児童生徒の健康診断を実施すること。

## 第3項 教材、学用品等の調達及び給与

村は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水等によって学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある児童生徒に対して教科書、文房具及び通学用品を調達し、給与する。

また、救助法が適用された場合は、災害救助法施行規則（昭和22年総理庁・内務省・大蔵省・厚生省・運輸省令第1号）に基づき迅速な措置を講ずる。

### 1. 支給対象者

住家が全焼・全壊・流失・半焼・半壊又は床上浸水等の被害を受けた世帯の児童生徒で教科書・学用品を滅失又はき損した者に対して支給する。

### 2. 支給品目

- (1) 教科書及び教材
- (2) 文房具
- (3) 通学用品



### 3. 調達方法

#### (1) 教科書の調達

村が学校別、学年別に使用する教科書ごとに必要な数量を取りまとめ、北海道教育委員会に報告するとともに、北海道教育委員会の指示に基づいて教科書取扱店等から供給を受けるものとする。

また、必要に応じて村内の他の学校及び他の市町村に対し、使用済みの教科書の供与を依頼する。

#### (2) 教科書以外の学用品の調達

村内の学用品取扱店から調達するが、村内で調達困難な場合は、知事（北海道教育委員会）にあっせんを依頼する。

### 4. 支給方法

教育委員会は、学校長と緊密な連絡を保ち、支給の対象となる児童生徒を調査把握し、各学校長を通じて対象者に支給する。

### 5. 給与状況の記録

学用品の給与を行った場合は「資料8-7 災害救助法関連様式」に準じてその状況を記録する。

資料8-7 災害救助法関連様式

## 第4項 文化財保全対策

文化財保護法（昭和25年法律第214号）、北海道文化財保護条例（昭和30年北海道条例第83号）による文化財（有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、伝統的建造物群）の所有者並びに管理者は、常に当該指定物件の保全、保護に当たり、災害が発生したときは、村に被害状況を連絡するとともに、その復旧に努める。

## 第28節 行方不明者の捜索及び遺体の収容・処理・埋葬計画

村は、災害により行方不明となった者の捜索及び遺体の収容、処理、埋葬等を適切に実施する。

### 第1項 実施責任

#### 1. 赤井川村・日本赤十字社北海道支部

関係機関相互の協力のもと、警察、自衛隊あるいは民間協力団体等の協力を得て、行方不明となった者の捜索及び遺体の収容、処理、埋葬等を実施する。

なお、救助法が適用された場合は、村長が知事の委任により行うものとするが、遺体の処理のうち洗浄等の処置及び検案については、知事の委託を受けた日本赤十字社北海道支部が行う。

#### 2. 余市警察署

行方不明者の捜索、死体見分等を実施する。

### 第2項 実施の方法

#### 1. 捜索・処理の実施組織

捜索・処理は、総務対策部、民生対策部等が中心となって対応に当たるものとするが、このほか消防・警察機関をはじめあらゆる機関・団体等の協力を得て、災害の状況に応じ捜索班、収容班、埋葬班を編成して行うものとする。

#### 2. 行方不明者の捜索

##### (1) 捜索の対象

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の状況により既に死亡していると推定される者

##### (2) 捜索の実施

村は、警察官と協力し、消防機関及び地域住民の応援を得て捜索班を編成し、必要な舟艇その他機械器具を活用して実施する。

##### (3) 捜索の要請

村は、単独での捜索の実施が困難であり、近隣市町村の応援を要する場合、又は村において被災し、行方不明者が流失により他の市町村に漂着していると考えられる場合は、関係市町村に対し、次の事項を明示して捜索を要請する。

ア 行方不明者が漂着又は埋没していると思われる場所

イ 行方不明者数及び氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、着衣等

ウ 応援を要請する人員、又は船艇、機械器具等

##### (4) 遺体を発見した場合の処理

村は、作業中又は捜索において遺体を発見したときは、直ちに警察官に届け出て、警察官の見分及び医師の検案を受けるものとする。

また、所要の措置を経た後に引き渡された場合は、遺体の処理を実施する。

### 3. 遺体の処理

#### (1) 対象者

災害の際に死亡した者で災害による社会混乱のため、その遺族等が遺体の処理を行うことができない者

#### (2) 処理の範囲

- ア 遺体の収容及び一時保存（村）
- イ 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理（日本赤十字社北海道支部）
- ウ 検案（日本赤十字社北海道支部）
- エ 死体見分（警察官）

#### (3) 安置場所の確保

遺体の安置場所は、村内の寺院、公共建物、公園等収容に適切な場所を選定するが、適切な既存建物がない場合は、天幕等を設置して安置場所とする。

また、村は、遺体安置場所の確保について、発災時はもとより、日頃から余市警察署との連携を図り、事前の確保に努める。

#### (4) 収容及び処理

##### ア 遺体の収容（一時保存）

(ア) 遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に埋葬ができない場合、村は、必要に応じて村内の医師、地域住民等の協力を求め、遺体を安置場所に安置し、埋葬の処理をするまで保存する。

(イ) 遺体の身元が判明している場合は、死亡した者の遺族等又は当該市町村長に連絡の上、引き渡す。ただし、被災地域が災害による混乱のため遺族等が直ちに引き取ることができない場合は、関係機関と連携のもと、村において処理する。

(ウ) 身元が判明しない場合、遺族等による身元確認が困難な場合、又は引取人がいない場合は、死体の洗浄、縫合、消毒及び一時的な保管をすると同時に、死体の特徴の記録及び所持品を保管する。

##### イ 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理

遺体識別のため、洗浄、縫合、消毒をし、遺体の撮影により身元確認の措置をとる。

##### ウ 検案、見分

死因その他の医学的検査を行う。

### 4. 遺体の埋葬

#### (1) 対象者

災害時の混乱の際に死亡した者及び災害のため埋葬を行うことが困難な場合又は遺族のいない遺体

#### (2) 埋葬の方法

ア 村は、遺体を土葬又は火葬に付し、又は棺、骨つぼ等を遺族に支給するなど、現物給付をもって行う。

イ 身元不明の遺体等については警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たるが、一定期間経過しても身元が判明しない場合は、行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）の規定により処理し、埋葬に当たっては土葬又は火葬とする。

#### (3) 広域火葬の調整等

村は、大規模災害等により、平常時に使用している火葬場の能力だけでは当該遺体の火葬を行うことが不可能になった場合、又は火葬場が被災して稼働できなくなった場合は、道に対し、広域火葬の調整を要請する。

(4) 平常時の規制の適用除外措置

村及び墓地・納骨堂・火葬場の管理者は、著しく異常かつ激甚な非常災害であって、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、埋葬及び火葬に関する各種証明・許可証が同一の市町村で発行されない場合等に対応し、厚生労働大臣が、その定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第5条及び第14条に規定する手続きの特例を定めることができることに留意する。

**5. 実施状況の記録**

村は、行方不明者の搜索、遺体処理及び埋葬した場合は、「資料8-7 災害救助法関連様式」に準じてその状況を記録する。

資料6-10 火葬施設

資料8-7 災害救助法関連様式

## 第29節 家庭動物等対策計画

村は、動物愛護及び被災者支援の観点から、飼い主不明や負傷した家庭動物の保護や、同行避難時の適切な飼育指導等の家庭動物の救護を行う。

### 第1項 実施責任

#### 1. 赤井川村

被災地における逸走犬等の管理を行う。

なお、村単独で措置を講ずることが困難な場合は、近隣市町村及び道に応援を求め、実施する。

#### 2. 北海道

- (1) 後志総合振興局長は、村が行う被災地における家庭動物等の取扱いに関し、現地の状況に応じて助言を行う。
- (2) 道は、村長から逸走犬等の保護・収容に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材のあっせん等所要の措置を講ずる。

### 第2項 家庭動物等の取扱い

- 1 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年北海道条例第3号。以下、本節において「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し、適正に取り扱う。
- 2 村は、災害発生時において、道及び関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図る。

### 第3項 同行避難

家庭動物との同行避難について、あらかじめ村は避難所における家庭動物の種に応じた同行避難の可否について調整しておくとともに、災害時には家庭動物同行避難所の開設状況を広報する。

また、災害時には、条例第6条第1項第4号の規定により、動物の飼い主は自らの責任により、同行避難（飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること）を行う。

## 第30節 応急飼料計画

---

村は、災害に際し、家畜飼料を確保するため、必要な措置を講ずる。

### 第1項 実施責任

#### 1. 赤井川村

被災農家の家畜飼料等の確保に努める。

なお、村単独で措置を講ずることが困難な場合は、近隣市町村及び道に応援を求め、実施する。

#### 2. 北海道

必要に応じて農林水産省畜産局に応急飼料のあっせんを要請する。

### 第2項 実施の方法

村長は、被災農家の家畜飼料等の確保ができないときは、応急飼料、転飼場所及び再播用飼料作物種子のあっせん区分により、次の事項を明らかにした文書をもって後志総合振興局長を通じ、道農政部長に応急飼料のあっせんを要請できる。

道は、必要に応じて農林水産省畜産局に応急飼料のあっせんを要請する。

#### 1. 飼料（再播用飼料作物種子を含む。）

- (1) 家畜の種類及び頭羽数
- (2) 飼料の種類及び数量（再播用種子については、種類、品質、数量）
- (3) 購入予算額
- (4) 農家戸数等の参考となる事項

#### 2. 転飼

- (1) 家畜の種類及び頭数
- (2) 転飼希望期間
- (3) 管理方法（預託、附添等）
- (4) 転飼予算額
- (5) 農家戸数等の参考となる事項

## 第31節 廃棄物等処理計画

村は、災害時における被災地のごみ収集、し尿のくみ取り、災害に伴い生じた廃棄物の処理処分及び死亡獣畜の処理等（以下「廃棄物等の処理」という。）の業務について、迅速かつ確に必要な措置を講じ、生活環境の保全、公衆衛生の確保、さらに、被災地での応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図るものとする。

なお、住居又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等の除去については「本章 第26節 障害物除去計画」に定めるところによる。

### 第1項 実施責任

#### 1. 赤井川村

(1) 被災地における廃棄物等の処理を行う。

なお、損壊家屋等の災害廃棄物や避難所から排出される生活ごみ及びし尿の処理及び廃棄物処理施設の被災等により、村のみで処理することが困難な場合は、近隣市町村及び道に応援を求め、実施する。

(2) 被災地における死亡獣畜の処理は所有者が行うものとするが、所有者が不明であるとき又は所有者が処理することが困難なときに実施する。

#### 2. 北海道

(1) 後志総合振興局は、村が行う被災地における廃棄物等の処理に関し、現地の状況に応じた指導・助言を行う。

(2) 道は、村から廃棄物等の処理に関する応援要請があった場合、速やかに必要な人員の派遣、資機材のあっせん等所要の措置を講ずる。

### 第2項 廃棄物等の処理方法

#### 1. 廃棄物等の処理体制の確立

村は、廃棄物等の収集、処理及び死亡獣畜の処理等の作業を効果的に実施するため、民生対策部が中心となって廃棄物処理班等を編成する。

#### 2. ごみ及びし尿の収集、運搬及び処分

村は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条の2第2項及び第3項、第12条第1項並びに第12条の2第1項に規定する基準に従い所要の措置を講ずる。

なお、基本法に基づき、環境大臣が村域において「廃棄物処理特例地域」を指定した場合には、基本法第86条の5の規定に従い必要な措置を講ずる。

また、損壊家屋の解体を実施する場合には、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条に基づき適切な分別解体を行うものとし、適切な処理が確保されるよう、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行う。

(1) ごみの収集方法

ごみの収集は、現有車両による処理が困難な場合は、民間所有者又は業者から車両を借り入れて実施する。

(2) し尿の収集方法

し尿の収集は、委託業者のほか必要に応じて車両を借上げ、業者作業員の協力を得て実施する。

3. ごみ及びし尿の処理

(1) ごみ処理

ア 食物の残廃物を優先収集する。

イ ごみは、廃棄物の内容により区分し、北しりべし廃棄物処理広域連合の焼却処理施設を使用するが、災害の状況により村処分場での埋立て、露天焼却等、環境衛生上支障のない方法で処理する。

(2) し尿処理

し尿処理施設を使用することを原則とし、処理能力が及ばない場合等は、状況に応じた措置を講ずる。

4. 死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理は、死亡獣畜取扱場（以下、本節において「取扱場」という。）において行う。ただし、取扱場のない場合又は運搬することが困難な場合は、後志総合振興局保健環境部長の指導を受け、次により処理することができる。

- (1) 環境衛生上他に影響を及ぼさないよう配慮して埋却及び焼却の方法で処理する。
- (2) 移動できないものについては、余市地域保健支所長の指導を受け臨機の措置を講ずる。
- (3) 上記(1)及び(2)において埋却する場合にあっては1 m以上覆土する。

資料6-9 廃棄物処理施設等

第3項 仮設トイレの設置

村は、災害の状況に応じ、避難所又は野外に仮設トイレを設置する。

仮設トイレは、必要箇所に最少限度の数を設置するものとし、この場合、恒久対策の障害にならないよう配慮する。



## 第32節 災害ボランティアとの連携計画

大規模な災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、防災関係機関だけでは十分に対応することができないことが予想されるため、村は、防災ボランティア活動指針に基づき、関係機関と連携を図りつつ、ボランティアニーズを把握するとともに、日本赤十字社北海道支部又は各種ボランティア団体・NPOからの協力の申入れ等により、災害応急対策の実施について労務の協力を受け、効率的な災害応急活動の実施に努める。

### 第1項 ボランティア団体・NPOの活動

ボランティア団体・NPOに依頼する活動の内容は、主として次のとおりとする。

- 1 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- 2 炊き出し、その他の災害救助活動
- 3 高齢者、障がい者等の介護、看護補助
- 4 清掃及び防疫
- 5 災害応急対策物資、資機材等の輸送及び仕分け・配分
- 6 被災建築物の応急危険度判定
- 7 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- 8 災害応急対策事務の補助
- 9 救急救助活動
- 10 医療・救護活動
- 11 外国語通訳
- 12 非常通信
- 13 被災者の心のケア活動
- 14 被災した母子及び父子のケア活動
- 15 被災動物の保護・救助活動
- 16 ボランティア・コーディネート

### 第2項 ボランティアの受入れ

村は、道、日本赤十字社北海道支部、赤井川村社会福祉協議会、その他関係団体等と相互に協力し、ボランティア活動に関する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受入れ及びその調整のほか、ボランティア活動をコーディネートする人材の配置等、被災地の早期復旧に向け、ボランティアの受入体制の確保に努める。

また、ボランティアの受入れに当たっては、高齢者や障がい者等への支援や、外国人とのコミュニケーション等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなど、その活動が円滑に行われるよう必要な支援に努める。

### 第3項 ボランティア活動の環境整備

#### 1. ボランティア活動の事前整備

村は、道、日本赤十字社北海道支部、赤井川村社会福祉協議会、その他関係団体等とボランティア活動の必要性や役割等についての共通理解のもと、平常時から相互に連携し、ネットワークを構築するとともに、ボランティア活動に関する住民への受援・支援等の普及啓発を行う。

また、災害ボランティアセンターの設置・運営に関する規定等の整備やコーディネーター等の確保・育成に努める。

#### 2. ボランティア活動拠点の提供

村は、災害時において、ボランティア活動が迅速かつ円滑に行われるよう、赤井川村社会福祉協議会等と連携し、災害ボランティアセンターの早期設置を進めるとともに、ボランティア活動の調整を行う体制や活動拠点の確保等に努める。

#### 3. ボランティア団体への情報提供

村は、災害時のボランティア活動を支援するため、赤井川村社会福祉協議会を通じて災害の状況の他、ボランティアの活動に必要な情報を提供する。

## 第33節 労務供給計画

村は、災害時における災害応急対策を実施する際に人材が不足するときは、一般労働者を雇用し、災害応急対策の円滑な実施に必要な人員を確保し、災害対策の円滑な実施を図るものとする。

### 第1項 実施責任

#### 1. 赤井川村

災害時において、災害応急対策等を円滑かつ迅速に実施するため、災害の状況により必要と認められた場合は、住民組織等に対し、災害対策活動の応援協力を要請する。

また、災害応急対策の実施に労務者を必要とするときは、必要な作業従事者の雇上げを行うほか、必要に応じて小樽公共職業安定所長に対し、求人申し込みを行う。

#### 2. 公共職業安定所

労務者の求人申込みを2つの機関以上から受けた場合は、緊急度等を勘案してその必要度の高いものより紹介する。

### 第2項 雇用の対象

- 1 土木、清掃作業等災害応急対策のための雇用
- 2 行方不明者の捜索及び処理並びに埋葬のための雇用
- 3 救出機械器具操作のための雇用
- 4 避難及び医療輸送のための雇用
- 5 飲料水の運搬給水のための雇用

### 第3項 労務者の雇上げ等

#### 1. 労務者確保の方法

各対策部において一般労働者の供給を必要とするときは、次の事項を示し、総務対策部長に要請する。

要請を受けた総務対策部長は、速やかに労務供給計画を樹立し、本部長へ報告する。

- (1) 動員を必要とする理由
- (2) 作業の内容
- (3) 作業場所
- (4) 就労予定期間
- (5) 所要人員
- (6) 集合場所
- (7) その他参考事項

## 2. 労務者の雇上げ

村は、活動要員等の人員が不足し、又は特殊作業のため労働力が必要なときは、労務供給計画に基づき、労務者を雇上げ、災害対策の円滑な実施を図る。

### (1) 公共職業安定所への要請

村長は、災害応急対策の実施に労務者を必要とするときは、小樽公共職業安定所長に対し、文書又は口頭により求人申込みをする。

- ア 職業別、所要労働者数
- イ 作業場所及び作業内容
- ウ 期間及び賃金等の労働条件
- エ 宿泊施設等の状況
- オ その他必要な事項

### (2) 賃金及びその他の費用負担

- ア 労務者に対する費用は、その求人を行った者（村）が負担する。
- イ 労務者に対する賃金は、その地域における同種の業務及び同程度の技能に係る賃金水準を上回るよう努める。

## 第34節 災害救助法の適用と実施

災害が一定規模以上で、かつ応急的な救助を必要とする場合、村は、速やかに救助法の適用を申請するとともに、救助法による救助の実施により、被災者の保護と社会秩序の保全を図るものとする。

### 第1項 救助法の適用基準

#### 1. 災害が発生した場合

救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項第1号～第4号の規定による本村における適用基準は次のとおりである。

救助法の適用基準

被害区分 村の人口	村単独の場合の 住家滅失世帯数	相当広範囲な場合 (全道2,500世帯以上) の住家滅失世帯数	被害が全道にわたり、12,000世帯以上の 住家が滅失した場合
5,000人未満	30	15	村の被害状況が特に救助を必要とする状態にあると認められたとき。
摘要	<p>1 住家被害の判定基準</p> <p>○滅失：全壊、全焼、流失 住家が全部倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難で具体的には、損壊、焼失又は流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達したもの、又は住家の主要な要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、50%以上に達した程度のも</p> <p>○半壊、半焼：2世帯で滅失1世帯に換算 住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、20%以上50%未満のもの</p> <p>○床上浸水：3世帯で滅失1世帯に換算 床上浸水、土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったもの</p> <p>2 世帯の判定</p> <p>(1) 生計を一にしている実際の生活単位をいう。</p> <p>(2) 会社又は学生の寮等は、各々が独立した生計を営んでいると認められる場合、個々の生活実態に即し、判断する。</p>		

#### 2. 災害が発生するおそれがある場合

災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、所管区域を告示した場合で、当該所管区域内の市町村において現に救助を必要とする者に対して行う。

## 第2項 救助法の適用手続き

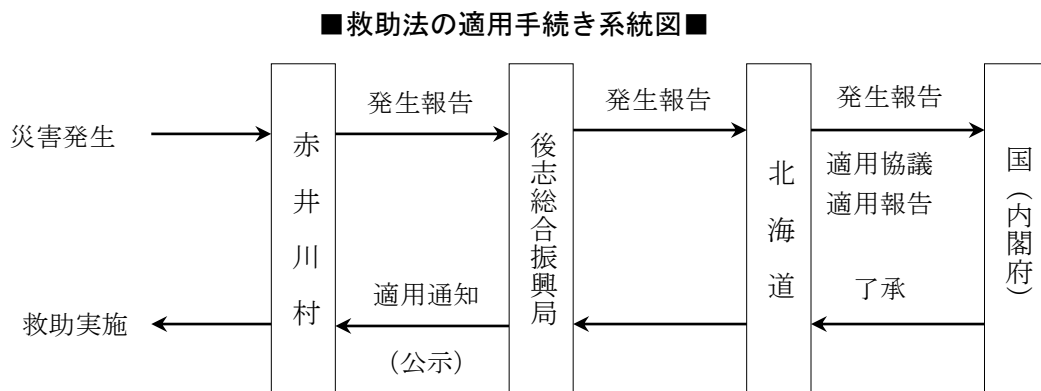
### 1. 救助法の適用要請

村長は、村における災害が救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当するおそれがある場合には、直ちに次の事項を後志総合振興局長に報告するとともに、被災者が現に救助を要する状態である場合は、併せて救助法の適用を要請する。

- (1) 災害発生の日時及び場所
- (2) 災害の原因及び被害の状況
- (3) 救助法の適用を要請する理由
- (4) 救助法の適用を必要とする期間
- (5) 既にとった救助措置及び今後の救助措置の見込み
- (6) その他必要な事項

### 2. 適用要請の特例

災害の事態が急迫し、知事による救助の実施を待ついとまがない場合、村長は、救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちに後志総合振興局長に報告し、その後の処置について指示を受ける。



## 第3項 救助の実施

### 1. 実施機関

救助法による救助の実施は、知事（後志総合振興局長）が行う。ただし、村長は、知事から救助の実施について、個別の災害ごとに救助に関する事務の一部を委任された場合は、自らの判断責任において実施する。

### 2. 救助の種類等

救助法による救助は、同法に基づき、下表「救助法による救助の種類等」のうち、当該災害により現に救助を必要とする者に対し、必要と認める救助を実施する。

なお、知事は、村長が実施した方がより迅速に災害に対処できると判断される救助の実施については、村長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委任する。

救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準等は、道が定める救助法施行細則（昭和31年規則第142号）によるが、やむを得ない特別の事情があるときは、応急救助に必要な範囲内において特別基準の設定について内閣総理大臣と協議する。

### 3. 実施状況の記録

村は、救助法に基づく救助を実施した場合は、「資料8-7 災害救助法関連様式」に準じてその状況を記録する。ただし、災害直後の混乱時のため、これらの帳簿書式等の整備ができない場合には、これらに代わる何らかの書類等を整備・保存しておくものとする。

### 4. 救助に必要とする措置

知事は、救助を行うために必要とする場合における関係者に対する従事命令、協力、物資の収用、立入検査等を、その緊急の限度においてそれぞれ救助法及び同施行令、規則並びに細則の定めにより公用令書その他所定の定めにより実施するものとし、同法第5条、第6条により行う指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長が公用令書等によって行う職務について相互に協力をしなければならない。

#### (1) 災害が発生した場合

#### ■救助法による救助の種類等■

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	7日以内	村・日赤道支部
応急仮設住宅の供与	20日以内に着工 建設工事完了後3か月以内 ※特定行政庁の許可を受けて2年以内に延長可能	対象者、対象箇所の選定～村 設置～道 (ただし、委任したときは村)
炊き出しその他による食品の給与	7日以内	村
飲料水の供給	7日以内	村
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10日以内	村
医療	14日以内	医療班～道・日赤道支部 (ただし、委任したときは村)
助産	分べんの日から7日以内	医療班～道・日赤道支部 (ただし、委任したときは村)
災害にあった者の救出	3日以内	村
住宅の応急修理	3か月以内 (国の災害対策本部が設置された場合は、6か月以内)	村
学用品の給与	教科書等 1か月以内 文房具等 15日以内	村 村
埋葬	10日以内	村
遺体の搜索	10日以内	村
遺体の処理	10日以内	村・日赤道支部
障害物の除去	10日以内	村
生業資金の貸与		現在運用されていない。

(注) 期間については、全て災害発生の日から起算することとし、内閣総理大臣の承認を得て実施期間を延長することができる。

(2) 災害が発生するおそれがある場合

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	救助を開始した日から、災害が発生しないと判明し、現に救助の必要がなくなった日まで	村

資料8-7 災害救助法関連様式

第4項 基本法と救助法の関連

基本法の定めるところによる災害について、救助法が適用された場合における救助事務の取扱いについては、救助法の適用時期等によりその責任を明らかにしなければならない。



## 第5章 地震災害対策計画

地震災害は、他の災害と異なり、事前予知が困難であり、大規模な地震の発生時には広範囲に甚大な被害が及ぶことが想定される。

このため村は、地震災害による被害の拡大を防止するため、防災関係機関と相互に協力して地震防災対策を推進する。

また、住民及び民間事業者は、平常時から災害に対する備えを心掛けるよう努めるものとする。

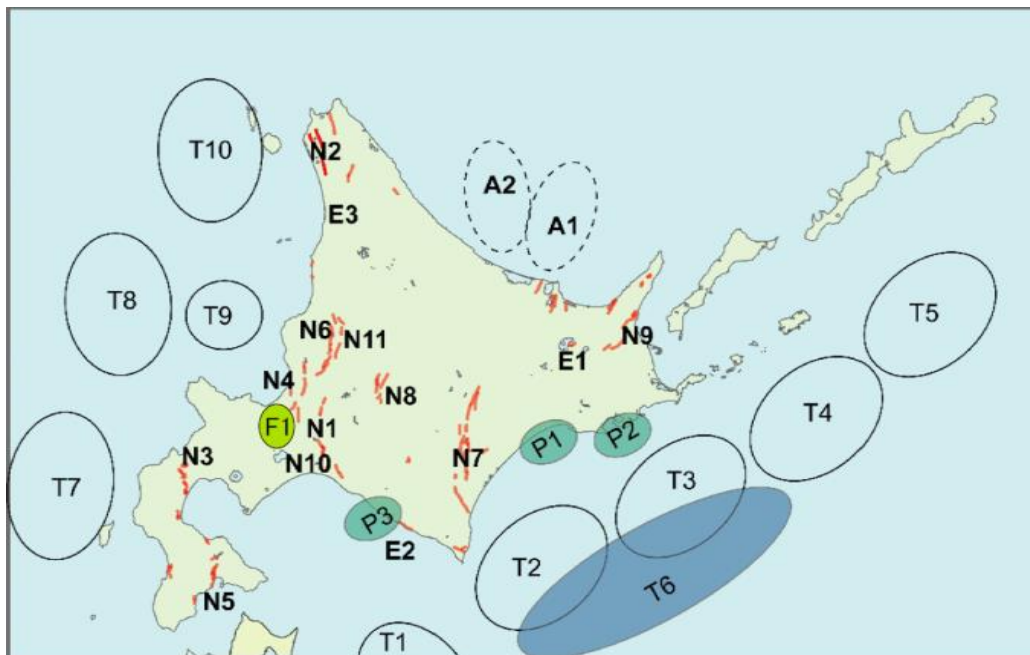
### 第1節 赤井川村における地震の想定

北海道地方の地震は、千島海溝や日本海溝から陸側へ潜り込むプレート境界付近やアムールプレートの衝突に伴って日本海東縁部付近で発生する海溝型地震と、その結果圧縮された陸域で発生する内陸型地震に大きく2つに分けることができる。

海溝型地震はプレート境界そのもので発生するプレート間の大地震と平成5年釧路沖地震のようなプレート内部のやや深い地震からなる。内陸型地震として想定しているものは、主に内陸に分布する活断層や地下に伏在していると推定される断層による地震、過去に発生した内陸地震などである。

北海道地域防災計画では、既往の研究成果、特に海溝型地震と内陸活断層に関する最新の研究成果等から、北海道地方に被害を及ぼすと考えられる地震を次のとおり設定している。

#### ■北海道地方において想定される地震■



	地震	断層モデル*	例 (発生年)	位置	マグニ チュード	長さ (km)	
海溝型地震	(千島海溝/日本海溝)						
	T1	三陸沖北部	地震本部/中防	1968年	既知	8.0	—
	T2	十勝沖	地震本部/中防	2003年	既知	8.1	—
	T3	根室沖	地震本部/中防	1894年	既知	7.9	—
	T4	色丹島沖	地震本部/中防	1969年	既知	7.8	—
	T5	択捉島沖	地震本部/中防	1963年	既知	8.1	—
	T6	500年間隔地震	地震本部/中防	未知	推定	8.6	—
	(日本海東縁部)						
	T7	北海道南西沖	—	1993年	既知	7.8	—
	T8	積丹半島沖	—	1940年	既知	7.8	—
	T9	留萌沖	—	1947年	既知	7.5	—
	T10	北海道北西沖	地震本部/中防	未知	推定	7.8	—
	(プレート内)						
	P1	釧路直下	—	1993年	既知	7.5	—
	P2	厚岸直下	—	1993年型	推定	7.2	—
P3	日高西部	—	1993年型	推定	7.2	—	
内陸型地震	(活断層帯)						
	N1	石狩低地東縁主部	地震本部		既知	7.9	68
		主部北側				7.5	42
		主部南側				7.2	26
	N2	サロベツ	地震本部		既知	7.6	44
	N3	黒松内低地	地震本部		既知	7.3	34
	N4	当別	地震本部		既知	7.0	22
	N5	函館平野西縁	地震本部		既知	7.0-7.5	25
	N6	増毛山地東縁	地震本部		既知	7.8	64
	N7	十勝平野	地震本部		既知		
		主部				8.0	88
		光地園				7.2	28
	N8	富良野	地震本部		既知		
		西部				7.2	28
		東部				7.2	28
	N9	標津	地震本部		既知	7.7以上	56
	N10	石狩低地東縁南部	地震本部		既知	7.7以上	54以上
N11	沼田一砂川付近	地震本部		既知	7.5	40	
(伏在断層)							
F1	札幌市直下	札幌市	未知	推定	6.7-7.5	—	
(既往の内陸地震)							
E1	弟子屈地域	—	1938年	推定	6.5	—	
E2	浦賀周辺	—	1982年	推定	7.1	—	
E3	道北地域	—	1874年	推定	6.5	—	
(オホーツク海)							
A1	網走沖	—	未知	推定	7.8	60	
A2	紋別沖(紋別構造線)	—	未知	推定	7.9	70	

※ 断層モデルを発表している機関 地震本部：地震調査研究推進本部、中防：中央防災会議

(注) 上記のほか、青森県西方沖、チリ沖などにおいて発生する地震、津波、また、火山活動に伴う地震、津波に対しても注意を要する。

資料：北海道地域防災計画

これらの想定地震の中で本村に大きな被害を及ぼす可能性が高い地震の概要は、次のとおりである。

なお、「平成26年度地震被害想定調査結果（檜山・後志・石狩・留萌）」（北海道 平成28年3月公表）によると、後志で最大震度が震度7となる地震は、北海道留萌沖の地震（2モデル）、黒松内低地断層帯の地震となっている。

## 1. 海溝型地震（日本海東縁部）

日本海の東縁部にもプレート境界があると考えられており、その境界には東西方向の圧縮力のために「歪み集中帯」と呼ばれる活断層・活褶曲帯が形成されている。ここでは、北海道南西沖、積丹半島沖及び留萌沖の領域で歴史地震があり、逆断層型の地震が起きている。これらの領域とサハリン西方沖の間の北海道北西沖は歴史的に大地震が知られていない領域である。

なお、これらは太平洋側の海溝型地震に比べ発生間隔は長いと考えられている。

### ○ 北海道南西沖（T7）

北海道南西沖では、1993年にM7.8の地震が発生している。地震に由来する海底堆積物の解析などから、地震は500年～1400年程度の間隔で発生すると想定されている。

### ○ 積丹半島沖（T8）

積丹半島沖では、1940年にM7.5の地震が起きている。地震に由来する海底堆積物の解析などから、1400年～3900年程度の間隔で発生すると想定されている。北海道南西沖及び積丹半島沖の地震は直近の発生からの経過時間が短いため、切迫性は小さいとみられている。

### ○ 留萌沖（T9）

留萌沖では、1947年にM6.7の地震が起きている。また、1792年後志の津波（M7.1）もこの地域で発生した可能性が大きいと考えられ、M7クラスの地震が発生する領域とみられている。

### ○ 北海道北西沖（T10）

北海道北西沖は、歴史地震などの記録はない。具体的な地域の特定が難しいが、利尻トラフの地震性堆積物（タービダイト）の解析から3900年程度の間隔で発生すると想定されている。直近の発生は2100年程度前とされ、M7.8程度の地震が発生すると考えられている。

## 2. 内陸型地震

### (1) 活断層帯

内陸型地震（活断層帯）については、M7以上のいずれも浅い（20km以浅）逆断層型の地震が想定される。

### ○ 石狩低地東縁断層帯主部（N1）

石狩低地東縁断層帯主部は、美唄市から岩見沢市、千歳市などを経て安平町にいたる東に傾く逆断層で、全体としてM7.9程度の地震が想定され、30年以内の地震発生確率はほぼ0%とされている。北部に比べ南部のほうで平均変位速度が大きく、別に活動している可能性も指摘されている。

- 黒松内低地断層帯 (N3)
 

黒松内低地断層帯は、寿都町から黒松内町、赤井川村にいたる西に傾く逆断層で、全体としてM7.3程度以上の地震が想定されている。30年以内の地震発生確率は最大5%で、この値は我が国の主な活断層の中では高いグループに属する。
- 当別断層 (N4)
 

当別断層は、当別町東部から当別川上流にかけて分布する。西に傾く逆断層と推定され、全体としてM7.0程度の地震が想定されている。30年以内の地震発生確率は最大2%で、この値は我が国の主な活断層の中ではやや高いグループに属する。
- 函館平野西縁断層帯 (N5)
 

函館平野西縁断層帯は、七飯町西部から北斗市・函館湾にかけて分布する。西に傾く逆断層と推定され、M7.0～7.5程度の地震が想定されている。30年以内の地震発生確率は最大1%で、この値は我が国の主な活断層の中ではやや高いグループに属する。
- 増毛山地東縁断層帯 (N6)
 

増毛山地東縁断層帯は、沼田町から北竜町・雨竜町・新十津川町・浦臼町を経て月形町にかけて分布する。西に傾く逆断層と推定され、M7.8程度の地震が想定されている。30年以内の地震発生確率は最大0.6%で、この値は我が国の主な活断層の中ではやや高いグループに属する。
- 富良野断層帯 (N8)
 

富良野断層帯は、富良野盆地の東部及び西部山麓に分布する活断層からなる。それぞれ東及び西傾斜の逆断層であり、M7.2程度の地震の発生が想定されている。30年以内の地震発生確率は最大0.03%である。
- 石狩低地東縁断層帯南部 (N10)
 

石狩低地東縁断層帯南部は、千歳市から厚真町を経て日高町の沖合にかけて伏在する東傾斜逆断層で、M7.7程度以上の地震が想定されている。最新活動期は不明である。
- 沼田-砂川付近の断層帯 (N11)
 

沼田-砂川付近の断層帯は、沼田町から滝川市・砂川市にかけて分布すると推定されているものである。存在するとすれば、東側隆起の逆断層でM7.5程度の地震を起こすと考えられている。最新活動期は不明である。
- (2) 札幌市直下の伏在断層 (F1)
 

札幌市直下については、分布する背斜構造に関連して3つの伏在活断層が想定されている(札幌市地震被害想定委員会)。いずれも東傾斜の逆断層であり、それぞれ野幌丘陵断層帯M7.5、月寒断層M7.3、西札幌断層M6.7の地震が想定されている。

## 第2節 地震災害予防対策

村は、地震による災害の発生及び被害拡大の防止を図ることを目的に、他の防災関係機関と相互に協力して災害予防対策を積極的に推進する。

また、住民及び民間事業者は、平常時から災害に対する備えを心掛けるよう努めるものとする。

なお、本節に定めのない事項については、「第3章 災害予防計画」に定めるところによる。

### 第1項 住民の心構え

住民は、北海道地方で過去に発生した地震災害や、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災、平成23年3月の東日本大震災の経験を踏まえ、「自らの身の安全は自らが守る」のが基本であるとの自覚を持ち、平常時から災害に対する備えを心掛けるとともに、災害時には、自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

また、地震発生時には、家庭又は職場等において、個人又は共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、地震災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとし、その実践を促進する住民運動を展開することが必要である。

#### 1. 家庭における措置

##### (1) 平常時の心得

- ア 地域の避難場所、避難経路及び家族の集合場所や連絡方法を確認する。
- イ がけ崩れに注意する。
- ウ 建物の補強、家具の固定をする。
- エ 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意する。
- オ 消火器等の用意をする。
- カ 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレ用トイレットペーパー、ポータブルストーブ等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器等）を準備する。
- キ 地域の防災訓練に進んで参加する。
- ク 隣近所と地震時の協力について話し合う。
- ケ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等を行う。

##### (2) 地震発生時の心得

- ア まずわが身の安全を図る。
- イ 特に緊急地震速報を見聞きしたときには、まわりの人に声を掛けながら周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保する。
- ウ 揺れがおさまったら、落ち着いてすばやく火の始末をする。
- エ 火が出たらまず消火する。
- オ あわてて戸外に飛び出さず出口を確保する。
- カ 狭い路地、塀のわき、がけ、川べりには近寄らない。
- キ 山崩れ、がけ崩れ、浸水に注意する。
- ク 避難は徒歩で、持ち物は最小限にする。
- ケ みんなが協力し合って、応急救護を行う。

- コ 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされない。
- サ 秩序を守り、衛生に注意する。

## 2. 職場における措置

### (1) 平常時の心得

- ア 消防計画、予防規程などを整備し、各自の役割分担を明確にする。
- イ 消防計画により避難訓練を実施する。
- ウ とりあえず身を置く場所を確保し、ロッカー等重量物の転倒防止措置をとる。
- エ 重要書類等の非常持出品を確認する。
- オ 不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考える。

### (2) 地震発生時の心得

- ア まずわが身の安全を図る。
- イ 特に緊急地震速報を見聞きしたときには、まわりの人に声をかけながら周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保する。
- ウ 揺れがおさまったら、落ち着いてすばやく火の始末をする。
- エ 職場の消防計画に基づき行動する。
- オ 職場の条件と状況に応じ、安全な場所に避難する。
- カ 正確な情報を入手する。
- キ 近くの職場同士で協力し合う。
- ク エレベーターの使用は避ける。
- ケ マイカーによる出勤、帰宅等は自粛するとともに、危険物車両等の運行は自粛する。

## 3. 集客施設でとるべき措置

- (1) 構内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。
- (2) あわてて出口・階段などに殺到しない。
- (3) 吊り下がっている照明などの下からは退避する。

## 4. 街など屋外でとるべき措置

- (1) ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。
- (2) ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。
- (3) 丈夫なビルのそばであれば、ビルの中に避難する。

## 5. 運転者のとるべき措置

### (1) 走行中のとき

- ア 走行中に車内のラジオ等で緊急地震速報を聞いたときは、後続の車が緊急地震速報を聞いていないおそれがあることを考慮し、ハザードランプを点灯するなど周りの車に注意を促した後、緩やかに停止させる。
- イ 走行中に大きな揺れを感じたときは、急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により、道路の左側に停止させる。
- ウ 停止後は、ラジオ等で地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動する。

エ 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておく。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切る。この際、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしない。また、駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。

(2) 避難するとき

被災地域では、道路の破壊、物件の散乱等のほか、幹線道路等に車が集中することにより交通が混乱するので、やむを得ない場合を除き、避難のために車を使用しない。

## 第2項 地震に強いまちづくりの推進

村は、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設など構造物、施設等の耐震性を確保するため、地盤状況の把握など地域の特性に配慮し、地震に強いまちづくりを推進するとともに、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。

### 1. 地震に強いまちづくり

村は、国、道及び防災関係機関と連携し、次のとおり地震に強いまちづくりを推進する。

- (1) 避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点となる幹線道路、一時的な避難地としての公園、河川など骨格的な都市基盤施設、消防活動困難区域の解消に資する街路及び防災安全街区の整備、土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保など、防災に配慮した計画や土地利用の誘導により、地震に強いまちづくりに努める。
- (2) 避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。
- (3) 不特定多数の者が利用する都市施設等の地震発生時における安全性の確保の重要性を考慮し、これらの施設等の管理者と連携のもと、安全確保対策及び発災時の応急活動体制の整備を強化する。

### 2. 建築物の安全化

村は、国、道及び防災関係機関と連携し、次のとおり建築物の安全化を推進する。

- (1) 耐震改修促進計画において設定された建築物の耐震改修等の具体的な目標の達成のために、既存建築物の耐震診断・耐震改修を促進する施策を積極的に推進する。
- (2) 特に災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。
- (3) 指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。
- (4) 防災拠点や学校など公共施設の耐震診断を速やかに行い、その結果を公表するとともに、特に学校施設の耐震化については、できるだけ早い時期に完了させ、施設の耐震性の向上を図る。
- (5) 老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努める。
- (6) 住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、建築基準法等の遵守の指

導等に努める。

- (7) 建築物の施設管理者と連携のもと、建築物における天井の脱落防止等の落下物対策、ブロック塀の転落防止、エレベーターにおける閉じ込め防止など総合的な地震安全対策を推進する。
- (8) 文化財保護のための施設・設備の整備等の耐震対策に努める。

### 3. 主要交通の強化

村は、国、道及び防災関係機関と連携し、主要な道路等の耐震性の強化や多重性・代替性を考慮した耐震設計やネットワークの充実に努める。

### 4. 通信機能の強化

村は、道及び防災関係機関と協力し、主要な通信施設等について、災害対応に必要なネットワークの範囲を検討するとともに、設備の耐震性の確保や通信手段の多様化・多重化に努めるなどして、耐災害性の強化に努める。

### 5. ライフライン施設等の機能の確保

村は、道、防災関係機関及びライフライン事業者と連携し、次のとおり地震発生時におけるライフライン施設等の機能の確保に努める。

- (1) 水道、下水道、電気、ガス、電話等のライフライン施設及び灌漑用水、営農飲雑用水等のライフライン代替施設の機能の確保を図るため、主要設備の耐震化、震災後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等に努める。特に医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進める。
- (2) ライフライン共同収容施設としての共同溝、電線共同溝等の整備等に努める。
- (3) 自ら保有するコンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講ずるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進する。
- (4) 廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

### 6. 復旧対策基地の整備

村は、震災後の復旧拠点基地、救援基地となる都市公園等の整備に努める。

### 7. 液状化対策等

村は、国、道、防災関係機関及び公共施設等の管理者と連携し、次のとおり必要な対策の実施に努める。

- (1) 公共施設等の設置に当たっては、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施するほか、大規模開発に際しては十分な連絡・調整を図る。
- (2) 個人住宅等の小規模建築物についても、液状化対策に有効な基礎構造等についてパンフレット等による普及を図る。
- (3) 地震による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図る。



## 8. 危険物施設等の安全確保

村は、道及び防災関係機関と連携のもと、危険物施設等及び火災原因となるボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的な実施等を促進する。

## 9. 災害応急・復旧対策等への備え

村は、道及び防災関係機関と連携のもと、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、震災後の復旧拠点基地、救援基地となる公園等の整備など必要な備えを行うとともに、地震などが発生した場合に備え、災害応急対策活動拠点として、災害対策車両やヘリコプターなどが十分活動できるグラウンド・公園などを確保し、周辺住民の理解を得るなど環境整備に努める。

## 10. 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

道は、地震防災対策特別措置法に基づき、北海道地域防災計画及び本計画に定められた事項のうち、地震防災対策上緊急に整備すべき施設等について、全道を対象とする地震防災緊急事業五箇年計画を作成しており、村は、道と連携のもと、その整備を計画的に進める。

資料4-4 危険物施設一覧

資料6-7 救援物資集積拠点

## 第3項 地震に関する防災知識の普及啓発

村は、地震災害を予防し、又はその拡大を防止するため、道及び防災関係機関と連携のもと、防災関係職員に対して地震防災に関する教育、研修、訓練を行うとともに、一般住民に対して地震に係る防災知識の普及啓発を図り、防災活動の的確かつ円滑な実施に努めるものとする。

なお、防災知識の普及啓発に当たっては、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。

### 1. 職員に対する防災教育の推進

村は、職員に対して防災（地震）に関する体制、制度、対策等について講習会等の開催、訓練の実施、防災資料の作成、配布等により防災知識の普及啓発の徹底を図る。

### 2. 住民に対する防災知識の普及啓発

村は、住民に対し、次により地震に関する防災知識の普及啓発を図る。特に住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及啓発に努める。

#### (1) 啓発内容

- ア 地震に対する心得
- イ 地震に関する一般知識
- ウ 非常用食料、飲料水、身の回り品等、非常持出品や緊急医療の準備
- エ 建物の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止
- オ 災害情報の正確な入手方法

- カ 出火の防止及び初期消火の心得
  - キ 市街地等への外出時における地震発生時の対処方法
  - ク 自動車運転時の心得
  - ケ 救助・救護に関する事項
  - コ 避難場所、避難路及び避難方法等避難対策に関する事項
  - サ 水道、電力、ガス、電話などの地震災害時の心得
  - シ 要配慮者への配慮
  - ス 各防災関係機関が行う地震災害対策
- (2) 普及方法
- ア テレビ、ラジオ、新聞の利用
  - イ インターネット、SNSの利用
  - ウ 広報紙、広報車両の利用
  - エ 映画、スライド、ビデオ等による普及
  - オ パンフレットの配布
  - カ 講習会、講演会等の開催及び訓練の実施

### 3. 学校等教育関係機関における防災思想の普及啓発

- (1) 学校においては、児童生徒等に対し、地震の現象、災害の予防等の知識の向上及び防災の実践活動（地震発生時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。
- (2) 児童生徒等に対する地震防災教育の充実を図るため、教職員等に対する地震防災に関する研修機会の充実等に努める。
- (3) 地震防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階などの実態に応じた内容のものとして実施する。
- (4) 社会教育においては、PTA、成人学級、青年団体、女性団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及啓発に努める。

### 4. 普及啓発の時期

防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及啓発の内容により最も効果のある時期を選んで行う。

## 第4項 地震防災訓練

村は、地震災害に対する災害応急対策活動の円滑な実施を図るため、防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の普及啓発を図ることを目的とした防災訓練を実施する。

訓練の実施に当たっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めるものとし、具体的な計画については、「第3章 第2節 防災訓練計画」を準用する。

## 第5項 地震火災予防対策

村は、地震に起因して発生する多発火災及び大規模火災の拡大を防止するため、地震時における出火の未然防止、初期消火の徹底など火災予防のための指導の徹底及び消防力の整備を図るものとする。

なお、地震に対する火災予防に関する計画は、「第3章 第10節 消防計画」及び「第6章 第3節 大規模な火事災害対策計画」に定めるところによるほか、次のとおり実施する。

### 1. 地震による火災の防止

地震時の火災発生は、使用中の火気設備等によるものが多いことから、村及び北後志消防組合は、道と連携のもと、地震時の火の取扱いについて指導・啓発するとともに、北後志消防組合火災予防条例（昭和61年北後志消防組合条例第3号）に基づく火気の手扱い及び耐震自動消火装置付石油ストーブを使用するよう指導を強化する。

### 2. 火災予防の徹底

火災による被害を最小限に食い止めるためには、初期消火が重要であるため、村及び北後志消防組合は、道と連携のもと、次のとおり、地域ぐるみ、職場ぐるみの協力体制と強力な消防体制の確立を図る。

- (1) 一般家庭に対し、予防思想の啓発に努め、消火器の設置促進、消防用水の確保を図るとともに、これらの器具等の取扱い方を指導し、地震時における火災の防止と初期消火の徹底を図る。
- (2) 防災思想の啓発や災害の未然防止に着実な成果を上げるため、地域の自主防災組織、婦人防火クラブ、少年消防クラブ等の設置及び育成指導を強化する。
- (3) 一定規模以上の防火対象物に対し、法令の基準による消防用設備等の設置を徹底するとともに、自主点検の実施及び適正な維持管理の指導を強化する。

### 3. 予防査察の強化指導

北後志消防組合は、消防法に規定する立入検査を対象物の用途、地域等に応じて計画的に実施し、常に当該区域の消防対象物の状況を把握し、火災発生危険の排除に努め、予防対策の万全な指導を図る。

- (1) 消防対象物の用途、地域等に応じ計画的に立入検査を実施する。
- (2) 消防用設備等の自主点検の充実及び適正な維持管理の指導を強化する。

### 4. 消防力の整備

近年の産業、経済の発展に伴って、高層建築物、危険物施設等が増加し、火災発生時の人命の危険度も増大していることから、村は、消防施設及び消防水利の整備充実を図るとともに、消防職員の確保、消防技術の向上等により、消防力の整備充実を図る。

また、地域防災の中核となる消防団員の確保、育成強化及び装備等の充実を図り、消防団活動の活性化を推進する。

## 5. 地震火災対策計画の作成

北後志消防組合は、大地震時における火災防ぎょ活動及び救出活動の適切かつ効果的な実施を図るため、必要に応じ、あらかじめ地震火災対策計画を作成する。この場合の基本的事項は、おおむね次のとおりである。

### (1) 消防職員等の確保

大規模地震発生時には、住宅密集地域における火災の多発に伴い、集中的消火活動は困難であり、また、消防設備が破壊され、搬出不能となることも考えられ、さらに消防職員・消防団員の招集も困難になるなど、消防能力が低下するおそれがあることから、あらかじめこれらに対する維持・確保の措置を講ずる。

### (2) 消防水利の確保

地震災害時には、水道施設の停止や水道管の破損等により、消火栓が使用不能となることが考えられることから、防火水槽・耐震性貯水槽・配水池の配置のほか、河川等多角的な方策による消防水利の確保に努める。

### (3) 応急救出活動

大規模地震発生時の混乱した状況下における救出活動は、非常に困難であるため、倒壊した家屋内での住民、特に要配慮者の救護方法について検討する。

### (4) 初期消火の徹底

住民に対して平素から地震発生時の火気の取締りと初期消火の重要性を十分に認識させるため、事前啓発の徹底を図る。

また、地震発生直後にあっては、被災地までの道路交通網等の寸断等により、消防機関の到着に時間を要することから、被災地の住民や自主防災組織等は、可能な限り初期消火及び延焼防止に努める。

## 第6項 土砂災害予防対策

地震による土砂災害は、地すべりを含む崩壊現象はもとより、崩壊土砂・落石等の直撃及び岩屑流・土石流となる崩壊土砂の流動化現象も予想されるため、村は、道等と協力して植林等による林相の改善並びに下流における砂防工事等の推進と相まって治山えん堤の築堤、溪流工事等、治山施設の完備を図るものとする。

また、地震によって引き起こされる地すべりは、移動が急激な場合も考えられ、多大な被害をもたらす危険性があるため、その防止を推進する。

なお、土砂災害予防対策については、「第3章 第13節 土砂災害予防計画」に定めるところによるものとするが、地震による地盤の緩みの増加に伴い土砂災害の危険性が一層高まるため、これらの施設整備を図り、流域住民の安全を期するものとする。

### 第3節 地震災害応急対策計画

村は、地震災害による被害の拡大を防止するため、相互に連携して災害応急対策を実施する。  
なお、本節に定めのない事項については、「第4章 災害応急対策計画」に定めるところによる。

#### 第1項 地震に関する情報の収集・伝達計画

村は、地震に関する情報並びに異常現象発見者の通報を迅速かつ的確に処理し、防災対策の適切な実施を図るものとする。

##### 1. 地震に関する情報の発表

###### (1) 緊急地震速報

緊急地震速報は、地震による被害の軽減に資するため、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想された地域に対して気象庁が緊急地震速報（警報）を発表し、日本放送協会に伝達されるとともに、関係省庁、地方公共団体に提供される。

日本放送協会は、テレビ、ラジオを通して住民に提供する。

また、気象庁が発表した緊急地震速報、地震情報等は、消防庁の全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、地方公共団体等に伝達される。

なお、緊急地震速報（警報）の伝達に当たっては、放送事業者、通信事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いて広く伝達されている。

#### ■地震動の特別警報・警報及び予報の区分及び名称■

区分	情報発表の名称	内容
地震動特別警報	「緊急地震速報（警報）」 又は「緊急地震速報」	最大震度5弱以上の揺れが予想されたときに※、強い揺れが予想される地域に対し、地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの（このうち、震度6弱以上の揺れが予想される場合は地震動特別警報に位置づけられている。）
地震動警報		
地震動予報	「緊急地震速報（予報）」	最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたときに発表するもの

※ 2箇所以上の地震観測点のデータに基づく予想

(注) 緊急地震速報は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる情報である。このため、震源付近では、強い揺れの到達に間に合わないことがある。

(2) 地震に関する情報

気象庁及び札幌管区気象台は、次のような地震に関する情報を発表する。

ア 地震に関する情報

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を約190地域に区分)と地震の揺れの発現時刻を速報
震源に関する情報	・震度3以上(津波警報等を発表した場合は発表しない。)	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報等の発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表 地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報(地震回数に関する情報)」で発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の概要を簡潔に記載したもの、震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データを基に、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)をおおむね30分以内に発表(日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表)
長周期地震動に関する観測情報	・震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所(震源)や、その規模(マグニチュード)、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表(地震発生から約20~30分後に気象庁ホームページ上に掲載)。

## イ 地震活動に関する解説情報等

地震情報以外に、地震活動の状況等を知らせるために気象庁及び札幌管区気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供し、ホームページなどでも発表している資料

## (ア) 地震解説資料

担当区域内の沿岸に対し津波警報等が発表されたときや震度4以上の揺れを観測したときなどに防災等に係る活動の利用に資するよう緊急地震速報、津波警報等並びに地震及び津波に関する情報や関連資料を編集した資料

## (イ) 管内地震活動図及び週間地震概況

地震及び津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る関係者の活動を支援するために管区・地方気象台等で月ごと又は週ごとに作成する地震活動状況等に関する資料

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料 (速報版)	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 <ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道沿岸で大津波警報、津波警報、津波注意報発表時</li> <li>・北海道で震度4以上を観測(ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。)</li> </ul>	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、北海道の情報等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。
地震解説資料 (詳細版)	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 <ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道沿岸で大津波警報、津波警報、津波注意報発表時</li> <li>・北海道で震度5弱以上を観測</li> <li>・社会的に関心の高い地震が発生</li> </ul>	地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表し、地震や津波の特徴を解説するため、地震解説資料(速報版)の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。
地震活動図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期(毎月初旬)</li> </ul>	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の北海道及び各地方の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。
週間地震概況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期(毎週金曜)</li> </ul>	防災に係る活動を支援するために、週ごとの北海道の地震活動の状況を取りまとめた資料。

(3) 震度情報や緊急地震速報で用いる区域の名称

震源の地域名称とは、「震度速報」や「震源・震度に関する情報」において、地域震度を発表するため、全国を188に区分した地域のことであり、この地域名称は、「震央地名」にも使用され、本村が該当する緊急地震速報で用いる府県予報区の名称及び緊急地震速報や震度速報で用いる区域の名称は、次のとおりである。

■震度情報や緊急地震速報で用いる区域の名称■

区 分	名 称
緊急地震速報で用いる府県予報区の名称	北海道道央
緊急地震速報や震度速報で用いる区域の名称	後志地方北部

2. 異常現象を発見した場合の通報

異常現象を発見した場合の通報に関する事項は、「第4章 第1節 第2項 異常現象を発見した者の措置等」の定めるところによる。

3. 地震に関する情報の受理及び伝達

村は、地震に関する情報を迅速に収集するとともに、「第4章 第1節 第3項 気象通報等の受理及び伝達」の定めるところにより、関係機関、住民等に伝達する。

資料3-3 気象庁震度階級関連解説表

第2項 災害情報収集・伝達計画

村は、防災対策の適切な実施を図るため、防災関係機関と連携のもと、必要な災害情報等を収集するとともに、速やかに住民、関係機関等に伝達する。

なお、地震発生時における災害情報等の収集・伝達については、「第4章 第2節 災害情報収集・伝達計画」に定めるところによるほか、次のとおり実施する。

1. 災害情報の収集・伝達体制の整備

(1) 村は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努めることとし、全国瞬時警報システム（J-ALERT）などで受信した緊急地震速報を防災行政無線等により住民等への伝達に努める。

(2) 村は、要配慮者にも配慮した分かりやすい情報伝達と、要配慮者や災害により孤立する危険のある地域の被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。特に災害時に孤立するおそれのある地域で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話などにより、当該地域の住民と村との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意する。

また、被災者等への情報伝達手段として、特に防災行政無線等の無線系（個別受信機を含む。）の整備を図るとともに、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、衛星携帯電話、ワンセグ等、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努める。



- (3) 放送事業者、通信事業者等は、被害に関する情報、被災者の安否情報等について、情報の収集・伝達に係る体制の整備に努める。

また、村は、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用が図られるよう、住民に対する普及啓発に努める。

- (4) 村は、防災関係機関が有する情報組織、情報収集手段、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速かつ的確に災害情報等を収集し、相互に交換する。

また、被災地において、迅速かつ正確に情報の収集・連絡を行うため、その通信手段の多重化・多様化に努める。特に村から道へ被災状況の報告ができない場合等は、道が被災地に職員を積極的に派遣し、被災情報等を収集・把握することとしており、村は、これら派遣職員の受入れに留意する。

なお、人的被害の数については、道が一元的に集約、調整を行うこととしているため、村は、人的被害の数について積極的に収集し、道に連絡を行う。

## 2. 災害情報等の内容及び通報の時期

- (1) 村は、震度5弱以上の地震を記録した場合、被災状況を道に報告する（ただし、震度5強以上を記録した場合、第一報を道及び国（消防庁経由）に、原則として30分以内で可能な限り早く報告する。）。

なお、消防庁長官から要請があった場合については、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に報告する。

- (2) 村は、119番通報の殺到状況時には、その状況等を道及び国（消防庁経由）に報告する。

- (3) 村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講ずることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の道及び国（消防庁経由）への報告に努める。

### 資料5-1 災害情報等報告取扱要領

## 第3項 避難対策計画

地震発生時においては、家屋の倒壊、火災等の発生が予測される中で迅速かつ的確な避難活動を行う必要があるため、村は、避難のため可能な限りの措置をとることにより、生命、身体の安全の確保に努めるものとする。その際、要配慮者について十分配慮する。

なお、地震発生時における避難措置については、「第4章 第5節 避難対策計画」に定めるところによるほか、次のとおり実施する。

### 1. 避難方法

大規模な地震が発生した場合は、各所で同時に火災が発生し、大火災に発展することが予測される。このため住民等は、地震が発生し、避難が必要と判断した場合、直ちにガスやブレーカー等の火の始末をした後、道路の亀裂、看板等の落下、ブロック塀の倒壊等に注意しながら、まずは、身の安全が確保できる避難場所（一時的に避難するグラウンド等）に避難して、当該避難場所で正確な災害情報等を収集する。

また、安全を確保した後、必要により安全確認が得られた指定避難所に避難する。

## 2. 避難所の開設、運営

### (1) 避難状況の把握

村は、施設管理者等から被災者の避難状況、施設の被害状況等を把握する。

また、休日、勤務時間外に地震が発生した場合は、参集職員が最寄りの避難施設に立ち寄り、被災者の避難状況を把握する。

### (2) 開設予定の指定避難所の安全性の確保

避難所の開設に先立ち、開設予定施設が余震等の二次災害の危険のおそれがあるかどうか、次により施設の安全性を確認する。

#### ア 施設管理者等によるチェック

避難所の管理者及び担当職員は、地震発生後速やかに目視等により、施設の安全性を確認し、調査結果を災害対策本部に報告する。

なお、使用が困難な場合は、災害対策本部への報告のほか、次の措置を行う。

#### (ア) 立入禁止措置

#### (イ) 他の避難所の案内図の貼付

#### イ 応急危険度判定士によるチェック

上記アのチェックでは、施設の安全性の確認に判断がつかない場合、村は、施設の安全性を確認するため、直ちに道に対して応急危険度判定士の派遣を要請する。

#### ウ 避難住民への措置

既に避難所に避難住民が集まっている場合は、施設の安全が確認できるまで、グラウンド等の安全な場所に待機させる。

### (3) 学校機能の早期回復

大規模な地震災害により、避難所を開設した場合は、避難所での生活が長期化するおそれがあるため、村は、開設した避難所が学校である場合、避難者の立入禁止区域を設定するなど、避難者と児童生徒とのすみ分けを行うとともに、応急仮設住宅の早期建設等、学校機能の早期回復に配慮する。

## 資料6-3 避難施設

## 第4項 地震火災等対策計画

大地震が発生した場合には、建物等の倒壊をはじめ、火災の同時多発や市街地への延焼拡大などにより、多大な人的・物的被害が発生するおそれがある。このため村及び被災地の住民や自主防災組織等は、消防機関が実施する消防活動に協力するとともに、可能な限り初期消火及び延焼拡大の防止に努めるものとする。

### 1. 消防活動体制の整備

北後志消防組合は、その地域における地震災害を防ぎ、これらの被害を軽減するため、消防部隊の編成及び運用、応急消防活動その他消防活動の実施体制について、十分に検討を行い、整備する。

## 2. 火災発生、被害拡大危険区域の把握

北後志消防組合は、地震による火災発生及び拡大を防止するため、あらかじめ次に掲げる危険区域を把握する。

また、必要に応じて被害想定を作成し、災害応急活動の円滑な実施に努める。

- (1) 住宅密集地域の火災危険区域
- (2) がけ崩れ、崩壊危険箇所
- (3) 特殊火災危険区域（危険物、ガス、火薬、毒劇物等施設）

## 3. 相互応援協力の推進

村及び北後志消防組合は、消防活動が円滑に行われるよう、次に掲げる応援協定等により、必要に応じ相互に応援協力をする。

- (1) 消防相互応援
- (2) 広域航空消防応援
- (3) 緊急消防援助隊による応援

## 第5項 生活関連施設対策計画

地震の発生に伴い、生活に密着した施設（上下水道施設、電気、ガス、通信、放送施設等）が被災し、水、電気、ガス等の供給が停止した場合は、生活の維持に重大な支障を与えるため、これら各施設の管理者等は、速やかに応急復旧を実施するなどの対策を講ずるとともに、施設の被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消に努めるものとする。

### 1. 上水道・下水道

「第4章 第22節 水道施設対策計画」に定めるところによるほか、次のとおり実施する。

#### (1) 水道施設

##### ア 応急措置

村は、地震災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、地震発生時においては、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施するとともに、被害があった場合は、速やかに応急復旧し、住民に対する飲料水等の供給に努める。

##### イ 広報

村は、地震により上水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応についての周知を図る。

#### (2) 下水道施設

##### ア 応急復旧

村は、地震災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、地震発生時においては、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、排水機能の支障及び二次災害のおそれのあるものについては、応急復旧を行う。

## イ 広報

村は、地震により下水道施設に被害のあった場合は、下水道施設の被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の生活排水に関する不安解消に努める。

## 2. 電気

「第4章 第20節 電力施設災害応急計画」に定めるところによるほか、次のとおり実施する。

### (1) 応急復旧

電気事業者は、地震災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、地震発生時においては、直ちに被害状況（停電の状況）の調査、施設の点検を実施し、施設に被害（停電）があった場合は、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急復旧を実施し、早急に停電の解消に努める。

### (2) 広報

電気事業者は、地震により電力施設に被害があった場合は、感電事故、漏電による出火の防止及び電力施設の被害状況（停電の状況）、復旧見込み等について、テレビ・ラジオなどの報道機関や広報車を通じて広報し、住民の不安解消に努める。

## 3. ガス

「第4章 第21節 ガス施設災害応急計画」に定めるところによるほか、次のとおり実施する。

### (1) 応急復旧

ガス事業者は、地震により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、地震の発生に際してこの計画に基づき直ちに施設、設備の被害調査、点検を実施し、被害があった場合は、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急復旧を行う。

### (2) 広報

ガス事業者は、地震によりガス施設に被害のあった場合は、ガス施設の被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消に努める。

## 4. 通信

### (1) 応急復旧

電気通信事業者は、地震発生時の通信を確保するため、施設の被害調査、点検を実施するとともに、被害があった場合又は異常事態の発生により通信が途絶するような場合は、速やかに応急復旧を実施するなどの対策を講ずる。

### (2) 広報

通信を管理する機関は、地震により通信施設に被害のあった場合、テレビ・ラジオなどの報道機関の協力を得て、通信施設の被害状況、電話等の通信状況等について広報するとともに、被災地への電話の自粛について理解と協力を求めるなど住民の不安解消に努める。

## 5. 放送

放送機関は、地震発生時、被災地及び被災住民に対する迅速かつ的確な情報を提供するため、施設の被害調査、点検を実施するとともに、施設に被害があった場合、速やかに応急復旧を実施するなど、放送が途絶えることのないよう対策を講ずる。

## 第6項 被災建築物安全対策計画

村は、被災建築物の余震等による倒壊及び部材の落下等から生じる二次災害を防止するため、防災関係機関と連携のもと、被災建築物の安全対策を講ずる。

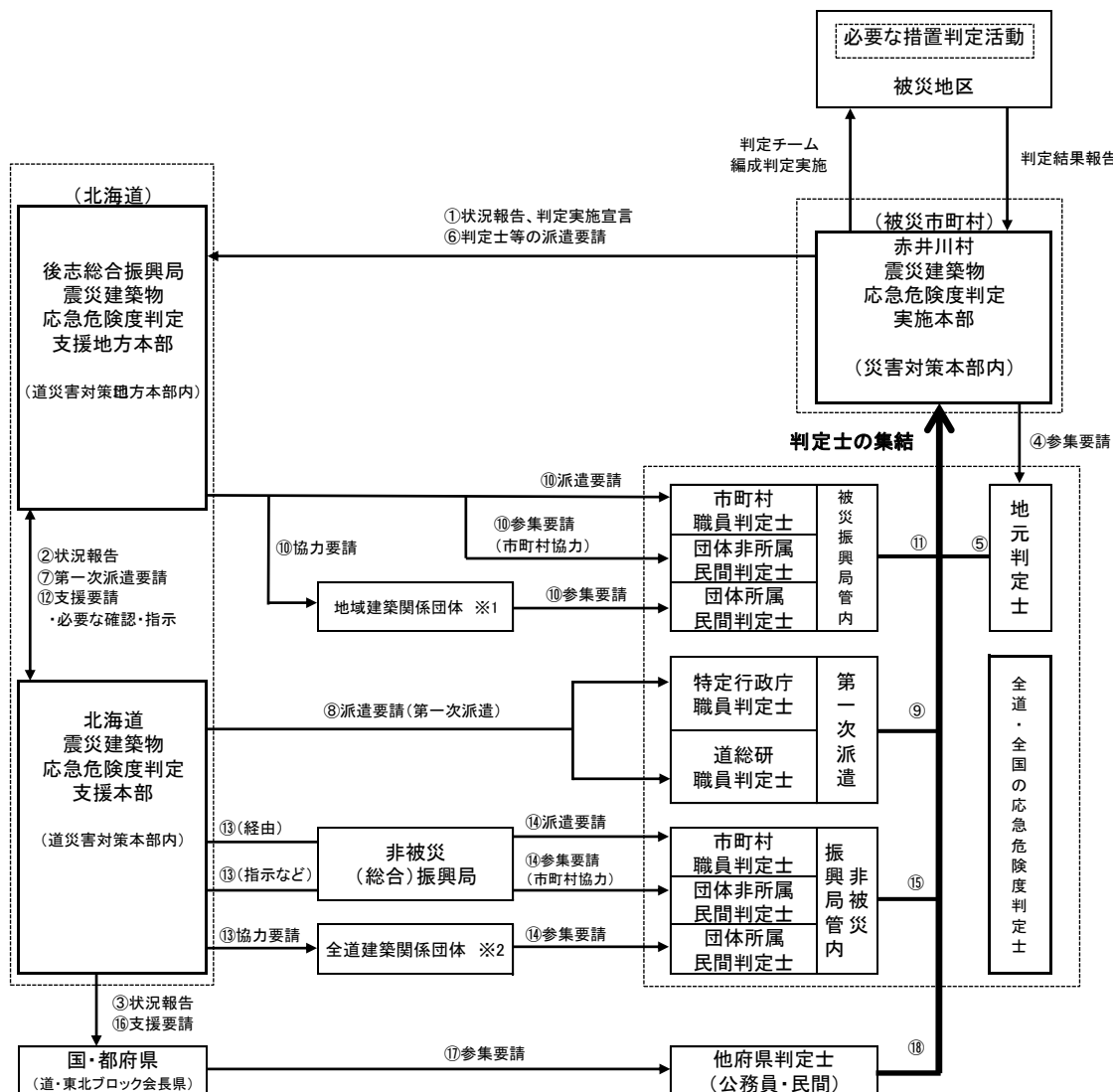
### 1. 応急危険度判定の実施

村は、地震により被災した建築物等の当面の使用の可否を判定し、所有者等に知らせる応急危険度判定を実施する。

#### (1) 活動体制

村は、「北海道震災建築物応急危険度判定要綱」に基づき、建築関係団体等の協力を得て、応急危険度判定士による被災建築物の応急危険度判定活動を行う。

■ 応急危険度判定活動の体制 ■



※(1) 地域建築関係団体：被災地を含む管内で構成する地区協議会の会員である建築関係団体（例：建築士会〇〇支部）  
 ※(2) 全道建築関係団体：全道連絡協議会の会員である建築関係団体（例：建築士会（本部））

資料：北海道地域防災計画

(2) 基本的事項

ア 判定対象建築物

原則として、全ての被災建築物を対象とするが、被害の状況により判定対象を限定することができる。

イ 判定開始時期、調査方法

地震発生後、できる限り早い時期に、主として目視により、被災建築物の危険性について、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の構造種別ごとに調査表により行う。

ウ 判定の内容、判定結果の表示

被災建築物の構造躯体等の危険性を調査し、「危険」、「要注意」、「調査済」の3段階で判定を行い、3色の判定ステッカー（赤「危険」、黄「要注意」、緑「調査済」）に対処方法等の所要事項を記入し、当該建築物の出入り口等の見やすい場所に貼付する。

なお、3段階の判定の内容については、次のとおりである。

## ■判定ステッカーの内容■

区分	判定の内容
危険	建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合であり、使用及び立ち入りができない。
要注意	建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立ち入りが可能である。
調査済	建築物の損傷が少ない場合である。

## エ 判定の効力

行政機関による情報の提供である。

## オ 判定の変更

応急危険度判定は、応急的な調査であること、また、余震等で被害が進んだ場合あるいは適切な応急補強が行われた場合には、判定結果が変更されることがある。

## 2. 石綿飛散防災対策

村は、被災建築物からの石綿の飛散による二次被害を防止するため、道と連携し、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」に基づき、建築物等の被災状況の把握、建築物等の所有者等に対する応急措置の指導等を実施する。





## 第6章 事故災害対策計画

社会・産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、高度な交通・輸送体系の形成、多様な危険物等の利用の増大、橋りょうなど道路構造の大規模化等が進展している。

このような社会構造の変化に伴い発生する、道路災害、危険物等災害、大規模な火事災害、林野火災等の大規模な事故による被害（事故災害）について、村及び関係機関が実施する予防対策、防災関係機関と連携して実施する応急対策について定め、大規模な事故による被害拡大防止の一層の充実・強化を図るものとする。

### 第1節 道路災害対策計画

道路構造物の被災又は車両の衝突等により、大規模な救急救助活動や消火活動等を必要とする災害（以下「道路災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立してその拡大を防ぎ、被害の軽減を図るため、村及び関係機関は、必要な予防措置を講ずるとともに、防災関係機関と連携のもと、各種応急対策を実施する。

#### 第1項 災害予防

村は、道路災害を未然に防止し、又は被害を軽減するため、防災関係機関と相互に協力し、次のとおり必要な予防対策を実施する。

- 1 橋りょう等道路施設の点検体制を強化し、施設等の現況の把握に努めるとともに、異常を迅速に発見して速やかな応急対策を行うため、情報の収集・連絡体制の整備を図る。  
また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。
- 2 道路災害を予防するため、必要な施設の整備を図るとともに、道路施設の安全を確保するために必要な体制の整備に努める。
- 3 道路災害を未然に防止するため、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施する。
- 4 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備する。
- 5 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、道路災害等の情報伝達、活動手順等について徹底を図るとともに、必要に応じ、体制の改善等の必要な措置を講ずる。
- 6 道路災害時に、施設・設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備する。
- 7 道路利用者に対して道路災害時の対応等の防災知識の普及啓発を図る。
- 8 道路災害の原因究明のための総合的な調査研究を行い、その成果を踏まえて再発防止対策を実施する。

## 第2項 災害応急対策

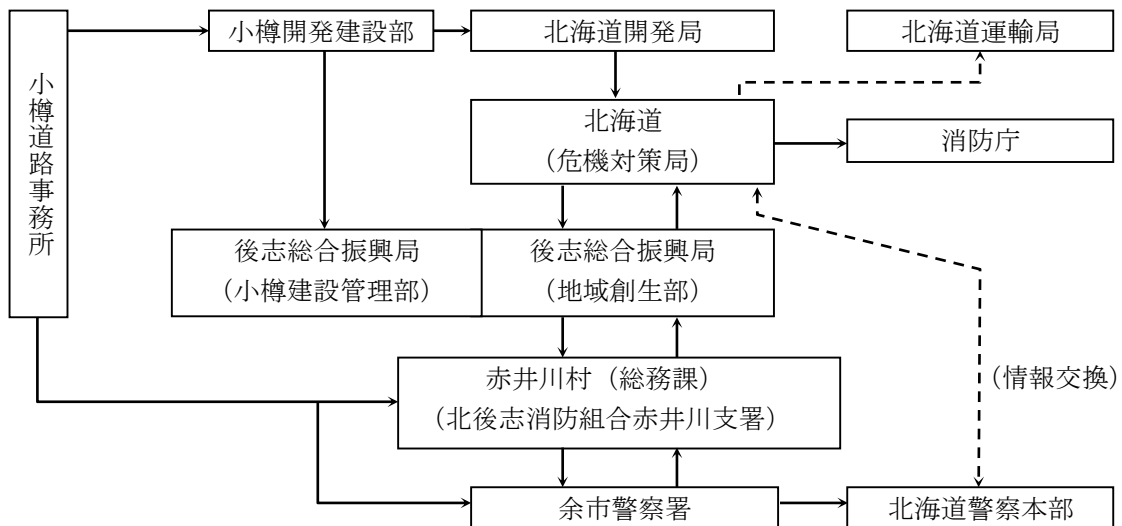
### 1. 情報通信

道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

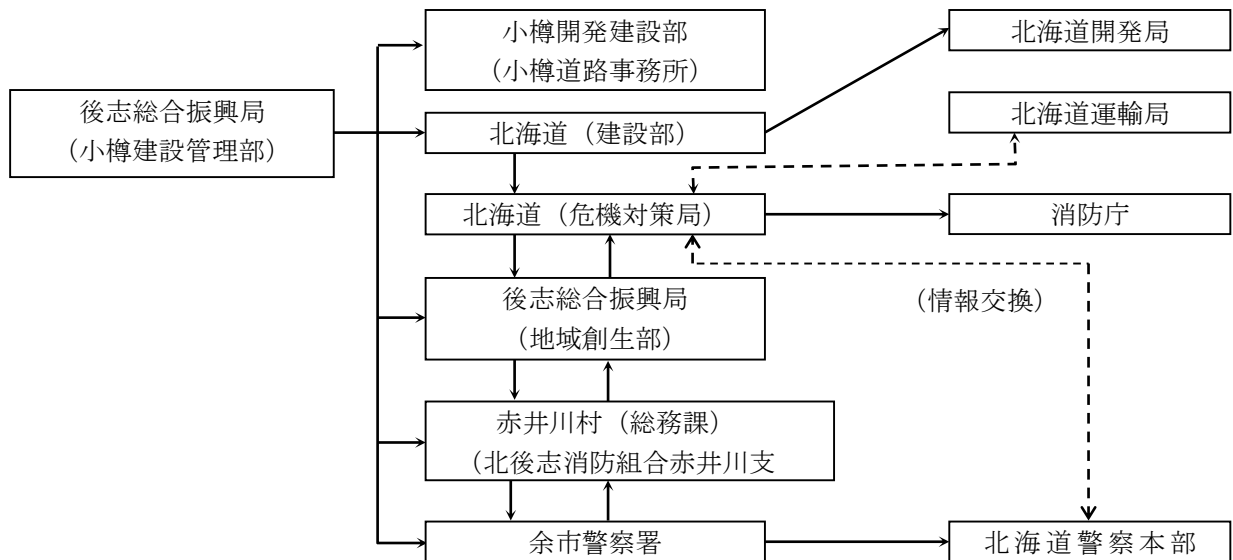
#### (1) 情報通信連絡系統

情報通信の連絡系統は、次のとおりである。

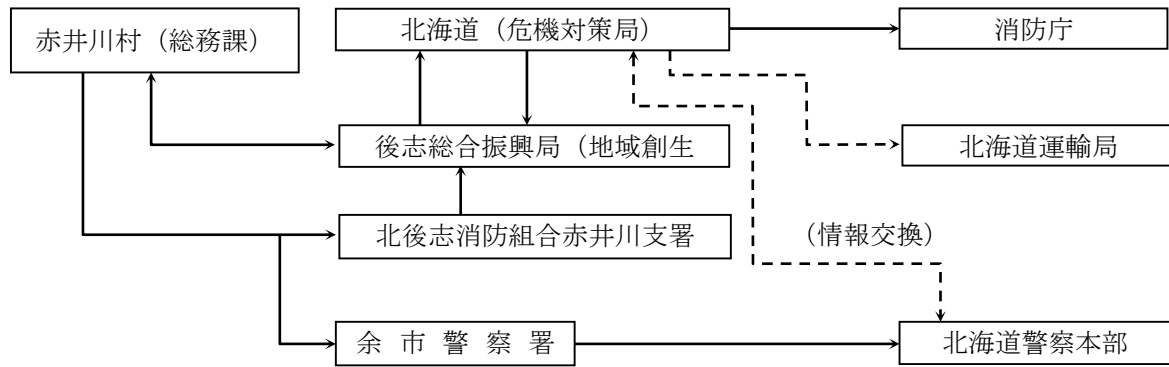
#### ■道路災害の情報通信連絡系統図（国の管理する道路の場合）■



#### ■道路災害の情報通信連絡系統図（道の管理する道路の場合）■



■道路災害の情報通信連絡系統図（村の管理する道路の場合）■



(2) 実施事項

村及び関係機関は、災害発生時に、直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保し、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

また、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有、応急対策の調整等を行う。

2. 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、道路利用者、地域住民等に対して行う広報は「第4章 第4節 災害広報・情報提供計画」に定めるところによるほか、次により実施する。

(1) 被災者の家族等への広報

村及び関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- ア 道路災害の状況
- イ 家族等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 村及び関係機関の実施する応急対策に関する情報
- オ その他必要な事項

(2) 地域住民等への広報

村及び関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- ア 道路災害の状況
- イ 被災者の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 村及び関係機関の実施する応急対策に関する情報
- オ 施設等の復旧状況
- カ 避難の必要性等、地域に与える影響
- キ その他必要な事項

### 3. 応急活動体制

村及び関係機関は、道路災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

また、防災関係機関は、必要に応じて協議の上、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づく現地合同本部を設置し、円滑かつ迅速な災害応急対策の実施を図る。

### 4. 救助救出活動

道路災害時における救助救出活動については、道路管理者が行う初期の救助救出活動のほか、「第4章 第10節 救助救出計画」に定めるところにより実施する。

### 5. 医療救護活動

医療救護活動については「第4章 第11節 医療救護計画」に定めるところによるほか、道路管理者も、関係機関による迅速かつ的確な救護が行われるよう協力する。

### 6. 消防活動

道路災害時における消防活動は、次により実施する。

#### (1) 道路管理者

道路災害による火災の発生に際しては、消防隊による迅速かつ的確な初期消火活動が行われるよう協力する。

#### (2) 北後志消防組合

ア 速やかに道路災害による火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消防活動を実施する。

イ 消防職員は、道路災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

### 7. 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

行方不明者の捜索及び遺体の収容等については「第4章 第28節 行方不明者の捜索及び遺体の収容・処理・埋葬計画」に定めるところにより実施する。

### 8. 交通規制

災害の拡大防止及び交通の確保のための交通規制については「第4章 第14節 交通応急対策計画」に定めるところによるほか、次により実施する。

#### (1) 北海道警察（余市警察署）

道路災害発生地に通じる道路及び周辺道路等において、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行う。

#### (2) 道路管理者

自己の管理する道路において、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行う。

### 9. 危険物流出対策

道路災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は「本章 第2節 危険物等災害対策計画」に定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努める。

## 10. 自衛隊派遣要請

自衛隊派遣要請については「第4章 第7節 自衛隊派遣要請計画」に定めるところにより実施する。

## 11. 広域応援

災害の規模により、単独では十分な災害応急対策を実施できない場合の広域応援要請については「第4章 第8節 広域応援・受援計画」に定めるところにより実施する。

## 12. 応急復旧対策

道路管理者は、その公共性に鑑み、次の事項に留意して迅速な道路施設の応急復旧に努める。

- (1) 道路の被災に伴う障害物の除去、仮設等の応急復旧を迅速かつ的確に行い、早期の道路交通の確保に努める。
- (2) 関係機関と協力し、あらかじめ定められた物資・資材の調達計画、人材の応援計画等を活用するなどして、円滑かつ迅速に被災施設の復旧を行う。
- (3) 類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。
- (4) 災害復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明確化するよう努める。

## 第2節 危険物等災害対策計画

危険物等（危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、放射性物質）の漏えい、流出、火災、爆発等により死傷者が多数発生するなどの災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立してその拡大を防ぎ、被害の軽減を図るため、村及び関係機関は、必要な予防措置を講ずるとともに、防災関係機関と連携のもと、各種応急対策を実施する。

### ■危険物の定義■

区分	定義	例
危険物	消防法（昭和23年法律第186号）第2条第7項に規定されているもの	石油類（ガソリン、灯油、軽油、重油）等
火薬類	火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条に規定されているもの	火薬、爆薬、火工品（工業雷管、電気雷管等）等
高圧ガス	高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第2条に規定されているもの	液化石油ガス（LPG）、アセチレン、アンモニア等
毒物・劇物	毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条に規定されているもの	毒物（シアン化水素、シアン化ナトリウム等）、劇物（ホルムアルデヒド、塩素等）等
放射性物質	放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質を総称したもの（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）等により、それぞれ規定されている。）	

### 第1項 災害予防

村、北後志消防組合及び危険物等の貯蔵・取扱い等を行う事業者（以下、本節において「事業者」という。）は、危険物等災害の発生を未然に防止するため、次のとおり必要な予防対策を実施する。

#### 1. 事業者等に対する指導の強化

危険物等による災害の予防を促進するため、村及び北後志消防組合は、道及び関係機関と連携のもと、事業者等に対し、次の事項の指導に努める。

- (1) 事業者等に対する設備、保安基準遵守事項の監督、指導の強化
- (2) 事業者等の監督、指導における防災関係機関の連携強化
- (3) 危険物等保安責任者制度の効果的活用による保安対策の強化
- (4) 事業者等における自主保安体制の確立強化
- (5) 事業者等における従業員に対する安全教育の徹底指導
- (6) 事業者等の間における防災についての協力体制の確立強化
- (7) 危険物保管施設の耐震性の確保に関する事業者等への指導の強化

## 2. 危険物災害予防

### (1) 事業者

ア 消防法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、予防規程の作成、従業者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の設置、危険物保安監督者の選任等による自主保安体制の確立を図る。

イ 危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに、流出及び拡散の防止、危険物の除去その他災害の発生防止のための応急の措置を講ずるとともに、北後志消防組合、余市警察署へ通報する。

ウ 危険物等関係施設の所在について、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等の実施に努めるものとする。

### (2) 北後志消防組合

ア 消防法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取り消し等の措置命令を発する。

イ 事業者の自主保安体制確立を図るため、予防規程の作成、従事者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の編成、危険物保安監督者の選任等について指導する。

## 3. 火薬類災害予防

### (1) 事業者

ア 火薬類取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等による自主保安体制の確立を図る。

イ 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したときは、法令で定める応急措置を講ずる。

また、火薬類について災害が発生したときは、直ちに警察官に届け出るとともに、道に報告する。

### (2) 北後志消防組合

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用施設等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

## 4. 高圧ガス災害予防

### (1) 事業者

ア 高圧ガス保安法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等による自主保安体制の確立を図る。

イ 高圧ガスの製造施設等が危険な状態になったときは、高圧ガス保安法で定める応急措置を講ずるとともに、高圧ガスについて災害が発生したときは、知事又は警察官に届け出る。

(2) 北後志消防組合

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用施設等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

5. 毒物・劇物災害予防

(1) 事業者

ア 毒物及び劇物取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、従業者に対する危害防止のための教育の実施、毒物・劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を図る。

イ 毒物・劇物が飛散することなどにより不特定又は多数の者に保健衛生上の危害が生じるおそれがあるときは、直ちにその旨を余市地域保健支所、余市警察署又は北後志消防組合に届け出るとともに、必要な応急の措置を講ずる。

(2) 北後志消防組合

火災予防上並びに保健衛生上の観点から事業所の実態を把握し、消防用施設等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

6. 放射性物質災害予防

(1) 事業者

ア 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、放射線障害予防規程の作成、必要な教育訓練の実施、放射線取扱主任者の選任等による自主保安体制の確立を図る。

イ 放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律で定める応急措置を講ずるとともに、直ちに文部科学大臣、北後志消防組合等関係機関へ通報する。

(2) 北後志消防組合

火災防止の観点から事業所の実態を把握し、消防用施設等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

資料4-4 危険物施設一覧

第2項 災害応急対策

1. 情報通信

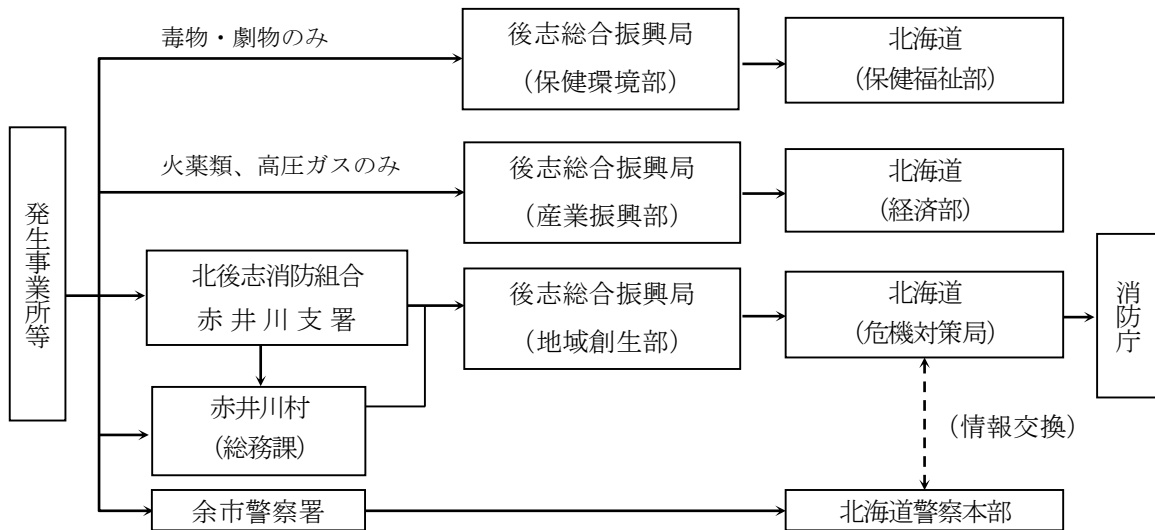
危険物等災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

情報通信の連絡系統は、次のとおりである。



## ■ 危険物等災害の情報通信連絡系統図 ■



## (2) 実施事項

村及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保し、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。また、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有、応急対策の調整等を行う。

## 2. 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民等に対して行う広報は「第4章 第4節 災害広報・情報提供計画」に定めるところによるほか、次により実施する。

## (1) 被災者の家族等への広報

村及び関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- ア 災害の状況
- イ 被災者の安否情報
- ウ 危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響
- エ 医療機関等の情報
- オ 関係機関の実施する応急対策の概要
- カ その他必要な事項

## (2) 地域住民等への広報

村及び関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- ア 災害の状況
- イ 被害者の安否情報
- ウ 危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響
- エ 医療機関等の情報
- オ 関係機関の実施する応急対策の概要

カ 避難の必要性等、地域に与える影響

キ その他必要な事項

### 3. 応急活動体制

村及び関係機関は、危険物等災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

また、防災関係機関は、必要に応じて協議の上、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づく現地合同本部を設置し、円滑かつ迅速な災害応急対策の実施を図る。

### 4. 災害拡大防止

危険物等による災害の拡大防止を図るため、爆発性・引火性・有毒性等の危険物等の性状を十分に把握し、次により実施する。

#### (1) 事業者

的確な応急点検及び応急措置等を講ずる。

#### (2) 危険物等の取扱規制担当機関

危険物等の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングをはじめ、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など、災害の拡大防止を図るため適切な応急対策を講ずる。

### 5. 消防活動

危険物等災害時における消防活動は、次により実施する。

#### (1) 事業者

消防隊の現場到着までの間、自衛消防組織等によりその延焼拡大を最小限度に抑える等の消防活動に努める。

#### (2) 北後志消防組合

ア 事業者との緊密な連携を図り、化学消防車、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等を活用し、危険物等の性状に合った適切な消防活動を実施する。

イ 消防職員は、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

### 6. 避難措置

人命の安全を確保するための必要な避難措置については「第4章 第5節 避難対策計画」に定めるところにより、爆発性・引火性・有毒性といった危険物等の特殊性を考慮しつつ実施する。

### 7. 救助救出及び医療救護活動

救助救出及び医療救護活動については「第4章 第10節 救助救出計画」及び「第4章 第11節 医療救護計画」に定めるところにより実施する。

### 8. 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

行方不明者の捜索及び遺体の収容等については「第2編 第2章 第28節 行方不明者の捜索及び遺体の収容・処理・埋葬計画」に定めるところにより実施する。

## 9. 交通規制

災害の拡大防止及び交通の確保のための交通規制については「第4章 第14節 交通応急対策計画」に定めるところにより実施する。

## 10. 自衛隊派遣要請

自衛隊派遣要請については「第4章 第7節 自衛隊派遣要請計画」に定めるところにより実施する。

## 11. 広域応援

災害の規模により、単独では十分な災害応急対策を実施できない場合の広域応援要請については「第4章 第8節 広域応援・受援計画」に定めるところにより実施する。

## 第3節 大規模な火事災害対策計画

死傷者が多数発生するなど大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立してその拡大を防ぎ、被害の軽減を図るため、村及び関係機関は、必要な予防措置を講ずるとともに、防災関係機関と連携のもと、各種応急対策を実施する。

### 第1項 災害予防

村及び北後志消防組合は、防災関係機関と相互に協力し、大規模な火事災害の発生を未然に防止するため、次のとおり必要な予防対策を実施する。

#### 1. 大規模な火事災害に強いまちづくり

延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の不燃化、空き地・緑地等の連続的な配置による延焼遮断帯の形成、防火地域及び準防火地域の的確な指定等により、大規模な火事災害に強いまちづくりを推進する。

#### 2. 火災発生、被害拡大危険区域の把握

災害応急対策の円滑な実施を図るため、火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握の上、被害想定を作成するよう努める。

#### 3. 予防査察の実施

多数の人が出入りする防火対象物に対して、消防法に基づく消防用設備等の整備促進、保守点検の実施及び適正な維持管理について指導する。

#### 4. 防火管理者制度の推進

防火管理に関する講習会を開催し、防火管理者の知識の向上を図るとともに、防火管理者を定めるべき防火対象物における自衛消防体制の強化を図るため、防火管理者の選任及び消防計画の作成、消防訓練の実施等について指導する。

#### 5. 防火思想の普及

年2回（春、秋）の全道火災予防運動、防災週間等を通じて、各種広報媒体を活用することにより、住民の防火思想の普及、高揚を図る。

また、高齢者宅の防火訪問を実施するなど、要配慮者対策に十分配慮する。

#### 6. 自主防災組織の育成強化

地域の自主防災組織等の民間防火組織の設置及び育成指導の強化を図り、初期消火訓練等の自主的・火災予防運動の実践を推進する。

#### 7. 消防水利の確保

同時多発火災や消火栓の使用不能等に備えて、防火水槽の配備、河川水の活用等により、消防水利の多様化及び確保に努める。

## 8. 消防体制の整備

消防職員及び消防団員の非常招集方法、消火部隊の編成及び運用、消防用機械・資機材の整備、災害時の情報通信手段等について十分に検討を行い、大規模な火事災害の対応力を高める。

## 9. 防災訓練の実践

関係機関、地域住民等と相互に連携して実践的な消火救助・救急等の訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図る。また、訓練後には評価を行い、必要に応じて体制等の改善を行う。

## 10. 火災警報の発令

村長は、道から火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災警報発令条件若しくは自ら地域性を考慮し定めた火災警報発令条件となり、火災予防上危険であると認めるときは、消防法第22条に基づく火災警報を発令する。この場合、関係機関、一般住民等へ周知を図るとともに、関係機関と連携のもと、速やかに適切な措置を講ずる。

## 第2項 災害応急対策

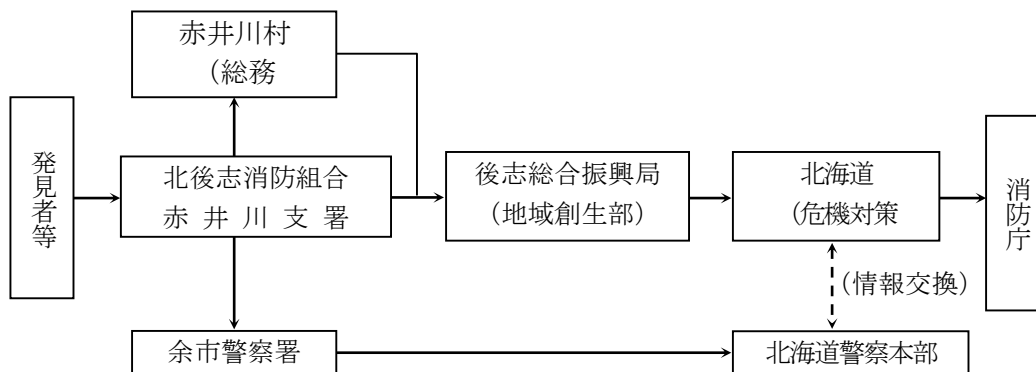
### 1. 情報通信

大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

#### (1) 情報通信連絡系統

情報通信の連絡系統は、次のとおりである。

■大規模な火事災害の情報通信連絡系統図■



#### (2) 実施事項

村及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保し、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。また、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有、応急対策の調整等を行う。

## 2. 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民等に対して行う広報は「第4章 第4節 災害広報・情報提供計画」に定めるところによるほか、次により実施する。

### (1) 被災者の家族等への広報

村及び関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- ア 災害の状況
- イ 家族等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 村及び関係機関の実施する応急対策に関する情報
- オ その他必要な事項

### (2) 地域住民等への広報

村及び関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- ア 災害の状況
- イ 被災者の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 村及び関係機関の実施する応急対策に関する情報
- オ 避難の必要性等、地域に与える影響
- カ その他必要な事項

## 3. 応急活動体制

村及び関係機関は、大規模な火事災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

また、防災関係機関は、必要に応じて協議の上、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づく現地合同本部を設置し、円滑かつ迅速な災害応急対策の実施を図る。

## 4. 消防活動

北後志消防組合は、人命の安全確保と延焼防止を基本とし、次により消防活動を行う。

- (1) 現場活動情報等の連絡整理を行い、速やかに火災の状況を把握する。
- (2) 避難場所・避難経路の確保及び重要かつ危険度の高い箇所・地域を優先しながら活動を実施する。
- (3) 消火、飛火警戒等においては、近隣住民等の協力を得て、効果的な活動を実施する。

なお、住民等による初期消火活動の実施に当たっては、住民等に危険が及ばない範囲での活動にとどめ、安全に十分配慮するよう努める。

## 5. 避難措置

人命の安全を確保するための必要な避難措置については「第4章 第5節 避難対策計画」に定めるところにより実施する。

## 6. 救助救出及び医療救護活動

救助救出及び医療救護活動については「第4章 第10節 救助救出計画」及び「第4章 第11節 医療救護計画」に定めるところにより実施する。

## 7. 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

行方不明者の捜索及び遺体の収容等については「第2編 第2章 第28節 行方不明者の捜索及び遺体の収容・処理・埋葬計画」に定めるところにより実施する。

## 8. 交通規制

災害の拡大防止及び交通の確保のための交通規制については「第4章 第14節 交通応急対策計画」に定めるところにより実施する。

## 9. 自衛隊派遣要請

自衛隊派遣要請については「第4章 第7節 自衛隊派遣要請計画」に定めるところにより実施する。

## 10. 広域応援

災害の規模により、単独では十分な災害応急対策を実施できない場合の広域応援要請については「第4章 第8節 広域応援・受援計画」に定めるところにより実施する。

## 第4節 林野火災対策計画

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立してその拡大を防ぎよし、被害の軽減を図るため、村及び関係機関は、必要な予防措置を講ずるとともに、防災関係機関と連携のもと、各種応急対策を実施する。

### 第1項 災害予防

#### 1. 実施事項

村及び関係機関は、林野火災発生原因のほとんどが人為的なものであることを踏まえ、相互に協力して次により必要な予防対策を講ずる。

##### (1) 赤井川村・北後志消防組合

村及び北後志消防組合は、相互に連携して林野火災を予防するため、次の事項を実施する。

##### ア 一般入林者対策

登山、ハイキング、山菜採取、魚釣り等の入林者への対策として、次の事項を実施する。

(ア) タバコ、たき火の不始末による出火の危険性について、報道媒体、標語、ポスター、広報車、看板・標識、村ホームページ等を活用するとともに、関係機関の協力を得ながら広く周知する。

(イ) 入林の許可・届出等について指導する。

a 入林に当たっては、日時、場所等を指定するとともに、入林責任者を定め、できるだけ集団で行動するよう指導する。

b 入林承認証又は入林腕章を着用して入林させることとし、入林承認に当たっては、火気の取扱い、山火事予防その他必要な注意事項を与えて承認する。

(ウ) 火災警報発令又は気象条件が急変した際は、必要に応じて入林の制限を実施する。

(エ) 観光関係者による予防意識の啓発を図る。

##### イ 火入れ対策

林野火災危険期間（おおむね3月～6月。以下「危険期間」という。）中の火入れは極力避けるようにするとともに、火入れを行おうとする者に対して次の事項を指導する。

(ア) 森林法（昭和26年法律第249号）の規定に基づく村長の許可を取得させ、火入れ方法を指導し、許可付帯条件を遵守させる。

(イ) 火災警報発令又は気象条件急変の際は、一切の火入れを中止させる。

(ウ) 火入れ跡地の完全消火を図り、責任者に確認させる。

(エ) 火入れ（造林のための地ごしらえ、害虫駆除等）に該当しないたき火等の焼却行為についても、特に気象状況に十分留意するよう指導する。

##### ウ 消火資機材等の整備

(ア) 林野火災消火資機材等は、地域に適合した機材を配備し、常に緊急時に対処できるよう点検・整備する。



- (イ) ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、空中消火薬剤の備蓄に努めるとともに、ヘリコプター離着陸場の適地をあらかじめ選定する。
- エ 山火事警防思想の普及啓発
  - 住民への警防思想の普及啓発は次により行う。
  - (ア) 防災行政無線により広報する。
  - (イ) 村及び道の広報車により村内主要地域を巡回し、併せて危険期間中、村の消防・森林事務所の車両等による啓発を行う。
  - (ウ) 関係機関から配布を受けたポスター・チラシ等を効率的に活用するため、各森林愛護組合に配布し、重点地域に掲示する。
  - (エ) 山火事予防パレードによる啓発を行う。
  - (オ) 林野火災予防実施期間中に山火事注意旗を掲揚し住民へ周知する。
- (2) 森林所有者
  - 森林所有者は、自己の所有林野における失火を防ぐため、次の事項を実施するよう努める。
  - ア 自己の所有林野への入林者に対する防火啓発
  - イ 巡視員の配置
  - ウ 無断入林者に対する指導
  - エ 火入れに対する安全対策
- (3) 林内事業者
  - 林内において、森林施業、鉱山、道路整備等の事業を行う者は、危険期間中、事業区域内における火災発生を防止するため、森林所有者と協議し、特に次の事項について留意の上、適切な予防対策を講ずる。
  - ア 火気責任者の選任、事業区域内の巡視員の配置
  - イ 火気責任者の指定する喫煙所等の設置、標識及び消火設備の完備
  - ウ 林野火災発生時の連絡系統及び周知方法の確立

## 2. 林野火災予消防対策協議会

林野火災の予消防対策を推進するため、次の林野火災予消防対策協議会の開催を通じて、相互の連絡、情報交換、指導等を行う。

- (1) 全道協議会
  - 全道の予消防対策については、北海道林野火災予消防対策協議会において推進する。
- (2) 地区協議会
  - 振興局区域ごとの予消防対策については、当該地域を管轄する地方部局及び関係機関により構成する地区林野火災予消防協議会において推進する。
- (3) 市町村協議会
  - 林野火災の予防対策を推進するため、赤井川村林野火災予消防対策協議会を設け、構成機関相互の連絡、情報交換計画の実施及び指導等、予消防対策の円滑なる実施を図る。

### 3. 気象情報対策

林野火災の発生及び広域化は、気象条件が極めて大きな要因であるため、関係機関は火災気象通報、その他警報・注意報、情報等の迅速な伝達を行い、林野火災の予防に万全を期する。

なお、火災気象通報（林野火災通報を兼ねる。）は、火災気象通報の一部として札幌管区気象台が発表及び終了の通報を行い、村は、火災気象通報を受けた場合、北後志消防組合赤井川支署へ通報する。

火災気象通報の通報基準及び伝達系統等は「第3章 第10節 消防計画」及び「第4章 第1節 気象等に関する情報の収集・伝達計画」に定めるとおりである。

また、村長は、通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条第3項の規定に基づき火災に関する警報を発することができる。この場合、関係機関、一般住民等へ周知を図るとともに、関係機関と連携のもと、速やかに適切な措置を講ずる。

資料 1-6 赤井川村火入れに関する条例

資料 1-7 赤井川村林野火災予消防対策協議会構成機関

資料 1-8 林野火災予防活動交付金要領

## 第2項 災害応急対策

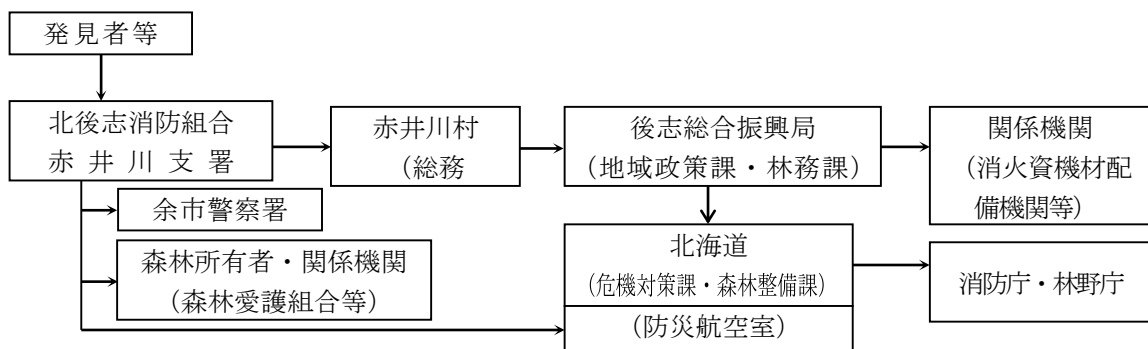
### 1. 情報通信

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

#### (1) 情報通信連絡系統

情報通信の連絡系統は、次のとおりである。

■ 林野火災の情報通信連絡系統図 ■



#### (2) 実施事項

村及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保し、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

また、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有、応急対策の調整等を行う。

なお、村及び後志総合振興局においては、「林野火災被害状況調書の提出について（昭和54年2月26日付け林政第119号）」に基づく林野火災被害状況調書の提出を速やかに行う。

## 2. 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民等に対して行う広報は「第4章 第4節 災害広報・情報提供計画」に定めるところによるほか、次により実施する。

### (1) 被災者の家族等への広報

村及び関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- ア 災害の状況
- イ 家族等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 村及び関係機関の実施する応急対策に関する情報
- オ その他必要な事項

### (2) 地域住民等への広報

村及び関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- ア 災害の状況
- イ 被災者の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 村及び関係機関の実施する応急対策に関する情報
- オ 避難の必要性等、地域に与える影響
- カ その他必要な事項

## 3. 応急活動体制

村及び関係機関は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

また、災害の規模により、単独では十分な災害応急対策を実施できない場合の広域応援要請については「第4章 第8節 広域応援・受援計画」に定めるところにより実施する。

なお、防災関係機関は、必要に応じて協議の上、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づく現地合同本部を設置し、円滑かつ迅速な災害応急対策の実施を図る。

## 4. 消防活動

北後志消防組合は、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消防活動を実施する。

- (1) 林野火災防ぎょ図の活用、適切な消火部隊の配置、森林愛護組合の出動協力等により、効果的な地上消火を行う。
- (2) 住家への延焼拡大の危険性がある場合や林野火災が広域化する場合などは「第4章 第9節 ヘリコプター等活用計画」に基づく北海道消防防災ヘリコプターの要請等により空中消火を実施する。

## 5. 避難措置

人命の安全を確保するための必要な避難措置については「第4章 第5節 避難対策計画」に定めるところにより実施する。

## 6. 交通規制

災害の拡大防止及び交通の確保のための交通規制については「第4章 第14節 交通応急対策計画」に定めるところにより実施する。

## 7. 自衛隊派遣要請

自衛隊派遣要請については「第4章 第7節 自衛隊派遣要請計画」に定めるところにより実施する。

## 8. 広域応援

災害の規模により、単独では十分な災害応急対策を実施できない場合の広域応援要請については「第4章 第8節 広域応援・受援計画」に定めるところにより実施する。

## 第5節 大規模停電災害対策計画

大規模停電災害により、住民の生命、身体、財産に被害が生じた場合、または生じるおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、村及び関係機関は、防災関係機関と連携して、必要な予防措置を講ずるとともに各種応急対策を実施する。

### 第1項 災害予防

村及び関係機関は、防災関係機関と相互に協力し、大規模な停電災害の発生を未然に防止し、または被害を軽減するため、必要な対策を実施する。

#### 1. 実施事項

##### (1) 北海道電力株式会社・北海道電力ネットワーク株式会社

ア 電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、別に定める「防災業務計画」によって両社一体となり災害予防措置を講ずるものとする。

イ 電力設備については、国の基準等に基づく耐震性を確保することはもとより、設備構成の多重化や系統監視・制御システム等により電力供給システム全体としての耐災性機能を確保する。

ウ 災害対策を円滑かつ適切に推進するため、関係機関と連携し防災訓練を実施するなど、災害発生時に対策が有効に機能することを確認する。

##### (1) 村及び防災関係機関

ア 災害時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図る。

イ 非常用電源を整備するとともに、その燃料を満量にしておくなど、停電時に対応できる電源を確保する。

ウ 住民に向けて、通電火災といった大規模停電時に起こりうる事故等について周知を行う。

エ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について、徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。

オ 関係機関と相互に連携して、電力供給がひっ迫した際の連絡体制や節電対策を整備する。

カ 大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努める。

### 第2項 災害応急対策

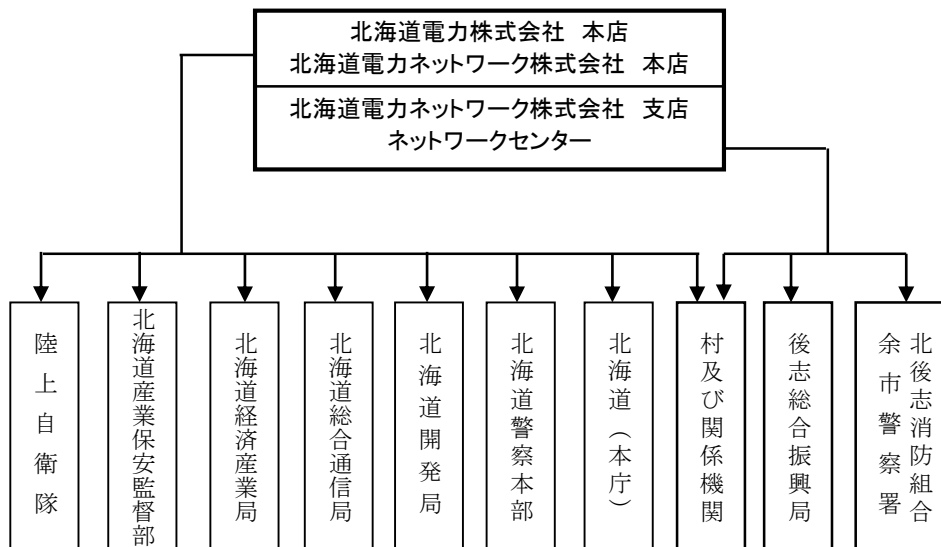
#### 1. 情報通信

大規模停電災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

##### (1) 情報通信連絡系統

情報通信の連絡系統は、次のとおりである。

■大規模停電災害の情報通信連絡系統図■



(2) 実施事項

村及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保し、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。また、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有、応急対策の調整等を行う。

2. 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民等に対して行う広報は「第4章 第4節 災害広報・情報提供計画」に定めるところによるほか、次により実施する。

(1) 実施事項

村及び関係機関は、地域住民や帰宅困難者などからの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、地域住民等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- ア 停電及び停電に伴う災害の状況
- イ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- ウ 停電の復旧の見通し
- エ 避難の必要性等、地域に与える影響
- オ その他必要な事項

3. 応急活動体制

村及び関係機関は、大規模停電災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

また、北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社は、電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、別に定める「防災業務計画」によって両社一体となって災害応急対策を講ずる。

#### 4. 消防活動

大規模停電災害時における消防活動は、次により実施する。

- (1) エレベーターの閉じ込め事故に対し施設管理者、保守業者等と連携した救助
- (2) 火災発生に対する迅速な消火活動
- (3) 医療機関との連携による円滑な救急搬送

#### 5. 避難所対策

大規模停電災害による住民の生命及び身体の安全、保護を図るための必要な避難措置については「第4章 第5節 避難対策計画」に定めるところにより実施する。

#### 6. 医療救護活動

救助救出及び医療救護活動については「第4章 第10節 救助救出計画」及び「第4章 第11節 医療救護計画」に定めるところにより実施する。

#### 7. 交通対策

災害の拡大防止及び交通の確保のための交通規制については「第4章 第14節 交通応急対策計画」に定めるところにより実施する。

#### 8. 応急電力対策

##### (1) 緊急的な電力供給

ア 道は、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した重要施設の非常用電源の設置状況を踏まえ、関係市町村を通して、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成する。

イ 道は、北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社等の関係機関と協議の上、電源車等の配備先を決定する。

ウ 北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社は、イによる決定に基づき電源車等の配備を行うなど、道があらかじめリスト化した重要施設への電力の優先供給に努めるものとする。

##### (2) 通信機器等の充電対策

関係機関は、必要に応じて、スマートフォンや携帯電話、その他充電が必要となる機器等を有する被災者に対して、庁舎や管理施設などを開放し、電源の提供や民間事業者等と連携して充電機器等の提供に努めるものとする。

#### 9. 給水対策

村は、水道水を供給するポンプの停止などによる断水地域（高台や集合住宅）への給水活動を行うものとする。また、必要に応じて、近隣市町村や日本水道協会北海道地方支部に対し応援を要請するものとする。

## 10. 石油類燃料の供給対策

村及び道は、大規模停電災害時における石油類燃料の供給については、「第4章 第19節 石油類燃料供給計画」の定めるところによるものとする。

## 11. 自衛隊派遣要請

自衛隊派遣要請については「第4章 第7節 自衛隊派遣要請計画」に定めるところにより実施する。

## 12. 広域応援

災害の規模により、単独では十分な災害応急対策を実施できない場合の広域応援要請については「第4章 第8節 広域応援・受援計画」に定めるところにより実施する。



## 第7章 災害復旧・被災者援護計画

災害が発生した際には、速やかに、被災施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興へとつなげていく必要がある。

このため村は、住民の意向を尊重しながら、国、道、関係機関等の協力と適切な役割分担及び連携のもと、被災者生活再建及び経済の復興、再度災害防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すとともに、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り円滑かつ迅速な復旧・復興を図るものとする。

### 第1節 災害復旧計画

村は、防災関係機関との適切な役割分担及び連携のもと、被災地域の特性や被災状況、関係する公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な原状復旧を目指すのか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すのかについて早急に検討し、基本となる方向を定め、又はこれに基づき計画を作成することにより、計画的に災害復旧事業を実施する。

あわせて、災害に伴い生じた廃棄物については、広域的な処理を含めた計画的な収集・運搬・処分により、迅速かつ適切に廃棄物処理を行う。

なお、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、国に緊急災害対策本部が設置され、当該災害からの復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）に基づき、被災地の復興を図るため必要となる措置を行う。

#### 第1項 実施責任

指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者が実施する。

#### 第2項 復旧事業計画

公共施設の災害復旧事業計画は、おおむね次の計画とする。

- 1 公共土木施設災害復旧事業計画
  - (1) 河川
  - (2) 砂防設備
  - (3) 林地荒廃防止施設
  - (4) 地すべり防止施設
  - (5) 急傾斜地崩壊防止施設
  - (6) 道路
  - (7) 下水道
  - (8) 公園
- 2 農林業施設災害復旧事業計画
- 3 都市施設災害復旧事業計画

- 4 上水道災害復旧事業計画
- 5 住宅災害復旧事業計画
- 6 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 7 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
- 8 学校教育施設災害復旧事業計画
- 9 社会教育施設災害復旧事業計画
- 10 その他災害復旧事業計画

### 第3項 災害復旧予算措置

災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に法律の定めるところにより、予算の範囲内において、国及び道が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる。

なお、事業別の国庫負担及び補助率は、おおむね「資料7-1 事業別国庫負担等一覧」のとおりである。

#### 資料7-1 事業別国庫負担等一覧

### 第4項 激甚災害に係る財政援助措置

著しく激甚である災害が発生した場合、村は、道と連携のもと、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）による激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努める。

## 第2節 被災者援護計画

村は、災害からの速やかな復旧を図るとともに、被災者等の生活再建に向け、住まいの確保や生活資金の援助等、きめ細かな支援対策を講ずる。

なお、地震災害の場合は、各種の被害が広範囲にわたり、瞬間的に発生するところに特殊性があり、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性がある。

また、こうした社会の混乱は、速やかな災害復旧を妨げる要因となるため、村は、災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として、防災関係機関と協力し、被災地の生活の安定のため緊急措置を講ずるとともに、適切な情報提供に努めるものとする。

さらに、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度である地震保険が、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであることから、その制度の普及促進に努めるものとする。

### 第1項 罹災証明書の交付

#### 1. 罹災証明書の交付体制の確立

村は、被災者に対する各種支援措置を早期に実施するため、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立する。

なお、村長は、罹災証明書のうち、火災に起因するものの交付に関する事務について、必要に応じて消防長等に消防法による火災損害調査の結果に基づき行わせることとすることができる。

#### 2. 罹災証明書の交付

- (1) 村長は、村域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他村長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書を交付しなければならない。
- (2) 村は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。
- (3) 村は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。
- (4) 村は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。

## 第2項 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供

### 1. 被災者台帳の作成

- (1) 村長は、村域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。
- (2) 被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録する。
  - ア 氏名
  - イ 生年月日
  - ウ 性別
  - エ 住所又は居所
  - オ 住家の被害その他村長が定める種類の被害の状況
  - カ 援護の実施の状況
  - キ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
  - ク 電話番号その他の連絡先
  - ケ 世帯の構成
  - コ 罹災証明書の交付の状況
  - サ 村長が台帳情報を村以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
  - シ 上記サの提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
  - ス 被災者台帳の作成に当たり、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号
  - セ その他被災者の援護の実施に関して村長が必要と認める事項
- (3) 村長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- (4) 村長は、必要に応じて、被災者台帳の作成のため、道や他市町村等に対して被災者に関する情報の提供を求めることができる。

### 2. 台帳情報の利用及び提供

- (1) 村長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。
  - ア 本人（台帳情報によって識別される特定の個人をいう。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
  - イ 村が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。
  - ウ 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

- (2) 台帳情報の提供を受けようとする申請者は、次に掲げる事項を記載した申請書を当該台帳情報を保有する者（村長）に提出しなければならない。
- ア 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
  - イ 申請に係る被災者を特定するために必要な情報
  - ウ 提供を受けようとする台帳情報の範囲
  - エ 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係るものが含まれる場合には、その使用目的
  - オ その他台帳情報の提供に関して村長が必要と認める事項
- (3) 村長は、上記(2)の申請があつた場合において、当該申請が不当な目的によるものと認めるとき、又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、当該申請に係る台帳情報を提供することができる。この場合、提供する台帳情報には、当該被災者に係る行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号（本節第3の1(2)のス）を含めないものとする。

### 第3項 融資・貸付等による金融支援

災害の応急復旧を図り、罹災者の速やかな立直りを期するための応急金融については次のとおりである。

なお、応急金融の融資の名称、取扱機関等の大要の詳細は、「資料7-2 応急金融の大要」による。

- 1 生活福祉資金
- 2 母子父子寡婦福祉資金
- 3 災害援護資金貸付金
- 4 災害弔慰金
- 5 災害障害見舞金
- 6 住家被害見舞金等（都道府県見舞金・災害対策交付金を含む。）
- 7 災害復興住宅資金
- 8 農林漁業セーフティネット資金
- 9 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号）による融資
- 10 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設（災害復旧））
- 11 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設）水産業施設資金（災害復旧）
- 12 造林資金
- 13 樹苗養成施設資金
- 14 林道資金
- 15 主務大臣指定施設資金
- 16 共同利用施設資金
- 17 備荒資金直接融資資金
- 18 中小企業総合振興資金「経営環境変化対応貸付（災害復旧）」

- 19 勤労者福祉資金
- 20 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づく支援

資料1-9 赤井川村罹災見舞条例

資料1-10 災害弔慰金の支給等に関する条例

資料1-11 災害弔慰金の支給に関する条例施行規則

資料7-2 応急金融の概要

#### 第4項 義援金の募集及び配分

##### 1. 義援金の募集

###### (1) 受付窓口の設置

村は、災害による被災者を救援するため災害義援金の募集及び配分を必要とするときは、義援金の受付窓口を設置するとともに、義援金専用の預貯金口座を設け、払出しまでの間、預貯金を保管する。

###### (2) 義援金の受入れ

村は、災害の発生に際して、赤井川村社会福祉協議会と連携のもと、義援金の募集を行うものとし、募集に際しては、募集方法、期間等を定め、報道機関等を通じて支援を要請する。

##### 2. 義援金の配分

###### (1) 災害義援金配分委員会の設置

村は、災害発生時に集まった義援金の配分が公平かつ効果的に行われるよう、赤井川村災害義援金配分委員会（以下「配分委員会」という。）を設置する。

###### (2) 配分計画の作成

村は、寄託された義援金（日本赤十字社北海道支部や道等の義援金受付団体に寄託された義援金を含む。）について、配分委員会において次の事項について審議し、義援金総額、被災状況等を考慮した配分基準を定めるとともに、迅速かつ適切に配分する。

ア 配分対象

イ 配分基準

ウ 配分方法

エ その他必要な事項について

###### (3) 配分結果の公表

配分委員会は、義援金の配分結果について、赤井川村防災会議に報告するとともに、報道機関等を通して公表し、救援活動の透明性の確保を図る。

##### 3. 北海道による義援金の募集及び配分

道は、災害による被災者を救護するための災害義援金の募集及び配分を必要とするときは、北海道災害義援金募集委員会及び北海道災害義援金配分委員会を設置し、これに当たる。

沿革 昭和39年 8月 1日 策 定  
昭和62年 12月22日 全部改定  
平成23年 8月 3日 全部改定  
平成28年 3月11日 一部改定  
平成30年 8月31日 全部改定  
令和 4年 3月31日 全部改定

# 赤井川村地域防災計画

## 【本 編】

令和4年 3月

赤井川村防災会議

編集・発行 赤井川村 総務課企画地域振興係  
〒046-0592  
余市郡赤井川村字赤井川 74 番地 2  
TEL 0135-34-6211  
FAX 0135-34-6644